

平成 3 1 年第 1 回宇城市議会定例会 会期日程表

会期 2 5 日間

月 日	曜	会議の種別	件 名
2 月 1 8 日	月	本会議	○ 開会・開議 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 会期の決定 ○ 諸報告 ○ 施政方針説明 ○ 専決処分の報告 ○ 議案第 1 号から同意第 1 号までの 4 2 議案を一括上程・提案理由説明・詳細説明 【 散 会 】
2 月 1 9 日	火	休 会	○ 議事整理
2 月 2 0 日	水	休 会	○ 議事整理
2 月 2 1 日	木	本会議	○ 開議 ○ 議案第 1 号から議案第 4 1 号までの質疑・委員会付託 ○ 同意第 1 号の質疑 【 散 会 】
2 月 2 2 日	金	休 会	○ 総務文教常任委員会 ○ 建設経済常任委員会 ○ 民生常任委員会
2 月 2 3 日	土	休 会	○ 市の休日
2 月 2 4 日	日	休 会	○ 市の休日
2 月 2 5 日	月	休 会	○ 議事整理
2 月 2 6 日	火	本会議	○ 開議 ○ 議案第 1 号から議案第 1 0 号までの委員長報告・質疑・討論・採決 ○ 議案第 4 2 号を追加上程・提案理由説明・詳細説明・質疑・委員会付託 【 散 会 】
2 月 2 7 日	水	休 会	○ 総務文教常任委員会 ○ 建設経済常任委員会
2 月 2 8 日	木	休 会	○ 総務文教常任委員会 ○ 建設経済常任委員会

月 日	曜	会議の種別	件 名
3 月 1 日	金	休 会	○ 民生常任委員会
3 月 2 日	土	休 会	○ 市の休日
3 月 3 日	日	休 会	○ 市の休日
3 月 4 日	月	休 会	○ 民生常任委員会
3 月 5 日	火	休 会	○ 議事整理
3 月 6 日	水	本会議	○ 開議 ○ 一般質問（代表質問） 【 延 会 】
3 月 7 日	木	本会議	○ 開議 ○ 一般質問（園田、豊田） 【 延 会 】
3 月 8 日	金	本会議	○ 開議 ○ 一般質問（中山、原田、渡邊） 【 延 会 】
3 月 9 日	土	休 会	○ 市の休日
3 月 10 日	日	休 会	○ 市の休日
3 月 11 日	月	本会議	○ 開議 ○ 一般質問（河野正、高橋、三角） 【 延 会 】
3 月 12 日	火	本会議	○ 開議 ○ 一般質問（五嶋、入江、坂下） 【 散 会 】
3 月 13 日	水	休 会	○ 議事整理
3 月 14 日	木	本会議	○ 開議 ○ 議案第 11 号から議案第 42 号までの委員長報告・質疑・討論・採決 ○ 議案第 43 号から議案第 45 号までの 3 議案を追加上程・提案理由説明・詳細説明・質疑・討論・採決 ○ 同意第 1 号の討論・採決 【 閉 会 】

第 1 号

2月18日（月）

平成31年第1回宇城市議会定例会（第1号）

平成31年2月18日（月）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		諸報告
日程第4		施政方針について
日程第5	報告第1号	専決処分の報告について
日程第6	議案第1号	工事請負契約の締結について（学校給食センター新築工事）
日程第7	議案第2号	平成30年度宇城市一般会計補正予算（第7号）
日程第8	議案第3号	平成30年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第9	議案第4号	平成30年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第10	議案第5号	平成30年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第11	議案第6号	平成30年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第2号）
日程第12	議案第7号	平成30年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第13	議案第8号	平成30年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号）
日程第14	議案第9号	平成30年度宇城市下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第15	議案第10号	平成30年度宇城市市民病院事業会計補正予算（第3号）
日程第16	議案第11号	宇城市延滞金等徴収条例の制定について
日程第17	議案第12号	宇城市森林環境譲与税基金条例の制定について
日程第18	議案第13号	宇城市営駐車場条例の制定について
日程第19	議案第14号	宇城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20	議案第15号	宇城市総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21	議案第16号	宇城市三角西港観光施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第22	議案第17号	宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

		について
日程第 2 3	議案第 1 8 号	宇城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 4	議案第 1 9 号	宇城市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 5	議案第 2 0 号	宇城市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 6	議案第 2 1 号	宇城市河川敷等占用条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 7	議案第 2 2 号	宇城市立公園条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 8	議案第 2 3 号	宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 9	議案第 2 4 号	宇城市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 0	議案第 2 5 号	宇城市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 1	議案第 2 6 号	宇城市民プール条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 2	議案第 2 7 号	宇城市立体育館条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 3	議案第 2 8 号	宇城市三角地域過疎地域自立促進計画の変更について
日程第 3 4	議案第 2 9 号	指定管理者の指定について（松橋老人福祉センター）
日程第 3 5	議案第 3 0 号	指定管理者の指定について（不知火体育館、松合体育館、不知火温泉プール、武道館、不知火グラウンド）
日程第 3 6	議案第 3 1 号	工事請負契約の変更契約の締結について（長崎久具線交付金橋梁上部工工事）
日程第 3 7	議案第 3 2 号	財産の無償譲渡について（不知火保育園）
日程第 3 8	議案第 3 3 号	財産の取得について（災害公営住宅建設用地）
日程第 3 9	議案第 3 4 号	平成 3 1 年度宇城市一般会計予算
日程第 4 0	議案第 3 5 号	平成 3 1 年度宇城市国民健康保険特別会計予算
日程第 4 1	議案第 3 6 号	平成 3 1 年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算
日程第 4 2	議案第 3 7 号	平成 3 1 年度宇城市介護保険特別会計予算
日程第 4 3	議案第 3 8 号	平成 3 1 年度宇城市奨学金特別会計予算
日程第 4 4	議案第 3 9 号	平成 3 1 年度宇城市水道事業会計予算
日程第 4 5	議案第 4 0 号	平成 3 1 年度宇城市下水道事業会計予算

日程第４６ 議案第４１号 平成３１年度宇城市民病院事業会計予算
日程第４７ 同意第１号 副市長の選任について（浅井 正文氏）
日程第４８ 休会の件

２ 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

３ 出席議員は次のとおりである。（２２人）

１番 原 田 祐 作 君	２番 永 木 誠 君
３番 山 森 悦 嗣 君	４番 三 角 隆 史 君
５番 坂 下 勲 君	６番 高 橋 佳 大 君
７番 高 本 敬 義 君	８番 大 村 悟 君
９番 福 永 貴 充 君	１０番 溝 見 友 一 君
１１番 園 田 幸 雄 君	１２番 五 嶋 映 司 君
１３番 福 田 良 二 君	１４番 河 野 正 明 君
１５番 渡 邊 裕 生 君	１６番 河 野 一 郎 君
１７番 長 谷 誠 一 君	１８番 入 江 学 君
１９番 豊 田 紀代美 君	２０番 中 山 弘 幸 君
２１番 石 川 洋 一 君	２２番 岡 本 泰 章 君

４ 欠席議員はなし

５ 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 吉 澤 和 弘 君 書 記 山 本 裕 子 君

６ 説明のため出席した者の職氏名

市 長 守 田 憲 史 君	副 市 長 浅 井 正 文 君
教 育 長 平 岡 和 徳 君	総 務 部 長 成 松 英 隆 君
総 合 政 策 監 村 上 理 一 君	企 画 部 長 岩清水 伸 二 君
市民環境部長 園 田 敏 行 君	健康福祉部長 那 須 聡 英 君
経 済 部 長 吉 田 裕 次 君	土 木 部 長 成 田 正 博 君
教 育 部 長 蛇 島 浩 治 君	会 計 管 理 者 木 下 堅 君
総 務 部 次 長 天 川 竜 治 君	企 画 部 次 長 中 村 誠 一 君
市民環境部次長 村 上 雅 宣 君	健康福祉部次長 稼 隆 弘 君

經濟部次長	杉 浦 正 秀 君	土木部次長	坂 園 昭 年 君
教育部次長	吉 田 勝 広 君	三角支所長	内 田 公 彦 君
総括審議員	原 田 文 章 君	不知火支所長	村 上 伸 一 君
小川支所長	篠 塚 孝 教 君	豊野支所長	中 村 隆 文 君
市民病院事務長	伊 藤 博 文 君	農業委員会事務局長	蔵 原 正 敏 君
監査委員事務局長	横 山 悦 子 君	財政課長	木見田 洋 一 君

開会 午前１０時００分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） ただいまから、平成３１年第１回宇城市議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（長谷誠一君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第８７条の規定によって、９番、福永貴充君及び１０番、溝見友一君の２人を指名します。

-----○-----

日程第２ 会期の決定

○議長（長谷誠一君） 日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日２月１８日から３月１４日までの２５日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から３月１４日までの２５日間に決定しました。

-----○-----

日程第３ 諸報告

○議長（長谷誠一君） 日程第３、諸報告を行います。

まず議長の諸般の報告として、１ページから４ページのとおり、監査委員から宇城市の例月現金出納検査の結果に関する報告について、平成３０年１１月分及び１２月分が提出されております。

次に、主な公式行事については、５ページのとおりであります。

次に、陳情等について申し上げます。去る２月８日の第２回議会運営委員会において机上配布と決定した１件の陳情書につきましては、皆様のお手元に配布のとおりであります。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、市長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

○市長（守田憲史君） 発言のお許しを頂きましたので、行政報告をいたします。

はじめに、宇城市の第３セクターである三角町振興株式会社社員の不正流用についての報告です。平成２９年９月から平成３１年１月にかけて、店長である３５歳男性が、会社の金庫に保管してある現金や会社の通帳から複数回合計７６万５，１

88円を横領し、遊行費等に流用していた事象が発覚いたしました。横領した金額については1月18日までに全額返済されており、当事者については、1月31日付けで退職願を提出し受理されております。なお、当該者は第3セクターであるため、代表取締役社長浅井正文については、2月7日の代表取締役会議において文書による訓告処分を受けております。このような事態が再発しないよう管理体制を強化するとともに、社員の服務規律の確保と意識改革の徹底に万全を期すよう指導してまいります。

次に、熊本地震からの復興に向けた取組についての報告です。現在建設中の災害公営住宅の進捗状況ですが、市内5か所、82戸の災害公営住宅が完成し、随時入居されており、年度末までに98戸が完成予定です。整備を予定していた155戸に加え、小川町に26戸を追加し、災害公営住宅に入居を希望される方全員が平成31年度中に入居できるよう、市内全域で181戸の整備を行います。さらに被災者の皆様方の一日も早い生活再建ができますように、災害公営住宅入居に際しての初期費用についても助成を行う予定です。

次に、災害発生時における技術支援及び協力に関する協定締結についてです。12月5日に一般社団法人全国さく井協会と災害時における技術支援協力に関する協定を締結いたしました。熊本地震発災時の長期にわたる時間断水等を余儀なくされ、多くの市民の方が不自由な生活を強いられました。この教訓から市が整備する防災拠点施設6か所と防災公園1か所に、井戸施設を設置する予定ですが、今回の協定締結により災害時における井戸施設の適正管理に関し、技術的支援をしていただくことが可能となります。また1月21日には、市内県立学校5校と災害発生時における学校施設の避難所及び福祉避難所等利用に関する基本協定を締結いたしました。これにより本市の防災体制の更なる充実、強化が図られ、市が目指す災害に強いまちづくりの一助になると期待しております。

次に、地方創生及び地域活性化のための協定締結についてです。新たな雇用による税収増や人口増加など地域活性化のためには、企業の立地は重要な地域資源になるものと考えております。1月21日には、熊本第一信用金庫と経営及び創業支援に係る業務連携・協力に関する連携協定を締結いたしました。今回の協定締結により、創業希望者の人材育成や創業資金調達など幅広い分野を指導いただき、創業準備期から創業後まで一貫したサポートを連携して行うことで、創業後の成功率を高め、地域経済の活性化が図られることにより、本市が成長発展することを大いに期待するものです。

次に、省庁等への要望活動についてです。1月22日にB&G全国サミットに参加しました。宇城市は三角地区に体育館及びプール、艇庫がありますが、整備から

長い年月が経過しており、今後改修する必要性も検討されることから、財団に対し今後とも要望を行っていきます。1月23日には、総務省、国土交通省へ要望活動を行ってまいりました。光ファイバー整備、熊本天草幹線道路の整備促進についてそれぞれの関係機関に要望活動を行い、今後も早期整備・早期実現に向け、継続して要望を行ってまいります。2月6日には、知事へ八代海の再生及び堤防・護岸の強化に関する要望活動を行ってまいりました。八代海の湾奥である宇城市は浅海化対策や漂着物の処理、堤防・護岸の強化が必要であり、今後も課題解決のため継続して要望してまいります。

次に、皇族の御来訪についての報告です。2月1日に三笠宮瑤子女王殿下が宇城市に御来訪をされました。女王殿下は国際ユニバーサルデザイン協議会の総裁であり、今回宇城市出身でNPO法人ユニバーサルサウンドデザイン協会の中石真一路理事長と、宇城市の介護認定調査の現状及び平成31年度より導入を予定している会話支援機器COMUOON（コミュニケーション）を用いた調査への取組についての御視察でした。

次に、宇城市成人式の報告です。1月13日に平成最後の宇城市成人式が開催され、新成人511人が新たに大人の仲間入りをされました。小川総合文化センターラポートでは、大人になったことを自覚し将来の希望を語る新成人と、それを温かく見守る御家族の方々が集われ、すばらしい成人式となりました。新成人の輝く未来に幸多からんことを心からお祈り申し上げます。

最後に、熊日駅伝大会の報告です。1月27日に開催された第36回熊日郡市対抗女子駅伝大会におきまして、1区で区間賞を取るなどの活躍で宇城市は4位という結果でした。また、2月10日に開催された男子の第45回郡市対抗熊日駅伝大会においては、2区及び9区、13区で区間賞を取る力走で検討いただき、7位という成績を収められ、宇城市の力を存分に発揮していただきました。選手の皆さん、役員の皆さんには、改めまして感謝申し上げます。

以上、行政報告といたします。

○議長（長谷誠一君） 以上で、行政報告が終わりました。

これで、諸報告を終わります。

-----○-----

日程第4 施政方針について

○議長（長谷誠一君） 日程第4、施政方針について、市長から発言の申し出がありますので、これを許します。

○市長（守田憲史君） 平成31年第1回宇城市議会定例会の開会にあたり、平成最後となります施政方針について簡潔に申し上げます。

熊本地震発災から２年１０か月が経過しました。市では、市民の皆様の暮らしと生活再建を最優先課題と位置付け、社会基盤の整備や地域産業の再生、災害公営住宅の整備など、復興に向けて全力で取り組んでまいりました。

また、「いざ、復興へ。～市民生活を最優先するまちづくりを目指して～」をテーマに掲げ、平成２９年３月に策定しました第２次宇城市総合計画に基づき、今後の本市が目指すべき将来都市像の実現に向けて事業を展開しております。

来たる平成３１年度も、熊本地震からの復興を最優先に、市民生活の安定につながる事業を優先して実施するとともに、「ちょうどいい」が実感できるまちづくりに邁進してまいります。

内閣府の経済報告によれば、景気は緩やかに回復しているとの基調判断がなされており、先行きについても雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあり、緩やかな回復が続くと期待されています。

このような情勢の中、政府は経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していくとし、「経済財政運営と改革の基本方針２０１８」及び「未来投資戦略２０１８」を着実に実行していくとしています。さらに全ての世代が安心でき、活躍できる全世代型社会保障制度を実現するため、労働制度をはじめ制度全般の改革を進めるとともに、１０月に予定されている消費税率の引き上げを控え、経済・財政運営に万全を期すとしています。

地方行財政については、ＩＣＴやＡＩを活用した業務改革、情報システムのクラウド化などの地方行政サービス改革を推進するとともに、公共施設等の老朽化対策等の適正管理、財政状況の見える化、公営企業会計の適用拡大と経営改革など、財政マネジメントを強化することとしています。

熊本地震発災から約３年となり、復興は着実に進んでいるものの、市民が本格的な生活再建を果たし、完全なる復興と認識するに至るには、今まで同様に多くの時間と財源が必要であります。本市は、これまで普通交付税縮減後の財政運営に備えるため、蓄えてきた財政調整基金を前倒しで取り崩しており、来年度以降、安定した財政運営のもとで復興を着実に推進するためには、真に必要な事業への選択と集中、効率的な予算の執行を不断の取組としていかなければなりません。今後も、人口減少に伴う市税等の減少や普通交付税の段階的縮減に加え、社会保障関係経費などの義務的経費及び公共施設の老朽化に伴う改修、更新費用の増大と歳入歳出の両面で厳しい状況が見込まれます。

このような財政状況下にあっても、様々な行財政課題や大型事業、復興事業への対応には手を抜くことなく市民の要請に応えていくために、生活の基盤となる産業の振興、教育、保健、医療及び福祉などの分野に力を注いでまいります。特に、人

口減少と超少子高齢化が現実となる近い将来において、子育て施策や教育環境を充実させることにより、市内外の方々から選ばれ、住み続けていただくまちを目指すべく、教育分野については重点的に取り組んでいく決意をいたしました。

平成31年度も、本市が目指す将来都市像「ちょうどいい！住みやすさを実感できる都市・宇城」の実現に向けた6つのまちづくり、「復興する」、「育てる」、「住み続ける」、「持続する」、「選ばれる」及び「活躍する」まちづくり施策分野に取り組んでまいります。

平成31年度重点施策。第2次宇城市総合計画及び予算編成方針に基づき、平成31年度の重点施策の概要について申し上げます。

まず、1、復興するまちづくりについてです。地震発災後約3年が経過し、市民の皆様の自立生活再建もさらに本格化していきます。行政としても、引き続き仮設住宅入居者及びみなし仮設住宅入居者などの恒久的な住まいの確保や、被災者の生活見守り活動の継続を行っていくとともに、災害に強い都市構造の構築、またそれを構成する拠点やネットワークの整備など、社会基盤の早期復興を順序良く着実に進めてまいります。具体的には、被災宅地復旧支援事業費として2億円、災害公営住宅入居支援事業費として5,300万円、防災拠点センター整備関連事業費として18億6,800万円、公衆無線LAN環境整備費として600万円を今回の当初予算で計上しております。

次に、2、育てるまちづくりについてです。近年、子育てや教育を取り巻く環境は生活の多様化や情報化などの進展により大きく変化しております。将来の本市を支える人材育成のためには、確かな学力を向上させる取組と社会の変化に対応した教育の推進が必要です。子どもたちが幅広い知識と教養を身に付け、豊かな人間性と健やかな身体をつくれるよう、安全かつ快適な教育環境の整備と子育て支援が充実したまちづくりを進めます。具体的には保育所等整備事業補助費として5億5,300万円、小中学校ICT教育環境整備費として2億2,400万円、小中学校のパソコン更新費用として8,500万円、学校給食センター建築事業費として8億8,400万円、松橋中学校屋内運動場及び武道場改築事業費として9億2,700万円、不知火小学校改築事業費として8億9,200万円を計上しております。

次に、住み続けるまちづくりについてです。全ての市民が、「ちょうどいい！住みやすさ」を実感できる行政サービスや生活環境の整備、そして災害対策の充実や防犯対策の向上を図ることで、将来にわたって安全で安心して住み続けられるまちづくりを引き続き進めます。また、市民の健康管理のため取り組んでいるさしより野菜事業も、継続して市を挙げて取り組むとともに、食品ロスをなくす取組である30・10運動についても引き続き推奨してまいります。さらに風しん患者数が全

国的に急増していることにより、国では風しんに関する追加対策を実施することとされていますが、具体的な制度内容については明らかになっておりません。しかし本市においては、早期の事業実施ができるよう必要な経費について当初予算での予算計上を行い、速やかな対応を図っていきます。具体的には、さしより野菜推進事業費として600万円、成人男性風しん抗体検査及びワクチン接種業務委託費として2,600万円、防災行政無線デジタル化整備費として2億3,600万円、防災行政無線電話対応システム整備費として500万円、防犯灯LED交換費として3,100万円を計上しております。

次に、4、持続するまちづくりについてです。本市が、熊本地震からの復旧復興を目指す中で、産業基盤や幹線道路網の整備など、都市基盤の強化は必要不可欠となります。企業誘致を継続して推進していくとともに、地域の特性に応じた農林業、水産業、商業などの基盤の保全、生活に必要な機能を中心部に集めるコンパクトシティの形成、また地域産業の発展につながり都市の基礎となる幹線道路網の整備を図ることで、持続するまちづくりを進めます。具体的には、長崎久具線改良事業費として3億5,200万円、戸馳大橋架替事業費として2億2,500万円、光通信網整備事業補助費として3億2,200万円、農業次世代人材投資事業補助費として8,900万円、県営湛水防除事業補助費として1億7,300万円、IT企業等誘致支援業務委託費として700万円を計上しております。

次に、5、選ばれるまちづくりについてです。将来にわたって豊かで安心できる生活のためには、持続的発展が不可欠であるため、交流人口や移住・定住者の増加、「ちょうどいい」と実感できる環境や基盤の整備を行ってまいります。また、観光分野においては、来訪者の動向をしっかりと見極めながら、ターゲットを絞り込み、戦略的な観光推進を図ることで、地域経済の波及効果を高め、地域と行政が一体となって稼げる観光の地域づくりに取り組みます。具体的には、空き地・空き家対策事業費として1,600万円、新たな観光拠点づくり事業費として3,600万円、地方バス運行等特別対策補助費として1億100万円、多面的機能支払事業補助費として2億800万円を計上しております。

最後に、6、活躍するまちづくりについてです。様々な交流の機会や住民が主役となるまちづくりの活動やコミュニティビジネスなど、障がいのある人や定年を迎えた高齢者層、子育てが一段落した女性、若者、全ての市民がまちづくりの担い手として活躍できる環境整備を進めます。また、健康で活力ある生活ができる社会生活を構築するためには、誰もが気軽にスポーツを楽しむ環境が必要です。スポーツ推進の中核となり得る総合型地域スポーツクラブの育成と合わせて、学童スポーツクラブへの支援、協力体制の構築を進めてまいります。具体的には、地域コミュ

ニティ活動支援事業費として3,100万円、地方創生推進交付金事業費として400万円、総合型地域スポーツクラブ補助費として300万円、学童スポーツクラブ推進費として200万円、熊本県民体育祭補助費として1,800万円、ふるさと納税事務一括代行業務委託費及び広告費として1億9,900万円を計上しております。

未曾有の大災害に遭った熊本地震から約3年が経過し、復旧から復興へとシフトチェンジしている中、平成31年度が合併算定替えの最終年度となります。市民生活の再建が本格化してくる今後、合併特例債の期限について多方面からの御尽力により、平成36年度までの延長の決定がなされましたが、人口減少・超少子高齢化などの問題を抱え、地方自治体の運営はますます厳しい局面を迎えます。公共施設の統廃合、職員数の削減、事務事業の見直しや民間委託など、時に断腸の思いで実行し、その成果は市財政状況の下降傾向からの脱却につながったと確信しております。今後も宇城市の輝く未来のため、行財政改革は引き続き進めてまいる所存であります。

以上、平成31年度の重点施策と予算の概要を申し上げます。市議会におかれましては、よろしく御審議をいただきますようお願い申し上げて、私の施政方針といたします。平成31年2月18日、宇城市長、守田憲史。

○議長（長谷誠一君） これで、施政方針についてを終わります。

—————○—————

日程第5 報告第1号 専決処分の報告について

○議長（長谷誠一君） 日程第5、報告第1号専決処分の報告について、執行部に報告を求めます。

○健康福祉部長（那須聡英君） 報告第1号、公用車事故に係る損害賠償の専決処分の報告です。議案集の5ページをお願いいたします。

平成30年11月18日、宇城市立豊野グラウンド駐車場内の駐車スペースに公用車をバックで駐車しようとしたところ、隣に駐車してあった相手方のナンバープレート部分に衝突し、車両が破損したため市に135,896円の賠償責任が生じたものでございます。なお、損害賠償金については、全国自治協会自動車保険共済保険から補填されております。

以上で、報告第1号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 報告第1号を終わります。

—————○—————

日程第6 議案第1号 工事請負契約の締結について（学校給食センター新築工事）

日程第 7	議案第 2 号	平成 3 0 年度宇城市一般会計補正予算（第 7 号）
日程第 8	議案第 3 号	平成 3 0 年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 9	議案第 4 号	平成 3 0 年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 1 0	議案第 5 号	平成 3 0 年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 1 1	議案第 6 号	平成 3 0 年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 2	議案第 7 号	平成 3 0 年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 1 3	議案第 8 号	平成 3 0 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 4	議案第 9 号	平成 3 0 年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 5	議案第 1 0 号	平成 3 0 年度宇城市民病院事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 1 6	議案第 1 1 号	宇城市延滞金等徴収条例の制定について
日程第 1 7	議案第 1 2 号	宇城市森林環境譲与税基金条例の制定について
日程第 1 8	議案第 1 3 号	宇城市営駐車場条例の制定について
日程第 1 9	議案第 1 4 号	宇城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 0	議案第 1 5 号	宇城市総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 1	議案第 1 6 号	宇城市三角西港観光施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 2	議案第 1 7 号	宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 3	議案第 1 8 号	宇城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 4	議案第 1 9 号	宇城市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 5	議案第 2 0 号	宇城市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 6	議案第 2 1 号	宇城市河川敷等占用条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 7	議案第 2 2 号	宇城市立公園条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 8	議案第 2 3 号	宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定に

ついて

日程第 29 議案第 24 号 宇城市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 30 議案第 25 号 宇城市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 31 議案第 26 号 宇城市民プール条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 32 議案第 27 号 宇城市立体育館条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 33 議案第 28 号 宇城市三角地域過疎地域自立促進計画の変更について

日程第 34 議案第 29 号 指定管理者の指定について（松橋老人福祉センター）

日程第 35 議案第 30 号 指定管理者の指定について（不知火体育館、松合体育館、不知火温泉プール、武道館、不知火グラウンド）

日程第 36 議案第 31 号 工事請負契約の変更契約の締結について（長崎久具線交付金橋梁上部工工事）

日程第 37 議案第 32 号 財産の無償譲渡について（不知火保育園）

日程第 38 議案第 33 号 財産の取得について（災害公営住宅建設用地）

日程第 39 議案第 34 号 平成 31 年度宇城市一般会計予算

日程第 40 議案第 35 号 平成 31 年度宇城市国民健康保険特別会計予算

日程第 41 議案第 36 号 平成 31 年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算

日程第 42 議案第 37 号 平成 31 年度宇城市介護保険特別会計予算

日程第 43 議案第 38 号 平成 31 年度宇城市奨学金特別会計予算

日程第 44 議案第 39 号 平成 31 年度宇城市水道事業会計予算

日程第 45 議案第 40 号 平成 31 年度宇城市下水道事業会計予算

日程第 46 議案第 41 号 平成 31 年度宇城市民病院事業会計予算

日程第 47 同意第 1 号 副市長の選任について（浅井 正文氏）

○議長（長谷誠一君） 次に、日程第 6、議案第 1 号工事請負契約の締結についてから、日程第 47、同意第 1 号副市長の選任についてまでを一括議題とします。

市長から一括して提案理由の説明を求めます。

○市長（守田憲史君） 本日は、平成 31 年第 1 回宇城市議会定例会は大変お世話になります。

今回提出しますのは、予算案件として平成 30 年度宇城市一般会計及び特別会計並びに企業会計の補正予算案件が 9 件、平成 31 年度宇城市一般会計及び特別会計並びに企業会計の当初予算が 8 件、合計 17 件です。条例案件として、宇城市延滞金等徴収条例の制定についてなど 17 件です。その他案件として、工事請負契約の

締結 1 件、工事請負契約の変更契約の締結 1 件、過疎地域自立促進計画の変更 1 件、指定管理者の指定 2 件、財産の無償譲渡 1 件、財産の取得 1 件、合計 7 件です。同意案件として副市長の選任 1 件です。合わせて 4 2 件をお願いするものでございます。

平成 3 1 年度宇城市一般会計当初予算につきましては、歳入歳出それぞれ 3 5 1 億 4, 5 7 3 万 6 千円としています。前年度比 1 2 億 3, 3 0 3 万 1 千円の減額となっています。

詳細につきましては、それぞれ関係部長から説明いたします。これらの案件につきましてよろしく御審議いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから、議案ごとの詳細説明を求めます。

まず、議案第 1 号工事請負契約の締結についての詳細説明を求めます。

○教育部長（蛇島浩治君） 議案第 1 号工事請負契約の締結について詳細説明をいたします。

議案集の 6 ページと説明資料の 3 ページから 9 ページをご覧くださいと思います。今回の宇城市学校給食センター新築工事に係る工事請負契約の締結は、平成 3 1 年 1 月 2 3 日に契約の相手方と仮契約を締結しています。本工事の予定価格が 1 億 5, 0 0 0 万円を超えるため議会の議決を経る必要がありますので提案するものでございます。契約の内容は、1、工事名、宇城市学校給食センター新築工事。2、工事場所、宇城市松橋町豊崎 1 5 2 8 番地 1 外。3、契約金額、2 1 億 1, 1 4 0 万円税込みでございます。4、契約の相手方、住所、熊本県宇城市松橋町松橋 1 0 2 8 番地。称号又は名称、高橋・和久田建設工事共同企業体。代表者名、代表取締役高橋溥明となっております。

本市の学校給食施設は、建設当時の基準に基づき整備されており、現行の学校給食衛生管理基準に不適合な状態にあること、施設・設備の老朽化の進行から今後のライフサイクルコストの増大が懸念されています。そのため将来にわたって安全で安心な給食の安定的かつ継続的な提供ができるよう松橋、不知火、豊野の学校給食センターを統合し、学校給食衛生管理基準に関する要件を満たし、全ての給食配食事業を行うことができる規模で、新しい学校給食センターの施設整備に取り組んでいます。

本工事は事業の施設本体の建築工事でございます。また、設計金額が 5, 0 0 0 万円を超えるため、条件付き一般競争入札方式を採用し、施工実績や配置予定技術者等を条件に入札を行ったものです。この入札は、入札後に落札候補者の競争参加

資格について審査を行う事後審査型入札です。その結果を元に1月18日の指名審査会を経まして落札者の決定を行い、1月23日に仮契約を締結しています。

工事概要につきましては、資料集5ページをご覧くださいと思います。建築工事一式、電気設備工事一式、機械設備工事一式、構造・規模、鉄骨造地上2階建1階床面積2,858.21平方メートル、2階床面積992.66平方メートル、延べ床面積3,850.87平方メートル。工期を平成33年3月26日までとしております。今般の高力ボルトの納期遅れなど心配される部分があります。そのため工期までの確実な完成を目指し早期の契約に至りたく、先議にてお願いするものでございます。

以上で、議案第1号工事請負契約の締結の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第1号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第2号平成30年度宇城市一般会計補正予算（第7号）の詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） それでは、議案第2号平成30年度宇城市一般会計補正予算（第7号）について説明します。配布しています平成30年度宇城市各会計補正予算書1ページをお願いします。

第1条、歳入歳出予算の総額に15億5,699万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を368億927万円としています。今回の補正は、防災関連の公共事業などの国土強靱化や、農林水産業の支援経費を盛り込んだ平成30年度国補正予算第2号関連事業費の増に早急な対応、積極的に取り組むための予算措置を行うもので、また基本的に最終補正ですので、歳入歳出全般にわたり収入支出見込みを精査し、所要の金額を増減しています。

2ページをお願いします。主な歳入費目では、款14国庫支出金、項2国庫補助金、補正額で9億2,600万円余、款15県支出金、項2県補助金、補正額で1億2,200万円余を増額しています。

3ページをお願いします。款21市債では、補正額で11億3,400万円余を増額しています。

続きまして、5ページをお願いします。主な歳出費目では、款7土木費、項2道路橋りょう費、補正額で6億7,800万円余、款8消防費、補正額で17億1,400万円余を増額しています。

7ページをお願いします。第2表繰越明許費補正です。1、追加で、業務工程自動化業務委託ほか30件を記載のとおり追加しています。

9ページをお願いいたします。第3表債務負担行為補正です。1、追加で、本庁舎宿日直業務ほか9件を追加しています。2、変更で、松橋老人福祉センター管理業務委託ほか2件を紙面のとおりに変更しています。

10ページをお願いします。第4表地方債補正です。1、変更で、庁舎等施設改修事業費ほか19件の起債限度額を紙面のとおり変更しています。

続いて、歳出の主なものとその特定財源について説明します。25ページをお願いします。款2総務費、項1総務管理費、目3財政管理費、節25積立金で減債基金1億4,600万円余を増額しています。熊本地震における災害廃棄物処理基金県補助金を一旦減債基金に積み立て、後年度の災害対策債の元利償還に合わせて取り崩しを行っていくものです。

40ページをお願いします。款5農林水産業費、項1農業費、目5農業振興費、節19負担金補助及び交付金で9,416万7千円を増額しています。国補正予算に伴う担い手確保・経営強化支援事業補助金1億1,700万円余が主なものでございます。県補助金を事業者に対して同額交付するもので、市の一般財源は生じておりません。

45ページをお願いします。款7土木費、項2道路橋りょう費、目2道路維持費、節15工事請負費で2億900万円を増額しています。国補正予算に対応した道路維持工事費です。特定財源は、国庫支出金、社会資本整備交付金1億500万円と市債の補助道路橋りょう整備債1億350万円を充当しています。

46ページをお願いします。同じく目3道路新設改良費、節15工事請負費で4億7,800万円余を増額しています。道路維持費同様、国補正予算に対応したもので、避難路整備のための都市防災総合推進事業費の増額も1つの要因です。特定財源は、国庫支出金の都市計画費補助金3,400万円と道路橋りょう費補助金2億6,200万円余合わせて2億9,600万円余、補助道路橋りょう整備債1億8,100万円余などを充当しています。

51ページをお願いします。上段になります。款8消防費、項1消防費、目3災害対策費、節15工事請負費で16億8,200万円余を増額しています。国補正予算に伴う防災拠点センター等建設事業費にかかるものです。特定財源は50ページに戻ります。国庫支出金の都市計画費補助金6億3,300万円余、市債の防災コミュニティ施設整備債10億7,900万円余を充当しています。

以上で、歳出の予算の説明を終わります。

続いて、歳入予算の説明をします。特定財源については、歳出予算の中で一部説明していますので、一般財源の主なものを中心に説明します。

13ページをお願いします。中段の款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税で1,443万7千円を増額しています。これは国の補正予算に伴い、普通交付税の調整額が復活されたことによる追加交付です。

19ページをお願いします。下段になります。款18繰入金、項2基金繰入金、

目1 財政調整基金繰入金で5億5,300万円余を減額し、補正後の財政調整基金繰入金を1億9,800万円余としています。

以上で、平成30年度一般会計補正予算（第7号）の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第2号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第3号平成30年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）及び議案第4号平成30年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の詳細説明を求めます。

○市民環境部長（園田敏行君） それでは、議案第3号平成30年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について詳細説明します。

補正予算書の101ページをお願いいたします。今回の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ294万4千円を減額し、それぞれ90億2,195万7千円とするものです。

まず、歳入です。106ページをお願いいたします。款1 国民健康保険税は、調定実績を基に695万5千円を減額し、15億7,100万円余とするものです。続いて款3 県支出金は、特定健診等負担金の交付決定により198万8千円を減額し、61億8,500万円余とするものです。続きまして款5 繰入金は、目1 一般会計繰入金で、国県の繰入額が決定を確定したことにより1千万1千円を減額し、6億2,500万円余とするものでございます。

続きまして、107ページをお願いいたします。款7 諸収入、目1 延滞金は、一般被保険者延滞金の調定実績を基に1,600万円を増額し、2,600万1千円とするものでございます。

続きまして、歳出です。108ページに移ります。款2 保険給付費は、12月末での給付実績を基に各負担金での調整をし、給付費全体で420万円を減額し、総額60億6,400万円余とするものでございます。

続きまして、109ページに移ります。款8 諸支出金、目1 一般被保険者保険税還付金につきましては、被保険者の資格喪失や所得構成等に伴う還付金でございまして125万6千円を増額し、975万6千円とするものでございます。

以上で、議案第3号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案第4号平成30年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして詳細説明をします。

予算書の201ページをお願いします。今回の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,916万9千円を減額し、それぞれ7億7,133万6千円とするものです。

まず、歳入です。206ページをお願いいたします。款1 後期高齢者医療保険料

は広域連合による保険料決定に伴い1,857万7千円を減額し、4億7,400万円余とするものでございます。

次に、歳出です。207ページをお願いします。款2後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合によります保険料決定に伴い1,857万7千円減額し、7億1,700万円余とするものでございます。

以上で、議案第4号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第3号及び議案第4号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第5号平成30年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の詳細説明を求めます。

○健康福祉部長（那須聡英君） それでは、議案第5号平成30年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第3号）を説明します。

各会計補正予算書の301ページでございます。歳入歳出予算の補正で、予算の総額からそれぞれ2億7,942万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ68億5,294万円とするものでございます。

まず、歳入について307ページに移ります。款1保険料では、実績に合わせて6,804万円の減額をお願いするものです。款3国庫支出金、項1国庫負担金及び項2国庫補助金については、歳出に応じて法定の割合で減額をするものです。なお款3国庫支出金、項2国庫補助金、目5保険者機能強化推進交付金は、本年度から新設された交付金であり1,107万9千円を増額するものです。

308ページ、款4支払基金交付金以降については、歳出に応じて法定の割合で減額をするものでございます。

次に、歳出を説明します。309ページに移ります。款2保険給付費、項1保険給付費、目2介護サービス等給付費、節19負担金補助及び交付金で介護サービス等給付費負担金2億円の減額、目3介護予防サービス等給付費負担金で1,000万円の減額、目5高額医療合算介護サービス等給付費負担金で200万円の増額、310ページに移りまして、目6特定入所者介護サービス等給付費負担金1,000万円の減額につきましては、給付実績見込みによるものでございます。なお、特定入所者介護サービス等給付費負担金とは、介護施設入所者のうち所得が少ない方に対して所得に応じた自己負担の上限が設けられており、要した費用が上限額を超えた部分について市が負担するものでございます。同じページの項2地域支援事業費、目1介護予防・生活支援サービス事業費、節13委託料、通所型介護予防事業委託料600万円の減額、訪問型介護予防事業委託料1,300万円の減額、節19負担金補助及び交付金、介護予防・日常生活支援総合事業費負担金3,500万円の減額です。これは要支援者を対象とした予防事業で実績に基づくものです。目

3 包括的支援事業・任意事業費の1,107万9千円については、保険者機能強化交付金の財源を一般財源から国庫支出金に組み替えるものです。

以上で、議案第5号平成30年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第5号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第6号平成30年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第2号）の詳細説明を求めます。

○教育部長（蛇島浩治君） 議案第6号平成30年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第2号）の説明を行います。

予算書の401ページをお開きください。今回の補正は第1条にありますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,958万7千円とするものです。

それでは、まず歳入予算から説明いたします。406ページに移ります。款4諸収入、項1貸付金元利収入、目1奨学資金貸付収入、節1奨学資金貸付収入で400万円を増額しております。これは奨学資金貸付金の繰上償還があったためでございます。次に、節2奨学資金貸付収入滞納繰越分で600万円を増額しています。これは奨学資金貸付金の納付期限を明確にし、債務者への連絡体制を強化したためです。

次に、歳出予算を説明します。407ページに移ります。款1育英事業費、項1育英事業費、目1育英事業費、節21貸付金で298万円を減額しています。これは奨学金貸付が予定した額を下回ったためです。次に、節25積立金で1,298万円を増額しています。これは歳入で申し上げました貸付金収入400万円と奨学資金貸付収入滞納繰越分600万円の増額分と、歳出で説明しました節21貸付金で減額しました298万円を積み立てるものです。

以上で、議案第6号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第6号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第7号平成30年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）から、議案第9号平成30年度宇城市下水道事業会計補正予算（第2号）までの詳細説明を求めます。

○土木部長（成田正博君） 議案第7号平成30年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

補正予算書の501ページをお願いします。第1条、歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ1,822万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億47万9千円とするものでございます。

内訳としまして５０６ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書の２、歳入でございます。款５繰入金、項１繰入金、目１繰入金で１,８９８万８千円を減額しております。一般会計繰入金の財政安定化支援基準外繰入金の減額によるものでございます。

５０７ページをお願いいたします。３、歳出です。款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費で３７２万７千円減額しております。主なものは、節１１需用費の修繕料１８０万円の減額、款２建設改良費、項１施設改良費、目１施設改良費で１,４５０万円減額しております。主なものは節１５工事請負費１,３００万円の減額で、簡易水道施設改良等工事費の施工実績によるものでございます。

以上で、議案第７号の説明を終わります。

続きまして、議案第８号平成３０年度宇城市水道事業会計補正予算（第２号）について説明を申し上げます。

補正予算書の６０１ページをお願いいたします。第２条、収益的収入及び支出の補正です。収益的収入の第１款水道事業収益の補正予定額１,０９２万４千円を増額しまして、１０億５,５７６万円とするものでございます。また、支出の第１款水道事業費用の補正予定額２,７２０万９千円を減額しまして、１０億３,７６３万４千円とするものでございます。

６０２ページをお願いいたします。第３条、資本的収入及び支出の収入です。第１款資本的収入の補正予定額１,７００万円を減額し、２億５１９万７千円とするものでございます。また、支出の第１款資本的支出の補正予定額４,５８０万円を減額し、５億５,５７５万７千円とするものでございます。

６０７ページをお願いいたします。補正予算（第２号）の明細書です。まず、収益的収入及び支出の収入です。款１水道事業収益、項１営業収益、目２受託工事収益で１,９７５万円減額しております。下水道工事に伴う受託工事の実績によるものでございます。次に、項２営業外収益、目３加入金で３,０４４万６千円増額しております。新規加入者の増によるものでございます。

６０８ページをお願いします。収益的収入及び支出の支出です。款１水道事業費用、項１営業費用、目３受託工事費で１,９７５万円減額しております。主なものは、節２５工事請負費１,７５０万円で、下水道工事に伴います配水管支障移転工事の減によるものです。

６１０ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入です。款１資本的収入、項１企業債、目１建設改良企業債で１,７００万円を減額しております。節１建設改良企業債の減額によるものです。

６１１ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の支出です。款１資本的

支出、項1建設改良費、目2施設改良費を3,500万円減額しております。主なものは、節25工事請負費3,200万円で配水管布設替工事の減によるものです。

以上で、議案第8号の説明を終わります。

続きまして、議案第9号平成30年度宇城市下水道事業会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

701ページをお願いします。第2条、収益的収入及び支出です。収入の第1款下水道事業収益の補正予定額855万円を増額しまして、13億9,856万6千円とするものです。また、支出の第1款下水道事業費用の補正予定額6,807万7千円を減額し、14億1,877万5千円とするものです。

702ページをお願いいたします。第3条、資本的収入及び支出です。収入の第1款資本的収入の補正予定額1億3,589万4千円を減額しまして、5億4,024万7千円とするものです。また、支出の第1款資本的支出の補正予定額1億4,105万円を減額しまして、9億9,354万4千円とするものです。

708ページをお願いいたします。補正予算の明細です。まず、収入です。款1下水道事業収益、項3特別利益、目2過年度損益修正益を1,000万円増額しております。これは平成29年度に完了しました公共下水道災害復旧工事費に対する国庫補助金の交付によるものです。

709ページをお願いします。支出になります。款1下水道事業費用、項1営業費用、目2処理場費について5,290万8千円を減額しております。主なものとしまして、節25手数料3,945万2千円減額で、公共下水道事業と農業集落排水事業の汚泥運搬処分手数料の減額によるものでございます。

711ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入です。款1資本的収入、項1企業債、目1建設改良企業債で7,710万円減額しております。項2補助金、目1国庫補助金を6,079万4千円減額しております。主なものは、節1国庫補助金で公共下水道と流域下水道の補助事業交付決定額の減によるものです。項3分担金及び負担金、目1分担金及び負担金で1,000万円増額しております。これは各事業におけます新規加入者の増によるものです。

712ページをお願いします。支出になります。款1資本的支出、項1建設改良費、目2施設改良費で1億1,303万円の減額になります。節26で委託料、補助事業交付決定額の減額によるものでございます。

以上で、議案第9号の説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第7号から議案第9号までの詳細説明が終わりました。

次に、議案第10号平成30年度宇城市民病院事業会計補正予算（第3号）の詳細説明を求めます。

○市民病院事務長（伊藤博文君） 議案第１０号平成３０年度宇城市民病院事業会計補正予算（第３号）を説明します。

各会計補正予算書の８０１ページです。第２条は、収益的収入及び支出の支出の補正になります。第１款病院事業費用の第１項医業費用を補正予定額２２０万７千円増額し、病院事業費用総額を５億１，５２６万４千円とするものです。

８０２ページに移ります。第３条は、資本的収入及び支出の支出の補正になります。第１款資本的支出の第１項建設改良費を補正予定額１５０万円減額し、資本的支出総額を１，０８７万５千円とするものです。第４条は、債務負担行為の追加と変更です。元号変更に伴う診察券発行機購入で１３５万円を追加し、各業務委託の期間及び限度額を変更するものです。

８０３ページに移ります。第５条は、議会の議決を得なければ流用することができない経費で、職員給与費の変更です。補正予定額２８０万７千円増額し、３億３，９００万円余とするものです。

８０８ページに移ります。補正予算明細書です。収益的収入及び支出の支出です。項１医業費用、目１給与費、補正予定額２８０万７千円増額するもので、主に退職給付引当金繰入額の増額です。目２材料費を補正予定額２００万円増額するもので、院内で入院患者等に処方する薬品費の増額です。目３経費を補正予定額２６０万円減額するもので、主に医療機器等の賃借料及び病理組織検査業務等の委託料の減額です。

８０９ページに移ります。資本的収入及び支出の支出です。項１建設改良費、目１病院施設改良費の補正予定額１５０万円を減額するもので、施設整備等工事費の減額です。

以上で、議案第１０号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第１０号の詳細説明が終わりました。

ここでしばらく休憩します。

—————○—————

休憩 午前１１時０７分

再開 午前１１時２０分

—————○—————

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

教育部長より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。

○教育部長（蛇島浩治君） すみません、数字並びに語句の訂正をさせていただきたいと思います。大変申し訳ございません。先ほど議案第１号工事請負契約の締結について御説明させていただきました件でございます。

資料集の５ページでございます、申し訳ございません。まず、字句の訂正でございます。工事の概要（１）番、工事番号で宇城市教育第Ａ－７号としておりますが、宇城市を取っていただきまして教育第Ａ－７号に訂正をお願いしたいと思います。それと（４）番、工事概要の一番下でございます。延べ床面積で記載の方３，５８０．８７平方メートルと記載してございます。先ほど申しましたとおり３，８５０．８７平方メートルとなりますので、こちらの延べ床面積の訂正をお願いしたいと思います。なお、括弧の中の右側一番下段はそのままにしております。大変失礼いたしました。申し訳ございません。

○議長（長谷誠一君） 次に、議案第１１号宇城市延滞金等徴収条例の制定についての詳細説明を求めます。

○市民環境部長（園田敏行君） それでは、議案第１１号宇城市延滞金等徴収条例の制定につきまして詳細説明をします。

議案集の７から１１ページ、それから資料集の１０から１７ページをお願いいたします。本条例は、本市の有します全ての債権につきまして、納期限内に納付される方と納期限に遅れて納付をした方との公平性を保ち、納期限内に納付を促進することを目的としまして、督促手数料等を徴収するために今回定めるものでございます。

内容の主なものについて説明をします。本条例は、納期限までに納付されない場合におきまして督促状を発したときには、督促手数料、延滞金、遅延損害金を加算して徴収することを規定しております。督促手数料につきましては、督促状１通当たり１００円としております。延滞金、遅延損害金は債券の種類によって３つに分けております。まず、滞納した債権につきまして、市税同様に宇城市の職員において滞納処分ができる、いわゆる強制徴収公債権につきましては、市税と同率とします。次に、滞納処分ができない非強制徴収公債権につきましては、規則で定める割合としております。最後に、契約により発生する債権のように、民間の債権と同様の性質を有する私債権につきましては、民法その他の法令で定める割合としております。なお、延滞金、遅延損害金の算定方法につきましては、市税と統一することとしております。

次に、議案集の８ページにありますが、第７条におきまして、損害その他やむを得ない事情によりまして納期限までに納付することができないと確認ができました場合におきましては、督促手数料等を減免することができることを規定しております。

本条例の施行期日につきましては、平成３１年４月１日とし、本条例の制定に合わせまして関係する条例を整備しております。

以上で、議案第１１号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第 1 1 号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第 1 2 号宇城市森林環境譲与税基金条例の制定についての詳細説明を求めます。

○経済部長（吉田裕次君） 議案第 1 2 号宇城市森林環境譲与税基金条例の制定について詳細説明をいたします。

議案集の 1 2 ページをお願いいたします。平成 3 1 年度より荒廃した森林の整備や林業の成長産業化を目的とする森林経営管理制度が開始されますが、この制度の主な財源として、平成 3 1 年度税制改正により森林環境税と森林環境譲与税が創設されます。森林環境税とは、国民皆で森林を支えるしくみとして徴収される国税であり、国の譲与税特別会計に集約された上で、市町村及び都道府県に対し、森林環境譲与税として譲与されます。各市町村への譲与税の金額は、市町村の有する私有林、人工林面積、林業就業者数や人口により決定され、平成 3 1 年度においては、6 0 0 万円が譲与税として宇城市へ配分される予定であります。宇城市では、この譲与税を活用し整備すべき森林とその管理状況を把握し、個人の所有する森林の今後の管理姿勢に対する意向調査の実施をするものです。この森林環境譲与税については、複数年度分の譲与税をまとめて執行した方が効果的である場合や、単年度に譲与税の全額を執行することができない場合には、条例を定め基金を設置し、複数年度分をまとめて後年度に定められた用途のとおり執行して差し支えないとされています。また、平成 3 0 年 8 月に熊本県が実施した譲与税の用途調査の結果、県内 4 5 市町村のうち 3 3 市町村が基金を設置すると回答しております。このような近隣市町村の動向から見ても、基金を設置することが基本的かつ一般的な方法であり、譲与税をより効果的に活用する目的から、宇城市森林環境譲与税基金条例を新たに制定しようとするものでございます。

以上で、議案第 1 2 号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第 1 2 号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第 1 3 号宇城市営駐車場条例の制定についての詳細説明を求めます。

○土木部長（成田正博君） 議案第 1 3 号宇城市営駐車場条例の制定について説明申し上げます。

議案集の 1 4 ページから、それと説明資料は 1 8 ページからになります。今回議案として条例の改正をお願いいたしますのは、従来の小川駅前駐車場の条例に、松橋駅西口駐車場を新たに追加することによる全部改正でございます。新設しました松橋駅西口駐車場の駐車台数は、障がい者等専用駐車場 2 台を含めまして 4 9 台を整備しております。供用形態としまして年中無休の 2 4 時間営業で時間駐車となっており、料金は 2 時間までは無料としております。2 時間を超えますと 1 時間ごと

に１００円の追加ということで、１日当たりの料金は最大５００円としております。
ＩＣカードでの支払いにも対応しております。月極駐車、定期駐車としましては、
周辺の民間駐車場に空きがありますので、現時点では月極、定期駐車料金は設定
しておりません。

以上で、議案第１３号の説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第１３号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第１４号宇城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正す
る条例の制定についての詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） 議案第１４号宇城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例
の一部を改正する条例について説明します。

議案集の１９ページ、資料集の２４ページをご覧ください。平成３１年４月の働
き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、国家公務員
においても８月の人事院の公務員人事管理に関する報告におきまして、超過勤務命
令を行うことができる上限を定めるなど、所要の処置を講じることとされ、平成３
１年４月より適用すべく、人事院規則の改正作業が現在進められております。地方
公共団体の職員の勤務時間、休暇等については地方公務員法第２４条の第４項の規
定において、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないよう適当な考
慮を払わなければならないと規定されていることから、今回職員の超過勤務命令の
上限時間の設定や上限時間の特例等の職員の正規の勤務時間以外の時間における勤
務について、条例施行規則により別に定めることができるよう条例を改正するもの
です。

以上で、議案第１４号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第１４号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第１５号宇城市総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定につ
いて及び議案第１６号宇城市三角西港観光施設条例の一部を改正する条例の制定に
ついての詳細説明を求めます。

○企画部長（岩清水伸二君） それでは、議案第１５号宇城市総合計画審議会条例の一
部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案集が２０ページ、それから資料集が２５ページになります。宇城市総合計画
審議会は、市の最上位計画である総合計画を策定する際に限って審議会を開催して
いましたが、策定した計画を形骸化することなく効果的に運用していくためには、
毎年度審議会にその進捗状況を報告するとともに、これらに関する意見をいただく
必要があるため、今回条例を改正するものでございます。

以上で、議案第１５号の詳細説明を終わります。

引き続き、議案第 16 号宇城市三角西港観光施設条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案集の 21 ページ、それから資料集の 26、27 ページを御参照いただきたいと思います。三角西港浮棧橋待合所は、平成 25 年 4 月に県の浮棧橋建設に合わせて市が設置した施設でございます。これまでは、県が三角西港浮棧橋を所有・管理し、隣接をいたします待合所は市が所有・管理しておりましたことから、利用者の手続きが非常に煩雑となっておりました。平成 31 年 4 月からは、この浮棧橋の使用許可権限が県から市へ移譲されることに伴い、これらの施設を市が一体的に管理することで、利用者の利便性の向上及び利用者の増加につなげていきたいと考えています。今後三角西港浮棧橋を観光施設の 1 つとして位置付け、この施設を活用した観光振興を進めていくために、宇城市三角西港観光施設条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

以上で、議案第 16 号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第 15 号及び議案第 16 号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第 17 号宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての詳細説明を求めます。

○市民環境部長（園田敏行君） それでは、議案第 17 号宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして詳細説明をします。

議案集が 22 ページから 23 ページ、資料集は新旧対照表があります。28 ページから 31 ページをお願いします。本案につきましては、国民健康保険税制度の改革に伴いまして、平成 30 年度から国民健康保険の運営が都道府県と市町村の共同運営となったことから、県が提示しました標準保険料率を参考に本市の国保税率等を決定したため、国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。平成 31 年度の保険料率につきましては平成 30 年度と比較で、資料の 22 ページですが、医療費分につきましては据え置きとしまして、後期高齢者支援金分の所得割を 0.01%、平等割を 100 円、介護納付金分の所得割を 0.22%、均等割を 1,100 円それぞれ率を下げております。県内 14 市との均衡を考慮し、国保財政調整基金からおおむね 4 千万円を取り崩し、今回保険税に充てることとしており、被保険者に係る保険税負担の軽減を図ることとしております。

以上で、議案第 17 号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第 17 号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第 18 号宇城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第 19 号宇城市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定についての詳細説明を求めます。

○健康福祉部長（那須聡英君） 議案第１８号宇城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明をします。

議案集は２４ページ、説明資料では３２ページです。今回の条例改正は、厚生労働省令である放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことによる条例改正です。主な改正点は次のとおりです。学校教育法の改正により、平成３１年４月１日から専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として専門職大学が設けられます。この専門職大学の前期課程の修了者は、短期大学卒業者と同等となり、短期大学士相当の文部科学大臣の定める学位が授与されることから、厚生労働省令である放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第１０条第３項第５号で定める放課後児童支援員の資格要件に、専門職大学の前期課程を修了した者が追加されました。これに合わせて、宇城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例で定める放課後児童支援員の資格要件を改正するものでございます。

以上で、議案第１８号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案第１９号宇城市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について説明をします。

議案集は２５ページ、説明資料では３３ページです。現行条例における宇城市老人福祉センターは、宇城市不知火老人福祉センター及び宇城市松橋老人福祉センターの２施設が明記されております。このたび宇城市不知火福祉センターが解体され、跡地に防災拠点センターが建設されることから、市の老人福祉センターは松橋老人福祉センターのみとなります。このことに伴い宇城市不知火老人福祉センターの廃止及び宇城市松橋老人福祉センターの名称を宇城市老人福祉センターへ改正を行うものです。

以上で、議案第１９号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第１８号及び議案第１９号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第２０号宇城市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第２２号宇城市立公園条例の一部を改正する条例の制定についての詳細説明を求めます。

○土木部長（成田正博君） 議案第２０号宇城市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

議案集の２６ページ、それと説明資料では３４ページからになります。本案は道路の占有許可、申請など道路法等の規定と重複する条文を整理しまして、さらに議案第１１号の延滞金等徴収条例の上程に合わせまして、督促手数料等の条文を道路

法の規定により改正するものでございます。併せまして、市が管理します道路等の占有者の負担軽減等を目的としまして、県下市町村の道路占用料減免の状況を勘案し、日常生活に必要不可欠な排水施設、給水管、道路等のための占用については、占用料を減免することができることを規定しております。

以上で、議案第20号の説明を終わります。

続きまして、議案第21号宇城市河川敷等占用条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

議案集の28ページから、それと資料の37ページからをお願いいたします。本案は先ほど説明しました道路占用料徴収条例と同じく延滞金等徴収条例の上程に合わせまして督促手数料の条文を河川法の規定により改めるとともに、日常生活に必要不可欠な排水、給水施設、通路橋の河川の占用につきまして、占用料を減免することができることを規定しております。

以上で、議案第21号の説明を終わります。

続きまして、議案第22号宇城市立公園条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

議案集の30ページ、それと説明資料の39ページをお願いいたします。今回の条例改正は資料にあります54の公園のうち2つを廃止、1つを追加するものでございます。1つ目は不知火町大見の大見早咲き桜公園は民有地でありまして、アクセスが悪く維持管理が困難な状況にあります。2つ目としまして、松橋町竹崎の竹崎城跡は、市指定文化財で現在文化財として公園の二重管理となっておりますため、公園を廃止し、文化財として管理をすることとしております。また、追加する公園としまして、新たに松橋町松橋、松橋5区防災公園を設置いたしましたので、宇城市立公園条例の一部を改正するものでございます。

以上で、議案第22号の説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第20号から議案第22号までの詳細説明が終わりました。

次に、議案第23号宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第27号宇城市立体育館条例の一部を改正する条例の制定についてまでの詳細説明を求めます。

○教育部長（蛇島浩治君） 議案第23号宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

議案集の33ページ、資料集の41ページをご覧ください。学校における食物アレルギー事故防止の徹底を図るため、食物アレルギー対応に関する具体的な方針を作成する必要があると設置するものでございます。なお、作成にあたっては文部科学省からの学校給食における食物アレルギー対応指針、熊本県作成の学校における食

物アレルギー対応の手引きに基づいて作成します。

資料集の４１ページをご覧ください。新旧対照表により説明をいたします。左側の改正後の案でございます。別表中下段の教育委員会の欄に新たに附属機関名として宇城市食物アレルギー対応委員会を設置し、食物アレルギー対応の方針を作成するものです。なお、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で、議案第２３号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案第２４号宇城市公民館条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

議案集は３４、３５ページ、資料集は４２ページをお開きください。宇城市中央公民館は、社会教育法の趣旨により住民のために実際生活に則する教育・学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進等、生活文化の振興等に寄与する役割を担い、広く地域住民の学習の場として利用されてきました。宇城市復興まちづくり計画により、防災拠点センターを建設することから、昭和５７年に建設され既に３７年を経過しております現中央公民館は、この防災拠点センターに機能を移転し解体を行います。そのため代替施設として不知火支所を利用し、事業を行う必要があることから、宇城市公民館条例の一部を改正するものです。

説明資料の４２ページ新旧対照表で説明をいたします。第１０条の使用料を規定するものでございます。右側の現行欄、別表の一番上の小ホールを削除いたします。６段目の会議室５を、以下のそれぞれの区分ごとの料金等を、それぞれ左側改正後案のとおり改正をするものでございます。なお、この条例は平成３１年４月１日から施行するものです。

以上で、議案第２４号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案第２５号宇城市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

議案集は３６ページ、説明資料は４３ページをご覧ください。生涯学習施設については市民の生涯学習スポーツ、レクリエーション活動等増進を図ることを目的に、三角地区内に廃校となった６施設を生涯学習センターとして活用しています。その６施設のうちの１つであります三角地区生涯学習センターについて、防災拠点センターの建設に伴う用途の廃止を行いましたので、宇城市生涯学習施設条例の一部を改正する必要が生じ、提案するものです。

説明資料の４３ページ、新旧対照表で説明します。右側の現行欄別表第１の下から２段目でございます。宇城市三角地区生涯学習センターを削除し、左側改正後のように５つの施設とするものでございます。なお、この条例は平成３１年４月１日から施行するものです。

以上で、議案第 25 号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案第 26 号宇城市民プール条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

議案集は 37、38 ページ、説明資料は 44 ページをご覧ください。第 1 条にあります根拠法令の工業再配置促進法が平成 18 年に廃止されているため、今回関わる条文から削除するものです。また、障がい者等の利便性の向上と宇城市民プールの地理的条件に鑑み、これまでも身体障害者手帳等の提示により無料で利用いただいておりますが、プール使用料無料対象者に関する規定について明記がありませんでしたので、今回実状に則した形に整備するものです。

説明資料の 44 ページをご覧ください。新旧対照表、右側の現行欄の第 1 条から根拠法令を削除し、左側改正案のとおりといたします。さらに左側の改正案のとおり、別表摘要欄に新たに 3 を設け、障がい者等の利便性の向上を規定いたします。なお、この条例は平成 31 年 4 月 1 日から施行するものです。

以上で、議案第 26 号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案第 27 号宇城市立体育館条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

議案集は 39 ページ、説明資料は 45 ページから 47 ページをご覧ください。現在、宇城市立松橋総合体育館の利用において、ジョギングコースのみを占有する場合であっても、トレーニング室及び更衣室を合わせて占用する料金設定しかなく、施設利用者の負担が重い設定となっております。今回、施設利用者の利便性向上を目的として、新たにジョギングコースのみを占有する場合の料金を設定するため、宇城市立体育館条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

資料集は 45 ページから 47 ページです。47 ページをご覧ください。新旧対照表により説明いたします。左側、改正後の別表下段の備考欄に新たに 6 を設けて規定するものです。なお、現行の 6 は 7 に変更いたします。なお、この条例は平成 31 年 4 月 1 日から施行するものです。

以上で、議案第 27 号の説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第 23 号から議案第 27 号までの詳細説明が終わりました。

次に、議案第 28 号宇城市三角地域過疎地域自立促進計画の変更についての詳細説明を求めます。

○企画部長（岩清水伸二君） 議案第 28 号宇城市三角地域過疎地域自立促進計画の変更について説明いたします。

議案集の 40 ページ、資料集の 48、49 ページをお願いいたします。本市では、過疎地域自立促進特別措置法で過疎地域として指定されております旧三角町の自立

促進に資する施策を総合的かつ継続的に実施するため、過疎法第6条に基づき、平成28年に宇城市三角地域過疎地域自立促進計画を策定しております。このたび平成31年度以降の計画におきまして、三角地域における大規模な新規事業である三角防災拠点センター建設及び三角地域光情報通信基盤整備事業を追加する必要性が生じたため、今回議会の承認を求めるものでございます。

以上で、議案第28号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第28号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第29号指定管理者の指定について（松橋老人福祉センター）の詳細説明を求めます。

○健康福祉部長（那須聡英君） それでは、議案第29号指定管理者の指定について（松橋老人福祉センター）について説明します。

議案集は41ページです。指定管理者となる者を社会福祉法人宇城市社会福祉協議会、指定期間を平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年としています。平成18年度より松橋老人福祉センターの指定管理運営を宇城市社会福祉協議会に委託しておりますが、平成31年3月31日をもって期間満了となりますので、次年度以降3年間の指定管理者の指定の議決をお願いするものです。

宇城市社会福祉協議会は、地域における生活課題への対応や相談支援体制の強化を民生委員・児童委員や老人クラブなどの関係機関と連携を図りながら、様々な活動を実施していることから地域住民との信頼関係やつながりもあり、施設の設置目的に沿った管理運営を行っていくことが期待できる組織でございます。このことから、宇城市公の施設の指定管理者の手續に関する条例第5条第1項第4号の規定に適合すると判断し、社会福祉法人宇城市社会福祉協議会を候補者として選定し、施設管理者として指定をお願いするものでございます。

以上で、議案第29号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第29号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第30号指定管理者の指定について（不知火体育館、松合体育館、不知火温泉プール、武道館、不知火グラウンド）の詳細説明を求めます。

○教育部長（蛇島浩治君） それでは、議案第30号指定管理者の指定についてにつきまして、詳細説明を申し上げます。

議案集の42ページをお開きください。管理を行わせる公の施設の名称、宇城市立不知火体育館、宇城市立松合体育館、宇城市立不知火温水プール、宇城市立武道館、宇城市立不知火グラウンド。指定管理者となる団体の名称、不知火管財株式会社。指定の期間、平成31年4月1日から平成36年3月31日まで。体育施設への指定管理者制度の導入につきましては、宇城市第2次総合計画で体育施設の計画

的な有効利用を実施するため、指定管理者制度の導入の推進を行うとうたっております。現NPO法人不知火クラブは、地域のスポーツ振興や地域づくり及び健康づくりを図ることを担い、不知火地区の体育施設を活用した魅力ある自主事業の開催に取り組んでこられました。また、市では地元根付き、地域情報にたけた総合型地域スポーツクラブに体育施設の管理運営を委託し、施設の一般開放はもとより市民のニーズに応じて、効率的な運用を行う。それに伴い、経営の安定が図られ雇用の創出につながることを期待でき、双方の考え方が一致したことにより、平成29年度から指定管理者となっております。そのNPO法人不知火クラブが不知火管財株式会社を新設されたことにより、今までの指定管理の経験をいかし、利用者に対するサービス向上に努めるとともに、社会的な信用度の利益を追求する団体として、施設の管理業務に真剣に取り組んでいただけるものと考えているところでございます。

平成29年度の利用者実績は、年間13万4千人と増加傾向にあり、今後とも地域の利点をいかした新たなイベント企画等による利用者の増加が期待できます。

以上の理由により、宇城市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条第1項第4号に基づき、宇城市指定管理者審査会に諮り、不知火管財株式会社を指定管理者として指定するものです。指定管理者を指定するにあたり議会の議決を経る必要がありますので提案するものでございます。

以上で、議案第30号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第30号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第31号工事請負契約の変更契約の締結について（長崎久具線交付金橋梁上部工工事）の詳細説明を求めます。

○土木部長（成田正博君） 議案第31号工事請負契約の変更契約の締結について（長崎久具線交付金橋梁上部工工事）の説明を申し上げます。

議案集の43ページ、説明資料は50ページになります。今回の主な変更内容は、国及び県より平成30年2月に通知がありました平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価等の特例措置の運用についてに係る運用に起因するものでございます。説明資料は、公共工事請負変更仮契約書でございます。工事名、長崎久具線交付金橋梁上部工工事。変更増額1,190,772円。現請負金額2億9,214万円、変更請負金額2億9,333万772円いずれも金額は税込みでございます。契約の相手方、住所、熊本市東区健軍本町22番2号アイユート健軍本町301号、名称としましてコアツ・中内建設工事共同企業体。代表者氏名が営業所長坂本博志。

以上で、議案第31号の説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第31号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第32号財産の無償譲渡について（不知火保育園）の詳細説明を求めます。

○健康福祉部長（那須聡英君） 議案第32号財産の無償譲渡について説明します。

議案集は44ページ、資料集は52ページです。平成31年4月1日から宇城市立不知火保育園を民間移譲することに伴い、建物及び附帯設備を無償譲渡するものでございます。財産の所在、熊本県宇城市不知火町高良1952番地、種別は建物。細目、保育所、木造平屋建及び鉄骨造平屋建、延べ床面積469.84平方メートルほか附帯設備を含みます。相手方は熊本県宇城市三角町波多967番地、社会福祉法人わかき福祉会、代表者理事長篠崎節子です。譲渡の検討にあたって不知火保育園施設の建物評価鑑定を実施しまして、1,285万5千円の鑑定評価が出ておりますが、移管後の園舎建替えを移管条件としており、移管後直ちに整備計画の準備に入っていかなければなりません。また、施設整備に伴い現園舎は解体されますので不要な投資となります。その分保育の充実に充てていただきたいという考えでございます。このようなことから建物及び附帯設備を無償で譲渡したいと考えています。

以上で、議案第32号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第32号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第33号財産の取得について（災害公営住宅建設用地）の詳細説明を求めます。

○土木部長（成田正博君） 議案第33号財産の取得について（災害公営住宅建設用地）の説明を申し上げます。

議案集の45ページ、説明資料は53ページからになります。財産取得の議決をお願いいたしますのは、熊本地震に伴いまして小川町に建設いたします災害公営住宅建設用地の財産取得でございます。契約につきましては、平成31年1月21日に相手方と仮契約を締結しているところでございます。本契約につきましては、財産が土地で、取得価格が2,000万円以上かつ面積が5,000平方メートルを超えますので提案するものでございます。

内容といたしまして、財産、土地、宅地になります。所在地、宇城市小川町北部田字吉里29番地。面積5,962.33平方メートル。取得価格38,158,912円税込みです。契約相手、住所が宇城市松橋町松橋357番地1、名称が熊本宇城農業協同組合、代表者、代表理事組合長堀幹男。

以上で、議案第33号の説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第33号の詳細説明が終わりました。

ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後 0 時 0 6 分

再開 午後 1 時 0 5 分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、議案第 34 号平成 31 年度宇城市一般会計予算について、各部の所管に関する詳細説明を求めます。初めに総務部長に求めます。

○総務部長（成松英隆君） 議案第 34 号平成 31 年度一般会計予算は、各部所管ごとの説明となりますが、総務部所管に入る前に、平成 31 年度の予算編成の考え方や予算の総額等について説明いたします。

本市に甚大な被害をもたらした平成 28 年熊本地震からの復旧・復興は、一步一步着実に進んでいます。復興まちづくり計画では、平成 32 年度までを復旧・復興期、平成 33 年度から再生・発展期と位置付けており、今後も長い時間と多くの財源が必要となります。来年度以降も安定した財政運営の下で、復旧・復興を着実に推進していくためには引き続き真に必要な事業への選択と集中、効率的な予算の執行を不断の取組としていかなければなりません。また、自主財源に乏しく、地方交付税などの依存財源に頼らなければならない本市は、国の動向に左右される不安定な財政構造にあることに変わりはなく、将来的には人口減少に伴う市税等の減少、社会保障関連経費などの義務的経費及び公共施設の老朽化対策等の増大、または歳入歳出の面で厳しい状況が見込まれます。このような中で様々な行財政課題や大型事業、復旧・復興事業への対応など、市民の要請に応えていくためには時代に則した必要な事業を見極め、国、県の予算編成や補助制度の動向を注視するとともに、可能な限り特定財源の確保、活用に努めていくことが必要不可欠です。また行財政改革を進め、効率的な行財政運営を目指し、歳入規模に見合った財政規模への転換を図り、厳しい財政状況を乗り切ることが重要であることを職員全員で共有した上で、予算編成の作業への取組が求められています。平成 31 年度予算はこれらを踏まえ、限られた財源の中で施策の優先順位を洗い直すとともに、徹底した無駄を排除しつつ、予算の重点化が図られるよう単に慣習慣例による予算要求とせず、課内及び部局内等により総合的な調整を図った上で予算編成要領及び予算要求基準を厳守した予算編成を行っています。

それでは、予算書の一般会計を説明します。一般会計予算書こちらの 1 ページになります。第 1 条です。歳入歳出予算で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 351 億 4,573 万 6 千円と定めるものです。

18 ページでございます。こちらは前年度の比較ができるところでございます。

前年度比較合計では１２億３，３００万円余の減、率で３．４％の減でございます。歳出の主な増減費目は、民生費４億２，８００万円余の増、率にして４％の増。次に土木費６億９００万円余の減、率にして１５％の減。教育費１１億４，２００万円余の減、率にして２２．１％の減などです。中でも民生費では、児童福祉費で６億８，４００万円余、１７．２％の増。土木費は道路橋りょう費で７億５，８００万円余、２３．３％の減、教育費では学校給食費で１５億８，１００万円余、５７．８％の減などが、本年度の歳出予算増減の主な要因でございます。

８ページに戻ります。第２表、継続費です。まず黒崎内潟線戸馳大橋架替事業（橋りょう撤去工）で総額５億円を平成３１年度から平成３２年度まで、また不知火小学校建替事業で総額２２億４千万円を平成３１年度から平成３３年度までとして、継続費の設定をしています。

９ページに移ります。第３表債務負担行為です。平成３１年度中の契約により平成３２年度以降の支出を約束するものであり、記載のとおり各事項について期間、限度額を設定しています。

１５ページに移ります。第４表地方債です。一番上の庁舎等施設整備事業費からそのページの一番下の学校給食施設整備事業費までは、建設事業の財源で、次の１６ページの公園施設災害復旧事業費から総務施設災害復旧事業費までは、災害復旧債になります。末尾の臨時財政対策費は地方交付税の振替分であり、地方債の合計では６９億７，１００万円余を限度額として設定しています。

それでは、総務部所管の歳出の主なものを説明します。４６ページに移ります。款２総務費、項１総務管理費、目１一般管理費では１６億２，５００万円余、前年度比４，６７９万７千円の減額です。節１報酬の主なものは、嘱託員報酬１億８００万円余です。そのほか総務部、企画部の職員の給料、４７ページの上から職員手当等、共済費と職員全体の退職手当組合負担金が主なものであります。

４８ページに移ります。節１３委託料で中段ぐらいになります、定型業務自動化支援業務委託料に１，３４２万３千円などを計上しています。

次に、５０ページに移ります。目２文書管理費では６，６３４万７千円、前年度比４３８万７千円増を計上しています。主なものは、節１２役務費の５，８７７万２千円で市役所から発送する郵便物等の通信運搬費です。

５１ページに移ります。目３財政管理費では１，００７万７千円、前年度比４，７８６万４千円の減額です。主な減額要因は、節２５積立金で金桁温泉施設建設事業に係る減債基金元金積立金の減額です。目５財産管理費では３億３００万円余、前年度比４，１３８万円減額を計上しています。普通財産、本庁舎、支所庁舎、松合出張所、公用車の維持管理経費です。主に旧小川支所解体工事費の減少が減額要因

です。

５４ページに移ります。節１５工事請負費では、不知火支所庁舎のエレベーター設置工事費に４千万円。同じく空調設備改修工事費に２,５００万円を計上しています。

５８ページに移ります。目８防犯対策費では５,３３７万１千円、前年度比７１９万５千円の減額です。前年度までの３か年で行った行政区管理防犯灯ＬＥＤ交換がおおむね終了し、５９ページの最上段にございます本年度から市管理防犯灯ＬＥＤ交換の予算を３,０１５万６千円計上しています。

７３ページに移ります。項４選挙費です。７４ページの目３で、平成３１年４月７日執行予定の県議会議員一般選挙費１,５２７万２千円を計上しています。同じく目４で同年７月２８日任期満了の参議院議員通常選挙費３,６９０万９千円、次のページの目５で平成３２年４月１５日任期満了の県知事選挙費３,１２７万６千円を計上しています。

少し飛びます、１０５ページに移ります。款４衛生費、項１保健衛生費、目７病院費で７,０８９万５千円、前年度比３,３７０万１千円を減額しています。平成２６年度の地方公営企業会計制度が改正されて以降、５年間に分けて支出を行っていた退職引当金分の負担終了が主な減額要因です。

次に移ります。少し飛びます、１４４ページです。款８消防費、項１消防費です。今回から目１常備消防費で７億９,２００万円余計上しています。消防本部や消防署の運営経費である宇城広域連合消防費負担金を消防団の活動経費を主とする非常備消防費と区別するため、目を新設し計上しました。目２非常備消防費では１億５,２００万円余を計上しています。前年度比７億７,２００万円余の減額となりますが、先ほど申しました広域連合消防負担金を組み替えたものが主な要因です。ここでは消防団関連経費、消防事務担当職員人件費を計上しています。

１４６ページに移ります。目４災害対策費で２１億４,７００万円余、前年度比４億３,６００万円余の増額を計上しています。

１４７ページの節１５工事請負費で、防災行政無線整備工事費に２億３,１００万円、防災コミュニティ施設整備工事費に１６億５,４００万円余が主なものです。

少し飛びます、１８９ページに移ります。款１１公債費、項１公債費の合計で３４億４千万円余、前年度比４億９,６００万円余を減額しています。元金償還金で４億６,７００万円余の減、利子で２,８７３万２千円の減です。

次に、歳入の主なものについて説明します。

２０ページに戻ります。款２地方譲与税から次のページの２１ページ、款１０地方交付税までにつきましては、国の地方財政計画などの資料に基づき積算していま

す。20ページ中段です。項4森林環境譲与税600万円を新規計上しています。新たな森林管理制度の施行に合わせ、平成31年度から交付されるもので、国の配分試算に基づき予算計上しています。

次に21ページに移ります。款10地方交付税で90億9千万円、前年度比2億9千万円の減額計上です。普通交付税については、前年度比3億円減の87億円を計上しています。また特別交付税につきましては、前年度比1千万円増の3億9千万円を計上しています。

37ページに移ります。款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で12億4,500万円余は、平成31年度財源不足分を基金からの繰入れで収支の調整を行っているところです。目2減債基金繰入金で1億400万円余を計上しています。前年度比で1億400万円余の減額としています。合併特例基金造成に伴います合併特例債の元利償還が、平成31年度の上半期をもって終了することによる減額です。目3その他特定目的基金繰入金で3億2,600万円余を計上しています。前年度比2億8,100万円余の増で、節2の地域振興基金繰入金3億900万円余、前年度比2億7,700万円余の増が主な要因です。

42ページに移ります。款21市債、項1市債、目1総務債から43ページ、目7教育債までが、建築事業の財源として借り入れ、目8災害復旧費はいずれも過年度災害事業復旧事業分です。

44ページ、項1市債の合計である市債の総合計は69億7,100万円余で、前年度比15億9,900円余の減額、率にしまして18.7%の減となります。熊本地震発災以降、地方債の新規発行額を元金償還額以下に抑え、地方債残高の縮減を図るという従来目標には至りませんが、復旧・復興をはじめとする更なる市の発展に資する事業の実施は必要不可欠であり、有効な補助金等の活用が可能な時期にまた地方交付税措置が有利な起債が活用できる期間での対応を行い、後年度の負担軽減につなげています。

以上で、総務部所管の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 総務部長の説明が終わりました。

次に、企画部長に求めます。

○企画部長（岩清水伸二君） それでは、企画部所管の歳出の主なものを説明いたします。

予算書の55ページになります。款2総務費、項1総務管理費、目6企画費で5億2,500万円余、前年度比3,253万3千円の減を計上しております。節8報償費の1,002万4千円のうち、主なものは、松合地区で策定した集落版総合戦略の実施を後押しする集落支援員2人分の報奨金499万2千円と、空き家空き地

対策の研究を行う地域おこし協力隊員２人分の報償金４０３万２千円で、いずれの費用も特別地方交付税で措置されることとなっています。節１３委託料です。ふるさと納税事務一括代行業務委託料１億９,５００万円余は、返礼品、送料、手数料を含む委託料で、寄附見込額３億５千万円のうち、直接寄附を除いた分の代行業務委託料として計上しております。

５７ページに移ります。節１９負担金補助及び交付金のコミュニティ助成事業補助金４９０万円は、自治総合センターが行います宝くじの社会貢献広報事業、これは１０分の１０の補助でございますが、この事業に申請のあった３団体分でございます。その下になります。過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業補助金２千万円は、松合地区の集落版総合戦略に基づき実施する事業の補助金で、国１０分の１０補助の過疎地域等自立活性化推進交付金を活用する予定としております。またその下です。地方バス運行等特別対策補助金１億円余は、路線バスを運行するバス会社に対し、赤字補填として補助するもので、財源の一部として県補助金８３４万４千円を見込んでおります。節２５積立金１億５,４００万円余は、主にふるさと応援寄附から委託料等の経費を差し引いた額を計上しております。

次に、６０ページに移ります。目１０広聴広報費で１,４１６万６千円を計上しておりますが、広報うきの発行とホームページの管理に要する費用でございます。

次の６１ページです。目１１電算運営費は５億１,５００万円余、前年度比３億５,４００万円余の増額としております。

次の６２ページです。節１４使用料及び賃借料１億１００万円余は、基幹系システム使用料の５,９９６万７千円、情報系システム等使用料で２,２２１万円、それから小中学校の校務システム使用料１,４８５万２千円がその主なものでございます。節１５工事請負費の５１３万９千円は、本庁舎を含みます防災拠点施設等の公衆無線ＬＡＮ環境整備工事費で、財源として国の補助金２３１万２千円を見込んでおります。次に、節１８備品購入費の３,７３３万５千円は、更新用パソコン３０５台とその他の機器購入費用でございます。節１９負担金補助及び交付金、光通信網整備事業補助金３億２,２００万円余は、豊野地区、松合地区、郡浦地区の光通信網を整備する民間事業者に対する補助金でございます。

次に、６３ページです。中段になります。目１３道の駅維持費では１,０５６万円を計上しております。道の駅うきと不知火２か所の維持管理費用でございます。

６７ページに移ります。目１９地方活性化事業費３,６７９万８千円のうち、企画部が所管します主なものを説明いたします。節１３委託料の子育て世代向けに行う定住促進魅力発信事業委託料３２４万円で、県の地域づくり夢チャレンジ事業、県の４分の３補助の事業を活用いたします。また、観光地域づくり支援業務委託料

373万円は、地方創生推進交付金これは国の2分の1補助でございますが、この交付金を活用する事業で、三角地区観光マーケティング委員会が実施する観光振興事業への委託料です。

次に、76ページに移ります。項5統計調査費、目1統計調査総務費の1,747万7千円は、統計調査に関わる人件費がその主なものでございます。

次の77ページです。目2基幹統計調査費では、1,187万3千円を計上しております。主なものとして、節1報酬の799万8千円で、農林業センサスなど各種調査の調査員及び指導員の報酬でございます。

少し飛びます、125ページをお願いします。款6商工費、項1商工費、目4観光費は1億1,300万円余を前年度比1億1,500万円余の減としております。

128ページです。節15工事請負費で三角西港観光トイレ大規模改修工事3千万円を計上しております。龍驤館とムルドルハウスのトイレ2か所の改修費用で、その財源として熊本地震復興基金の観光拠点整備事業、これは2分の1の補助ですが、この事業を活用いたします。

129ページです。目5花の学校費865万円は、節13委託料の戸馳花の学校の指定管理業務委託料770万円がその主なものでございます。

次に、歳入の主なものを説明します。

戻りまして27ページをお願いいたします。款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費補助金の地方創生推進交付金1,545万円は、まち・ひと・しごと総合戦略に基づき実施する地方創生事業に対する交付金でございます。

次に、34ページです。款15県支出金、項3県委託金、目1総務費県委託金、節5統計調査費委託金1,191万8千円は、農林業センサス調査費委託金など各種調査の委託金でございます。

次に、36ページです。款17寄附金、項1寄附金、目1指定寄附金、節1総務費寄附金でふるさと応援寄附金として3億5千万円、前年度比5千万円の減を見込んでおります。

以上で、企画部所管の説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 企画部長の説明が終わりました。

次に、市民環境部長に説明を求めます。

○市民環境部長（園田敏行君） それでは、市民環境部所管につきまして詳細説明します。

予算書の17ページをお願いします。款1市税につきましては、58億3,300万円余を見込んでおります。前年度当初予算に比べ1億4,200万円余の増と

いうことで、率では2.5%の増です。

続きまして、19ページをお願いいたします。予算増減の主なものということで、まず、項1の市民税で1億6,800万円余の増です。これは平成28年に発生しました熊本地震以降、雑損控除等の影響額を見ておりましたが、徐々に影響額を減額し今回増になっております。項2固定資産税で約2,100万円の減。項3軽自動車税で約1,300万円の増。それから20ページに移ります。項4の市たばこ税で1,800万円の減。これは禁煙・分煙傾向の社会的拡大によりまして、販売本数等が減少している、そういった事情でございます。

次に、歳出です。少し飛びまして68ページに移ります。款2総務費、項2徴税費、目1税務総務費は前年度比約2,400万円増の3億2,800万円余で、大半が職員の人件費等でございます。そのほか主なもので69ページ、節13固定資産評価業務委託料4,978万6千円、また70ページ、節23市税還付金2,700万円などです。

続きまして、72ページに移ります。款2総務費、目1戸籍住民基本台帳費は、前年度比約1,600万円の増の1億1千万円余で、同じく大半が人件費です。そのほか主なもので、節13窓口業務委託料3,384万8千円を本年度より市長政策室から予算を組み替えて計上しています。

続きまして、81ページに移ります。款3民生費、項1社会福祉費、目3国民健康保険費は、前年度比約950万円減の6億2,300万円余で、国保特別会計への全て基準内繰出しでございます。特定財源の国県支出金3億1,400万円余は26ページの目1民生費国庫負担金また29ページの目1民生費県負担金等でございます。

続いて、86ページに移ります。同じく項3老人福祉費、目4後期高齢者医療費は、前年度比約1,400万円減の11億3,100万円余で、節19広域連合療養給付費負担金8億2,600万円余、それから87ページの後期高齢者医療特別会計繰出金2億7,100万円余などでございます。

次に、少し飛んで105ページに移ります。款4衛生費、項2環境衛生費、目1環境衛生総務費は、前年度比約1,000万円増の1億4,400万円余で、主に人件費や106ページになりますが節19広域連合各種事業負担金でございます。

続きまして、108ページに移ります。同じく項3清掃費は、前年度比1億1,200万円余増の7億3,700万円余を計上しております。主なもので節19の広域連合の浄化センター事業費負担金2億7,700万円余、それから宇城クリーンセンター事業費負担金2億6,500万円余などでございます。

以上で、市民環境部所管の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 市民環境部長の説明が終わりました。

次に、健康福祉部長に説明を求めます。

○健康福祉部長（那須聡英君） 健康福祉部所管の予算について説明します。

歳出から説明をします。予算書の65ページをお開きください。なお、補助事業等の特定財源については規定の補助率等で対象目ごとに充当しております。款2総務費、項1総務管理費、目18熊本地震復興基金事業費3億6,000万円余のうち1億3,300万円余を計上しています。応急仮設住宅の維持管理に要する経費1,150万円、次の66ページ、住まい再建支援事業1億2,191万円です。

飛びまして、78ページに移ります。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費で2,700万円余減の1億8,600万円余を計上しております。社会福祉課職員人件費、社会福祉協議会、生活困窮者自立支援事業、民生委員・児童委員協議会、戦没者援護事業などの経費です。

80ページに移ります。目2社会福祉施設費で1,300万円余を計上しております。小川総合福祉センター等の管理運営経費です。

81ページに移ります。項2障害者福祉費、目1障害者福祉総務費で600万円余を減の1億5,700万円余を計上しております。主に重度心身医療費助成事業、障害者手当、宇城地域療育センター事業、障害者団体などの経費です。

83ページに移ります。目2障害者自立支援費で2,500万円余減の19億2,600万円余を計上しています。生活保護、入所支援等の障害福祉サービス事業、放課後等デイサービスなどの児童発達支援事業、更正医療などの公費負担診療報酬扶助費、日中一時支援等の地域生活支援事業、日常生活用具給付事業などの経費です。

84ページに移ります。項3老人福祉費、目1老人福祉総務費で1,600万円余増の1億9,500万円余を計上しています。養護老人ホーム入所措置費、シルバー人材センター、地区敬老会、老人クラブ連合会補助金などの経費です。増の要因としましては、成年後見制度利用促進事業委託料1,100万円余の経費などです。

85ページに移ります。目2老人福祉施設費で6,600万円余減の800万円余を計上しております。老人福祉センターと松橋の元気老人交流施設の管理運営に要する経費です。減の要因としては、不知火、三角老人福祉センターの廃止に伴うものでございます。目3介護保険費で5,900万円余増の10億5,100万円余を計上しています。介護保険特別会計への基準内繰出金、地区公民館への施設整備と補助金などの経費です。増の要因としては、介護給付費繰出金970万円の増、事務費繰出金820万円の増、低所得者保険料軽減繰出金4,050万円の増など

です。

８７ページに移ります。項４児童福祉費、目１児童福祉総務費で５億４,５００万円余の増の６億３,７００万円余を計上しています。子ども福祉課児童福祉センター職員人件費、子ども・子育て支援事業計画策定、保育所等整備事業補助など児童福祉に係る他の目に属さない費用を計上しております。増要因としては、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託４３０万円余、及び保育所等整備事業補助金５億５,２００万円などです。

８８ページに移ります。目２児童手当費で５７０万円余減の９億５,２００万円余を計上しています。減要因としましては、児童手当の支出実績等により精査をしたものです。

８９ページに移ります。目３子ども・子育て支援費で２億３,９００万円余増の２６億７,６００万円余を計上しています。民間保育所等の運営費、延長保育、障害児保育事業、学童保育事業、子育て支援拠点事業、児童福祉センター事業などに要する経費です。増要因としては、処遇加算などの増による私立保育所等への運営費負担金２億６,６００万円余などです。

９１ページに移ります。目４保育園運営費で８,１００万円余減の３億５,４００万円余を計上しております。公立保育園の管理運営費の経費です。減要因としては、不知火保育園民営化による運営費の皆減です。

９５ページに移ります。項５母子福祉費、目１母子福祉費で３,５００万円余減の２億７,６００万円余を計上しています。児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成事業、ひとり親家庭高等職業訓練促進事業などの経費です。減要因としては、児童扶養手当の支出実績等の精査によるものです。

飛びまして９６ページに移ります。項６生活保護費、目１生活保護総務費で５,５００万円余を計上しています。社会福祉課生活保護係職員人件費、就労支援事業、医療費適正化事業などの経費です。

９８ページに移ります。目２生活保護扶助費で５５０万円減の８億２,９００万円余を計上しております。減要因としては医療扶助費などでございます。

９９ページに移ります。項８災害救助費、目１災害救助費で１億３００万円余。このうち健康福祉部が４,９００万円余を計上しております。応急仮設住宅期間延長事務、地域支え合いセンター事業、災害弔慰金義援金等の事務職員派遣委託などの経費です。

１００ページに移ります。款４衛生費、項１保健衛生費、目１保健衛生総務費で２億９,７００万円余を計上しております。健康づくり推進課の職員人件費、公的病院等運営事業費負担金、在宅当番医や輪番制病院運営事業、健康づくり事業、食

生活改善推進事業、予防接種事業、障害年金給付費などの経費です。

102ページに移ります。目2予防費で2,900万円余増の1億9,900万円を計上しています。予防接種事業に要する経費です。増要因としては、定期予防接種業務委託料1,000万円余。及び成人男性風しん抗体検査業務委託料1,700万円余などです。目3母子衛生費で600万円余減の2億2,500万円余を計上しています。子ども医療費助成事業、妊婦乳幼児健診事業、未熟児養育医療給付費などの経費です。減要因としては、子ども医療扶助費の実績などによるものです。

103ページに移ります。目4健康増進事業費で2,800万円余減の9,300万円余を計上しています。各種住民健診に要する経費です。減要因としてはピロリ菌検査業務委託料の実績精査によるものでございます。

次に、特定財源以外の歳入を説明しますので、飛びまして36ページをお願いします。款16財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入のうち松橋、河江、不知火保育園土地貸付収入として804万1千円を計上しています。目2利子及び配当金のうち、社会福祉振興基金利子299万3千円を計上しています。

38ページに移ります。款20諸収入、項3貸付金元利収入、目1災害援護資金貸付金収入として106万3千円を計上しております。

以上で、健康福祉部所管の予算説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 健康福祉部長の説明が終わりました。

次に、経済部長に説明を求めます。

○経済部長（吉田裕次君） 続きまして、経済部所管の歳出の主なものを説明いたします。

予算書の67ページをお開きください。款2総務費、項1総務管理費、目19地方活性化事業費、節13委託料730万円は、特産品の販売ルート拡大、販売力向上のための事業を提案し、新しいラッピング化したサンプル商品の開発やブランド化を支援し、営業活動を官民連携で行う委託費として計上しております。

68ページに移ります。上から3行目です。同じく委託料の650万円はIT企業等の誘致に向けた企業マッチング委託費として計上しております。

少し飛びまして、110ページから112ページになります。款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費1億1,100万円余は、前年度比1億3,500万円余の減を計上しております。節19負担金補助及び交付金1億800万円余は、6団体への負担金と国県市補助事業の8事業と市単独3事業の補助金です。

113ページに移ります。目6中山間地域等直接払制度事業費6,142万6千円、前年度比34万1千円の減を計上しています。節19負担金補助及び交付金の6,105万4千円は、36集落への補助金と推進事務費です。

114ページに移ります。目8農地総務費、2億4千万円余、前年比933万9千円の増を計上しています。主に節19負担金補助及び交付金の多面的機能支払事業補助金2億700万円余です。市内56地区において農地ののり面、水路、農道の補修や、農地・農業施設の管理等の地域共同活動等の取組を支援するための補助金です。

115ページに移ります。目9農業施設維持管理費5,024万1千円、前年比449万4千円の減を計上しています。主に節13委託料の16排水機場と自動堰11か所の維持管理業務委託料1,641万2千円を計上しています。

116ページに移ります。目12農地用排水整備事業費3,972万1千円、前年比1,371万2千円の増を計上しています。主に節15工事請負費3,450万円は、単独用排水施設4か所、補助用排水施設2か所の工事費を計上しています。

117ページに移ります。目13ほ場整備事業費3,184万円、前年比569万3千円の増を計上しています。主に節19負担金補助及び交付金2,584万円は、大口西部地区の県営ほ場整備事業費1億2,920万円に伴う負担額20%を計上しています。続いて、目14湛水防除事業費2億1,500万円余、前年比5,921万2千円の増を計上しています。主に節19負担金補助及び交付金1億9千万円余のうちから、県営湛水防除事業負担金として1億7,200万円余を計上しています。内訳は、不知火町の亀松地区、松橋町の豊川北部・中央・南部の4地区になります。

118ページに移ります。項2林業費、目1林業総務費5,264万2千円、前年比3,048万6千円の増を計上しています。主に節13委託料3,328万円のうちから有害鳥獣駆除業務委託料3,315万円は、台湾リスの捕獲活動の人件費及び宇城市猟友会へのイノシシ・シカ・カラス・サルなどの駆除業務委託料等になり、イノシシの捕獲頭数増加等もあり、前年度に1,733万円の増を計上しています。

122ページに移ります。項3水産業費、目4漁港改良費1億3,400万円余、前年比1億500万円余の増を計上しています。主に節15工事請負費8,250万円は、松合漁港救の浦3号防波堤機能保全工事費で、老朽化に伴う防波堤下部の交換部位保護を行い、機能保全を図る事業です。款6商工費、項1商工費、目1商工総務費7,782万7千円、前年比1,063万7千円の増を計上しています。商工会費、商工会及び地域商店会等を振興する予算であります。

124ページに移ります。目3商工振興費9,573万8千円、前年度比1,789万6千円の増を計上しています。主に節15工事請負費2,200万円は、宇城彩館の農林水産物直売交流施設駐車場整備費です。節19負担金補助及び交付金5,

6 3 5 万 7 千円のうち、主な補助金の内訳は、商工会補助金、ふるさと祭り、不知火海の火まつり、みすみ港祭り、物産展、宇城・上天草大綱引き大会のそれぞれの実行委員会と不知火海伝馬舟競漕大会等になります。

続きまして、歳入の主なものを説明します。2 3 ページへお戻りください。款 1 3 使用料及び手数料、項 1 使用料、目 5 商工使用料 5 7 0 万 8 千円、前年度比 1 7 万 6 千円の減を計上しています。節 1 商工施設使用料の主なものは、フィッシャーマンズワープ使用料 3 1 5 万円などを計上しています。

3 2 ページに移ります。款 1 5 県支出金、項 2 県補助金、目 4 農林水産業費県補助金、4 億 1, 7 0 0 万円余、前年比 6, 5 5 2 万 6 千円の減を計上しています。農業委員会の補助金を除く、中山間地域等直接払制度交付金など経済部所管補助金は 4 億 8 0 0 万円余を計上しています。

以上で、経済部所管の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 経済部長の説明が終わりました。

ここでしばらく休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午後 2 時 0 0 分

再開 午後 2 時 1 5 分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、土木部長に詳細説明を求めます。

○土木部長（成田正博君） 土木部所管の説明を申し上げます。歳出から説明をいたします。

予算書の 1 0 5 ページをお願いします。款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 6 上水道費で 1 億 7, 7 0 0 万円余、前年度比 2, 3 4 6 万 1 千円の減を計上しております。水道事業会計への補助金及び出資金です。

次の 1 0 6 ページをお願いします。項 2 環境衛生費、目 3 生活排水対策費で 4, 5 4 8 万 9 千円、前年度比 5, 8 5 0 万 7 千円の減を計上しております。

次のページをお願いいたします。主に節 1 9 負担金補助及び交付金で、説明欄にあります合併浄化槽設置補助金 3, 9 8 4 万 4 千円でございます。

少し飛びます、1 2 9 ページをお願いします。款 7 土木費、項 1 土木管理費、目 1 土木総務費で 1 億 4, 6 0 0 万円余、前年度比 8 4 8 万 8 千円の減を計上しております。主に職員人件費です。

1 3 2 ページをお願いします。項 2 道路橋りょう費、目 2 道路維持費で 3 億 4, 4 0 0 万円余、前年度比 1, 9 8 0 万 3 千円の増を計上しております。道路維持補

修事業に要する費用です。主なものとしまして節１５の工事請負費の２億８００万円余です。

１３３ページに移ります。目３道路新設改良費で１９億３，５００万円余、前年度比７億６，８００万円余減を計上しております。

１３４ページに移ります。主に節１５工事請負費の１４億３，６００万円余でございます。道路改良事業に要する費用で、戸馳大橋撤去工事また長崎久具線道路改良工事などでございます。

１３５ページに移ります。目４橋りょう維持費で１億７００万円、前年度比２，６００万円の減を計上しております。老朽化した橋りょうの補修工事など維持管理に要する費用で、節１３委託料８，１５０万円と節１５工事請負費２，５００万円です。

１３７ページに移ります。項３河川費、目３河川改良費で３億５，１００万円余、前年度比２億８００万円余の増を計上しております。主に節１５工事請負費３億２，１００万円で、河川の拡幅工事と松橋町大野地区排水ポンプ増設工事でございます。

次に、１３９ページに移ります。項５都市計画費、目２下水道費で５億３，２００万円余を計上しております。下水道事業会計の補助金出資金となっております。次に、目３駅周辺開発推進事業費で１億６，２００万円余、前年度比４，９４３万９千円の増を計上しております。主なものは１４０ページになります。節１５工事請負費としまして、松橋駅周辺開発工事費の１億１，２００万円を計上しております。

１４１ページに移ります。項６住宅費、目１住宅管理費で１億１，８００万円余、前年度比２，６１５万９千円の減で、市営住宅の維持管理費に要する費用です。

少し飛びまして、１８８ページでございます。款１０災害復旧費、項２公共土木施設災害復旧費、目２公園施設災害復旧費で４千万円、前年度比２，９００万円の増を計上しております。主に節１５工事請負費２，６００万円でございます。

続きまして、歳入の主なものを説明いたします。戻りますが２４ページになります。款１３使用料及び手数料、項１使用料、目６土木使用料で１億６千万円余、前年度比１，９８３万７千円の増を計上しております。主に節４住宅使用料１億４，３００万円余などでございます。

２８ページをお願いいたします。款１４国庫支出金、項２国庫補助金、目４土木費国庫補助金１６億９千万円余、前年度比９，３５５万５千円の減を計上しております。主に節１の道路橋りょう費補助金７億８００万円余で、道路改良事業等に関するものでございます。

以上で、土木部所管の説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 土木部長の説明が終わりました。

次に、教育部長に説明を求めます。

○教育部長（蛇島浩治君） 教育部所管の予算を説明いたします。

まず、歳出の主なものについて説明をいたします。67ページをお願いいたします。最上段は、款2総務費、項1総務管理費、目18熊本地震復興基金事業費、節19負担金補助及び交付金でございます。説明欄の地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金615万円は、地域のコミュニティ施設の復旧再建に対する補助金です。財源は、同額が県の熊本地震復興基金交付金となっております。上から3段目の自治公民館等整備費補助金164万1千円は、平成28年熊本地震で被災しました小川町の井手口公民館及び豊野町の鑑ヶ鼻公民館に対する補助金です。

飛びまして、151ページに移ります。款9教育費、項1教育総務費、目3教育振興費で2億3,400万円余、前年度比2億2,400万円余の増を計上しています。教育のICT環境整備のため主にICT支援包括提携事業委託料2,555万2千円、教師用・生徒用パソコンリース料5,489万3千円、備品購入費のうち、パソコン教室のパソコン更新、電子黒板、デジタル教科書等のICT教材購入費1億4,200万円余を新規計上しております。電子黒板、デジタル教科書等の特定財源としまして、その他でふるさと応援寄附金7,920万円を予定しています。

152ページ、目4語学指導費1,124万9千円は、外国語指導助手ALT2人を各中学校に派遣するための委託料です。項2小学校費、目1学校管理費では12億5,600万円余を計上しております。

154ページにお移りください。節13委託料のうち最上段の2千万円は、国の補助事業採択に必須である外構施設の長寿命化計画策定業務委託料を計上しております。節15工事請負費9億7,400万円余の主なものは、各小学校の無線LAN設置工事、不知火小学校校舎改築工事などを予定しています。特定財源として152ページの国庫支出金、負担金でございます。1億800万円余を予定しております。補助率は2分の1でございます。

155ページに移ります。目2教育振興費、節11需用費のうち、消耗品費2,294万円は、教科書改訂に伴う教師用教科書及び指導書の購入費が主なものです。次に、項3中学校費、目1学校管理費では、11億6,400万円余を計上しております。

157ページに移ります。節13委託料1億1,600万円余は、小川中学校校舎等の基本設計業務委託料8,000万円、158ページ最上段の工事監理業務委託料1,950万円は、松橋中学校屋内運動場改修工事が主なものです。節15工事請負費9億4,800万円余は、各中学校無線LAN設置工事2,250万円、松橋中学校屋内運動場改築工事費5億7,700万円、同じく武道場改築工事費3億

3,000万円が主なものです。特定財源として、156ページの国庫支出金、補助金でございます。6,257万9千円を予定しております。

174ページに移ります。目5松橋総合体育文化センター費は6億3,600万円余の減額の5,484万7千円としております。昨年度、松橋総合文化センターの改築工事等を計上しておりました関係で今年は減額となっております。節13委託料の松橋総合体育文化センター指定管理業務委託料5,226万2千円が主なものです。

176ページに移ります。目7世界遺産管理費、節13委託料の最上段、耐震改修設計業務委託料615万円は、三角町の旧海運倉庫分でございます。特定財源は、国庫補助の重要文化的景観保護推進事業費補助金303万5千円及び県補助の世界文化遺産登録維持保全業務委託料150万円でございます。項7保健体育費、目1保健体育総務費1億6,300万円を計上しております。

177ページに移ります。節13委託料の不知火地区体育施設指定管理業務委託料3,600万円は、不知火地区の体育施設の指定管理業務委託です。節19負担金補助及び交付金の負担金、熊本県民体育祭負担金1,840万8千円は、本年9月に開催されます県民体育祭の負担金です。

178ページに移ります。同じく補助金下から3段目、総合型地域スポーツクラブ補助金330万円は、市内3つの総合型地域スポーツクラブへの運営補助金150万円と、本年4月から始まる学童スポーツクラブの受け皿となるNPO法人総合型クラブSCC宇城への補助金180万円です。学童スポーツクラブ運営補助金92万5千円は、今までの小学校部活動運動補助金を継続した形での運営補助金です。最後の学童スポーツクラブ大会出場補助金100万円は、これまで部活動で県の予選を経て出場する九州大会以上の大会に補助金を交付しておりましたが、それを継続するものです。

187ページに移ります。項8学校給食費、目4給食センター費、節13委託料、説明欄の最下段の給食調理配送業務委託料8,426万円は、松橋学校給食センターの委託料です。特定財源としまして186ページのその他756万9千円は、県立松橋西支援学校の給食調理を受託しているものです。給食センター建設費8億8,400万円余は、新学校給食センター建設に係る経費で、節13委託料400万円は、学校給食センター建築工事監理業務委託料です。節15工事請負費8億8千万円は、学校給食センター工事費です。委託料、工事費とも継続費の2か年目の予算分です。特定財源として国県支出欄の国庫補助金3,336万4千円は、学校給食センター整備費補助金で補助率は国の基礎額3分の1、一部はアレルギー対策室等でございますが、こちらは2分の1となっております。

189ページに移ります。款10災害復旧費、項3文教施設災害復旧費、目1文化施設災害復旧費、節15工事請負費3,366万円は、市指定文化財の鴨籠橋の災害復旧工事にかかるものです。

続きまして、歳入でございます。歳出で説明しました特定財源は省略いたします。お戻りいただきまして24ページに移ります。款13使用料及び手数料、項1使用料、目7教育使用料、節1小学校施設使用料168万2千円及び節2中学校施設使用料97万6千円は、小中学校体育館の夜間照明使用料、体育館使用料並びにグラウンド使用料です。

25ページに移ります。節5保健体育施設使用料2,093万6千円は、不知火地区を除く市内の体育館、グラウンド、テニスコートなどの使用料です。

28ページに移ります。款14国庫支出金、項2国庫補助金、目5教育費国庫補助金、節1小学校費補助金142万7千円及び節2中学校費補助金のうち75万3千円は、要保護生徒援助費補助金、特別支援教育就学奨励費補助金です。

33ページに移ります。目8教育費県補助金、節1小学校費補助金のうち子供エコセミナー補助金91万5千円は、環境問題を水俣で学ばせるための補助金で小学校5年生を対象としております。その下の研究指定校費補助金10万円は、県教育委員会から指定された豊川小学校健康教育研究推進事業の補助金でございます。

以上で、一般会計の予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（長谷誠一君） 教育部長の説明が終わりました。これで議案第34号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第35号平成31年度宇城市国民健康保険特別会計予算及び議案第36号平成31年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算の詳細説明を求めます。

○市民環境部長（園田敏行君） それでは、別冊の特別会計予算書になります。

議案第35号平成31年度宇城市国民健康保険特別会計予算について詳細説明します。

予算書101ページをお願いします。まず初めに予算の総額です。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ82億7,508万2千円と定めるものです。

107ページに移ります。歳出合計欄で前年度当初予算との比較では1億9700万円余の減で、率で2.3%の減でございます。

まず、歳入です。108から109ページをお願いします。まず款1国民健康保険税は、県が提示しました平成31年度の標準保険税率を基に、県内他市の国保税率との均衡を考慮し、本市独自の軽減策を講じた改正後の税率で算定をしております。前年度比7,476万5千円減で、率で4.7%減の15億300万円余を、見込んでおります。

110ページをお願いします。款5繰入金は、一般会計繰入金6億2,300万円余のほか、国保財政調整基金から約4千万円を取り崩し、保険税に充当することで被保険者に係る保険税負担の軽減を図っております。

次に、歳出です。114から115ページをお願いします。款2保険給付費は、前年度比9,924万9千円の減で、率で1.7%の減、給付費全体では総額59億500万円余で、歳出の約71%を占めております。特定財源としましては、国県支出金58億4,500万円余は、109ページの款3県支出金、項1県補助金の普通交付金を充当しております。10分の10でございます。

続いて、116ページをお願いします。款3国民健康保険事業費納付金は、平成30年度から標準保険料率と合わせ導入されたもので、県が提示しました額に基づき、総額22億800万円余を計上しております。特定財源としましては、国県支出金2億2,100万円余は、同じく項1県補助金の特別交付金を充当しております。

続きまして、118ページに移ります。款5保健事業費は、特定健診受診率向上を図るため総額7,024万9千円を計上しています。特定財源の国県支出金1,991万8千円は、同じく項1県補助金の特別交付金を充当しております。以上で議案第35号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案第36号平成31年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算につきまして詳細説明します。

予算書の201ページをお願いします。まず初めに予算の総額です。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億8,943万9千円と定めるものです。

205ページに移ります。歳出合計欄で前年度当初予算との比較では1,025万2千円の増で、率で1.3%の増となります。

まず、歳入です。206ページをお願いします。款1後期高齢者医療保険料は被保険者の増加が見込まれ、前年度比691万6千円の増、率で1.4%増の5億円余を見込んでおります。続いて、款4繰入金は、前年度比356万8千円の増2億7,100万円余で、保険基盤安定事業繰入金や他の特別会計同様、職員人件費等の事務費繰入金を計上しております。

次に歳出です。209ページをお願いします。款2後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、前年度比329万6千円の増、率で0.4%増の7億3,600万円余で、歳出の93%を占めています。

以上で、議案第36号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第35号及び議案第36号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第37号平成31年度宇城市介護保険特別会計予算の詳細説明を求め

ます。

○健康福祉部長（那須聡英君） 議案第37号平成31年度宇城市介護保険特別会計予算について説明します。

特別会計予算書は301ページです。平成31年度は、歳入歳出それぞれ69億1,769万7千円で、対前年度比で6,686万8千円の増額です。

歳入から説明します。308ページに移ります。款1保険料、項1介護保険料は予算額13億4,280万2千円です。65歳以上の第1号被保険者を1万9,600人程度と予測しています。

次に、款3国庫支出金、項1国庫負担金は11億8,500万6千円です。居宅サービス給付金の20%、施設サービス給付費の15%、介護予防高額介護費、特定施設入所サービス費を合算した額です。次に、項2国庫補助金は5億5,208万8千円です。調整交付金、地域支援事業交付金、保険者機能強化推進交付金が主なものです。

309ページに移ります。款4支払基金交付金、項1支払基金交付金は、介護給付費と地域支援事業費合わせて17億8,829万5千円です。次に、款5県支出金、項1県負担金は予算額9億1,791万2千円で、居宅サービス給付費の12.5%、施設サービス給付費の17.5%、介護予防高額介護費、特定施設入所サービス費を合算した額です。

310ページに移ります。項3県補助金は、地域支援事業交付金で3,813万4千円です。款8繰入金、項1一般会計繰入金は、介護給付費、地域支援事業費、事務費、低所得者保険料軽減費として10億4,296万6千円です。

次に、歳出です。314ページに移ります。款1総務費、項3介護認定審査会費、は、介護認定調査員11人の報酬、主治医意見書に係る手数料、宇城広域連合への介護認定審査会負担金で5,558万6千円です。

315ページの款2保険給付費、項1保険給付費は64億7,051万8千円です。国保連合会に支払う審査手数料、要支援・要介護の方への介護サービス等給付費、要支援1、2の方への介護予防サービス等給付費、介護サービスの利用者負担が上限を超えた場合に、その差額を支給する高額介護サービス等給付費、介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合に設定された限度額との差額を支給する高額医療合算介護サービス等給付費、施設給付費のうち居住費、食費の自己負担額が限度額を超えた部分についてその差額を支給する特定入所者介護サービス等給付費が主なものです。

316ページから317ページの項2地域支援事業費は、2億5,168万4千円です。介護予防・日常生活支援総合事業の通所型介護予防事業、訪問型介護予防

事業等や語ろう会、巡回型介護予防事業、地域包括支援センター運営委託料、緊急通報システムの委託料、高額介護予防費給付事業が主なものです。

以上で、議案第37号平成31年度宇城市介護保険特別会計予算の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第37号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第38号平成31年度宇城市奨学金特別会計予算の詳細説明を求めます。

○教育部長（蛇島浩治君） 議案第38号平成31年度宇城市奨学金特別会計予算の詳細説明を行います。

予算書の401ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算で歳入歳出予算の総額は、それぞれ2,042万8千円と定めるものです。

まず、歳入予算から説明いたします。406ページに移ります。款1財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金は、奨学基金利子として25,000円、一番下の款4諸収入、項1貸付金元利収入、目1奨学資金貸付収入は、奨学金の返済金として滞納繰越分を含め2,040万円を予定しています。貸付金の納付期限を明確にし、債権者への連絡体制を強化したため増額をしたものでございます。

次に、歳出を説明します。407ページに移ります。款1育英事業費、節21貸付金は、平成31年度の奨学金貸付金として1,050万円を予定しています。節25積立金は、奨学基金積立金として992万8千円を見込んでいます。なお、平成31年度の貸付は、平成28年度から平成30年度までの継続者11人と平成31年度新規貸付者を11人と見込んでいます。

以上で、議案第38号の奨学金特別会計予算の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第38号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第39号平成31年度宇城市水道事業会計予算及び議案第40号平成31年度宇城市下水道事業会計予算の詳細説明を求めます。

○土木部長（成田正博君） 議案第39号平成31年度宇城市水道事業会計予算について説明を申し上げます。

内容説明の前に、まず平成31年度より簡易水道事業特別会計を水道事業会計へ統合しますことによりまして、水道事業会計の歳入歳出それぞれが増額となっていることを申し添えます。

予算書の501ページをお願いします。第3条、収益的収入及び支出です。収入の第1款水道事業収益12億7,424万1千円を計上しております。

502ページになります。支出の第1款水道事業費用12億9,311万8千円を計上しております。次に、第4条、資本的収入及び支出です。収入の第1款資本

的収入1億2,196万4千円を計上しております。支出では、第1款資本的支出6億713万6千円を計上しております。

少し飛びます、536ページをお願いします。予算の明細書になります。収益的収入及び支出の収入です。款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益では前年度より1億8,900万円余増の9億9,200万円余を計上しております。項2営業外収益、目2他会計補助金としまして、前年度より1,492万3千円減の1億100万円余を一般会計繰出基準内補助金として計上しております。

539ページをお願いします。支出になります。款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費で前年度より1,823万9千円増の4億5,800万円余を計上しております。主なものとしまして、540ページの節37受水費の3億8,300万円余でございます。

541ページをお願いします。目4総係費は、職員の人件費等を計上しており、前年度より4,883万5千円増の1億5,700万円余を計上しております。主なものは542ページ、節18委託料7,093万5千円でございます。

543ページをお願いします。目5減価償却費で前年度より1億円余増の4億2,400万円余を計上しております。

続きまして、546ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入でございます。款1資本的収入、項1企業債、目1建設改良企業債で前年度より3千万円減の7千万円を計上しております。項3出資金、目1他会計出資金で前年度より4,076万7千万円増の5,196万1千円を計上しております。

547ページでございます。支出です。款1資本的支出、項1建設改良費、目2施設改良費で前年度より4,850万円減の9,500万円余を計上しております。主なものは節25工事請負費8,400万円でございます。目3施設拡張費は、配水管拡張工事としまして3,530万円を計上しております。

548ページをお願いします。項2企業債償還金、目1企業債償還金で4億5,500万円余を建設改良企業債償還金として計上しております。

以上で、議案第39号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案第40号平成31年度宇城市下水道事業会計予算について説明を申し上げます。

予算書の601ページをお願いします。第3条、収益的収入及び支出です。収入の第1款下水道事業収益12億8,651万9千円を計上しております。

次のページをお願いします。支出の第1款下水道事業費用は、14億6,614万6千円を計上しております。第4条、資本的収入及び支出の収入です。第1款資本的収入としまして6億618万1千円、支出では第1款資本的支出10億9,1

８１万７千円としております。

飛びまして６３３ページをお願いします。予算の明細書で収益的収入及び支出の収入です。款１下水道事業収益、項１営業収益、目１下水道使用料を、前年度より１，０４１万６千円増の５億４，７００万円余を計上しております。項２営業外収益、目２他会計補助金は、４億９００万円余を一般会計から繰り入れることとしております。

６３５ページをお願いします。支出です。款１下水道事業費用、項１営業費用、目２処理場費に前年度より１，１０３万５千円減の３億２千万円余を計上しております。主なものは６３７ページの節２６委託料１億７，４００万円余で、公共下水道処理場及び農業集落排水処理場の維持管理業務委託費です。

６３８ページをお願いします。目５減価償却費に前年度より１，４６９万５千円減の７億４，４００万円余を計上しております。

６４０ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入です。款１資本的収入、項１企業債から項５出資金までの各節で、平成３１年度に予定します事業の特定財源を計上しております。合計で６億６００万円余を計上しております。

６４１ページ、支出でございます。款１資本的支出、項１建設改良費、目１施設建設費に、前年度より９，１３１万７千円減の１億７，３００万円余を計上しております。主なものとしまして節２９工事請負費１億７０万円で、各事業における工事請負費でございます。

６４２ページをお願いします。目２施設改良費に前年度より３，５００万円増の３億２，４００万円を計上しております。主なものは節２６委託料、消化槽耐震補強工事委託１億６，１６０万円などでございます。項２企業債償還金、目１企業債償還金に前年度より１，１１４万４千円増の５億９，４００万円余を計上しております。各事業における企業債の償還金です。

以上で、議案第４０号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第３９号及び議案第４０号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第４１号平成３１年度宇城市民病院事業会計予算の詳細説明を求めます。

○市民病院事務長（伊藤博文君） 議案第４１号平成３１年度宇城市民病院事業会計予算の詳細説明をいたします。

宇城市特別会計予算書７０１ページです。第３条、収益的収入及び支出予定額です。初めに収入です。第１款病院事業収益を４億５，３９５万円としています。

７０２ページに移ります。支出です。第１款病院事業費用を５億２，８０３万１千円としております。次の第４条、資本的収入及び支出予定額です。初めに収入で

す。第1款資本的収入を962万3千円としています。支出です。第1款資本的支出を2,036万3千円としています。

703ページに移ります。第5条は、債務負担行為の設定です。起債の15件を設定するものです。第6条は、起債の目的、限度額等を定めるものです。病院事業としての借入限度額を810万円としています。

少し飛びまして、734ページに移ります。予算の明細書です。まず収益的収入及び支出の収入明細です。款1病院事業収益の本年度欄になります4億5,300万円余としています。その主な内容になります。項1医業収益4億600万円余は、患者数の減等により前年度より840万6千円の減額です。項2医業外収益4,716万5千円は、一般会計からの繰入れになります他会計負担金の減額等により前年度より165万3千円の減額です。

735ページに移ります。項3特別利益、目3その他特別利益は、平成26年度企業会計制度の改正にあたり、退職引当金約2億3,300万円余を平成26年度に計上し、一般会計から分割して繰入れをしておりましたが、平成30年度が最終年度となり、前年度より3,349万4千円の減額です。

736ページに移ります。収益的収入及び支出の支出明細です。款1病院事業費用の本年度欄になります5億2,800万円余としています。その主な内容です。医師、看護師、技師職員等の職員及び非常勤職員等の人件費であります目1給与費が、3億4,300万円余で産休代替え職員の賃金の増等により前年度より1,038万1千円増額となっています。

737ページに移ります。目3経費は1億1,800万円余で、光熱水費及び委託料などの費用で、前年度より1,006万6千円の増額です。

743ページに移ります。資本的収入及び支出の収入明細です。款1資本的収入の本年度欄になります962万3千円としています。主な内容は、項1企業債810万円、企業債の償還に係る一般会計からの繰入れになります項2出資金152万円です。

744ページに移ります。資本的収入及び支出の支出明細です。款1資本的支出の本年度欄になります2,036万3千円としています。その内訳になります駐車場横のブロック工事と照明工事等として、項1建設改良費、目1病院施設改良費を510万円、医療機器等の購入及び企業会計システム更新費用で、目2有形固定資産購入費を1,222万2千円、借入れをしている企業債の元金償還になります項2企業債償還金304万1千円を計上しています。

以上で、議案第41号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第41号の詳細説明が終わりました。

次に、同意第1号副市長の選任について（浅井正文氏）の詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） 同意第1号副市長の選任についてです。議案集は46ページ、資料集が56ページになります。

本案は、現副市長が平成27年4月1日付で就任され、平成31年3月31日までの任期であることから、今回任期満了に伴う選任同意をお願いするものでございます。今回副市長として選任同意をお願いするのは、浅井正文氏でありまして、人格が高潔で行政運営に関し優れた識見を有する者であり、再度同意をお願いするものであります。

以上で、同意第1号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 同意第1号の詳細説明が終わりました。

—————○—————

日程第48 休会の件

○議長（長谷誠一君） 日程第48、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日2月19日火曜日及び20日水曜日は、議事整理のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。

したがって、明日2月19日及び20日は休会することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会します。

来たる21木曜日は、午前10時までに本会議場に御参集願います。

どなた様も御苦勞様でした。

—————○—————

散会 午後3時03分

第 2 号

2月21日 (木)

平成31年第1回宇城市議会定例会（第2号）

平成31年2月21日（木）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1	議案第1号	工事請負契約の締結について（学校給食センター新築工事）
日程第2	議案第2号	平成30年度宇城市一般会計補正予算（第7号）
日程第3	議案第3号	平成30年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第4	議案第4号	平成30年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第5	議案第5号	平成30年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第6	議案第6号	平成30年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第2号）
日程第7	議案第7号	平成30年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第8	議案第8号	平成30年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号）
日程第9	議案第9号	平成30年度宇城市下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第10	議案第10号	平成30年度宇城市市民病院事業会計補正予算（第3号）
日程第11	議案第11号	宇城市延滞金等徴収条例の制定について
日程第12	議案第12号	宇城市森林環境譲与税基金条例の制定について
日程第13	議案第13号	宇城市営駐車場条例の制定について
日程第14	議案第14号	宇城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15	議案第15号	宇城市総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第16	議案第16号	宇城市三角西港観光施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第17	議案第17号	宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第18	議案第18号	宇城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第19	議案第19号	宇城市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 2 0	議案第 2 0 号	宇城市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 1	議案第 2 1 号	宇城市河川敷等占用条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 2	議案第 2 2 号	宇城市立公園条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 3	議案第 2 3 号	宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 4	議案第 2 4 号	宇城市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 5	議案第 2 5 号	宇城市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 6	議案第 2 6 号	宇城市民プール条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 7	議案第 2 7 号	宇城市立体育館条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 8	議案第 2 8 号	宇城市三角地域過疎地域自立促進計画の変更について
日程第 2 9	議案第 2 9 号	指定管理者の指定について（松橋老人福祉センター）
日程第 3 0	議案第 3 0 号	指定管理者の指定について（不知火体育館、松合体育館、不知火温泉プール、武道館、不知火グラウンド）
日程第 3 1	議案第 3 1 号	工事請負契約の変更契約の締結について（長崎久具線交付金橋梁上部工工事）
日程第 3 2	議案第 3 2 号	財産の無償譲渡について（不知火保育園）
日程第 3 3	議案第 3 3 号	財産の取得について（災害公営住宅建設用地）
日程第 3 4	議案第 3 4 号	平成 3 1 年度宇城市一般会計予算
日程第 3 5	議案第 3 5 号	平成 3 1 年度宇城市国民健康保険特別会計予算
日程第 3 6	議案第 3 6 号	平成 3 1 年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算
日程第 3 7	議案第 3 7 号	平成 3 1 年度宇城市介護保険特別会計予算
日程第 3 8	議案第 3 8 号	平成 3 1 年度宇城市奨学金特別会計予算
日程第 3 9	議案第 3 9 号	平成 3 1 年度宇城市水道事業会計予算
日程第 4 0	議案第 4 0 号	平成 3 1 年度宇城市下水道事業会計予算
日程第 4 1	議案第 4 1 号	平成 3 1 年度宇城市民病院事業会計予算
日程第 4 2	同意第 1 号	副市長の選任について（浅井 正文氏）
日程第 4 3		休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。(22人)

1 番	原 田 祐 作 君	2 番	永 木 誠 君
3 番	山 森 悦 嗣 君	4 番	三 角 隆 史 君
5 番	坂 下 勲 君	6 番	高 橋 佳 大 君
7 番	高 本 敬 義 君	8 番	大 村 悟 君
9 番	福 永 貴 充 君	10 番	溝 見 友 一 君
11 番	園 田 幸 雄 君	12 番	五 嶋 映 司 君
13 番	福 田 良 二 君	14 番	河 野 正 明 君
15 番	渡 邊 裕 生 君	16 番	河 野 一 郎 君
17 番	長 谷 誠 一 君	18 番	入 江 学 君
19 番	豊 田 紀代美 君	20 番	中 山 弘 幸 君
21 番	石 川 洋 一 君	22 番	岡 本 泰 章 君

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 吉 澤 和 弘 君 書 記 山 本 裕 子 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	守 田 憲 史 君	副 市 長	浅 井 正 文 君
教 育 長	平 岡 和 徳 君	総 務 部 長	成 松 英 隆 君
総合政策監	村 上 理 一 君	企 画 部 長	岩清水 伸 二 君
市民環境部長	園 田 敏 行 君	健康福祉部長	那 須 聡 英 君
経 済 部 長	吉 田 裕 次 君	土 木 部 長	成 田 正 博 君
教 育 部 長	蛇 島 浩 治 君	会 計 管 理 者	木 下 堅 君
総 務 部 次 長	天 川 竜 治 君	企 画 部 次 長	中 村 誠 一 君
市民環境部次長	村 上 雅 宣 君	健康福祉部次長	稼 隆 弘 君
経 済 部 次 長	杉 浦 正 秀 君	土 木 部 次 長	坂 園 昭 年 君
教 育 部 次 長	吉 田 勝 広 君	三角支所長	内 田 公 彦 君
総 括 審 議 員	原 田 文 章 君	不知火支所長	村 上 伸 一 君
小川支所長	篠 塚 孝 教 君	豊 野 支 所 長	中 村 隆 文 君
市民病院事務長	伊 藤 博 文 君	農業委員会事務局長	蔵 原 正 敏 君

監査委員事務局長 横 山 悦 子 君 財 政 課 長 木見田 洋 一 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 議案第1号 工事請負契約の締結について（学校給食センター新築工事）

○議長（長谷誠一君） 日程第1、議案第1号工事請負契約の締結について（学校給食センター新築工事）を議題とします。

これから質疑に入ります。通告がありますので、発言を許します。12番、五嶋映司君。

○12番（五嶋映司君） 皆さん、おはようございます。12番、日本共産党の五嶋映司です。ただいま議題になっております議案第1号について質疑をいたします。

この契約に至るまでいろいろ経過がありましたが、基本計画との相違点や入札経緯の変化の説明をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○教育部長（蛇島浩治君） 議案第1号工事請負契約の締結につきまして、これまでの新築工事が不調により再積算しまして増額というようなことで、基本構想とのそごが発生していないかというようなことでございます。宇城市学校給食センター新築工事の不調・不落の原因は、先の議会でも申し上げましたとおり、震災等による建築需要の高まりから資機材の高騰や技術者不足等による労務費の変動が要因となり、予定価格と受注者側の見積価格にかい離が生じたためと考えております。先般実施しました設計価格の見直しは、震災等による域内の特殊な建設環境と標準積算とのかい離を市場価格の反映により解消したものでございまして、設計内容に修正等は一切行っていない状況でございます。

建築工事の推移についてですが、基本構想の概算事業費では建築工事費を約14億3千万円としておりました。この積算につきましては構想段階ですので、詳細な設計がなされていない中でどの程度の予算を要するのか事業推進する上での検討材料として試算するもので、過去の同等他事例における事案等を参考に算出したものでございます。昨年の当初発注時の積算額につきましては、16億9,992万円としておりました。これにつきましては、国土交通省が示します積算基準に基づいて積算を行ったものでございます。落札に至りました第6回の入札時の積算額につきましては、21億1,680万円としております。これにつきましても、先般議会で御説明しましたとおり入札条件の緩和等の措置を重ねましたが、度重なる不調・不落に対応し、震災やオリンピック特需などの要因から現状の熊本県における適正価格とのかい離があったものと考え、応札者の入札の内訳書等の分析、さらには市場調査等を行い、再度積算をしたものでございます。基本構想との中身等につ

いての変更は一切ございませんでした。

- 12番（五嶋映司君） 経緯はよく分かりました。最初の積算が平成28年3月に教育部がお出しになった基本構想には、おっしゃったように14億3千万円、これは確かに近隣の状況を見ながらうんぬんというそういうことで積算されたから、それは分かりますが、しかしこの段階からすると、途中今おっしゃったように16億9,900万円という数字が出てきましたから、僕らは17億円というような言い方をしましたが、最初の金額からすると7億ちょっとの違いですね。ということは、結局14億3千万円からするといわゆる約30%も増えているというのが余りにもどうも問題が大きかった。ただ、この段階でのやっぱり行政としてのしっかりした計算は、もう本来の状況のときならば、これで大体当たらず遠からずの数字だったろうと思うんですね。ところがそういう状況の中でそうなった。ある意味では、行政のいわゆる企画能力といいますかその辺が問われる問題だろうというような気がしてしょうがないです。是非、これはもうそれ以上は言いませんけれども、是非、その辺は今後検討していただきたい。今出てきている問題にそういう問題が非常に多い、いろいろな建設の中で。だからそういう意味では、そういうことを是非お願いしたいと思います。

それともう一つは、参加資格の変化が何回かありましたね。結果的にはまた戻ったような感じになっている。この辺との兼ね合いはどうか。一応最後は一番ゆるくしたときは、かなりのところまでゆるくしちゃった。そして最終的にはまたちょっと引き上げたというか、その辺の変化を少し説明していただくと。で、結果的にはどうもおい何だったんだという感じがしてならないので、その辺のことを少し教えていただければありがたいと思います。

- 総務部長（成松英隆君） 入札経緯の変化ということでございますので、前回の議会とかぶるところがございますが、これまで6回入札を行っております。まず第1回目です。資格要件としまして共同企業体いわゆるジョイントベンチャー方式で、代表構成員が建築一式工事の総合評価値1,500点以上、構成員が宇城市格付建築一式工事A等級としています。2回目が参加資格要件は、同じでジョイントベンチャーで熊本県格付建築一式A1等級の2社の構成としております。結果として2組のJVが参加しましたが開札で2社とも辞退して不調に終わったということです。3回目は、設計額の時点修正を行いました。参加要件は2回目と同様のジョイントベンチャーで熊本県格付建築一式A1等級の2社構成としております。結果、申し込みが1社もなく入札執行の中止で不調でした。4回目は参加要件を建築一式工事の総合評価値950点以上で九州内に営業所があるものとし、参加の幅を広げました。結果、申し込みが1社もなく入札執行の中止で不調でございました。5回目は、

参加要件は4回目同様で、条件付き一般競争入札の総合評価方式から条件付き一般競争入札に変え、工期の設定を延ばし工事期間を分かりやすく明記して挑みました。結果、大手2社の応札がありましたが約3億8千万円の予定価格超過で入札不落到に終わっております。6回目、これまで5回目の入札で参加要件を変えたりして試行錯誤を繰り返し、あらゆることを尽くしてまいり結果として不調・不落到に終わったので、先ほど教育部長からありました設計額や工期等を見直しまして条件付き一般競争入札の参加要件として、共同企業体方式で熊本県格付建築一式A1等級の2社の構成として臨んだ結果、高橋・和久田建設工事共同企業体1社が応札になり2億1,140万円で落札されたものでございます。

○12番（五嶋映司君） これ以上議論するつもりはありませんけれども、結果的に最終的になんで引き上げたんだと。ね、引き上げてというのは何だろうかとちょっと疑問が残りました。それと、今回の入札は大変苦勞して、応札してくれたから非常にありがたかったという雰囲気での入札だったような気がしてしょうがなく、競争性がちゃんと担保できたのか、その辺でも結局1社だけで、本当は一般競争入札なので1社だけでのあれですから、その辺では非常に疑問を持った点を一応申し上げて、常任委員会の方では、是非そのことも含めて御議論いただきたいことをお願いして、この件に関する質疑を終わります。

○議長（長谷誠一君） これで議案第1号の質疑を終わります。

—————○—————

日程第2 議案第2号 平成30年度宇城市一般会計補正予算（第7号）

○議長（長谷誠一君） 日程第2、議案第2号平成30年度宇城市一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

これから質疑に入ります。通告がありますので順番に発言を許します。まず20番、中山弘幸君。

○20番（中山弘幸君） 20番、中山でございます。ただいま議題になっております議案第2号平成30年度宇城市一般会計補正予算の中で、1点だけお尋ねをいたします。

14ページの歳入のところで、款13使用料及び手数料、項1使用料、目5商工使用料のビジネスサポートセンターの使用料が減額されておりますけれども、その理由と活用の条件についての説明をお願いいたします。

○経済部長（吉田裕次君） 宇城市ビジネスサポートセンターは、平成30年4月にオープンし、本年3月末時点での予約分まで入れまして合計104回の使用計画と使用人数が2,553人を予測しております。その多くは経営塾をはじめ起業家育成のための本市主催事業が主になります。目的として本市内における新たな仕事、雇

用及び産業の創出並びに本市産業の振興を図るためとあります。経営塾に参加している人たちがビジネスサポートセンターを利用して、ビジネス関連の企画を開催している例も新たに生まれ始めております。本施設は公民館的な使用ではなく、新たなビジネスを創出してもらうための施設であり、今後の使用率の向上を図るとともに、起業家育成、雇用及び産業の創出のためにビジネス目的での使用料は、減免申請を提出していただいて全額免除としております。また、施設の運営管理は、現在市直営で管理しており、施設関係は小川支所経済課で管理しています。当面はこのスタイルで運営してまいりたいと思います。

○20番（中山弘幸君） よく分かりました。以前からこの活用状況に興味があったものですから、要するにビジネス、起業に関してのいろんな活用をされていると。減免措置があるから減ったということですね。今後とも活用されて、宇城市の振興に貢献されますようによろしく願いして質疑を終わります。

○議長（長谷誠一君） 次に12番、五嶋映司君。

○12番（五嶋映司君） 12番、五嶋でございます。ただいま議題になっております議案第2号平成30年度宇城市一般会計補正予算（第7号）について質疑をいたします。

まず第1点、歳入の部分についてのみです。款14国庫支出金、項1国庫負担金、14ページです。民生費国庫負担金の生活保護負担金の9,000万円近い減額はということだったのか、どういう理由だったのかなどを含めて御説明をいただきたい。2番目、款16財産収入、財産運用収入1億300万円が今回計上されております。どのような運用方法でどのくらいの資金を投入して得た成果なのかを御説明をいただきたい。3つ目、款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金、ページは19ページです。この補正で現時点での本年度の財政調整基金繰入れの予算額は1億9,864万円余となっております。歳出の25ページの款2総務費、項2総務管理費の中での目3財政管理費で、1億339万円ほどの積立てが行われることになっております。これを足し引きしますと現時点では財政調整基金の減少額は9,524万円で、当初予算が12億6,741万円あったもののわずか7.5%で済んだという形になりますが、そういう理解でよろしいのかどうか。財政調整基金を使わなくてよかった理由も併せて、例えば給食センターが先送りになったこともあると思いますが、その点も含めて御説明をいただければと思います。どうかよろしくお願いいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） まず初めに、補正予算書の14ページ生活保護費負担金の減額について説明します。生活保護費負担金につきましては、生活扶助費、医療扶助費、介護扶助費等の生活保護扶助費の4分の3を国が負担するものでござい

ます。当初予算では生活保護扶助費の4分の3で予算計上をしておりますが、実際の交付については年4回、7月、8月、11月、1月。所要見込額調書を県に提出いたします。11月分までは実績が反映されますが12月から3月分につきましては、11月末までの平均額に前年度12月以降の伸び率を乗じた額を見込額として算出し交付されます。今年度については、当初予算の生活保護扶助費に対して、実績及び見込額が少なくなったため、生活保護負担金について減額をするものでございます。

○会計管理者（木下 堅君） 補正予算書19ページ、基金の運用収入についてお答えいたします。まず運用について申し上げます。本市では、公金管理の基本方針を定めておりまして、その方針に基づいて財政調整基金等を活用し、国債、地方債等の債券での運用を行っております。昨年12月末現在では、20年満期の国債等で12億4千万円の債券を保有しております。これらの債券は日銀のマイナス金利政策、これが平成28年に導入されておりますけれども、その導入以前の平成26年に購入しているものでございまして、金利が1.3%から1.6%台までありまして、最近の金融情勢では長期の金利10年もの国債が0.1%です。それから1年定期預金が0.03%程度ということですから、これから見ますと極めて高い水準ということになっております。

次に、成果についてですけれども、本年1月7日に保有する債券総額12億4千万円のうち、金利の1.5%とそれから1.602%の国債、地方債合わせて3本ですけれども6億円を売却しました。国債等の価格、時価ですけれども、これは市場の金利と深く関係しております。国債が発行された時よりも世の中の金利が下がれば価格が上がり、逆に金利が上がれば価格が下がるというような構図になっております。平成28年以降マイナス金利政策等の影響により、金利は低水準で推移してきております。そのことから市が保有している債券の価格は上昇しておりました。加えて2019年、平成31年の年明け早々から世界景気の減速化への警戒感が強まりまして、国債が取引される国債市場ですけれども、こちらの金利はさらに低下いたしまして、市が持っている高い金利の債券価格は、購入時から5年間で17%程度上昇いたしました。こうしたことからより高い基金運用益を確保するため、市場での流動性が高い債券、額面総額6億円を売却いたしました。その売却金額が7億247万6千円に上り、1億300万円強の売却益を得ることができたということになります。この元金それから売却益につきましては、引き続き国債等での債券での運用を図っていきたいと考えております。

○総務部長（成松英隆君） 財政調整基金の繰入れということでのお尋ねでお答えしたいと思います。まず、財政調整基金の取崩し及び積立ての状況についてお答えいた

します。地方自治法においては、基金の取崩しや積立てなど、基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に関する経費は歳入歳出予算に計上するものとされています。基金の取崩しは、歳入予算の基金繰入れに元金利子及び運用益を基金に積み立てる場合は、歳出予算の基金積立金に予算計上することとなります。平成30年度における財政調整基金に関する歳入歳出といたしましては、補正後の歳入予算として財政調整基金繰入金が1億9,864万2千円、また歳出では定期預金の利子など利子の積立金で400万円を減額補正し、予算金額を1,658万5千円としており、加えまして今回補正予算で計上しました運用積立金1億339万7千円が関係予算となります。運用積立金1億339万7千円については先ほど会計管理者から説明がありましたとおり、今回歳入予算の補正にあります。財政調整基金の平成30年度予算における増減につきましては、基金繰入金の取崩し額から積立金を差し引いた7,866万円の減少額となります。あくまで歳入歳出の予算額であり、預金利子は実績に基づき積み立てることとなり、また歳入不足の財政財源調整機能として、基金繰入金については年度末の決算見込みに応じて歳入不足になる場合に、予算の範囲内で基金を取り崩すこととなります。五嶋議員が9,524万5千円でいいのかということでは7,866万円という認識でお願いしたいと思います。

続きまして、基金の予算が不要だったのではないかとのお尋ねでございますけれども、財政調整基金からの基金繰入れは、歳入予算が不足する場合に予算調整機能として予算計上しております。平成29年度決算で取崩しを行わないで収支決算ができた理由の1つに、平成28年度からの繰越事業の予算の一部である繰越財源の一部が先ほど話されました、給食センターの繰越事業の未執行などにより、不用額が多く生じたため黒字決算となったことが1つございます。継続費や繰越明許費として繰り越した予算は、決算処理では一本化されることとなりますが、繰越予算としての補正ができないため、最終的には不用額が発生することがあり、また繰越予算と現年度予算を区別して各年度の予算を調整する必要があるため、現年度予算において財源不足になる際は、財政調整基金からの基金繰入れを予算計上しているものでございます。

○12番（五嶋映司君） 大分よく分かりました。福祉部の件は、いわゆる生活保護の問題は受給に対するいわゆる抑制があったんじゃないかというような、いつもそういう感じがするものですから、そういうことではないという御説明ですから一応了解をいたしました。

財産収入、これは非常にうまくいったというのが正直なところです。今国の基金の運用方法などは、運用規定が市にはありますからその運用規定に従って運用されているからそういう部分はないと思いますけれども、当然知らないと思いますけれ

ども、そういう部分があるものですから常に僕らは注視をしておかなければいけない。国債の運用が基本的な運用ですから、そういう意味では非常にタイミングがよくって、6億円で1億300万円の利益というのはこれは大変な利益ですから、非常に運が良かったというか上手に運用されたということだと思います。あと6億円近く残っているわけですから、それもまたその程度の収益になるのかなと、そういう意味では、しっかり売却の時期を見計らいながら運用していただきたいと思います。

最後の基金繰入れの問題ですが、分かりました。実は事業を少しは抑えたから残った、そうじゃなくて繰越しがあるんだと。それが表面上に出てこないからこういう形になるんだと。そういう意味では、財政運営は非常に上手になっている。僕はたいしたもんだと思います。基金を取り崩さなくてやれるわけですから、明らかに今回もそうですけども、交付税は予定どおり今年度で終わるみたいですけども、減ってきているわけですからそれをうまく運用しているということでは評価をしたと思います。こういう状況ならば、これは余録ですが、是非もっと市民のための予算の使い方を改めてお願いをしておいて一応この補正に対する質疑は終わります。確かによく分かりました。この辺は僕らもっとしっかり勉強して、財政を伴った政策提案をしっかりできるように僕らも理解を深めていきたいと思いますので、今後ともひとつよろしく御指導をしていただきたいと思います。これで終わります。

○議長（長谷誠一君） これで、議案第2号の質疑を終わります。

-----○-----

日程第3 議案第3号 平成30年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第4 議案第4号 平成30年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（長谷誠一君） 日程第3、議案第3号平成30年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）及び日程第4、議案第4号平成30年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって質疑なしと認めます。

-----○-----

日程第5 議案第5号 平成30年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（長谷誠一君） 日程第5、議案第5号平成30年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑に入ります。通告がありますので発言を許します。12番、五嶋映司君。

○12番（五嶋映司君） 12番、五嶋でございます。ただいま議題になっております、議案第5号について質疑をいたします。歳入の款3国庫支出金、項2国庫補助金、目5保険者機能強化推進交付金の詳細説明、介護保険の補正です。たぶんこれはいわゆる今、行政が取り入れたインセンティブなのかという気がしますが、その辺の説明を是非よろしくお願ひしたいと思います。

○健康福祉部長（那須聡英君） 介護保険特別会計の予算書は307ページです。保険者機能強化推進交付金ですけれども、今五嶋議員が一部話されましたけれども、高齢者の自立支援や重度化防止につながる取組を促すインセンティブとして、本年度から設けられた新たな交付金制度でございます。前向きな努力及び成果を上げた自治体に報償として国が交付するもので、「頑張ったところが報われる仕掛け」により自治体の保険者機能を強化し、介護保険の持続性を強化する狙いがございます。本年度におきましては、今年9月に自己評価による採点評価を行った上で申請し、本年1月の内示を受け1,107万9千円を計上しているものでございます。

○12番（五嶋映司君） 努力の成果ということですから、ある意味では非常にいいことなのかもしれませんが、今回の介護保険の改定はある意味では認定を受ける人たちにとって、このサービスを受ける人たちにとっては、かなり厳しい状況がある。その状況の中にさらにそれを進めると、いわゆるサービスの抑制につながらないか、そういう心配をします。その点は、今ここで議論できる状況ではございませんので、ただ確認をしておきたいのはどの部分を評価されたのか、どの部分を市としては評価していただきたいと訴えたのか、その点だけを是非伺っておきたいと思います。

○健康福祉部長（那須聡英君） 評価項目が6項目ございまして、啓発等様々な事業があります。平均的に取っておりますのでこの部分だというのはないかと思ひます。

○12番（五嶋映司君） 分かりました。どうもありがとうございました。

○議長（長谷誠一君） これで議案第5号の質疑を終わります。

—————○—————

日程第6	議案第6号	平成30年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第2号）
日程第7	議案第7号	平成30年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第8	議案第8号	平成30年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号）
日程第9	議案第9号	平成30年度宇城市下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第10	議案第10号	平成30年度宇城市民病院事業会計補正予算（第3号）
日程第11	議案第11号	宇城市延滞金等徴収条例の制定について
日程第12	議案第12号	宇城市森林環境譲与税基金条例の制定について
日程第13	議案第13号	宇城市営駐車場条例の制定について

- 日程第 14 議案第 14 号 宇城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 15 号 宇城市総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 16 議案第 16 号 宇城市三角西港観光施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 17 号 宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 18 議案第 18 号 宇城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 19 号 宇城市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 20 議案第 20 号 宇城市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 21 議案第 21 号 宇城市河川敷等占用条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 22 議案第 22 号 宇城市立公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 23 議案第 23 号 宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 24 議案第 24 号 宇城市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 25 議案第 25 号 宇城市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 26 議案第 26 号 宇城市民プール条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 27 議案第 27 号 宇城市立体育館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 28 議案第 28 号 宇城市三角地域過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 29 議案第 29 号 指定管理者の指定について（松橋老人福祉センター）
- 議長（長谷誠一君） 日程第 6、議案第 6 号平成 30 年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第 2 号）から、日程第 29、議案第 29 号指定管理者の指定について（松橋老人福祉センター）までを一括議題とします。
- これから質疑に入りますが通告はありません。したがって質疑なしと認めます。
-
- 日程第 30 議案第 30 号 指定管理者の指定について（不知火体育館、松合体育館、

不知火温泉プール、武道館、不知火グラウンド)

○議長（長谷誠一君） 日程第30、議案第30号指定管理者の指定について（不知火体育館、松合体育館、不知火温泉プール、武道館、不知火グラウンド）を議題とします。

これから質疑に入ります。通告がありますので順番に発言を許します。まず15番、渡邊裕生君。

○15番（渡邊裕生君） ただいま議題になっております、議案第30号指定管理者の指定について、不知火町におけるスポーツ施設の指定管理者を株式会社とする理由をお答え願いたいと思いますが、現在指定管理を受けているNPO法人不知火スポーツクラブは、この指定管理を受けているまだ半ばであります。あと1年その期間を残しているかと私は思っているんですが、期間半ばにおいてそれを改めて指定管理者とするために、株式会社を別に設立する理由がどこにあるのかということ。そしてその今後指定管理者として受ける期間、金額、その契約方法についてお答えをしていただきたいと思います。

○教育部長（蛇島浩治君） 議案第30号指定管理者の指定につきまして、指定管理者を株式会社とする理由のお尋ねでございます。

市には現在松橋、小川、不知火と3つの総合型地域スポーツクラブが活動しており、地域のスポーツ振興や地域づくり及び市民の健康づくりを図ることを担っていただいているところでございます。地域のスポーツ振興のためには、この総合型地域スポーツクラブの活動が欠かせないものであり、今後とも引き続き安定した運営が必要であると考えております。またこれらのクラブは、市民の健康づくりなども担う活動を行っているため、少ない年会費によりクラブの運営をされている実態があるところでございます。市ではこの総合型地域スポーツクラブに引き続き、地域のスポーツ振興や市民の健康づくりなどを担っていただくため、新年度の予算で運営安定のための補助金を計上したところでございます。しかし、3つの総合型スポーツクラブのうちNPO法人不知火クラブは、現在不知火地区の体育施設の指定管理者となっており、そのNPO法人不知火クラブへの補助金交付は委託料の上乗せという形にもなるかと思えます。適当ではないかと考えるところでございます。そのためこれまでの指定管理の経験をいかし、利用者に対するサービスの向上、社会的な信用度と利益を追求する団体として、この不知火管財株式会社が不知火地区に新たに設立されたところでございます。不知火地区の地域スポーツの振興は、NPO法人不知火クラブが今までどおり担い、不知火地区の体育施設の指定管理は新たに設立された不知火管財株式会社が担うということで、今まで以上に利用者に対するサービスの向上に努められるとともに、施設の管理業務に真剣に取り組んでいた

だけのものと考え、今回指定管理者の指定について提案をさせていただくものでございます。

なお、平成29年4月から議員話されました平成32年3月までの宇城市の不知火地区体育施設指定管理運営に関する基本協定ということで、現在続いております。このNPO法人不知火クラブは、地域のスポーツ振興や地域づくり及び市民の健康づくりを図ることも担いたいというお考え、そして市は社会的に信用度が高く、利益を追求する株式会社に不知火地区の体育施設の指定管理を委託することで、経営の安定が図られ、雇用の創出にもつながることを期待するところでございます。そのような双方の考え方が一致いたしまして、このたび年度末で合意解約をするという契約を取り交わしたところでございます。なお、新たに指定管理となります株式会社につきましては、平成31年4月からの5か年間で予定しているところでございます。

○15番（渡邊裕生君） お尋ねしました5年間での契約の金額と契約方法についてお願いします。

○教育部長（蛇島浩治君） 失礼しました。不知火地区体育施設の指定管理委託料といたしまして、年間3,600万円の5年間ということで予定しております。

○15番（渡邊裕生君） お尋ねしました契約方法、例えば入札なのか、随意契約なのか、そういう話です。

○教育部長（蛇島浩治君） これまで担ってきていただいた実績等を考慮いたしまして、随意契約での1社での契約をさせていただいたところでございます。

○15番（渡邊裕生君） どうも答弁ありがとうございました。

○議長（長谷誠一君） 次に12番、五嶋映司君。

○12番（五嶋映司君） 簡単な質問ですから、自席で行いたいと思います。不知火管財株式会社、いわゆる非営利法人が法人になって、今説明のとおり法人になったら利益を上げるために努力するから、運用方法をいろいろ考えてくれるんじゃないかという期待感も含めてという答弁でしたが、その辺はちょっといかがなものかという気がしないでもありませんが、この不知火管財株式会社とNPO法人がどう変わったのか。不知火管財株式会社とNPO法人の違いといいますか、人事その他を含めてこれは今じゃなくても結構ですから、是非この会社の内容を書面でいただければと思いますが、どうでしょうか。

○教育部長（蛇島浩治君） 分かりました。はい、・・・します。

○議長（長谷誠一君） これで議案第30号の質疑を終わります。

————○————

日程第31 議案第31号 工事請負契約の変更契約の締結について（長崎久具線交

付金橋梁上部工工事)

○議長（長谷誠一君） 日程第31、議案第31号工事請負契約の変更契約の締結について（長崎久具線交付金橋梁上部工工事）を議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって質疑なしと認めます。

-----○-----

日程第32 議案第32号 財産の無償譲渡について（不知火保育園）

○議長（長谷誠一君） 日程第32、議案第32号財産の無償譲渡について（不知火保育園）を議題とします。

これから質疑に入ります。通告がありますので発言を許します。12番、五嶋映司君。

○12番（五嶋映司君） ただいま議題になっております、議案第32号財産の無償譲渡について（不知火保育園）についてですが、今までは無償譲渡に関して余りそういうことを聞かなかったんですけれども、もし無償譲渡した先が経営がおかしくなったり、何かの都合でどこかに譲渡したり、何かそういうことが全然ないとは言い切れないと思いますが、もしそういう状況になったときの処置は、どういう具合に考えているのかをお答えいただきたいと思います。

○健康福祉部長（那須聡英君） 保育所の設置及び廃止については、児童福祉法の規定に基づき、市町村との協議を経て県の認可及び承認が必要でございます。県においては熊本県社会福祉審議会に諮り、認可及び承認が決定されています。認可時においては、保育所を経営するために必要な経済的基礎や、社会福祉事業に対する知識及び経験があることなどの基準に適合するかどうか審査が行われ、安定した保育運営を継続していくことが重視されております。また、市が移管先を決定する上でもそのことを最も重視して評価、選定をしておりますので、そのような事態になることは想定しておりませんが、今言われたとおり、もしも県の廃止の承認が下りて、保育事業を廃止される場合につきましては、民営化時に締結を予定しております財産無償譲渡契約に基づき、契約解除及び返還特約の条項を明記し、物件の返還を求めることができることとしております。

○12番（五嶋映司君） 分かりました。契約の中にしっかりそういうのが入っているのかというのを僕が確認できてなかったものですから、是非そういうことで理解いたしました。この件は終わります。

○議長（長谷誠一君） これで議案第32号の質疑を終わります。

-----○-----

日程第33 議案第33号 財産の取得について（災害公営住宅建設用地）

○議長（長谷誠一君） 日程第33、議案第33号財産の取得について（災害公営住宅

建設用地)を議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって質疑なしと認めます。

-----○-----

日程第34 議案第34号 平成31年度宇城市一般会計予算

○議長（長谷誠一君） 日程第34、議案第34号平成31年度宇城市一般会計予算を議題とします。

これから質疑に入ります。通告がありますので順番に発言を許します。まず15番、渡邊裕生君。

○15番（渡邊裕生君） ただいま議題になっております議案第34号平成31年度宇城市一般会計当初予算、まず予算書8ページ、継続費。不知火小学校建替事業の年次ごとの事業計画について概略説明をお願いしたいと思います。それから12ページ、債務負担行為の中でICT支援包括提携事業委託の詳細説明をお願いします。同債務負担行為の中で、鴨籠橋活荷重耐荷力確認試験業務委託の詳細説明をお願いします。同債務負担行為、博物館ネットワークセンタースポーツ器具貸出業務委託の詳細説明をお願いします。飛びまして56ページ、款2総務費、項1総務管理費、目6企画費、節13委託料の中で、PFI事業導入支援業務委託料並びにPFI地域プラットフォーム形成業務委託料の内容説明をお願いします。57ページ、同じく企画費の中で、節19補助金の中に、松合地区集落支援員活動費補助金の詳細説明をお願いします。それから96ページ、款3、項5母子福祉費3,576万7千円減額の理由の説明をお願いします。

○教育部長（蛇島浩治君） 議案第34号平成31年度一般会計当初予算の8ページでございます。継続費に計上してございます不知火小学校建設事業につきまして、年次ごとの事業内容ということでございます。不知火小学校校舎建替工事につきましては、昨今の業者不足や資材不足を考慮しまして、工期を準備期間9か月を含む24か月に設定し、平成31年度から平成33年度の継続費工事として発注を予定しております。

御質問の年次ごとの工事予定でございますが、平成31年6月の契約を予定しており、準備期間9か月を考慮いたしますと、平成31年度の現場での施工はないかと考えております。平成32年度より基礎工事に3か月、おおむね平成32年6月をめどにしております。鉄筋コンクリートによる躯体工事に7か月、おおむね平成33年1月頃をめどにしております。屋根や外壁等の仕上げ工事に5か月を予定しており、平成33年6月までの完成を目指しているところです。なお、工事の施工に伴います監理業務委託につきましても、工事と同様に継続費で対応しているところでございます。準備期間を9か月考慮しておりますので、早期に着手が可能な場

合には工事の完成も早くなるかと考えております。

続きまして、12ページでございます。債務負担行為の中でICT支援包括提携事業委託の詳細説明でございます。ICT支援包括提携事業は、ICT機器を導入する上で導入による効果検証の困難さ、教員のノウハウ不足、操作方法やトラブル対応等の人的支援不足など、様々な課題が想定されますので、これらの課題をクリアするために民間事業者の教材や教育ノウハウを包括的に導入することによって、5年間を通じて一貫した教育支援を計画しているところです。ICT機器の整備に際しましては、児童生徒及び教員に対し、効果的な活用を図るため学校教育の専門的知識をいかした民間事業者と連携し、各学校へのICT支援の配置やデジタル教材の導入等のソフト面の充実を図ることを目的にしております。

続きまして、鴨籠橋活荷重耐荷力確認試験業務委託でございます。370万円を計上しているところでございますけれども、鴨籠橋の災害復旧工事が平成30年度の入札不調によりまして、平成31年度に着手するにあたり、河川の出水期を避けた平成31年11月から平成32年の3月までが工期として限定されてまいります。道路構造令により定められた橋の強度がなければ市道として供用できませんので、工事が完了しました4月当初に試験を実施して、供用を開始するための債務負担を設定したものでございます。

続きまして、博物館ネットワークセンタースポーツ器具貸出業務委託でございます。博物館ネットワークセンターは、元松橋自動車試験場跡地に博物館とウォーキングやレクリエーション等が楽しめる公園、多目的広場でございますが、熊本県が整備され、平成27年10月から利用が開始されております。その公園の管理及び執行につきまして、熊本県が市に事務の委託を行い、公園の芝や樹木などの管理は都市整備課が担当いたしまして、スポーツ振興課では多目的広場と多目的広場管理棟会議室の貸出し、またグラウンドゴルフセット等のスポーツ器具の貸出業務を行っております。多目的広場は東側と西側に分かれており、東側の使用料は1時間につき700円、西側は1時間につき800円、多目的広場管理棟会議室こちらは2階にございますが、1時間につき100円となっております。ウォーキングコースは市民の健康づくりの場として多くの皆様に利用されており、多目的広場の利用におきましては、グラウンドゴルフやサッカーなど年間約3,600人が利用されております。この御質問の貸出しの業務委託でございますが、この多目的広場を利用される方がグラウンドゴルフセットやサッカーゴール、こちらは常時チェーンで鍵がしてございますので、その利用の際にその開錠等でございます。ソフトボールのベースなどスポーツ器具を利用される場合、それらの器具の貸出しを行っております。その貸出しの業務を委託しているものでございます。現在、松橋町豊福の御野立愛

好会と業務委託を結んでいるところでございます。

○企画部長（岩清水伸二君） それでは、企画費関連の御質問です。予算書の５６ページをお願いいたします。企画費の中の節１３委託料でＰＦＩ事業導入支援業務委託料５０万円とその下にＰＦＩ地域プラットフォーム形成業務委託料５０万円を計上しておりますが、その内容について詳細説明いたします。説明の前に、まずＰＦＩについて少し説明させていただきます。ＰＦＩとは民間が事業主体として、その資金やノウハウを活用し、公共事業を行う方式のことを言います。これまで行政が担ってきた公共サービスを官と民が協力しながら、より効率的で質の高いサービスを行うというものでございます。近年、社会資本の老朽化による維持補修や集約、新規事業に対し、全国的にもＰＦＩの活用が進んできております。本市でも現在ＪＲ小川駅周辺開発事業におきまして、国土交通省が行う事業に採択され、老朽化した市営住宅の今後の利活用について国によってその調査を行っていただいております。もちろん国の費用です。また、ＪＲ松橋駅につきましても、公共交通の結節点強化を強化するため、官民が連携した取組の可能性を「駅まち☆未来創生会議」の中で検討を進めてまいりました。こうした取組の中で、本市のまちづくりの核となる松橋駅、小川駅につきましては、従来の方式だけではなく民間と協働した取組を行うことが魅力的なまちづくりにつながっていくものと考えているところでございます。このため本市でもＰＦＩ方式を松橋駅、小川駅をはじめ様々な公共事業に取り入れる可能性などについて、そのノウハウや実績がある事業者と協働して取組を進めていきたいと考えております。今回のＰＦＩ事業導入支援業務につきましては、経験豊富な専門家の招へい、あるいは導入判断に最も必要となります費用対効果の算出方法の支援等が主な業務内容になります。また、ＰＦＩ地域プラットフォーム形成業務につきましては、事業に応じまして関係団体、例えば金融機関でしたり大学、地元などが想定されますけれども、これらの団体の発掘、それからヒアリング調査、聞き取り調査ですね、ネットワークの形成、官民協働でのノウハウ習得のための情報交換会開催等の業務を想定しております。

続きまして、引き続き予算書の５７ページをお願いいたします。節１９負担金補助及び交付金の補助金、松合地区集落支援員活動費補助金２００万円について説明いたします。まずは、これにつきましても集落支援員の制度についてその概要を説明させていただきます。集落支援員と申しますのは、地域の実情に詳しく集落対策の推進に関してノウハウ、知見を有した人材が地方自治体からの委嘱を受け、行政と連携しながら担当集落の点検の実施や集落のあり方に関する話し合い、それから地域の実情に応じた集落の維持、活性化に係る事業の推進を行うものでございます。集落支援員は総務省の制度で、その経費については１人当たり上限３５０万円まで、

特別交付税で100%財源措置されます。平成28年度から地方創生事業として取り組んだ不知火町の松合地区の集落版総合戦略の策定がされました。今後は、地区住民主導による事業の具体化の段階に移ってまいります。その際その支援策の1つとして集落支援員制度を導入し、支援員2人を松合地区に配置しまして、地域住民とともにその戦略で計画された事業の推進等を図るものでございます。補助金200万円につきましては、その集落支援員2人分の活動に対する補助で、パソコンやインターネット等の事務費、あるいは研修会への旅費、交通費等になります。なお55ページをご覧いただきたいと思いますが、55ページの節8の報償費1,002万4千円のうち、499万2千円につきましても集落支援員2人分の謝意金として計上しております。

○健康福祉部長（那須聡英君） 一般会計予算書の96ページ、母子福祉費の3,576万7千円の減額について説明をいたします。主な減額の要因としましては、節20児童扶養手当の減額によるものでございます。予算計上するにあたり、例年8月支給分の児童扶養手当受給者数を基に積算し、予算計上しております。受給世帯数、受給者は489人で前年よりも91人減少しております。また、支給者数についても全部支給者が449人、一部支給者が354人、合計で803人という状況で前年よりも132人の減となっております。内訳としまして、全部支給者が28人の減、一部支給者が104人の減という状況でございます。

○15番（渡邊裕生君） 各項目にわたり説明いただきました。ありがとうございます。とりあえず再質問を少しだけさせていただきたいと思います。小学校の建替えに関しては、余裕期間が9か月あるという話で、十分な準備をされてからということで実質平成32年度からになるかというお話でございました。工期がきちんとその2年間で完成できるものであれば、それに期待するものであります。ただ、プール、体育館は、これには含まれないのだろうと思ひまして、結局校舍完成後のまた改めて体育館とプールの工事が始まるのかなと思ひていますが、よかったらその辺の予定も少しお答えいただければと思います。

次に、ICTの支援に関しては、学校現場で先生たちがまずしっかりとその電子黒板やタブレットの使い方、ソフトに習熟するというのが非常に大切な問題であろうと私も思いますので、十分な理解、学習をされて子どもたちへの教育が充実していけることを期待するものであります。

それから、鴨籠橋のこの荷重力試験に関してなんですが、昨年でしょうか地域から鴨籠橋を文化財ではあるんですが、移設してあそこを普通の橋にできないかという陳情がなされていると聞いております。近々、その文化財保護の委員会でその件がたぶん検討されるんじゃないかなと思いますが、基本的にその道幅も狭く、今後

また文化財である橋がまた崩れるという可能性も無きにしもあらずですね、災害等で。住民の生活道路として非常に重要な役割を果たしている道路ではないかと私は思っているんですが、文化財としての価値も大切、しかし生活道路としての価値も大切、そんな中で今後この橋をどのように扱っていかれるのかなと。ここに荷重力テストという項目が出てきましたので、市としては移設等の考えはないのかなと思いましたので質問をしたわけです。最終的にはこれは市長の判断によるのではないかと思いますので、市長、もしこの鴨籠橋について何か見解があればお答えいただきたいと思います。

それから、博物館ネットワークセンターに関しては十分理解できました。

それとPFIの導入支援に関してなんですが、答弁の中で少し私が気になったところがあります。それは小川駅、松橋駅周辺に関しての事業に関しては、全然私は何も異存はございませんが、今後様々な公共事業に取り入れるために、ノウハウや実績のある事業者と協働して取組を進めている、この様々な公共事業ということがどういうものを含むのか。今考えがあればちょっとお聞かせいただきたいと思います。

あとは、母子福祉費なんですが、非常に昨年に比べて対象者の人数が減っていると。なんで減るのかなと私思うんですが。もし、その減少の理由というか、何か福祉部の方で、この減った原因等に関して説明できるのであればお答えいただきたいと思いますが、以上よろしくをお願いします。

○教育部長（蛇島浩治君） 不知火小学校の校舎建設の後、ほかの部分の施設ということでございます。不知火小学校の同一敷地内で新しい校舎を建設するという事で、敷地的な制限もございますので、順次取壊しをし、新築をしていくという形になります。予定といたしましては、校舎建設を平成33年6月ということでしておりますので、その校舎ができ次第、既存の校舎、給食センター等を解体いたしまして、外構工事、遊具、グラウンド等の整地を行うとしております。そして、平成34年、平成35年度では、屋内運動場そしてプールの工事を予定しており、平成35年、平成36年で駐車場、屋外倉庫等をとということで、最終的には平成36年度近くまで、完全に仕上がるまではかかるのかなという計画でございます。

○市長（守田憲史君） 鴨籠橋については、私も実用的な新設の橋がよろしいと考えているところでございます。しかしながら文化財でございますので、文化審議会にお諮りをしなければなりません。その中で今後宇城市の方針としても、文化審議会の御意見を無視してやっていいのかということに関しては、鴨籠橋ばかりの問題でもございません。文化財を保護するまたは移設するにしましては、莫大な金額が掛かりまして、これも皆さんと今後議論の中で慎重に進めさせていただきたいと考えます。

○企画部長（岩清水伸二君） 先ほど様々な業務という表現をしておりますが、今回の業務につきましては、あくまでも駅周辺を活性化させるために民間事業者の知見やノウハウを活用して、どのような事業が適するのがあるいは適さないのかといった可能性を模索する業務でございまして、宇城市全体の事業一つ一つつぶさに検討するという業務ではございません。あくまでも駅周辺の活性化を目指した可能性の調査です。

○健康福祉部長（那須聡英君） 受給者数の減についての要因でございますけれども、福祉部の方でもかなり数が減っておりますので、就業された方が増えたのかなということで調査を行いましたけれども、10人程度が変化があったという状況で、対象の子どもが18歳以上になりますと外れることになります。対象者の方が減ったということで捉えております。

○15番（渡邊裕生君） ありがとうございます。鴨籠橋に関しては、今後慎重な御議論を願うところであります。それと、先ほど企画部長が様々な公共事業と言いましたが、あくまでこれは駅周辺に限ってということで理解しますので、この話が水道とかそういう非常に市民にとって重要なインフラの民間移譲とか委託とかそういう方向にならないように、是非慎重な配慮をお願いしたいと思います。以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（長谷誠一君） 会議の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

—————○—————

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

—————○—————

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に20番、中山弘幸君。

○20番（中山弘幸君） 20番、中山でございます。ただいま議題となっております議案第34号平成31年度宇城市一般会計予算について3点お尋ねいたします。

まず1点目歳入で、市税の1億4千万円が昨年より増になっておりますけれども、その根拠をお尋ねいたします。2点目、款7土木費、項2道路橋りょう費、目3道路新設改良費、13委託料の中で、リバーサイドロード関係予算の説明をお願いします。3つ目、同じく土木費、項5都市計画費、目3駅周辺開発推進事業の中で、測量費、工事費、土地購入費の詳細な説明をお願いいたします。

○市民環境部長（園田敏行君） それでは、歳入で市税が1億4千万円増の根拠ということで説明します。

予算書の19ページをお願いします。まず、項1の市民税につきましては、個人

の現年課税分で約1億2千万円、法人の現年課税分で約4,500万円それぞれ増額をしております。これは平成29年、平成30年、熊本地震の影響によりまして、雑損控除等影響額を平成29年度からずっと見込み減額をしておりましたが、平成31年度はこの影響額が収束するという見込みで、約1千万円の減額ということで、平成28年度ベースに戻しまして個人の所得額特別徴収の税収の伸びを想定しております。また法人税につきましては、事業所等の景気回復により増収を見込んでいます。

次に、項2の固定資産税ですが、熊本地震によりまして家屋等の減免等によりまして約2千万円の減収を見込んでおります。項3軽自動車税につきましては、新規登録から13年を経過した車両への重課、税額は約1.8倍になりますが、そういった税制改正の影響額約1,200万円の増収を見込んでおります。それから項4市たばこ税につきましては、分煙の制度化や健康志向により禁煙者の増加等によりまして約1,800万円の減少を見込んでおります。以上の要因で、市税合計で約1億4千万円の増収を見込んでおります。

○**土木部長（成田正博君）** 当初予算書の133ページになります。下段の目3道路新設改良費の節13委託料の中に大野川リバーサイドロードの関係予算としまして、補償等調査業務委託費がございますが、その中で1,330万円計上しております。宇城保健所の建物の移転計画案作成のための予備調査を実施するものでございます。それと、県道14号南消防署の交差点でございますが、そこから大野川と浅川の合流地点までの区間約960mの道路の詳細設計業務委託費に3,700万円、それとJRをまたぎます橋りょうの詳細設計業務委託料としまして2,300万円を計上しております。

次に、予算書の139ページになります。松橋駅周辺事業の費用を計上しております。節13委託料の説明欄にあります測量設計業務委託料500万円は、松橋駅の東側広場の測量設計費でございます。節15の工事請負費1億1,280万円は、東側広場の工事と御領駅前線の工事費でございます。それと節17公有財産購入費の土地購入費2,104万5千円は東側駐輪場等の土地購入費でございます。

○**20番（中山弘幸君）** 市税の方はよく分かりました。次にリバーサイドロードの関係ですけれども詳細設計料が入っておりまして、保健所の移転計画の調査ということだったと思いますけれども、これまで平成29年、平成30年度で概略設計の調査が行われておりまして、その結果の説明を受けておりません。途中経過は聞いておりますけれども。当然、今後そういった計画ができた後には議会にも説明があると思いますが、その点はいかがですか。

○**土木部長（成田正博君）** 今中山委員がおっしゃられました予備設計のことだと思い

ます。委託の期限が2月末となっておりますので、その後、結果が出ましてから報告すべき案件がありましたら報告したいと思います。

○20番（中山弘幸君） 是非とも説明いただいて、我々もその報告を検討した上で、今後、予算付いておりますけれども、それについて対応していこうと思っております。

それと、都市計画の方は松橋駅だけですね、小川は入っていないんですね。小川駅の関係は。今の説明では松橋駅のところだけですね。

○土木部長（成田正博君） 小川駅の方は道路新設改良という捉え方をしております。今現時点では、まだ交差点協議も始まっていません。これからでございます。道路新設改良費としまして、小川駅西の方は一応計上しております。

○20番（中山弘幸君） 以上で終わります。

○議長（長谷誠一君） 次に12番、五嶋映司君。

○12番（五嶋映司君） 12番、五嶋でございます。ただいま議題になっております議案第34号平成31年度宇城市一般会計予算について質疑をいたします。多少多岐にわたりますので、執行部には御迷惑を掛けますがひとつよろしく願いいたします。

まず歳入について。21ページ、款8自動車取得税交付金が5,700万円から2,800万円約半分になっています。消費税が10月から値上げされるという話ですから、消費税の駆け込み需要なんかがあるんじゃないかという気もしますが、この理由をまずお聞かせいただきたい。2番目、27ページ、款14国庫支出金、国庫補助金、地方創生交付金1,545万円が出ています。これもたぶんインセンティブなのかなという気がしますが、この辺の説明をいただきたい。30ページ、款15県支出金、県補助金、総務費県補助金平成28年度復興基金交付金が3億9千万円、約4億円近くあります。それと同時に37ページで款18、今積み立てている復興基金から3億900万円ほど繰り入れます。このことも含めてお伺いをしたいと思います。4つ目、款18繰入金、この特別会計繰入金の中に健康保険特別会計繰入金の項目が残っております。これは基準外繰入れしたときに返すものの項目だと思いますが、この項目を残しておく意味を教えてください。

歳出に移ります。66ページ、総務費、総務管理費、熊本地震復興基金事業、住まい再建事業の詳細、先ほどの基金との関係がどうなるのかということも含めて予算額が1億2,191万円です。86ページ、款3民生費、老人福祉費、介護保険費、低所得者保険料軽減繰出金が1,250万円から5,300万円と大幅に多くなっています。全員協議会での説明もありましたが、その分なのかどうかのこの辺の説明をいただきたい。88ページ、款3民生費、項4児童福祉費、目1児童福祉総務費、

19の保育所整備補助金、これは説明があったということですが、ちょっと聞き逃しました。簡単に説明をどの辺なのかを教えてください。90ページ、款3民生費、項4児童福祉費、子ども・子育て支援費の認定こども園の予算が、認定こども園施設型給付費負担金の名目で4億円程度計上されています。この点についても説明いただきたい。99ページ、款3民生費、項8災害救助費、この中の応急仮設事務職員派遣業務、地域支え合い事業委託料、これが計上されていますがこれの具体的な説明をいただきたい。103ページ、款4衛生費、保健衛生費、健康増進事業費、これが昨年度予算に比べて総額で約24%ぐらいの減額になっています。ただ、今年度の補正予算の最終を見てみますと、本年度予算は7,990万円ぐらいになっているから、おかしくはないのかなという気はしますが、ちょっとこの辺の成り行きの説明をいただきたい。148ページの款8消防費、項1消防費、目4災害対策費で工事請負費、いわゆる防災センターの分で16億5,461万円となっています。ところが今日議論になっていました補正予算書には、繰越明許で32億9,912万円が繰越明許として計上されております。この繰越明許は、前年度予算されたものの繰越明許ですから、今回の16億円を足すと防災センターの工事費用が私の理解では合計すると48億円を超える金額になるんですが、ちょっとこの辺は私の理解が違っているかもしれませんから、説明をいただきたい。161ページ、款9社会教育費の三角の生涯学習センターや公民館の解体工事の予算が計上されています。施設が無くなってしまうんですけども、これの現在の利用状況と、解体された後の代替施設をどういう具合にお考えになっているのか御答弁をいただきたい。最後に192ページの総括の部分に関してですが、職員給与の額は明確になっております。ただし、今問題になっているのは、市の行政が職員だけでは済まないために、職員等に匹敵するぐらいの人数の臨時職員や非常職員がいるんじゃないかと思います。非正規の人数とこの人たちの人件費がどういう具合になっているのか御説明をいただきたいと思います。多岐にわたって申し訳ありませんが、よろしく願いいたします。

○総務部長（成松英隆君） まず、歳入の1番の款8自動車取得税交付金がおおよそ半分になっている理由ということでお答えしたいと思います。まず自動車取得税交付金とは、県に納付されました自動車取得税に相当する金額、これに95%を乗じた額の10分の7に相当する額を、県内の市町村に対しまして市町村道の延長及び面積で案分される交付金でございます。今回平成31年税制改革大綱によりまして、消費税10%引き上げ時の平成31年10月1日から自動車取得税が廃止され、自動車税環境性能割、軽自動車税環境性能割が導入されることとなります。それに伴いまして自動車取得税交付金が廃止されることから、地方税収等の収入見込みの率を

参考にしまして、対前年度のおおむね2分の1程度の2,843万円余を計上しているところでございます。自動車取得税交付金に代わって交付される自動車税環境性能割交付金及び軽自動車税環境性能割交付金については、環境割の臨時的軽減とそれに伴う地方特例交付金の創設も予定されておりまして、制度の内容や収入見込みが不透明であるため、平成31年度当初予算では計上せず補正予算で対応することとしております。

○総合政策監（村上理一君） それでは、引き続きまして地方創生推進交付金の内容について御説明いたします。予算書の27ページをお願いいたします。この中で総務管理費補助金、地方創生推進交付金1,545万円の内容について御説明させていただきます。これは現在国に申請しております地方創生推進交付金を活用する事業でございまして、大きく2つございます。1つは雇用創出に向けた域内経済循環促進事業が1,972万円、それともう一つがDMOと地域商社による雇用創出実現事業、これが1,118万円、この合計3,090万円になりますが、その2分の1の相当額を交付金による歳入として見込んでいます。

このうち1点目の雇用創出に向けた域内経済循環促進事業でございしますが、これは経済部の商工振興課が所管しておりますが、平成28年度からの継続事業でございます。内容についてでございますが、この事業は若者の域外流出を抑制することを目的としたものでございまして、大学、金融、産業支援機関などの連携によりまして創業・起業家を育成するための経営塾というものを開催したり、民間の企業のノウハウを活用して、IT企業誘致の活動を行ったり、あるいは若者や女性向けのIT実践講座などを開催するものでございます。また市内の企業を対象に経営力を高めるために事業者を支援したり、あるいは人材確保の支援を行うもので事業費が1,972万円でございます。

また2点目のDMOと地域商社による雇用創出実現事業でございしますが、これも同じく経済部商工振興課と企画部のまちづくり観光課が実施をするものでございまして、これも平成28年度からの継続事業でございます。このうち地域商社の事業でございしますが、本市の強みであります農産品や地域に眠る魅力ある産品の販路を新たに開拓することによって収益を増加させたり、あるいはそこで得られたノウハウを生産者に還元するという事業でございまして、この事業費が745万円でございます。また観光事業ですが、宇土半島全域の誘客を図ることで消費の拡大につなげるサンカクドライブキャンペーンの事業、これが主なものでございまして事業費は373万円でございます。

○総務部長（成松英隆君） それでは、総務費、県補助金における平成28年熊本地震復興基金ということで説明させていただきたいと思います。交付金の使途といたし

ましては、予算書の６５ページから６７ページにかけて総務費の中で一括して計上しております。項１総務管理費、目１８熊本地震復興基金事業費に計上しております。この中の補助金や事務的経費が対象となっております。充当しておりますのが先ほど五嶋議員が話されたうちの３億５，６００万円程度でございます。その中で補助金ですね、住まいの再建や被災宅地の復旧支援事業などで３億４，５００万円を充てております。これが主なものでございます。そのほか先ほど３億９，６６８万円に対しまして、今充てている３億５，６６０万７千円余りということでございますので、約３，９００万円近くが下がります。こちらは既存の所管事業へ充当しております。具体的に申しますと住宅耐震化支援事業７５１でございます。それと観光拠点整備事業６１３と６１４です。それと義援金等の追加配分の事務費に３８１にそれぞれ充てております。

もう１点の御質問でございます予算書３７ページ、款１８繰入金、項２基金繰入金、その他特定目的基金繰入金の節３平成２８年熊本地震基金繰入金６１９万円余につきましては、平成２９年度に創意工夫分として枠配分がありました熊本地震復興基金交付金を原資として設立した本市の基金からの繰入れでございます。平成３１年度は、この中で災害救助物資備蓄費、空き家・空き地調査費、復興基金事務費へ活用を予定しております。

○市民環境部長（園田敏行君） ３６ページをお願いします。歳入の款１８繰入金の目１国民健康保険特別会計繰入金の項目を残す意味はということでございますが、国民健康保険特別会計繰入金につきましては、一般会計から特別会計への繰入金のうち職員給与等の繰入金及び出産育児一時金等の繰入れがありまして、それを歳出決算額に応じまして翌年度精算し、一般会計へ返納するために設けているものでございます。

○総務部長（成松英隆君） 款２０諸収入、項３貸付金元利収入、目２住宅新築貸付金等収入の滞納処分だけになっているということでございますけれども、この貸付金は同和対策事業特別措置法に基づいて、生活環境改善等の対策の一環として実施された事業の償還金でございます。平成３０年度で償還期限が終了いたします。これに伴いまして現年度の調定額がゼロとなりますので、平成３１年度からは滞納繰越分の収入のみとなります。現在の償還債権の状況は１５件でございます。平成２９年度末の滞納額は３，５００万円余、累計の償還率は９１．２５％でございます。

○健康福祉部長（那須聡英君） 歳出に移ります。健康福祉部所管分についてお答えいたします。予算書は６６ページです。下から３番目、住まい再建支援事業補助金につきましては、熊本県住まい再建支援事業として平成２９年１１月より２つの事業を実施しております。転居費用助成として５，９８５万円を計上し、１世帯１０万

円を支給いたします。また民間賃貸住宅入居支援助成事業として4,206万円を計上し、1世帯20万円を支給いたします。さらに平成31年度から実施する公営住宅入居助成事業につきましては、再建先を災害公営住宅及び既存の公営住宅とする世帯に対して、1世帯10万円を支給するもので2千万円を計上しております。なお、既に入居済みの世帯も対象となります。歳入については総務部長が申し上げたとおりでございます。

続いて86ページ、中段の低所得者保険料軽減繰出金は、今後、超高齢化社会に伴い、介護費用の増加と保険料水準の上昇が避けられない状況の中、持続可能な制度を保持するために低所得者でも保険料を負担し続けられるように対応する必要があります。このような観点から、平成27年度より公費投入による低所得者に対する保険料軽減が一部実施をされているところです。今回、本年10月からの消費税引上げによる財源を充当し、住民税非課税世帯の第1号被保険者を対象として、介護保険料の軽減措置が行われる予定です。財源の内訳については、国費2分の1、県費4分の1、市町村費が4分の1となり、本市におきましては約6,900人を対象と見込み、5,300万円を計上しております。

続いて88ページ、下段の保育所等整備事業補助金は、1つ目は河江保育園の建替え事業、2つ目が新園の保育園建設事業、3つ目に豊福保育園大規模改修事業に対するものでございます。河江保育園、新設保育園につきましては、新しく園舎を建設するもので、国から3分の2、市から12分の1、法人負担4分の1となっています。豊福保育園の改修は、屋根、壁、エアコンの改修で、国から2分の1、市から4分の1、法人負担4分の1の割合となっております。

続いて90ページの中段、負担金の下から2番目です。認定こども園施設型給付費負担金については、幼稚園と保育所の両方の機能をあわせ持つ施設として、市内の白梅幼稚園、肥後菊幼稚園、まこと幼稚園、松橋幼稚園の4施設を対象に、施設運営費用を負担するものでございます。なお、認定こども園についても保育所と同じく国から2分の1、県から4分の1の特定財源を充当しております。

続いて99ページ下段です。応急仮設住宅事務職員派遣業務委託料563万円につきましては、応急仮設住宅共与期間延長受付事務派遣職員2人分の委託費です。地域支え合い事業委託料2,761万1千円につきましては、宇城市地域支え合いセンターとして、熊本地震の被災者で仮設住宅、みなし仮設住宅等の入居者や在宅の被災者に対して、見守りや再建先の確保について相談や関係機関につなぎ、早期の再建を支援するものでございます。生活相談支援員8人、事務員1人、補助員8人の人件費が主なものです。現在、宇城市社会福祉協議会に委託をしているところです。

続いて103ページです。目4健康増進事業費については、ピロリ菌検査業務委託料の減額によるものです。当事業は本年度からの新規事業であったため、平成30年度当初予算では、15歳以上の市民5万2,081人に対して、胃がんの検診受診率16%を乗じた人数約8,300人を見込んで、3,591万6千円を計上しておりました。平成31年度につきましては、本年度の実績からひと月当たりを166人、年間で2千人と見込み、1,000万円を計上しております。前年度と比較しますと申請見込み約6,300人の減、金額にして2,591万6千円の減額となっているところでございます。

○総務部長（成松英隆君） 防災コミュニティセンターの一般会計と補正予算第7号の関係ということで、まず平成31年度一般会計当初予算の148ページに、消防費の中で目4災害対策費、節15防災コミュニティ施設整備工事費で16億5,400万円余、これにつきましては防災拠点センターの建設でございます。三角、不知火、小川の3か所の工事費を計上しております。一方、平成30年度の一般会計補正予算第7号の8ページ、繰越明許費補正の中の最上段で防災コミュニティ施設整備事業アスタリスクが付いております17億2,700万円余は、国の補正予算第2号に伴うもので、こちらも三角、不知火、小川の3地区の工事費に合わせまして、工事監理委託料と防災井戸、松橋東と小川の2か所の工事費を加えたものでございます。これは、当初予算と補正が付くかどうか分かりませんでしたので両方計上させていただいております。その下の防災コミュニティ施設整備事業の中の15億7,200万円余は松橋東、松橋西、豊野の防災センター、防災拠点3か所の工事費と工事監理委託料、それと防災広場の整備、松橋5区分で合わせて繰越額が32億9,900万円ということとなっております。平成31年度当初と国補正第2号に伴います平成30年度補正予算第7号に重複計上しております防災拠点センター関連経費17億2,700万円余につきましては、平成31年度予算から今後の議会において減額補正をお願いするようにしております。

○教育部長（蛇島浩治君） 款9教育費、項5社会教育費の予算書の161ページ及び163ページで、生涯学習センターや公民館解体工事予算が計上されている、その利用状況または代替え施設ということでのお尋ねでございます。

まず161ページの最上段でございます。工事請負費で三角地区生涯学習センター解体工事1億200万円を計上しております。こちらは三角防災拠点センターが建設されますので解体工事を行うものでございます。生涯学習課所管となりました平成16年4月以降におきましては、校舎等の利用はあっておりません。そのようなことで解体後の利用者への影響もないものと考えております。

次に163ページの中段でございます。工事請負費で中央公民館の解体工事7,

200万円でございます。こちらも不知火防災拠点センターの建設予定地となっております関係で、4月から解体工事を行うものでございます。中央公民館の代替施設としましては、不知火支所の2階と3階を予定しております。不知火支所にはホールと調理室等はありませんけれども、これまで同様の部屋数、広さは確保できる予定でございます。利用状況から見ますと平成29年度で申しますとおよそ年間3万4千人が利用されております。平均しますと、ひと月2,830人、1日に平均しますと97人の人が利用されていることになるかと思います。同じく松橋公民館の解体工事で4,200万円を計上しております。こちらは平成31年度末に松橋西の防災拠点センターの完成を予定しております。完成後に松橋公民館機能がこの松橋西防災拠点センターに移るため、特に代替施設はあっておりません。それは公民館の解体がその後となるためでございます。ちなみに松橋公民館の利用状況でございますけれども、平成29年度では年間15,720人、平均いたしますとひと月1,310人、一日当たり45人程度となりここ数年大きな変化はあっていない状況でございます。

○総務部長（成松英隆君） 職員給与が明確になった臨時・非常勤などの費用と人数ということで、一般会計における雇用は305人を予定しております。その中で給与費等の総額は4億8,700万円余を計上しております。雇用期間については全員が一律ではございません。数日から1年単位までまちまちであります。非正規雇用職員の平均的な給与月額に換算しますと、約13万3千円というふうに認識しております。

○12番（五嶋映司君） どうも多岐にわたって申し訳ありませんでした。ちょっとやりながら思うんですけど、議長、もう少し早くしていただくとこれ直接聞けばこの場でやる必要がないものが大分あるんですね。だから是非その辺は検討いただきたいと思います。

今、説明いただいた分の中で、再質問したいというのは、まず近いほうからいきます。公民館の利用状況の問題ですね、三角の生涯学習センターはほとんど利用がなかったから大丈夫なんじゃないかということをおっしゃっておりますけれども、この辺はちょっと大分前にとめて、実際にはそうなのかどうかこの辺はちょっと疑問に思います。是非後でこの答弁じゃなくてもいいですから、後でもう一度教育部と相談をしたいと思います。

そして、民生費の委託料の部分、8人の相談員を置いて2,761万円の予算をやっているということですけど、今からかなり大きなどンドン移転を迫られるとか出るのを迫られるということがありますから、この辺の体制を是非強化していただきたい。そうしないとかなり今私ども中にそういうのがかなり出てきていますので、

是非この辺はお願いしたいと思います。

大体、ほぼ理解できましたので、ちょうどお昼になりますから終わりにしたいと思います。予算書ないしは前年度にかけて読み切れない部分がたくさんありましたね、期間が短くてですね。本来ならばもう少ししっかり今質問しながらも、ちょっと自分でも混乱している部分があつて本当に申し訳ないと思いますが、是非そういう点は、もう少し説明の仕方を考えるといろいろお願いをして、私のこの質疑を終わります。

○議長（長谷誠一君） これで議案第３４号の質疑を終わります

—————○—————

日程第３５ 議案第３５号 平成３１年度宇城市国民健康保険特別会計予算

日程第３６ 議案第３６号 平成３１年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算

日程第３７ 議案第３７号 平成３１年度宇城市介護保険特別会計予算

日程第３８ 議案第３８号 平成３１年度宇城市奨学金特別会計予算

日程第３９ 議案第３９号 平成３１年度宇城市水道事業会計予算

日程第４０ 議案第４０号 平成３１年度宇城市下水道事業会計予算

日程第４１ 議案第４１号 平成３１年度宇城市民病院事業会計予算

○議長（長谷誠一君） 日程第３５、議案第３５号平成３１年度宇城市国民健康保険特別会計予算から、日程第４１、議案第４１号平成３１年度宇城市民病院事業会計予算までを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって質疑なしと認めます。

議案第１号工事請負契約の締結について（学校給食センター新築工事）から議案第４１号平成３１年度宇城市民病院事業会計予算につきましては、平成３１年第１回宇城市議会定例会委員会付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

なお、議案第１号工事請負契約の締結について（学校給食センター新築工事）から議案第１０号平成３０年度宇城市民病院事業会計補正予算（第３号）までにつきましては、先議の申し出がありましたので、明日２２日にそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

—————○—————

日程第４２ 同意第１号 副市長の選任について（浅井 正文氏）

○議長（長谷誠一君） 日程第４２、同意第１号副市長の選任について（浅井正文氏）を議題とします。

これから質疑に入ります。通告がありますので発言を許します。２０番、中山弘幸君。

○20番（中山弘幸君） 20番、中山でございます。ただいま議題となっております副市長の同意案件につきましてお尋ねをいたします。

まずは、今回提案するにあたりまして、どのようなことを副市長に期待して提案されたのか。もう1点は、今回市長から報告がありました三角町振興株式会社の不祥事に関するけじめについてであります。不祥事の本人につきましては、個人名は出ておりませんが個人名は誰にでも容易に推測され、また被害も弁償され依願退職されたということで、十分に社会的制裁を受けておられると思います。しかし、副市長におかれましては、報道によりますと文書による訓告を受けられたということであります。議会初日、市長から報告があった時、副市長から当然何らかのお言葉があると思っておりましたが何もありませんでした。この件に関しましては、これで全てが終わってしまうのでしょうか。以上2点お尋ねをいたします。

○市長（守田憲史君） まず、不祥事につきましてですが、このたびは三角町振興株式会社の社員による横領が発生し、皆様には大変御迷惑、御心配をお掛けしましたことを深くおわび申し上げます。宇城市が出資をしております3つの第3セクターの代表取締役副市長を任命し、地域振興を担っていただいております。不祥事のけじめについてですが、三角町振興株式会社には職員懲罰委員会規則というのがあり、平成31年2月7日に臨時取締役会を開かれ、その中で職員懲罰審査委員会を設置し、委員長から文書訓告を受けたと報告を受けています。また、代表取締役には第3セクターからの報酬などは一切ありません。今後はこのような事態が再び発生しないよう管理体制の強化と服務規律の徹底に万全を期してまいります。

何を期待しているかという御質問でございます。副市長の職務は平成18年の地方自治法の改正により、これまでの長を補佐する、職員の担任する事務を監督するに加え、長を支えるトップマネジメントの強化の観点から、長の命を受け政策及び企画をつかさどることが規定されました。内部的な長の補佐といったイメージにとどまらず、長の意向を踏まえて政策判断や関連する重要な企画を職務として担当することを明確にすることとしたものであります。今後も総合計画等の重要政策をさらに推進していかなければならない中、行政全般に精通し、行政運営に関し優れた識見を有する浅井氏に期待するものでございます。

○20番（中山弘幸君） 答弁ありがとうございます。今副市長の役割といいますか、これまでのトップを補佐することから、トップの命を受けて政策の判断そして企画をします。これまでよりかなりその能力、識見が問われる役職だと思っております。ということが理解できました。市長は、今第3セクターの不祥事にもかかわらず、市長がここで陳謝を今回もまた改めて陳謝をしていただきました。私は、今回の不祥事は副市長がトップである、副市長の直属の部下の不祥事であるにもかかわ

らず、当然、市長の報告の後に副市長からの何らかのお言葉があつてしかるべきと思っておりますし、今もそう思っておりますが、その点は市長、何もないんでございますでしょうか。

○市長（守田憲史君） 私が市長としておわびしたところでございます。それが全てでございます。

○20番（中山弘幸君） ちょっと納得しがたいところがあります。これまで市政運営を見てきましたけれども、度重なる議会軽視また市民とのコミュニケーション不足と思われることが多くありました。その中でもナンバー2としての副市長の役割は大きかったと推測します。特に三角町におきましては、今回不祥事がありました三角町振興株式会社につきましては、三角西港が世界遺産に登録され、観光地として飛躍が期待されましたが、その活性化の役割を担うべき三角町振興株式会社が全く機能してきませんでした。その大きな責任は社長にあることは明らかであります。また、金桁温泉の整備につきましても、再三、計画にあたっては地元の意見を聞くようにと提言したにもかかわらず、心から地域住民の意見を聞こうとする姿勢は全く見られませんでした。地元の議員に意見を求めるのでもなく、現在計画されている施設は、地域住民が期待する施設とは全くかけ離れた施設のように思われてなりません。最初からこの計画の中心的存在だった副市長の手腕を疑わざるを得ません。今後このような姿勢が改まるかどうかはなはだ疑問に思っております。今回、私の期待するような副市長からのお言葉が得られませんでしたので、この同意案件につきましては十分対応は考えさせていただきたいと思います。最後に何かあれば、どうぞ。ないですね、はい、分かりました。

○議長（長谷誠一君） これで同意第1号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第1号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号は、委員会付託を省略することに決定しました。

—————○—————

日程第43 休会の件

○議長（長谷誠一君） 次に、日程第43、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日22日金曜日から来週25日月曜日までは、常任委員会及び議事整理のため休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。

したがって、明日２２日から来週２５日までは休会することに決定しました。なお、２３日及び２４日は市の休日のため休会であります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

来たる２６日火曜日は、午前１０時までに本会議場に御参集願います。

どなた様も御苦労様でした。

-----○-----

散会 午後０時０８分

第 3 号

2月26日 (火)

平成31年第1回宇城市議会定例会（第3号）

平成31年2月26日（火）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1	議案第1号	工事請負契約の締結について（学校給食センター新築工事）
日程第2	議案第2号	平成30年度宇城市一般会計補正予算（第7号）
日程第3	議案第3号	平成30年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第4	議案第4号	平成30年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第5	議案第5号	平成30年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第6	議案第6号	平成30年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第2号）
日程第7	議案第7号	平成30年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第8	議案第8号	平成30年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号）
日程第9	議案第9号	平成30年度宇城市下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第10	議案第10号	平成30年度宇城市市民病院事業会計補正予算（第3号）
日程第11	議案第42号	工事請負契約の締結について（松橋中学校屋内運動場改築工事）
日程第12		休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（22人）

1番 原 田 祐 作 君	2番 永 木 誠 君
3番 山 森 悦 嗣 君	4番 三 角 隆 史 君
5番 坂 下 勲 君	6番 高 橋 佳 大 君
7番 高 本 敬 義 君	8番 大 村 悟 君
9番 福 永 貴 充 君	10番 溝 見 友 一 君
11番 園 田 幸 雄 君	12番 五 嶋 映 司 君
13番 福 田 良 二 君	14番 河 野 正 明 君

15番 渡 邊 裕 生 君
 17番 長 谷 誠 一 君
 19番 豊 田 紀代美 君
 21番 石 川 洋 一 君

16番 河 野 一 郎 君
 18番 入 江 学 君
 20番 中 山 弘 幸 君
 22番 岡 本 泰 章 君

4 欠席議員はなし

5 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 吉 澤 和 弘 君 書 記 山 本 裕 子 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	守 田 憲 史 君	副 市 長	浅 井 正 文 君
教 育 長	平 岡 和 徳 君	総 務 部 長	成 松 英 隆 君
総 合 政 策 監	村 上 理 一 君	企 画 部 長	岩清水 伸 二 君
市民環境部長	園 田 敏 行 君	健康福祉部長	那 須 聡 英 君
経 済 部 長	吉 田 裕 次 君	土 木 部 長	成 田 正 博 君
教 育 部 長	蛇 島 浩 治 君	会 計 管 理 者	木 下 堅 君
総 務 部 次 長	天 川 竜 治 君	企 画 部 次 長	中 村 誠 一 君
市民環境部次長	村 上 雅 宣 君	健康福祉部次長	稼 隆 弘 君
経 済 部 次 長	杉 浦 正 秀 君	土 木 部 次 長	坂 園 昭 年 君
教 育 部 次 長	吉 田 勝 広 君	三 角 支 所 長	内 田 公 彦 君
総 括 審 議 員	原 田 文 章 君	不 知 火 支 所 長	村 上 伸 一 君
小 川 支 所 長	篠 塚 孝 教 君	豊 野 支 所 長	中 村 隆 文 君
市民病院事務長	伊 藤 博 文 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	蔵 原 正 敏 君
監査委員事務局長	横 山 悦 子 君	財 政 課 長	木見田 洋 一 君

開議 午前 10 時 00 分

—————○—————

○議長（長谷誠一君） これから、本日の会議を開きます。

市民病院事務長から発言の申し出がありますので、これを許します。

○市民病院事務長（伊藤博文君） 議長の許可を頂き、また貴重な時間を拝借し大変申し訳ございません。先の本議会の議案第 41 号で御提案申し上げました平成 31 年度宇城市民病院事業会計予算書の中で、記載の誤りがありましたので御報告申し上げます。

誤っていました箇所は、平成 31 年度宇城市各会計予算書の 717 ページになります。このページの中身は債務負担行為に関する調書でございますが、製本する際に誤って他事業会計予算書の債務負担行為に関する調書を綴じてしまいました。差し替えにつきましては、本日こちらで対処いたします。今後は、このようなミスを起こさぬよう努めます。大変申し訳ございませんでした。深くおわび申し上げます。

○議長（長谷誠一君） 市長から追加議案が提出されております。提出議案はお手元に配布しております。議事日程記載の日程第 11、議案第 42 号であります。

—————○—————

日程第 1	議案第 1 号	工事請負契約の締結について（学校給食センター新築工事）
日程第 2	議案第 2 号	平成 30 年度宇城市一般会計補正予算（第 7 号）
日程第 3	議案第 3 号	平成 30 年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 4	議案第 4 号	平成 30 年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 5	議案第 5 号	平成 30 年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 6	議案第 6 号	平成 30 年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 7	議案第 7 号	平成 30 年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 8	議案第 8 号	平成 30 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 9	議案第 9 号	平成 30 年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 10	議案第 10 号	平成 30 年度宇城市民病院事業会計補正予算（第 3 号）

○議長（長谷誠一君） 日程第 1、議案第 1 号工事請負契約の締結について（学校給食センター新築工事）から、日程第 10、議案第 10 号平成 30 年度宇城市民病院事業会計補正予算（第 3 号）までを一括議題とします。

去る 2 月 21 日の会議において、審査を付託しました案件のうち、先議の申し出

がありました案件について、各常任委員長から審査結果の報告がありましたので、ただいまから各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長に報告を求めます。まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

○総務文教常任委員長（高橋佳大君） 総務文教常任委員会に付託されました案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算案件2件、その他案件1件の合計3件の議案であります。委員会を2月22日に大委員会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部局長、次長、各支所長並びに関係課長の出席を求め審査を行いました。

議案の審査の過程で論議された主なものを要約して申し上げます。

まず、議案第1号工事請負契約の締結について（学校給食センター新築工事）について、委員から「もっと早い段階で入札参加資格者の条件を広げていれば、入札参加者の数も多くそして競争の原理も働き、落札価格も安かったのではないかと」との質疑に対し、執行部から「5回入札の過程では、参加者資格を拡張する、工期を延長する、経審点の基準を見直すなど、条件の緩和を図った。6回目においては資機材代等の市場価格を踏まえ積算し、当初から約4億円を増額した21億1,680万円を設計価格とした。1社から参加があり、落札し、落札率は99.74%だった。1社入札は、見直した設計額でも採算性が厳しいと判断され、落札率が高くなったのではないかと推測される」との答弁がありました。それに対し、委員から「執行部が苦勞されたことは理解できるが、落札率が高すぎる。今後は社会情勢、情報の早期把握や入札方法の検討など、業務の適正化に努めるように」との意見がありました。討論においては、「設計価格の積算基準の根拠や入札参加者の条件など納得できない点があるため、反対」という意見もありました。

次に、議案第2号平成30年度宇城市一般会計補正予算（第7号）、企画費の乗合タクシー運行等補助金について、委員から「減額補正となっているが、理由をお尋ねしたい」との質疑に対し、執行部から「海東地区及び戸馳地区の利用者が補助金の対象であり、海東地区における利用者が昨年度4,129人から、今年度1月末で2,652人と利用者の減少が見込まれるため」との答弁がありました。次に、教育費の松橋総合体育文化センター大規模改修工事費について、委員から「8,020万円減額補正する理由をお尋ねしたい」との質疑に対し、執行部から「当初予算していた屋上庭園及びメインアリーナの工事代が工事価格の高騰により8億5千万円ほど掛かる見込みとなり、工事を先送りすることとしたため」との答弁がありました。

次に、議案第6号平成30年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第2号）につい

て、委員から「奨学金貸付金の滞納残額及び奨学金基金の推移についてお尋ねしたい」との質疑に対し、執行部から「2月19日現在、滞納調定額1,496万円に対し、710万円の収入がある。収納率は47.5%、平成30年度末現在の奨学金基金積立額は6,533万円になると見込んでいる」との答弁があり、それに対し、委員から「奨学金基金を有効に活用し、奨学金の利用者増加を図るように」との意見がありました。

以上が質疑と答弁の主な点であります。これらの質疑を終結し、採決の結果、総務文教常任委員会に付託されました予算案件2件、その他案件1件の合計3件については、全て可決すべきものと決定しました。

以上で、総務文教常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

この件につきましては、五嶋議員の方から十分に議論をしてくれという提案がございました。議案第1号につきましては、約80分ぐらいの議論をいたしました。今後とも、今から市もやはり大きな工事を控えております。この決をやはり教訓といたしまして、スムーズにいくような全員が納得するような執行部のやり方をよろしく願いいたします。

○議長（長谷誠一君） 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設経済常任委員長に報告を求めます。

○建設経済常任委員長（福永貴充君） おはようございます。建設経済常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、補正予算案件4件であります。委員会を2月22日に第3委員会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、次長並びに担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

議案第2号平成30年度宇城市一般会計補正予算（第7号）の農業費について、委員から「多面的機能支払事業の普及率は」との質疑に対し、執行部から「農振農用地が交付金の支払い対象となるが、中山間直接支払制度と合わせると約44%の面積で事業実施されている。有意義な事業であるため、市としても拡大を図っているが、地区によって担い手不足や事務負担などの問題もあり、取組を断念される場合もある」との答弁がありました。それに対し、委員から「断念される地区に対して何か支援はあるのか」との質疑に対し、執行部から「広域的に未実施の地域を含んで事業に取り組まれる場合には、国から補助金の上乗せがある。小川地区の場合は、土地改良区が事務局となり複数集落の事務を担っている」との答弁がありました。また、委員から「湛水防除事業の内容は」との質疑に対し、執行部から「不知

火町の２つの排水機場を１つに統合し、更新する計画を立てている。松橋町の豊川地区の３つの排水機場もポンプの排水能力を上げて更新し、三角町の大口地区に新設する計画も進んでいる」との答弁がありました。これに対し、委員から「豊川地区は冠水しやすいということで約３０年前に排水機場が設置されたが、近年は大型台風や集中豪雨などにより排水が追いつかない状況であった。能力を高めて更新するということで、今までの雨量ならば対応可能と考える。新設の排水機場の計画もあるということで、今後は国営事業での排水機場に期待している」との意見がありました。

次に、議案第８号平成３０年度宇城市水道事業会計補正予算（第２号）について、委員から「施設改良費の減額の内容は」との質疑に対し、執行部から「松橋町南豊崎地区の布設替工事を予定していたが、設計における現況の調査等に時間がかかり、工事の年度内完了が難しくなった。補正予算で減額し、当初予算で新たに計上する」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託されました補正予算案件４件につきましては、全て可決すべきものと決定しました。

以上、建設経済常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（長谷誠一君） 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

次に、民生常任委員長に報告を求めます。

○民生常任委員長（豊田紀代美君） おはようございます。民生常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、補正予算案件５件であります。委員会を２月２２日に、大委員会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、次長並びに担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第２号平成３０年度宇城市一般会計補正予算（第７号）の債務負担行為補正について、委員から「松橋老人福祉センター管理業務委託の期間が１年から３年に変更になっているが、その理由は」との質疑に対し、執行部から「社会福祉協議会が松橋老人福祉センターに移転するということで、期間と費用の見直しを行った」との答弁がありました。また、款３民生費、項４児童福祉費について、委員から「非常勤職員が採用できなかったことで報酬が減額となっているが、対象となった園とその人数は。また採用できなかったことでの影響は」との質疑に対し、執行部から「全部で２２人程度採用ができなかった。その内訳は豊野が１２人、青海

7人、不知火2人、戸馳1人が採用できなかった。三角については、入所希望が少ないため影響はなかったが、豊野については、若干、別の保育園に通った事例があった。その対象者については、平成31年度については対応できる見込みである」と答弁がありました。次に、款4衛生費、項4保健衛生費について、委員から「今年度から実施となっているピロリ菌検査業務委託が減額となっているが、その理由は」との質疑に対し、執行部から「本年度は医師会との協議により10月までと期間が短かった。このため実績による減額を行った」との答弁があり、それに対し委員から「今年度は啓発が遅かったように思われるので、来年度は早めに行ってほしい」との意見があり、執行部から「来年度は医師会の協力により通年で実施できることとなったので、そこも併せて積極的に啓発を行っていきたい」との答弁がありました。

また、議案第5号平成30年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の国庫支出金について、委員から「新しく計上してある保険者機能強化推進交付金の1,107万9千円の内訳は」との質疑に対し、執行部から「今年度の制度改正で新設された交付金で、自立支援と重症化予防について努力した保険者に交付されるもの。本市においては、612点満点の490点で県内では上位に位置している」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。これらの質疑を終結し、採決の結果本委員会に付託されました補正予算案件5件につきましては、全て可決すべきものと決定をしました。

以上、民生常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（長谷誠一君） 民生常任委員長の報告が終わりました。

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第1号工事請負契約の締結について（学校給食センター新築工事）から、議案第10号平成30年度宇城市民病院事業会計補正予算（第3号）までの討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第1号工事請負契約の締結について（学校給食センター新築工事）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第1号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第2号平成30年度宇城市一般会計補正予算（第7号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第2号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第3号平成30年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第3号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第4号平成30年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第4号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第5号平成30年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第5号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛

成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第6号平成30年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第2号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第6号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第7号平成30年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第7号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第8号平成30年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第8号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第9号平成30年度宇城市下水道事業会計補正予算（第2号）を採決

します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第9号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第10号平成30年度宇城市民病院事業会計補正予算（第3号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第10号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

日程第11 議案第42号 工事請負契約の締結について（松橋中学校屋内運動場改築工事）

○議長（長谷誠一君） 日程第11、議案第42号工事請負契約の締結について（松橋中学校屋内運動場改築工事）を議題とします。

市長より提案理由の説明を求めます。

○市長（守田憲史君） それでは、今回追加提出しますのは、工事請負契約の締結1件でございます。松橋中学校屋内運動場改築工事に係る工事請負契約の締結になります。詳細につきましては関係部長から説明いたします。御審議のほどよろしく願います。

○教育部長（蛇島浩治君） 議案第42号工事請負契約の締結について（松橋中学校屋内運動場改築工事）の契約につきまして詳細説明を申し上げます。追加議案集の2ページ、説明資料集の2ページから8ページになります。

今回の松橋中学校屋内運動場改築工事に係る工事請負契約の締結は、平成31年2月25日に契約の相手方と仮契約を締結しております。

契約の内容でございます。1、工事名、松橋中学校屋内運動場改築工事。2、工事場所、宇城市松橋町松橋522番地1。3、契約金額、7億4,196万円、税

込みでございます。４、契約の相手方、住所、熊本県宇城市松橋町松橋１０２８番地、称号又は名称、高橋・藤永建設工事共同企業体、代表者氏名、代表取締役高橋 溥明。となっております。本工事は平成３０年度から平成３２年度の継続費工事として、松橋中学校屋内運動場を建設するものでございます。工事設計金額が５千万円を超えるため、県内格付Ａ１等級の業者によるＪＶを資格要件とした条件付き一般競争入札において実施しました。その結果１社の応札がありまして、２月２２日の指名審査会において落札者を決定し、仮契約を締結したところでございます。

工事概要でございます。こちらは資料集の３ページでございます。建築工事一式、電気設備工事一式、機械設備工事一式、構造・規模、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地上２階建。１階床面積１，８８３．８４平方メートル、２階床面積４９３．７８平方メートル、延べ床面積２，３７７．６２平方メートル。

工期は、平成３３年１月２９日までとしております。本工事は平成３０年度交付金採択を受けております。工期は余裕工期を含めまして２２か月必要であることから、昨年の１２月議会で継続費として議決をいただき、１月に入札を行いましたので今回追加提案をお願いするものでございます。

○議長（長谷誠一君）　これから議案第４２号の質疑に入ります。質疑はありませんか。
１２番、五嶋映司君。

○１２番（五嶋映司君）　１２番、五嶋です。自席で行います。今日突然出てきたものですから、まだ全然理解をしていないのですけれども、まず伺いたいことは、今回は体育館で、あと武道館があるのですけれども、いわゆる今の体育館を建て替えて、同じような状況にするのに、一般会計の今年の予算書の巻末に金額は書いてあったような気がするのですけど、もう一度改めて総額が幾らになるのかということをまずお答えいただきたい。それとジョイントベンチャー、いわゆる共同企業体にされたのですけれども、この工事で共同企業体にされた理由はどういう理由なのか。それともう一つは、藤永建設というのは、私は存じてないのですけれども、この藤永建設という会社の詳細説明。それと入札条件を今ちょっとおっしゃいましたけれども、落札率はどのくらいで一般競争入札、入札に参加した企業はどのくらいあるのかも含めて御回答をいただきたい。

○教育部長（蛇島浩治君）　まず予算につきまして御説明をさせていただきたいと思えます。継続費ということで先ほどお願いをしたところでございますけれども、屋内運動場工事につきましては、平成３０年度から平成３２年度までということで、事業費の方を平成３０年度が４億６，１００万円余、平成３１年度が５億７，７００万円、そして平成３２年度を１億１，５００万円余を体育館としては計画しております。武道場といたしましては、平成３１年度、平成３２年度の債務負担を予定して

おります。平成31年度予算におきまして3億3千万円、そして平成32年度2億2千万円を想定しているところでございます。その後、既存の体育館を解体することになります。既存の体育館の解体1億3千万円、ほか外構工事等が数千万円掛かります。まだ完全な全体の設計ができておりませんので、若干変動する部分もあるかと思いますが、全体では16億円ぐらいになるのではないかと考えているところでございます。

○総務部長（成松英隆君） まず、ジョイントベンチャーの理由ということでございますけど、現在熊本地震の復興・復旧ということで人手不足、資材不足等の状況下で、ベンチャーを組んだほうが少しでも各企業体の中でのゆとりができて、良い建築物ができるんじゃないかと思ったところでございます。

それと藤永建設でございますけれども、八代市で熊本県内のA1等級の建設会社でございます。

落札率につきましては97.99%で、応札されたのは今回のジョイントベンチャー1社でございます。

○12番（五嶋映司君） 概略は分かりましたけれども、できれば藤永建設の企業詳細を紙で出していただければと思います。はっきり今おっしゃったように余裕ができるというのは2社でやるからということが可能性あると思いますけれども、ちょっと判断するための材料として提供いただきたい。それと、入札が1社だということは一般競争入札ですね、今日の今の委員長報告の中にもあったんですけど、今の状況の中で厳しいというのは分かりますが、続けて1社でどんどんやっていくと。今回の給食センターの問題は、いろいろ苦勞されているから1社でも涙を飲もうと僕らもというような気はしますけれども、続けてというのはやっぱり何か方法を考えなきゃ、いわゆる競争、前回の99%か、給食センターは。に比べると価格は公示しているとはいえ、90何%も一般的な落札でいくと談合がほぼ間違いのないだろうといわゆる一般的な言い方では、学者なんかに言わせると大体そのくらいになっちゃうというようなことですから、そういうことに関しては、その審査会の方ではこの落札率その他に関して御意見はなかったのか。その辺はどうでしょうか。

○総務部長（成松英隆君） 今回条件付き一般競争入札というところでございますので、指名競争入札と違って、うちからこことここの会社は入ってくださいというのではなくて、これだけの条件に合ったところは手を挙げてくださいという感じでやったものですから、その時点ではどの会社が来るかというのは分からず、それも県内A1に広げているということで、これ以上になりますと福岡県のA1を入れるのかという話にもなってくるんじゃないかなと思うので、このベンチャーを組んだのも先ほど言ったとおりで、できるだけゆとりを持たせる。今回、一般競争入札

をやったところは多くの方に手を挙げていただきたいというところがあったものですから、そのような方式を取らせていただいたところでございます。

○12番（五嶋映司君） 是非、委員会付託をされるんでしょうから、委員会付託をされて御検討いただきたいと思いますけれども、一般競争入札で、皆さんおいでこのくらいでといって1社しか来なかったらもうそれでよしというのは、競争性を担保する入札方法じゃありませんよね。だから、是非その辺は委員会も含めて御検討いただくことをお願いして、私の質疑を終わります。

○議長（長谷誠一君） ほかにありませんか。1番、原田祐作君。

○1番（原田祐作君） 今回、落札したということなんですが、これは給食センターの場合は今まで最初積算してそれから何度かその金額が適正じゃないんじゃないかとかという見直しが行われて、今の金額で落札された。結果その当初よりも4億円程度高くなって給食センターは落札されています。この体育館においては2億円程度のお金をかけて体育館を使えるようにした。その上で今の時期にこの人件費とか人材費がものすごく高いと分かっている時期にまずやる意味があったのかというのが1点と、もう一つはこの7億4千万円というのは積算の当初の価格なのか若しくはその増額分を、いわゆる給食センターの4億円分を見込んだ後の価格なのかどちらか。もしその高くなっているのであれば、幾らぐらい高く見込んであるのかというのをお聞きしたいです。お願いします。

○教育部長（蛇島浩治君） まず、新築の松橋中学校の体育館を建設いたしましたのは、先の地震で現在建っております松橋中学校体育館災害復旧工事をいたしました。災害復旧工事につきましては、あくまでも原形復旧ということになりますので、今後その当時はまた再度同規模の地震が発生した場合、体育館はもたないであろうと現状復帰でございますので、そのようなことから新築ということが決定をいたしました関係で、その当時から設計をすることになりました。設計につきましては、平成29年10月にこの設計業務に入っております。途中工期の延長等をいたしまして、今年まだしておりますけれども、この屋内体育館工事につきましては今回実施発注ということになりましたので、現在の積算根拠等で積算はしてあるかと考えております。

○1番（原田祐作君） その現在というのは、給食センターでいうと4億円高くなった現在の部分の見込みということですか。それとも積算当初の価格ということなのか。結局何が知りたいのかというと、給食センターはどちらにも同じ高橋建設が入っていて、給食センターは当初の設計では落札できなかった。でも今回は、当初の設計で落札できたということには、そこには何かどんな理由があるのかなというのをちょっと疑問に思っているの、そこをお聞きしたいと思います。

○教育部長（蛇島浩治君） 積算当初、給食センターの場合は平成２９年度の２月から発注ということで積算をしております。その当時の積算単価から、順次この市場単価等で高騰していったのかなと考えております。今回松橋中につきましては、実質平成３０年度に入って、資材の状況市場単価等も考慮した部分で積算はできているものと考えております。

○１番（原田祐作君） 分かりました。終わります。

○議長（長谷誠一君） ほかにありませんか。これで質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第４２号工事請負契約の締結について（松橋中学校屋内運動場改築工事）につきましては、平成３１年第１回宇城市議会定例会委員会付託議案一覧表のとおり、所管の常任委員会に審査を付託します。

—————○—————

日程第１２ 休会の件

○議長（長谷誠一君） 日程第１２、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日２７日水曜日から来週３月５日火曜日までは、常任委員会及び議事整理のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。

したがって、明日２７日から来週３月５日までは休会することに決定しました。

なお、３月２日及び３日は市の休日のため休会であります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。来たる３月６日水曜日は、午前１０時までに本会議場に御参集願います。

どなた様も御苦労様でした。

—————○—————

散会 午前１０時５０分

第 4 号

3 月 6 日 (水)

平成31年第1回宇城市議会定例会（第4号）

平成31年3月6日（水）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1

一般質問（代表質問）

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（22人）

1番 原 田 祐 作 君
3番 山 森 悦 嗣 君
5番 坂 下 勲 君
7番 高 本 敬 義 君
9番 福 永 貴 充 君
11番 園 田 幸 雄 君
13番 福 田 良 二 君
15番 渡 邊 裕 生 君
17番 長 谷 誠 一 君
19番 豊 田 紀代美 君
21番 石 川 洋 一 君

2番 永 木 誠 君
4番 三 角 隆 史 君
6番 高 橋 佳 大 君
8番 大 村 悟 君
10番 溝 見 友 一 君
12番 五 嶋 映 司 君
14番 河 野 正 明 君
16番 河 野 一 郎 君
18番 入 江 学 君
20番 中 山 弘 幸 君
22番 岡 本 泰 章 君

4 欠席議員はなし

5 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 吉 澤 和 弘 君 書 記 山 本 裕 子 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	守 田 憲 史 君	副 市 長	浅 井 正 文 君
教 育 長	平 岡 和 徳 君	総 務 部 長	成 松 英 隆 君
総 合 政 策 監	村 上 理 一 君	企 画 部 長	岩清水 伸 二 君
市民環境部長	園 田 敏 行 君	健康福祉部長	那 須 聡 英 君
経 済 部 長	吉 田 裕 次 君	土 木 部 長	成 田 正 博 君

教 育 部 長	蛇 島 浩 治 君	会 計 管 理 者	木 下 堅 君
総 務 部 次 長	天 川 竜 治 君	企 画 部 次 長	中 村 誠 一 君
市民環境部次長	村 上 雅 宣 君	健康福祉部次長	稼 隆 弘 君
経 済 部 次 長	杉 浦 正 秀 君	土 木 部 次 長	坂 園 昭 年 君
教 育 部 次 長	吉 田 勝 広 君	三 角 支 所 長	内 田 公 彦 君
総 括 審 議 員	原 田 文 章 君	不 知 火 支 所 長	村 上 伸 一 君
小 川 支 所 長	篠 塚 孝 教 君	豊 野 支 所 長	中 村 隆 文 君
市民病院事務長	伊 藤 博 文 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	蔵 原 正 敏 君
監査委員事務局長	横 山 悦 子 君	財 政 課 長	木見田 洋 一 君

開議 午前１０時００分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第１ 一般質問（代表質問）

○議長（長谷誠一君） 日程第１、一般質問を行います。

議長から申し上げます。一般質問は代表質問から行います。彩里、新志会、うき未来２１の３つの会派から通告があり、質問の時間は、先の議会運営委員会で決定のとおり、答弁を含めそれぞれ会派の人数に１０分を乗じた時間とします。したがって彩里が９０分まで、新志会が５０分まで、うき未来２１が４０分までとなります。順番につきましては、会派員の多い順となります。

それでは、順番に発言を許します。

まず、１６番、彩里、河野一郎君の発言を許します。

○彩里代表（河野一郎君） 会派、彩里の河野一郎でございます。守田市政７年目に突入します。今年は市長の政策、行財政運営が市民に評価される大切な年になると思います。奮起に期待をするものであります。不知火海湾奥部の浅海化、市議会でも特別委員会を設け、論議されております。宇城市だけでは対応できない宇城市の課題に対して、国、県へ要望活動を展開しております。私ども彩里では、昨年１２月に県選出の国会議員に８項目の要望活動を行いました。１、熊本地震に対する国の財政支援、２、熊本天草幹線道路の整備について、３、国道３号松橋豊福以南の４車線化、４、国道２１８号松橋町萩尾から豊野までの４車線化、５、国営ほ場整備の早期実現について、６、宇城市の湛水防除事業促進について、７、三角島原フェリー再開について、８、県営野球場を含む県営総合グラウンド建設誘致についてでありました。代議士からはグラウンド整備には国の補助があるという情報をいただきました。市長も宇城市の課題解決に向けて同じような要望活動も当然されていると思いますが、具体的に国、県に対してどのような要望活動をされているのかお尋ねしたいと思います。

一般国道２６６号三角・嘉島間整備促進期成会が発足されております。構成市町は熊本市、嘉島町、そして宇城市で、守田市長が会長をされております。整備状況は熊本市が政令指定都市になった関係で、城南町は自前で整備がなされております。そして嘉島町のエリアも整備が終了しております。宇城市の整備では、最近では松橋郵便局付近の右折レーンが整備をされましたが、三角松橋区間には手場の交差点改良、三角の里浦バイパス整備や救の浦急カーブ緩和促進など、まだまだ多くの要望箇所があります。松合バイパスの直線道路がありますが、防潮水門のところが急

に高くなっており見通しが悪くなっております。スピードも出るところでもありますので、安全対策が必要であると思います。是非、期成会の要望箇所に追加をいただきたいと思いますが、見解をお伺いしたいと思います。

宇城市平成31年度当初予算315億円であります。その中に地方交付税90億円が含まれております。守田市政になり合併後の地方交付税の特例措置の終了で、交付税が大幅に減額され、財政がピンチに陥る可能性が取り沙汰されておりました。合併特例法に旧5町が存続したものとみなして、普通交付税を算定する合併算定替え期間と本来の宇城市としての一本算定へ移行する期間、激変緩和期間が設けられました。その期間が平成27年度から平成31年度であります。この激変緩和期間5年間で、70億円から80億円の予算不足が懸念をされておりました。守田市政になってからの激変緩和期間であります。一時期は財政不足に陥るとして緊縮財政でありました。財政不足の危機は回避できたのかなというふうに思われます。それは、一本算定の見直しが行われ、以前は認められなかった使途算定などもろもろの部分の見直しなどの緩和措置がとられ、合併自治体への地方交付税が手厚くなってきたところが大きな要因となっております。宇城市の財政が安定してきているというふうに思います。普通交付税の激変緩和期間は終わりますが、合併特例債は議員立法により平成30年4月に合併特例債発行期限を5年延長する改正特例法が成立し、平成36年まで特例債が活用されるようになりました。宇城市の合併特例債総額、発行限度額301億円ですが、合併した平成17年から平成29年決算までの建設事業分の借入実績は146億円であり、発行を半分に抑えてきた経緯があります。財政も一本算定のめどが立ち、落ち着いてきております。改正特例法で5年間延長になりました。合併しなかった自治体にはない有利な特例債を有効に活用すべきと思います。今後の重点的な合併特例債の活用をお伺いしたいと思います。

スクラップアンドビルド、合併特例債特例措置終了から厳しい財政状況になるとの予想から、将来の施設のあり方が熱心に論議されました。平成29年9月、宇城市公共施設等総合計画が策定され、施設の廃止・統合・移譲などが急速に進められました。特別養護老人ホーム松寿園、三角の海技学院、保育園の民営化や公民館の複合化、松橋体育館、小川支所の解体など、大胆な改革が守田市政によって進められております。今後も給食センターの統合や防災拠点センター建設が進められます。改革を推進するときは変化に対する反発があります。スクラップアンドビルド、勇気を持った改革は評価に値すると思います。今後の計画をお伺いしたいと思います。

熊本地震からの復興、宇城市の課題であります。住まいの確保が暮らしの安定になります。災害公営住宅が建設され、完成した住宅に入居が始まっております。まだ住居が定まっていない被災者に、引き続き生活の見守り活動を行っていかなく

ばなりません。震災後、災害に強いまちづくりのために、いち早く防災拠点センター整備方針を打ち出し、県に粘り強く要望されております。その成果で平成31年度建設予定が進んでおります。有利な財源で5町6か所に防災拠点が整備されることは、宇城市の危機管理と今後の施設活用に役立つ熊本地震からの復興のシンボルになってくると思います。計画をされている防災拠点センター、備蓄倉庫、防災井戸の整備計画をお伺いいたします。

熊本県は、地震復興基金100億円を平成29年被災市町村に配分交付をしております。宇城市の配分額5億3,950万2千円で基金を創設し、10年間で活用していくとしております。その中に復興未来都市開発パース図作成が組み込まれております。宇城市の未来都市開発の絵であると思います。夢のあるパース図にしていきたいと考えます。どのような夢を描くのかお尋ねをしたいと思います。

今後の危機管理に防災無線の整備も大切な部分であります。アナログからデジタルへ移行、平成31年度予算に防災行政無線デジタル化整備事業2億3,600万円と、防災行政無線電話対応システム整備に500万円計上されております。この無線電話対応システムの内容と今後の計画、そして情報弱者にどのように対応していくのかお伺いをしたいと思います。

南海トラフ地震の発生率、政府の地震調査委員会は今後30年以内に起こる確率を80%としております。日本全体が危機意識を持っておりますが、特に太平洋沿岸自治体は、最大クラスの津波から住民を守るための避難施設を積極的に建設しております。以前、会派で徳島県の阿南市に南海トラフ地震対策を研修してまいりました。命山と呼ばれる盛土した小高い広場をつくり、津波避難所として整備をしてありました。県内でも、地震による堤防の沈下を想定した津波対策を苓北町が避難タワーとして3か所整備をしております。そのほか長洲町、八代市は津波避難ビルの指定をし対策をとっております。高い建物のない不知火海沿岸部の住民の安心を担保する必要があると思います。対策を考えておられるのかお伺いしたいと思います。

光通信網整備、昨年9月に豊野、松合、郡浦地区に整備を進めると約束をされました。本年度予算に3億2,200万円計上されております。9月市長の表明以来、地域の方々の喜びがひしひしと伝わってまいります。良き政策判断であったと思います。9月時点では総務省の補助が不透明なところでありましたが、市長や政策監が要望活動を積極的に行われた結果だと思いますが、国の補助制度も確定したようであります。光回線整備内容をお知らせいただきたいと思います。同時にWi-Fi環境、公衆無線LAN環境整備も行われるようであります。これも総務省の2分の1補助を活用しての整備であると思いますが、詳細をお聞きしたいと思います。

地域振興、まず、三角地域振興についてであります、宇城市観光振興戦略が近々策定をされます。受け入れ態勢の整備ということで戸馳大橋の供用開始、金桁温泉が本年12月に開業予定、戸馳の横の寺島リゾート施設整備、事業主体ベストアメニティが来年中に開業予定でございます。西港、東港、金桁、戸馳島周辺を三角振興の核として戦略をつくっていく計画と思います。期待をするところであります。今議会に、西港に世界一素敵なトイレ改修予算が計上されております。外観は世界遺産の場所ということで改修ができないということではありますが、立派なトイレができると思います。会派で先日視察にまいりました。まちが運営する施設のトイレに協力金100円とのお願いがしてありました。西港トイレ改修にあたり検討してもいいのかなと感じました。金桁温泉、温泉の泉源は炭酸ガスを含んだ鉱泉であります。珍しい価値のあるものだと思います。飲料としても提供ができる水質でありますので、温泉と一緒にアイデアを募り鉱泉をアピールする計画をすべきだろうと思います。三角の観光戦略をお聞きしたいと思います。

松合地区の振興も念願でありました。かなり動きが出ているようでありますが、松合地区は地方創生事業のモデル地区として平成29年度予算付けをされ、松合地区の住民が、将来についての話し合いを積極的に進められました。そして平成30年度本格的な松合振興戦略の形ができております。昨年12月には、松合千軒協議会というものが立ち上がっております。アイデアを持つコーディネーターと地元関係者とで、まちづくり法人設立を予定されております。松合白壁の建物を活用し、宿泊所、レストランなどの展開も考えておられ、交流体験などの人の動きも加速されるようなまちづくりの計画をされているようであります。今議会に松合集落支援員の経費が計上されておりますが、私は地域おこし協力隊じゃないかなと思っておりましたが、この支援員は地元のことが分かる人、すぐにでも動ける人が支援員としてまちづくりに関わっていかれる計画のようであります。コーディネーターによりますと松合は宝の山のようにありますが、どのように活性化させていかれるのかお尋ねをしたいと思います。

国営緊急農地再編整備事業、宇城市の江戸末期に干拓をされた800㌦の農地が対象になっておりますが、農家の念願でありました用排水分離と大区画化、排水対策で水田の乾田化が図られ、土地利用型の営農が可能になってきます。総事業費350億円、平成33年工事着工に向けて取り組まれております。平成31年2月末まで、受益者の国営事業参加意思確認のための仮同意が取られております。95%以上の同意が必要と聞いております。どのような結果になったのか今後の計画と合わせてお答えいただきたいと思います。

国営ほ場整備事業に前向きに取り組みながら期待をされていた不知火町の亀崎・

鴨籠地区、いわゆる不知火町西部地区であります。農水省が流域の面積の広さのために排水対策に費用が掛かり過ぎるということで、昨年、事業エリアから除外してきました。地域の方々は落胆をされました。「西部地区の排水対策協議会で国は諫早干拓など問題になる事業に多額の予算を使い、私たちの農家が望む排水対策は費用対効果を持ち出し除外するのか」と激しい怒りの声もありました。この西部地区もともと梅雨時期は床下浸水、通学路の冠水に悩まされており、県河川であります長崎川、浦上川の河川改修計画も、計画にすら入っていなかったことが最近判明をいたしました。少なくとも生活基盤をおびやかす状況だけは回避しなければならないと思いますが、どのような対策をとられるのかお尋ねをしたいと思います。

ほ場整備計画が持ち上がる前から計画をされ進められている湛水防除事業であります。現在、亀松、豊川北部、豊川中央、豊川南部4か所の工事が進められております。国の予算がほとんど付かない時期がありました。コンクリートから人への時期でありました。私の地元である亀松湛水防除も、以前は平成34年度ごろ完成予定と聞いておりましたが、最近多くの予算が組まれ始められました。2月に整備しました国の平成30年度第2次補正でも、5億円の予算が亀松に組まれました。現在予算付けをされている4か所の完成年度と、まだまだ宇城市には更新をしなければならない機場はたくさんあります。今後の計画をお尋ねしたいと思います。

有害鳥獣対策、イノシシの被害が深刻であります。JAも対策本部を設置され、猟友会も捕獲によって個体数を減らす努力をされております。捕獲した数も5年前は600頭でありましたが、今年は3倍の1,800頭に増えております。今年の予算3,315万円計上されております。平成31年度のイノシシ対策、IoT技術を含めてどのような取組をされるのかお尋ねをしたいと思います。

長崎久具線、不知火中学校から南消防署までの開通が1年後に迫りました。多くの市民が待ち望んでおります。宇城市の道路網の形成が必要であります。宇城市は南北の幹線道路は充実しております。高速道路、国道3号、県道鏡線、農免道路、東西の道路が少ないために長崎久具線が計画をされております。そして渋滞緩和と緊急車両の時間短縮に期待をされているところであります。長崎久具線、来年には完成であります。本来の目的からするとまだ一部完成ではないかと思っております。延伸が必要であります。大野川リバーサイドロードがその延伸であるというふうに捉えます。整備構想、平成29年12月に報道機関に発表をされております。そして昨年11月、市民に対して事業説明会を3回開催されております。説明会で意見などが出たと思っております。どのような状況であったのか、そして今後の計画をお尋ねしたいと思います。長崎久具線不知火側の起点は、不知火中学校の信号機から400m北側の九州電子と選果場のところであり。なぜ起点をそこに持ってきたのか

であります。将来の道路網計画に可能性を持たせるためであると思います。起点からさらに北へ600m整備をすれば、大きな道路に接続され、火葬場龍燈苑に延びる中腹農道へつながります。不知火支所交差点の渋滞も緩和をされますし、宇城市東西道路の要として活用できると思います。長崎久具線不知火側起点から北への道路整備促進、見解を求めます。

以上、土木部までの答弁を求めます。

○市長（守田憲史君） 光ファイバーの整備や不知火海湾奥浅海化対策など市の重要課題については、積極的に要望活動等をしております。

具体的に申しますと、光ファイバーについては、平成31年1月23日に総務省に出向き、総務審議官などに、整備について要望活動を行っております。

また、熊本天草幹線道路整備についても、今年度だけで、平成30年7月3日に衆議院議員及び国土交通省、8月1日から2日にかけては国土交通省道路局、県選出の国会議員に、そして10月4日には熊本県に、11月28日には国土交通省や県選出国会議員など、平成31年1月23日には国土交通省で国土交通大臣、副大臣、政務官、事務次官などに対して要望活動を行っており、議会の会期中ではございましたが、昨日も3月5日、天草市長や宇土市長などの関係首長と一緒に国土交通省に赴き、国土交通大臣そして事務次官などに対し、早期着工についての要望活動を行ってまいりました。

市の重要課題の1つと考えています不知火海湾奥浅海化問題についても、平成30年2月6日に八代海北部沿岸都市地域連携創生会議における県への要望として、八代市長、上天草市長、氷川町長と共に蒲島知事に対し、要望書を提出しましたし、宇城市議会不知火海湾奥調査特別委員会からも、県選出国会議員に対しての要望を行っていただくなどの対応をしてまいったところでございます。

また、この不知火海湾奥問題については、今年度、市のプロジェクトチームを発足し、宇城市の市職員そして県職員による現場レベルで様々な問題・課題について話し合うこととし、現在2回ほど意見交換を行ってきております。

これ以外にも、国道3号線促進期成会の要望活動など、できる限りの要望活動はしてまいりましたし、今後も行っていきたいと考えております。

次に、国道266号関係です。一般国道266号三角・嘉島間整備促進期成会は、三角、嘉島間における国道の整備促進を目的として、平成4年に三角町、不知火町、松橋町、城南町、嘉島町の5町で設立した期成会です。現在は宇城市、熊本市、嘉島町の2市1町で、道路管理者である県に対し要望活動を行っておりますが、嘉島町管内については事業化区間の整備が完了したこと、さらに熊本市管内については平成24年の政令指定都市移行によって、熊本市自体が国道の道路管理者になった

ことにより、近年は宇城市管内の要望が主となっております。

交通の安全確保や渋滞の緩和を目的とした交差点改良や歩道の整備、海岸に沿って大きく湾曲する区間におけるバイパス整備など、毎年10か所程度の要望を、総会で期成会の要望事項として議決いただき、県に要望書を提出しております。

要望によっては、多額の費用を要する大事業となることから未着手のものもありますが、要望の多くは時間がかかりましても、県において整備・改良を進めていただいているところです。松橋郵便局からマクドナルドまでの交差点改良において、2月に完了し、約160m区間の右折レーンもその1つであります。

河野議員御要望の松合漁港付近の道路かさ上げについては、交通の安全対策としてどのような対策が最適か、まずは道路管理者である県と協議をさせていただきたいと考えます。

次に、財政でございます。本市における合併特例債の発行可能額は、建設事業分301億4,840万円と基金造成分31億4,840万円を合わせ332億9,680万円です。

平成17年度から平成29年度までの借入実績額については、建設事業分146億1,950万円、基金造成分31億3,500万円の約177億円となっており、そのうち約89億円は返済がもう済んでおります。

建設事業分につきましては、これまで生活道路やスマートインター整備などの道路関連事業、河川や水路の整備、小・中学校の建設や改修事業、消防・防災施設整備など、新市建設計画に基づき、市民に必要とされる様々な事業の財源として活用してきたところです。

今後の活用事業につきましても、暮らしに直結し、また住民サービスの向上につながる真に必要なものを厳選してまいります。特に、宇城市の将来を担う人づくりのためには、健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保は必要不可欠です。

生活の多様化や情報化など教育を取り巻く環境は変化しており、学校施設は地域住民にとって最も身近な公共施設として、また、まちづくりの核として利用されています。

この生涯学習の場としての活用をより一層推進するためにも、教育環境の整備を中心に、また、これまで同様、生活道路の改良、防災拠点センター整備、松橋駅や小川駅周辺整備などの主要事業などの将来的に必要な事業の財源として、合併特例債の有効かつ効果的な活用を行っていきたいと考えております。宇城市合併当初300億円の合併特例債の可能な枠の中で、半分以上6割ぐらいを予定しておりました。その10年間に比べて今13、4年目を迎えておりますが、残りの合併特例債を使うとしても、もう既に89億円の返済が済んでおりますので、合併時の財源

よりも極めてまたいい環境にあると考えております。合併特例債、満額まではいきませんが、今後後半の10年間の中で復興のために使うのも、宇城市のこの復興の基礎づくりには必要なことだと考えているところでございまして、財源的には合併時よりも、まだ今の方がいいかと考えているところでございます。

続いて、平成27年3月に策定した「第3次宇城市行政改革大綱」における行財政改革推進の重点事項として、民間委託等の推進、効率的な施設運営、財政の健全化について触れたいと思います。平成27年9月に策定した「宇城市公共施設等総合管理計画」は、施設の統廃合（スクラップアンドビルド）や経常経費の縮減などを具体化した計画となります。

経過につきましては、運営の見直しでは保育園3園、九州海技学院の民間移譲や幼稚園1園の廃止、21施設の指定管理施設への移行などを実施いたしました。

施設の統廃合では、計画策定以降に15施設、約9千平方メートルが解体されました。

経常経費の削減として、平成25年度から実施している施設管理業務の合冊入札により年額2,300万円程度のコスト縮減効果があり、平成29年度より高压電力を使用する41施設の電力入札により、対象施設の電気料金が約4割削減され、宇城市の全体の電気料金2億5千万円の20%である年額約5千万円の電気料金が削減され、それを達成しているところでございます。

計画策定から4年が経過しましたが、その間熊本地震の発生や宇城市の人口ビジョンの発表など、この数年間で様々な社会情勢の変化が現れました。この変化に合わせた計画の改定を昨年6月に実施し、新たな計画に基づき進めているところです。

この計画に基づく具体的な実績例は、防災拠点センターの整備が挙げられます。この事業は施設の統廃合とコンパクト化、さらには様々な利用を見据えた複合化を可能としました。

この事業費の最終的な総額は、約40億円となります。財源は補助金約13億円、起債については合併特例債約8億円、補正予算債11億円、緊急防災減災対策債6億円となります。極めて有利な財源でございます。当初予定した合併特例債の使用金額約22億円と比較すると、かなり有利な財源の使用が可能となりました。最終的には、起債借入額から交付税措置を差し引いたものを含む一般財源の持ち出しは7億円程度に収まりました。

次に、防災拠点センター、防災備蓄倉庫についての進捗でございます。防災備蓄倉庫については、昨年11月に5地区全ての工事請負契約が締結済みとなっておりますが、建設資材に関わる一部の部品が、全国的な需要の高まりにより調達が困難な状況にあるため、工事の進捗状況は当初の計画より遅れています。

なお、防災備蓄倉庫の完成後は、水・食料及びブルーシート・土のう袋・発電機

などの応急活動用資機材、毛布・簡易トイレ・紙おむつ・粉ミルクなどの生活必需品を各地区に分散して保管いたします。

また、防災拠点センターについては、本年1月末に実施設計業務委託が完了しており、昨日無事に、松橋西・松橋東・豊野地区の3か所の防災拠点センターの入札がありました。各地区で2グループほどの応募があり、その1グループが決まったところでございます。入札ができました。また、三角・不知火・小川地区については、平成31年度国の当初予算で計画していましたが、平成30年度国の2次補正予算において内定となりまして、全て議員が話されたとおり、平成30年度の有利な予算の中での内定をいただいたところでございます。前倒しで3月中旬以降の入札を他の残り3か所を予定していますが、予算の繰越しをさせていただくものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、復興グランドデザインについてでございます。宇城市復興まちづくり完成予想図についてお答えします。議長のお許しを頂きましたので、お手元に宇城市復興まちづくり完成予想図（案）イメージを配布させていただいております。

本市では、熊本地震で得た教訓を今後のまちづくりにいかすため、平成29年3月に策定した第2次宇城市総合計画の下、平成29年度末には熊本地震からの復興に向けた宇城市復興まちづくり計画を策定しました。

今後、本計画に基づき復興後のまちづくりを進めていくこととなりますが、事業の具体化を図っていくためには、市民、議会、行政などの関係者が目指す将来イメージを共有し、その実現に向けて取り組んでいくことが重要であることから、今年度、県の復興基金を活用して、この完成予想図を作成することとしたものです。

この予想図は、総合計画、復興まちづくり計画及びJR小川駅周辺整備基本構想等示された全体像をベースとして、復興するまちづくりの拠点となる松橋駅、小川駅、三角駅、防災拠点となる防災コミュニティセンター、災害時の重要ルートとなるリバーサイドロードなど、市内5地区における復興後のまちづくりや防災拠点の周辺地域の将来像を描く予定としています。

なお、この予想図は年度末に完成予定ですが、市民の皆様と共に復興するまちづくりを共に考えるきっかけとなり、宇城市の復興の歩みが一歩ずつ進んでいくよう取り組んでまいります。

防災行政無線デジタル化についてでございます。本市の防災行政無線は、三角・松橋・豊野地区はデジタル化に既に移行していますが、不知火地区及び小川地区はアナログ方式で運用しております。

不知火地区は、本年度中に防災行政無線デジタル化に伴う実施設計を行い、平成31年度にデジタル化へ移行します。また、最後に小川地区については、平成31

年度に実施設計を行い、平成３２年度にデジタル化することとしており、これにより市内全域がデジタル化へ移行することになります。

平成３１年度には、防災行政無線電話対応システムの整備を実施する計画ですが、これは平常時の行政情報や災害時の情報の放送内容が聞き取れなかった場合、市の専用電話回線に電話をすれば、最新の放送内容を聞くことができますようになります。

次に、不知火海沿岸にかかる津波・高潮対策についてでございます。本市の津波・高潮対策については、宇城市地域防災計画に掲載しております。その中で津波対策において、津波注意報または津波警報が発令された場合は、津波の到達予想時刻や津波観測に関する情報の収集及び防災行政無線や車両広報により、市民へ情報伝達を行います。

高潮対策についても、情報収集の実施や避難勧告・指示の基準等、避難行動及び避難誘導について地域防災計画に記載してあります。

いざという時に避難するためには、普段からの準備が必要であり、それぞれの地域で避難訓練の実施やハザードマップを確認するなど、事前に複数の避難場所、避難経路を確認しておくことが重要です。地震発生から津波到達までの時間的猶予や地理的条件等の理由により、津波からの避難が困難と想定される浸水想定区域においては、高所避難所として利用できる周辺の民間施設等を調査した上で、施設管理者と協議を進めてまいりたいと考えています。

次は、光通信網整備、Wi-Fi整備についてでございます。光通信網及びWi-Fiの整備に関する御質問ですが、まずは光通信網整備からお答えいたします。

昨年９月の定例会におきまして、光ファイバーの整備については、「平成３１年度より、まずは豊野町、不知火町から整備に着手し、過疎計画の変更手続きが整い次第、三角地域を整備する」との方針をお答えしたところです。その後、総務省において高度無線環境の実現に向けて、地理的な条件不利地域において、光ファイバーを整備する電気通信事業者等への補助事業が新たに創設されました。平成３１年度当初予算に計上されております。これもまた有利な補助事業ができたところでございます。自治体ではなく、事業者、民間にも補助事業の対象が広がったというかなり有利な制度でございます。

電気通信事業者がこの補助事業を活用できれば、整備費用に関わる市負担額の軽減が見込まれるため、現在、市では補助対象地域採択の前提となる総務省への補助要望申請に向けて準備を進めております。総務省の担当課長にも直接要望をお願いしたところでございます。

なお、三角地域過疎自立促進計画の変更に関して県との調整が整い、本年度内に計画変更案の国への報告のめどが立ったことから、２年間の整備期間を１年短縮し、

宇城市の対象地区３つ全てを平成３１年度に一括して整備する予定としております。

次に、Wi-Fi整備についてお答えいたします。平成２８年１２月、総務省から「防災等に資するWi-Fi環境の整備計画」が公表され、平成２９年度から３か年で約３万箇所に無料Wi-Fiを整備する方針が示されました。

本計画では、防災拠点となる指定避難所や官公署、災害対応の強化が望まれる博物館、文化財、観光案内所等で、災害時の情報伝達手段を確保するとともに、平時には利用者の利便性向上を図ることとされております。

本市では、一部の施設を除きWi-Fi環境が整っておらず、特に災害発生時の情報伝達手段の確保を強化することから、地方公共団体等が整備した際の初期費用の２分の１が補助される総務省の公衆無線LAN環境整備支援事業を活用し、防災拠点を中心に市内１０か所程度の施設にWi-Fi環境の整備を行うこととしており、現在、市ではその補助金申請に係る準備を進めているところです。Wi-Fiの方が早く整備できると思います。

次に、地域振興についてでございます。まず、三角地域全体の観光振興について答弁いたします。三角地域は、旧町時代から特に観光振興を地域活性化の重要課題として位置付け、自然、歴史、文化、産業など独自の地域資源を活用して魅力ある観光地づくりに取り組んできたところです。

そのため、総合計画では「選ばれる」まちづくりを目指して、三角西港から東港エリアの総合的な観光拠点づくり、世界文化遺産である三角西港のブランド力強化などを重点プロジェクトとして掲げるとともに、本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略においても稼げる観光の推進の目標に向け、三角地域全体で収益を上げる仕組みをつくるため官民連携した観光マーケティング事業を行うなど、様々な事業に取り組んでいるところです。

一方、本市では、昨年５月の天城橋に続き、この３月３０日には新戸馳大橋が開通するなどの動きを見据え、年度内に策定する観光振興戦略に基づき、ハード・ソフト両面の施策を推進してまいります。

次に、松合地区の集落版総合戦略事業について説明いたします。市の総合戦略に基づく地方創生交付金事業の１つとして、不知火町松合小学校区をモデル地区としたにぎわいのあるまちづくり事業に取り組んでいます。

平成２８年度は地域住民へのヒアリング調査と課題を整理し、平成２９年度はヒアリング調査・分析の結果等を踏まえ、松合校区の将来をみんなで考えるワークショップを実施し、地域活動の担い手を育成するための勉強会・研修会なども開催した上で、地域全体で取り組む戦略を暮らし方手帳としてまとめました。

この戦略では、古民家レストラン・カフェ、宿泊施設などの事業展開が盛り込ま

れており、事業実施にあたっては、事業経営の実績があり、知見やノウハウを持つ民間事業者を活用する必要があることから、事業者のアドバイスを受けながら、昨年末に松合千軒協議会という住民組織を立ち上げ、事業の具体化を図っているところです。

平成31年度は、市において総務省の制度である集落支援員を松合地区に2人配置することとし、本協議会が実施する事業では、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業の交付金2千万円を活用しながら、地域産品の開発、白壁古民家の活用、朝市・セリ市などの体験ツアーの開発など、本協議会が事業主体となり、集落支援員と地域住民が協力しつつ、これらの事業に取り組んでいく予定です。

国営ほ場整備についてお答えいたします。国営緊急農地再編整備事業「宇城地区」の実施に向けて、現在国による地区調査が行われております。調査期間としましては、平成29年度から平成31年度までの3年間です。

本年は2年目にあたり、対象となる地域の決定と整備を行う一定区域の概定があり、調査開始時には9ブロック、884㌦の農地が対象でしたが、昨年12月に九州農政局から8ブロック、800㌦を対象とするとの連絡を受けました。

そのため、不知火町の鴨籠・亀崎ブロック、編入を希望していた松橋町の大野地区、小川町の上住吉・下住吉地区が除外となりました。

市としては、数回にわたり国に要望を上げてまいりましたが、願いがかなわず大変残念でなりません。この一報を受けまして、すぐ翌日上京いたしまして、農水相に直接お願いをしたところではございますが、大変残念でございます。除外された地域においては、他の方策を講じていきたいと考えております。

なお、継続調査を決定されましたのは、不知火町の亀松ブロック、松橋町の豊川北部・西下郷・豊福南部・南豊崎・浅川ブロック、小川町の耕地・出村宇土割ブロックです。

平成30年度は、仮同意の徴集が義務付けられており、昨年12月末から本年2月にかけて、対象者から仮同意を集めました。その結果95%以上の成果を上げました。95%を上回りました。大きなハードルであったところでございます。95%以上の成果を上げ、順調に最終年度の調査に進むことが見込まれております。どうぞ皆さん、経済部を褒めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

平成31年度におきましては、実施申請書となる事業計画書を提出いたします。整備後の営農計画や中心経営体への農地の集積計画など、全ての採択要件を満たすよう努めてまいります。

なお、来年3月には、一定区域を確定させるために、本同意の徴集を行います。

これは土地改良法に基づく法手続きです。整備対象農地がより広いものとなるよう、地元推進委員とともに職員一丸となって100%の同意取得を目指します。

また、国営事業から除外された鴨籠・亀崎ブロックは、排水流域面積が1,060㌔もあり、すり鉢状の地形であるため、古くから農地の湛水被害だけでなく、家屋の浸水被害にも悩まされており、今回の国営事業への期待が非常に高かった地域です。

しかしながら、国営事業においては、対象農地27㌔に対し、大型排水機場の新設など高額の予算が必要であり、土地改良事業での費用対効果が見込めないため、除外と判断されました。

市といたしましては、現状における農地や道路、家屋への浸水被害の状況を的確に判断し、改善方法の選定を行い、必要に応じて国や県への働きかけを行いながら、市民の財産を守っていきたいと考えております。

なお、宇城市不知火町西部地区排水対策促進協議会を中心に、河川改修や排水機場の能力向上など、具体的方策の選定を行ってまいります。

湛水防除事業についてです。市には、三角町から小川町につながる海岸線に、豪雨時の冠水被害を軽減するための排水機場が19基設置されております。

昭和45年から排水機場が順次設置されてきました。現在、設置年度が古い排水機場から更新されており、不知火町の亀松が平成33年度、松橋町の豊川北部が平成31年度、豊川中央が平成35年度、豊川南部が平成32年度に完成予定と聞いております。さらに、三角町の大口地区にも平成33年度をめどに設置される予定です。

なお、松橋町の益南排水機場、小川町の砂川排水機場も県に対して更新要望を上げております。

有害鳥獣対策についてでございます。有害鳥獣対策の1つである駆除については、猟友会と委託契約し、駆除活動を行っております。特に近年、イノシシによる被害が深刻で、捕獲頭数も平成28年度は942頭、平成29年度は1,379頭と年々増加傾向にあり、本年度も昨年度以上の増加が見込まれます。農作物の被害拡大を防ぐためにも、宇土市、美里町と連携しながら駆除の強化に努めたいと考えます。

また、駆除だけでは農作物の被害防止に限度があります。電気柵、メッシュ柵、忌避剤などの防除対策も行うことで、有害鳥獣から農地への侵入を防ぎ、農作物被害の低減を図っております。

さらに、草刈りを定期的実施し、住みかとなる荒廃地をつくらないこと、野菜くず等を放置しない取組など、地域でできる身近な取組の啓発も促していきたいと

考えます。

また捕獲につきまして、猟友会へわなの配布、新規狩猟者の免許取得に対しての補助金など捕獲強化に取り組んでおります。

また、次年度に捕獲強化策としてＩｏＴによる捕獲システム導入を計画しており、労力の節減、捕獲の効率化を図り、農作物被害の減少に努めたいと考えております。

次に、新設道路についてでございます。

大野川リバーサイドロードの計画は、第２次宇城市総合計画の重点プロジェクトとして、県道八代鏡宇土線の宇城広域連合南消防署交差点から県道松橋停車場線の道の駅うき交差点までの約３キロメートルの道路整備を行い、市内中心部の渋滞緩和と交通拠点へのアクセス向上を目的とし、現在ある大野川河川堤防を利用し、拡幅することで整備コストを抑えながら進める計画です。

また、復興まちづくり計画においても、災害時における避難・輸送ルートとして、多重性・代替性を確保した道路計画となっています。

説明会の実施状況としては、市民を対象とした事業概要説明会を平成３０年１１月１０日、１３日、１５日に実施し、８９人の参加があり、事業スケジュール、ルート検討等に関する質問はありましたが、明確な事業反対意見はなく、おおむね事業概要について了承を得たものと解しています。

大野川リバーサイドロードの今後の計画については、県道１４号から浅川と大野川の合流地点までの区間の道路詳細設計業務委託とＪＲをまたぐ橋りょうの詳細設計を実施する予定であります。

現在進めております長崎久具線と大野川リバーサイドロードが完成することで、渋滞緩和や避難・輸送ルートとして大きな効果を期待しております。また宅地開発も進むものと考えておりまして、これも民間活力の導入でございます。

河野議員からありました長崎久具線不知火側起点から不知火中腹農道への延伸は、不知火中腹農道から不知火ウキウキ線を経由し、宇土方面、松橋駅西側への周回路として有効な計画と思われます。

今後の長崎久具線と大野川リバーサイドロードの全線開通時期や利便性、経済性を含め、総合的に検討していきたいと考えております。

○彩里代表（河野一郎君） 国営補助整備事業、同意率９５％と聞きまして安心しました。私も不知火地区の推進委員として前に進めると思います。

通告しておりました教育部の方を、教育環境整備のＩＣＴだけにさせていただきまします。新学習指導要領に向けての教育環境整備、ＩＣＴ整備についてお尋ねしたいと思います。議員改選前に会派でＩＣＴ環境に関心を持ち、文科省に研修に行きました。ＩＣＴ教育の先進地であります山江村の山田小学校にも視察を行い、電子黒

板とタブレットを使った授業を参観し、授業効果を感じておりました。会派彩里で昨年9月に不知火中学校で電子黒板を使った授業を見学させていただきました。ICT活用で生徒の授業を受ける集中力に驚いた次第でありますし、その後、導入予定の電子黒板の幅広い利活用の説明を受け、今からの学校教育には是非必要であると会派全員で感じたところであります。そして、宇城市の教育にICT環境整備促進を願い、要望活動も行いました。市長の教育のまち、教育に力を入れる構想に平成31年度大胆に予算組みをされ、県内だけでなく九州でもICT環境整備トップレベルになりました。子どもたちの育成に今後力を入れていかれると思います。期待するところでもあります。先生方の指導が心配されておりますが、対応されるということでもあります。ICT機器の整備計画と指導者先生の育成についてお尋ねしたいと思います。

○市長（守田憲史君） ICT整備計画についてお答えします。来年度、平成31年度の整備にあたり、機器の導入を図る前に熊本市がベネッセと協定を結んでおりますように、民間事業者とICT包括支援提携を結びたいと考えています。

これは、専門的知識をいかした効果的な活用を図るため、そのノウハウのある民間事業者と連携し、デジタル教材の導入や支援員の配置等を予定しております。マンパワーを供給いたします。そして教員に対し、授業の支援や教材の作成、ICT機器の操作方法・研修を行うよう計画しております。決してハードの提供ばかりではなく、そのノウハウ、ソフトから、しっかりと支援させていただきたいと考えております。

また、平成31年度は市内中学校5校の約1,500人の全生徒に対して1人1台のタブレットPCを導入します。

これまで整備を進めてきた電子黒板機能付きプロジェクター等の大型提示装置についても、未整備の小・中学校の普通教室及び特別教室217教室へ整備することで100%の整備となり、子どもたちの学習活動の充実を図る上で必要なICT環境を提供することにしています。基本的にその財源は、ふるさと納税と私は考えているところでございます。

○教育長（平岡和徳君） 続けて、英語教育の取組状況とICTの活用方法についてお答えさせていただきます。

小学校におきましては、平成32年度から実施の新学習指導要領によりまして、5・6年生において外国語科というのが週に2時間、3・4年生に外国語活動というものが週に1時間位置付けられました。

宇城市におきましては、平成18年度から小学校全学年で取り組んでおります教育課程特例校としての英会話科の実績をいかしまして、既に本年度から実施時期を

前倒しして完全実施を行っているところです。なお、1・2年生におきましても、教育特例校の指定期間であります平成32年度末までは、宇城市独自の英会話科学習を実施してまいりたいと考えております。

また中学校におきましては、ICTの整備計画で配備されます端末等を有効利用しまして、先ほど市長からありましたように民間事業者と連携を深めて、そして外部検定の導入や学習ツールの活用等のソフト面の充実を積極的に進めてまいりたいと考えております。

○彩里代表（河野一郎君） なかなか予定しておりました部分でちょっと時間がまいっておりますので、ちょっと端折（はしよ）らせてもらいます。

次の市民環境部でありますけれども、クリーンセンター分と国保運営についてだけ質問をしたいと思います。

新しいクリーンセンター建設に向けての取組がなされているわけでありましてけれども、平成24年クリーンセンター移転が松橋北萩尾区との間で覚書が締結をされていたところであります。内容は、「平成35年3月31日までに廃棄物処理施設を完成させ、完成後移転」でありました。守田市長が就任と同時に対応にあたられ、粘り強く北萩尾区民の方々と話をされ、対話をしながら4年間の歳月の中で、平成28年北萩尾区臨時総会で仮移転反対決議が出され、今の場所での建設地が決定されたところであります。その間、平成26年4月には、城南町と富合町が熊本市と合併をし、広域連合から離脱をし、平成29年10月から松山にあります宇土のクリーンセンターの焼却分も宇城クリーンセンターで対応している状況であるというふうに思います。今後の計画は、2市1町のごみ焼却での検討がなされていると思いますが、情報が不足しております。スケジュール等規模等を説明いただきたいと思います。

それから、ごみの減量化も大切な部分であります。ごみの分別、リサイクルなど宇城市全域で取り組まれております。減量化が進んでおりますが、ごみに対する意識もかなり高くなってきていると思います。今年の1月に、農水省が恵方巻きの大量廃棄に対して、小売業に需要に見合う数の販売をということで通知を出しております。食品ロスに対しての社会の高まりが出た事例だというふうに感じております。宇城市でも廃棄物減量化の取組の一環として、宴席での食べ切りを呼び掛ける3010（さんまるいちまる）運動の推進に取り組んでおります。家庭から出るごみもどんどん増えております。更なるごみの減量化に向けて、昨年12月にフードロス・ゼロプロジェクトとしてスタートさせております。市民への周知が必要であると思いますので、どのように進めていかれるのかお尋ねをしたいと思います。

それから、国保運営についてであります。国民皆保険制度、世界に誇れる医療

制度であります。国民健康保険加入者は総人口の２８％、世帯では４４％とされており、昨年４月から国保の制度改革によって県が主体となって運営がなされております。毎年保険税は市町村ごとの標準保険料率が県から提示をされ、決定していくこととなっております。本議会で、市民の国保税負担が少し軽減をされる条例案が提出をされております。これは国保財政調整基金から４千万円の取り崩しで実現しているところであります。将来的に、国民健康保険、国保税を含めてどのような形で進んでいくのかお知らせいただきたいと思います。

○市長（守田憲史君） まず、新クリーンセンター、宇城クリーンセンターの建替えにつきましては、現施設の老朽化に伴い、平成２９年度に宇城広域連合においてエネルギー回収型廃棄物処理施設整備基本計画を策定し、計画に基づき、これまで事業を進めているところです。

現在、地質・土壌調査を終え、生活環境影響調査を実施しており、平成３１年度には業者の選定・契約、平成３２年度からは建設工事に着手し、平成３６年１月には稼働開始を予定しています。

事業規模につきましては、現施設と同じ１日当たり最大９５トンの焼却、灰等の処理はセメント原料としてリサイクル化を計画しています。なお、総事業費につきましては、現在のところ１００億円を超える試算をしていますが、今後消費税の引き上げによりさらに膨らむことが予想されているところでございます。先週、連合長である私と副連合長である宇土市元松市長、美里町上田町長３人で、調布市のクリーンセンターの研修に行っていました。そこの担当の焼却建設その他のかなり詳しい職員の方とお話をしまして、その方の御提案がうちの今のクリーンセンターは２つの炉でございます。そして２つの発電を考えていますが、これはもし壊れた時にやはり２基でないといけない。１５年に１回数箇月の休業をして整備し直さなければならないとあって、大体日本の建設は２つの炉以上だそうでございます。しかしながら、例えば上益城郡が今建設中でございますので、お互いがお互い協定を結ぶことによって、その一時期の休業のときお互いを補償し合うならば、１つの炉でいい。そしてその１つの炉が大きくてかつ発電も１つならば、２４時間でフルに焼却発電ができると、コストが１０億円２０億円下がるということでございます。まだ日本ではその１炉の焼却炉はないそうでございますが、今後その可能性をしっかりと検証し、そして上田町長からすぐに、上益城郡の町長さん方に今御相談をしているところでございまして、今後この１００億円をどれだけかやっぱり低減できるよう頑張っていきたいと考えております。

次に本市では、快適な生活環境の構築に向けた廃棄物減量化の取組としてフードロス・ゼロ運動を実施しています。その一環として、堆肥化容器の購入補助や

宴席での料理の食べ切りを呼び掛ける「3010（さんまるいちまる）運動」等の推進に取り組んでいます。

しかし、世帯数の増加などの影響もあり、特に家庭から排出されるごみの量は年々増加傾向にあります。そこで、更なるごみの減量化に向けた取組として、昨年12月より「フードロス・ゼロプロジェクト」と銘打って、新たなプロジェクトをスタートしたところです。

具体的には広報やHPによる啓発に加え、各家庭向けには「わが家のもったいないノート」を市内の全世帯に配布し、「食品ロス削減」運動に取り組んでもらい、飲食店等事業者には「フードロス・ゼロ宣言店」の募集も計画しています。

また、家庭等で余っている食べ物、米、レトルト食品、缶詰等を持ち寄り、フードバンクを通じ、地域の児童養護施設や子ども食堂等に食材を提供するフードドライブ活動を実施しています。

今後も積極的に普及啓発を行い、市民一人ひとりに行き届くよう、食品ロス削減に向けた取組を推進します。

国民健康保険についてです。国民健康保険については、平成30年度から制度改革により県と市町村が共同運営することとなり、特に財政については県が主体となって運営することとなりました。

各市町村の被保険者の所得や医療費の状況などにより、毎年各市町村ごとに県の納付金が定められ、それを基に各市町村ごとの標準保険料率が県から提示されます。それを参考に、それぞれの市町村で国保税を決定することとなっています。

本市におきましては、平成30年度は国保財政調整基金から約6千万円を取り崩し、保険税に充当することで、県が提示しました標準保険料率より低い水準で国保税を決定しているところです。平成31年度についても、今議会において、基金から約4千万円を取り崩し、標準保険料率より低い水準で国保税条例の改正案を提出しています。

今後の国保税につきましては、基金を利用し、被保険者の負担が少しでも軽減できるよう国保事業の運営に努めていきます。

○彩里代表（河野一郎君） 保育園に移ります。認可保育園の入園判定会議が最終的に3月20日に行われるようであります。申請をされている保護者は心配をされているというふうに思います。子育て世代が安心して産み育てる社会構築には、共働きが増えている実態において、保育所の役割は重要になってくるというふうに思います。年間をとおして待機児童が出ないように、松橋町に新設の認可保育園建設が進められておりますが、建設場所等の情報が不足しているようでありますので、今後のスケジュールと合わせて、どのような施設になるのかお尋ねをします。それから

保育園の民営化も進められております。松橋、河江、不知火保育園と毎年手順を踏んで進められておりますが、今後、三角町の公立保育園の民営化が進められる計画であります。既に区長や保護者に対しての説明会は、話し合いを持たれたというふうに聞いております。どのような状況なのか考え方も併せてお尋ねをしたいと思います。

学童保育の待機児童が青海小学校で発生をしております。現在、青海小学校は改修中で今後待機児童は解消されるようではありますが、まだ平成31年度の学童の入所数は確定していませんが、平成30年度の松橋小学校の第1、第2学童が定員60人に対して入所が76人、当尾小学校が定員70人に対し76人、定員と入所数が同じなのが小川の3保育所、三角が2保育所、それと不知火保育所など、多くの学童保育所で定員いっぱい運営をしております。小学校部活動の社会体育移行で、学童保育への入所希望が増えるのではないかと心配をしております。今後の課題になってくると思いますが、学童保育所の将来をどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

もう1点、市長、市民の健康増進、市民も願うところであります。高血圧、糖尿病予防、健康寿命を延ばすための取組、さしより野菜、随分市民に浸透してきたと思っております。飲食店に行けばミニののぼりをテーブルに置いてあるところもあり、食事の最初に野菜を提供している店も随分増えてきたところでもあります。もっともとの思いでありますけれども、市長肝いりの政策であります。本年度予算も増額をされていますが、いろんな啓発をされるというふうに思います。さしより野菜の目指すところ、数値があれば数値まで、将来の目標が必要だと思いますので見解を求めたいと思います。

○市長（守田憲史君） 保育園についてです。市ではこれまで既設保育園の整備拡充等により、受け入れ定員の増員などの対策を行ってきましたが、居住地域間における入所希望の格差が徐々に広がっており、特に利用希望の多い松橋地区での抜本的な対策が必要となりました。そのため松橋地区に新たな認可保育所の募集を行ったものです。

施設保育所の設置者につきましては、現在当尾保育園を運営されている社会福祉法人松橋福祉会に決定しており、認可定員70人で平成32年4月1日の開園を目指して準備を進めておられるところです。

事業予定地は、松橋町曲野地区内、曲野神社のすぐ北側に園舎を建設し、建物の規模としては、鉄骨造2階建て、延べ床面積約660平方メートルで、将来の園児数増加を見込み、認可定員以上の児童受け入れが可能な施設を考えられております。

今後のスケジュールとしましては、平成31年度国からの補助内示を受け、工事

発注の入札を行い、7月頃から工事着工、平成32年3月までにしゅん工の予定となっております。

市では平成31年度当初予算に施設整備補助を計上するとともに、法人と常に連携を取りながら事業実施に向けて協議を進めているところです。

保育所等の民営化については、宇城市行財政改革大綱及び公共施設見直し方針に基づき、順次民営化の取組を継続して行っており、これまで松橋保育園、河江保育所を民営化、平成31年4月から不知火保育園の民営化を予定しております。また、曲野・萩尾・竹崎の3つの児童館については、平成31年度で閉館を予定しているところです。豊野保育園については、当面現状のままとしておりますので、今後は三角地区3園について民営化を進めていくこととなります。

三角地区の戸馳・青海・大岳の3保育園につきましては、平成29年度から保護者との意見交換会を行っており、本年度も青海・大岳保育園の保護者や地元囑託員の皆さんとの意見交換会を実施しております。また、戸馳保育園の保護者の皆さんとの意見交換会も予定しており、今後も継続して意見交換を重ね、保護者や地域の皆様の御理解や協力をいただきながら、平成32年度までに方向性を決定してまいりたいと考えております。

学童保育についてです。学童保育所の運営に対しては、放課後児童健全育成事業を推進することを目的とし、国・県・市から補助金を交付しており、その補助金と利用者からの利用料により運営されています。

補助金の基準額は、各学童保育所の児童数により定められております。また、障がい児を受け入れている学童保育所には別途加算があります。

社会体育移行に伴う影響ということですが、現在、各学童保育所で新年度の受付を行っている状況であり、実態についてはまだ把握できませんが、速やかな情報収集に努めてまいります。

学童保育の受け入れについては、施設の規模や支援員の数等で決定されておりますが、各学童ではできるだけ多くの児童が入所できるよう対応されています。

今後、需要が増加した場合の対応としましては、拡充となると新たな施設整備が必要となり、建設費や学校敷地内ということから場所の問題等もあり難しいと考えております。

今後の運営方法につきましては、できるだけ保護者の負担軽減につながるよう、保護者運営から法人やNPO等への運営変更なども視野に入れ、保護者の皆さんと協議を進めてまいります。

さしより野菜についてです。市民の健康増進を図るため、乳幼児から成人・高齢者に至るまで、幅広い範囲で保健事業を展開しています。また、本年度より本格的

に「さしより野菜・たっぷり野菜」の事業に取り組んできた成果もあり、さしより野菜の認知度も高まり、着実に広がりを見せております。今後このさしより野菜、しっかりと強力に進めていきたいと考えております。私も体重が4^{kg}減りまして、血液検査の結果全てが平常値のど真ん中にきました。皆さんも、是非ともさしより野菜を推進していただきたいと思います。

○彩里代表（河野一郎君） さしより野菜、民生常任委員会でも取組が評価をされておりました。新たな宇城市の展開ができる可能性をもっておりますので、是非思い切って推進をいただきたいと思います。

最後になりますけれども、平成30年度末をもって3月31日をもって退職をなされる職員の方々にお礼を申し上げたいと思います。奉職40年近くであったろうというふうに思います。それぞれの部署で住民福祉の向上のために御尽力されましたことに対しまして、敬意と感謝を申し上げて私の一般質問を終わります。

○議長（長谷誠一君） これで、河野一郎君の代表質問を終わります。

ここでしばらく休憩をいたします。

—————○—————

休憩 午前11時34分

再開 午後 1時00分

—————○—————

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

21番、新志会、石川洋一君の発言を許します。

○新志会代表（石川洋一君） 皆さんこんにちは。新志会の石川でございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、新志会の代表質問をいたしたいと思います。よろしくお願いをいたします。平成28年4月に熊本地震が発災をしまして、3年を迎えようとしております。その間、市長は市民の暮らしと生活の再建を最優先課題と位置付けられて、インフラの復旧、地域産業の再生、災害公営住宅の整備など復興に向けて全力で取り組んでこられました。新志会としてこれまでの努力に心から・・・したいと思います。また平成31年度市政運営の基本方針において、人口減少と少子高齢社会が現実となる近い将来を見据え、子育て施策や教育環境を充実させ、宇城市内外の方から選ばれ、住み続けていただくまちを目指すということで特に教育分野に重点的に取り組む決意の表明をされております。また、新年度予算においても教育関連予算、市民の安全対策予算等が多く提案をされておりますことに、市民とともにある新志会としては大いに歓迎をしているところでございます。

そこで今回は、1点目として諸事業の推進の財源となる合併特例債が、今後どのように活用されていくのかということと、2点目として地方創生が最終年を迎える

にあたり、どのような対応をされていかれるのかということと、3点目に小中一貫教育の推進もどのように完成していかれるのかをお聞きしたいと思いますので、簡潔な答弁を期待したいと思います。

それでは、まず第1点目の財政運営について質問をいたします。①の合併特例債の発行期限を再延長する改正特例法が施行されまして、特例債を活用できる期間がさらに延長されました。これまでどのような事業に活用し、どの程度の借入れを行ったかをお聞きしたいと思います。これは、先ほどの河野議員の質問と少し重複いたしますけれども、よろしく願いをしたいと思います。

後の質問は、質問席で行います。

○市長（守田憲史君） 合併特例債は、合併市町村の一体性の確立、均衡ある発展や住民福祉の向上を実現する事業の財源として、市町村建設計画に基づく特に必要な事業に活用できるとされています。

本市におきましても、これまで旧町間を結ぶ生活道路の整備や地域発展に必要なスマートインター及び松橋駅周辺整備、小中学校の整備や耐震化等の改修、防災行政無線の整備など市民生活に身近な事業に活用しているところです。

借入れ状況としまして、平成29年度末の時点の合併特例債を活用した建設事業費は約277億円、基金造成事業費は33億円で、事業費総額約310億円に対して約177億円の借入れを行っており、そのうち約89億円については既に返済が終了しているところです。先ほど述べましたように、合併特例債の期間が20年になりました。最初の10年でざっくりばらんに約150億円、後半で150億円、その中前半部分に関して90億円の返済を行っている、まだそしてかつ基金が残っているというところでざっくりばらんに御理解いただくと大変ありがたいです。基金は22億円現金として残ったと理解しております。30億円ですかね、はい。

また、発行期限につきましても、当初は合併年度及びこれに続く10年間とされ、平成26年度までとなっていました。その後、東日本大震災の影響により5年間の延長、さらに本年度には発行期限を再延長する改正特例法が成立し、現在では、平成36年度までの活用が可能となっております。

合併特例債は交付税措置として7割が補填され、新しいまちづくりのために、必要かつ有効な財源となりますので、将来の負担軽減も踏まえ、真に必要な事業への財源として、効果的な活用を行ってまいります。

○新志会代表（石川洋一君） ありがとうございます。平成17年1月、5町が合併をしまして14年間の経過をいたしておりますけれども、総事業費が310億円で特例債が177億円という御説明がありまして、89億円も返済したという答弁でございましたけれども、当時5町が合併するにあたって合併協議会ができて、5町

から持ち寄った新市建設計画事業ということで、おそらく1千数百億円だったと。1つの町にすれば200億円から300億円、多いところは400億円あったかもしれないけれども、そういった混乱の合併であったわけです。考えてみれば10年、15年経てば、総事業費としてはかなりの特例債を使わない事業を入れまして、結構な建設事業もあつただろうと、今振り返りますと感じるわけですがけれども、5町の均衡ある発展を目指すということが目的であったことですので、それぐらいが今記憶の中ではそういうふうに感じておりますけれども、直近のこの各財政指標を見ますと非常にいいんですね。良過ぎるというかいいですよ、市長もそう思っておられると思うんですが。総合的に堅実にされているということは、非常に評価されるし安心ですね。安心な状況ということですから、そこで2番目の合併特例債の発行限度額と、これも先ほど出ました今後の発行予定額が計画されていると思いますので、今回の発行期間の延長を受けて、最終的に発行額が増加していくと予想されます。どの程度活用を見込んでいるのかをお聞きしたいと思います。

○市長（守田憲史君） 合併特例債は、建設事業分として301億4,840万円、基金造成分として31億4,840万円の合計332億9,680万円までが発行可能額となっております。

合併当初は、普通交付税の合併特例期間における段階的縮減の影響が明らかになっていない状況であり、また10年間という短期間での多額の借入れは、後年度の償還が短期間に集中し、財政負担が大きく影響するという懸念もあり、発行可能額全額の借入れに対しては消極的な部分がありました。

しかし、現時点においては、普通交付税の縮減額についても、一本算定分の増加等により、当初の減額見込みより縮小していること、また借入れ可能期間が20年間となり、償還額の平準化が図られるという点で状況が変化しております。加えて、償還額の増加にも耐えうる財政調整基金の残高確保もできている状況にあります。

一方、第1次宇城市総合計画策定時には想定できなかった、熊本地震からの復旧・復興事業を含む将来の宇城市にとって、真に必要な事業も新たに出てきたため、有利な地方債の活用は必要不可欠となっており、合併特例債についても最大限有効的・効果的に活用していきたいと考えております。

今後も引き続き、有効な財源の活用、真に必要な事業への予算の集中と選択、更なる行財政改革により、基金の残高の確保や安定した財政運営に取り組んでまいります。

○新志会代表（石川洋一君） ありがとうございました。ただいまのお話は、まさにそのとおり20年になったという流れの中で、平準化はかなり倍の期間になりますの

でその期間で使えると。できたらその金額も増えればいいんですけど、金額は増えないんですね。それが少し「えっ」と思いましたけれども、いずれにしてもどの自治体も使い切るということはなかなか難しかったんだと思うんですね、10年間で。しかも先ほどのお話のように、地震、予想しないような地震災害があったということ。こういうのも含めて期間の延長が国の方で認められたということで、非常に歓迎すべきことだろうと思いますけれども。今のお話をちょっと数字だけを見ますと、332億9,680万円が発行可能ということですね。それから現在177億円がおおむね活用された。ということは、残りがあと155億9,600万円余という数字になるんだと思うんですが、これも大きな金額です、借入額としては。総事業費はひょっとしたら事業次第でその倍になるかもしれません。そういうことで、その今申し上げた数字も含めて③になりますけれども、今後の事業展開と財源計画をお聞きしたいんですけれども、平成26年度に造成した合併特例基金の活用も含めて、今後の事業実施をするにあたって、どのような財源計画を考えておられるのかをお聞きしたいと思います。

○市長（守田憲史君） 平成30年度以降における起債の区分、また事業費や借入額については確定しておりませんが、学校給食センター建設、松橋中学校屋内運動場改築や不知火小学校改築などの教育施設整備、防災拠点センター整備、道路や河川の整備事業などに多額の市債発行が必要となります。

合併特例債は、財源措置が有利な起債には違いなく、平成36年度までの期間において、効果的・効率的な活用時期や事業選択を行う必要があります。

今後実施を予定する事業につきましては、熊本地震からの速やかな復興を図るため、国の補正予算関連事業はもとより、その他の補助金や地方債についても、熊本地震における特例的、時限的な国の財政支援が受けられる期間において、有利な財源確保に努め、市民生活の質の向上に資する社会資本の着実な推進に努めてまいります。

また、復旧・復興に資する事業は建設事業のみに限りません。地域住民の連帯や地域の振興などを目的とする、ソフト事業や民間企業への助成などについては合併特例基金の活用が可能となっております。

平成31年9月をもって償還が完済する合併特例基金分については、光通信未整備地区の整備に係る電気通信事業者に対する補助として、平成31年度予算において一部基金を取り崩し、地域情報サービスの格差解消のため活用することとしております。

○新志会代表（石川洋一君） ありがとうございます。先ほどの質問の中で総事業費の310億円という御説明、これは平成29年度末というふうに捉えてよろしいで

すね。30年が過ぎまして、平成31年度になろうとしておりますけれども、やはりこの特例債の活用は大きな武器になると思いますし、新市をよりよい市にしてい くためには必要な財源と私たちも思っておりますので、事前に特例債の計算式を見 せていただいた、お持ちですか。非常に複雑な数値が0.1とか0.74とか書いて ありまして、この宇城市、このレベルの市が使える限度額について計算式が出てお りまして、これが301億4,840万円ぐらいを予定してあるということで。こ れを限度額ですので、何に使うのかは市長の考えひとつですよ、どうですか。強い イニシアチブを持っておられるし、やはりリーダーシップを持っておられるし、 私どもは期待をしているんですけれども、できたら今の質問に対しては平成30年、 平成31年、平成32年度までぐらいの事業がもうほぼ継続費で出ていますので、 そういった部分でどれぐらい活用するんだというお話をちょっとお聞きした中で再 質問したかったんですけれども、おそらく財政の方は先ほど聞いたらまだ、計算終 わっている、計算できる。じゃあすみません、再質問として。お答えできるそうで すのでお願いしたいと思います。

○総務部長（成松英隆君） 御依頼がありました平成31年、平成32年、平成33年 ということですが、平成32年の方はまだできておりませんので。平成30年度 が平成29年までは先ほど市長がお話したとおりでございます。平成28年度事 故繰越、平成29年度の繰越、平成30年度の現年度ということで、あくまで予算 ベースでございますけれども、合併特例債が大体49億円ほど発行ということを考 えております。平成31年度当初予算においても、これも予算ベースでございます けど、大体50億円程度発行を計画しております。

○新志会代表（石川洋一君） そういうことですよ。やはり結構活用は進んでいると 捉えていいかなと思いますね。そういうことですので残がだんだん減っていきます ので、先ほど市長が述べられたように、真に必要なものを選択していただいて、お そらく絶対無駄なことはされないと思いますので、期待をしておきたいと思います。

それでは次に、時間が余らないので、2点目に移らせていただきたいと思います。 地方創生についてお聞きをしたいと思います。地方創生が制定されて区切りの 年度を迎えようとしております。国の方では方針が示されておまして、まち・ひ と・しごと創生総合戦略において経済の好循環が地方において実現しなければ、人 口減少が地域経済の縮小を呼んで、地域経済の縮小が人口減少を加速させるという 負のスパイラルに陥るリスクが高くなります。そして東京一極集中の是正や若い世 代の就労、結婚・子育ての希望の実現などの視点から、人口、経済、地域社会の課 題に対して一体的に取り組むこととして、さらに人口減少の克服ができないことが 構造的な問題であって、解決には長い期間を要する。ただ、解決のために残された

選択肢は少なく、無駄にする時間はないとの危機感をもって、すみません、ちょっと長かったですね。そして国及び地方自治体は国民と問題意識を共有しながら、人口減少克服と成長の確保に取り組むという方針が国から示されたんですね。

これらを踏まえまして、①の宇城市はどのような危機感を持ち、問題意識を共有して地方創生に取り組むのかをお聞きしたいと思います。

○市長（守田憲史君） 地方創生の取組は、経済・観光・まちづくり等の多岐にわたる分野に及びますが、本市の総合戦略に掲げる基本的な考え方にも示しているとおり、まずは、昭和25年をピークに減少が続く人口減少への危機感、その人口減少や高齢化が著しい中山間地域等において、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるのかという集落維持への危機感、魅力ある観光地域づくりによって経済波及効果をもたらすことが重要である一方で、昨今、本市への日帰り観光客が年々減少する状況から観光地域づくりへの危機感、さらに地域の産業が稼げる力を高めなければ、雇用の創出につながらないという地場産業や農業の稼ぐ力への危機感、少なくともこれらの点については問題意識を共有しながら、地方創生の事業を展開しているものと認識しているところでございます。

○新志会代表（石川洋一君） 危機感も当然人口減少が大きな危機でありまして、三角地域も毎年200人ずつ減少しまして二千数百人の人口が減少しました。宇城市の全減少の約50%ぐらいに相当する方々が、減少の中身はそれぞれなんですけど、若い方が合併による人・物・金を中心に集まっていくという現象の1つと我々は捉えておりますけれども、なかなかこれを食いとめることは難しいなと感じているところですけども。そこで、2番目に移りたいと思うんですが、今の答弁については、当然、中山間地の集落維持のこと、それから観光地域づくり、地場産業や農業の稼ぐ力というものの危機感も当然今お話のとおりあったわけですけども、その危機感と問題意識から宇城市のまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる基本目標である良質な雇用の創出であるとか、地域の稼ぐ力を高める人の流れをつくると。そして人口減少に合わせた地域づくりの構築等の実現に向けて、具体的に取り組んでおられると思いますが、そこで②の宇城市総合戦略に掲げた地方創生事業の中で、何を重点的に取り組んでこられたのかをお聞きしたいと思います。

○市長（守田憲史君） 本市の総合戦略には、全部で22事業が掲げられており、各部において創意工夫を凝らした取組を行っていますが、中でも地方創生推進交付金等を活用した事業を重点的施策として捉えたとすれば、「雇用創出のためのITベンチャー企業を中心とした企業誘致プロジェクト」、「不知火町松合地区をモデルにしたにぎわいのあるまちづくり事業」、「三角地域全体で収益を上げる仕組みをつくるための観光マーケティング事業」の3事業です。

これらの事業はいずれも3か年事業として継続した取組を実施しておりまして、まだ道半ばであるものの、企業誘致、まちづくり活動、観光マーケティングに基づくデータ分析及び新商品の開発などの面において、徐々に成果を出しつつあるものと認識しています。

○新志会代表（石川洋一君） ありがとうございます。3つの事業について力を入れていると、ただ期間が短縮されましたので、まだ道半ばであると、徐々に成果を出しつつあるとのことでした。今回はもっと掘り下げた質問をしたいと思いますが、時間の都合もありますので、次回にこの件につきましては回させていただきたいと思います。いずれにしても成果を期待しておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、地方では人口流出が続きまして、地域経済の縮小や生活利便性の低下等が問題となっております。地域ごとに人口流出に歯止めをかけ、活力ある経済、生活圏の形成のための地域連携の推進をすることが課題であると思います。宇城市では、三角町の人口減少が著しく、高齢化率も40%を超えておりまして、最近では集落内の商店が閉店するなど、生活サービスの維持、確保の面で深刻さを増しております。

そこで、③の今後どのような事業実施、どのような地域の姿を目指すのかについてお聞きをしたいと思います。

○市長（守田憲史君） 本市では、人口減少や高齢化の進展が著しい地域においては、地域活動の担い手不足、独居老人の増加、地域の移動手段の確保などの課題が山積みしています。このような地域では、人口減少に合わせた地域システムであるいわゆる小さな拠点、集落生活圏を形成することが重要です。

また、御指摘のとおり人口減少により集落内の店舗が閉鎖するような状況も見られ、地域全体が疲弊するなど、これらへの具体的な対策も必要となっています。

地方創生の経営塾の取組としては、店舗経営者や起業者を対象とした経営支援事業を年間15回程度実施し、地域金融機関や中小企業診断士などの専門家による経営改善、事業承継、新規事業の立ち上げ方策のアドバイスや、若い経営者を育てるための人材育成講座を実施していますので、経営者の方々には、このような取組を積極的に御活用いただきたいと考えており、その他、事業継続にあたってお困りのことがあれば、地域の嘱託員等を通じて市に御相談いただきたいと考えています。

また、集落内の店舗の閉鎖によって買い物が不自由になる、いわゆる買い物弱者への対策に関しては、民間事業者が主体となって移動販売車を運営したり、乗合タクシーなどの活用によって買い物支援事業を行う場合は、地方創生推進交付金の活

用が可能であるため、住民と行政が連携して持続可能な体制づくりを進めていただきたいと思います。

あくまでも、集落生活圏の維持は住民が主体であり、住民によって集落の将来像を考え、それを実行する際に行政が後押しをする、このような取組を継続的に進め、生活サービスの維持・確保に向けた取組を推進してまいります。

○新志会代表（石川洋一君） ありがとうございます。人口減少そして高齢化率が40%を超える地域に対する対策は非常に困難であろうと思いますし、実情がなかなかケースケースで見えてこない部分がありまして、先ほど嘱託員の方々にも御相談をというようなこともありましたけれども、非常に大事なことと思いますが、まずは市の担当者がその地域を歩かれて、実態をしっかりと把握されることが解決ではないですけれども重要なことではないかなと。実態の調査をしていただいて更なる対応策を期待したいというふうに思っております。

それでは、次に④の質問に移りたいと思います。平成31年度は、国、地方ともに第1期総合戦略における最終年でありまして、地方創生の実現にとって極めて重要な1年というふうになると思います。第1期の総仕上げにどのような取組、次のステージに向けてどのような観点から次期総合戦略を策定し、また解消するのか、このことについてお聞きしたいと思います。

○市長（守田憲史君） 総務省の平成30年人口移動報告によると、東京圏への転入者が転出者を14万人上回る転入超過、23年連続を記録するなど、東京圏の一極集中が拡大しており、地方創生事業の効果が見えないとの危機感から、国は一層の取組強化を図るため、地方へ移住する動きを加速させ、U I Jターンや女性・高齢者等の活躍等を推進するため「わくわく地方生活実現政策パッケージ」を策定するとともに、中枢中核都市の機能強化策を検討するなど、次のステージを見据えた動きを進めています。

一方、本市では総合戦略を平成28年1月に策定したものの、同年4月の熊本地震の発生によって、復旧・復興事業が最優先事項となったことから、一部の事業を除き地方創生の取組が本格的に動き始めたのは平成29年度からであり、実質的な実施期間はおおむね2年間となっています。

そのため、総合戦略に掲げる各事業の取組の進捗は道半ばであり、市民の皆様に満足いただけるような十分な成果が上げられているとはいえない状況にあります。

本市では、第1期の総仕上げとして、現在進めている全事業の進捗状況や成果目標の達成状況の確認は当然のことながら、特に地方創生推進交付金を活用した企業誘致、まちづくり、観光マーケティングの3つの事業について、データに基づく効果検証を行いつつ、関係者間で総括会議を行うなどの取組を実施します。

また、平成31年度以降においては、これまでの取組が弱かった地場産業や農業の収益力を高めるための地域商社機能の拡大、移住・定住施策の強化、ICTの活用による地域の活性化、都市の拠点整備と周辺交通ネットワークの形成などに加え、政府が進めるSociety 5.0等の観点も視野に入れながら、新総合戦略に盛り込み、次のステージに向けた準備に取り組んでまいります。

○新志会代表（石川洋一君） ありがとうございます。確かに期間が非常に短縮されたということで、なかなか成果が見えにくいところもあります。見えるところもありますけれども、見えない部分が非常に多いんだろうと。担当者としては、大変歯がゆい思いをされているんじゃないかなという気もいたしますけれども、いずれにしても区切りの年度になりますので、地方創生が政策監もおいでいただいて進められているということをもっと地域に周知をして成果を出していただきたいということをお願いしておきたいし、また次期総合戦略についての御示唆もいただきたいというふうに願っております。地方創生についてはここで終わりたいと思います。

それでは、わくわく地方創生についてお聞きしたかったんですけど、やりますか。じゃあ短時間で、ちょっと時間、いいですか。今、市長の方から話があって、「わくわく地方生活実現政策パッケージ」非常に気分が良くなるような政策パッケージですけども、中山議員も確かこのことについて質問されるということもきいておりますので、中山議員にお任せをしたいというふうに思います。

それでは次に3点目、最後の15分になりまして、教育行政について質問をしたいと思います。第2次宇城市総合計画において、小中一貫教育の推進が明記をされております。平成25年度より豊野小中一体型一貫教育が始まって6年が経過いたしました。その間、平成28年12月定例会においても一貫教育については質問をしたところでございますけれども、その後どのような取組がなされてきたのか、①の宇城市小中一貫教育推進計画の進捗についてお聞きをしたいと思います。

○教育長（平岡和徳君） 本市では、議員話されましたように平成25年度より豊野小・中学校が県内初の施設一体型小中一貫教育校としてスタートしました。そこでは、学力向上や不登校児童生徒の減少等、成果を上げているところです。

この成果を受けまして、市全体での小中一貫教育の実施を視野に入れまして、平成27年から3か年の文部科学省「小中一貫教育推進事業」の指定の下、宇城市型小中一貫教育のあり方につきまして検討を進めてまいりました。

平成29年に「宇城市小中一貫教育推進計画」を策定いたしまして、宇城市の全ての小中学校で各中学校区を実施単位のブロックとしまして、学校施設の立地条件や地域の特性に合わせた小中一貫教育に取り組んでいるところです。

本年度は、小中一貫教育の推進母体としまして、各学校の校長先生、そして教員

で構成されております宇城市小中一貫教育推進会議を設置しますとともに、そこでの推進役を務める教員を「小中一貫教育コーディネーター」として位置付けまして、推進体制を整えているところでございます。

また、主体であります教職員の意識改革を具体的に図るため、宇城市全教職員での研修会等を行いました。

次に、各ブロックのその中での進捗状況ですけれども、小中学校が同じ施設内にある一体型の豊野ブロックにおきましては、9年間を見通した教育課程の編成や学校行事の工夫、小中合同の校内研修、さらには中学校教員が小学校児童を指導する「乗り入れ授業」等を実施しております。

一方、施設分離型の三角・不知火・小川・松橋ブロックでは、小中の合同授業研究や合同研修会を実施しながら、学習規律や家庭学習の統一的指導を行っております。指導スタイルや学びの連続性の確保に向けて取組を進めているところです。しかしながら、乗り入れ授業につきましては、移動の問題と中学校教員の担当時数の問題等のために、年間数回の実施にとどまっている状況です。今後、施設分離型でのこの乗り入れ授業の実施のためには、各学校のカリキュラム改善と人的環境の整備が不可欠になると考えております。

また、家庭学習の指導につきましては、全ブロックにおいて小中の継続性のある実践が行われておりまして、成果を上げております。しかしながら、小中合同授業研究会等をとおしての指導スタイルの連続性の確保につきましては、さらに各ブロックで研究・実践が必要と考えているところです。

○新志会代表（石川洋一君） 今の状況ということで御答弁いただきました。お聞きする限りでは、私が予想しているよりも進んでいるなという気がいたしますが、なかなか現状は進んではいるんですが、ちょっとゆっくり過ぎるかなと私個人的には思っておりまして、この前、総務文教常任委員会でも予算の審議をいたしましたけれども、教育関連予算は膨大な予算が箱物が多かったので出ておりますけれども、この一貫教育の関連予算、本当にどこにあるんですかと聞いたら事業費の中に二十数万円というお答えでした。宇城市のやっぱり教育のシステムを大きく改革しようとする意気込みが、あの予算では感じ取れなかったということで、これは私だけではないかと思います。そこで②の小中一貫教育の今後の計画についてお聞きしたいと思います。

○教育長（平岡和徳君） 議員が話されます小中一貫教育の必要性、これが議論されるようになった背景には、1つには中学校で認められてきました思春期が、子どもの成長の早期化によりまして小学校で認められるようになってきたこと。2つに小学校と中学校の指導体制及び指導方法の違いによって、生徒が精神的・身体的な負担

を感じることから生じる、教育効果の減退であったり不登校の増加といった、いわゆる「中1ギャップ」と呼ばれるものですが、この問題が顕著に表れてきました。3つに、特別支援教育の対象者が増加、そして不登校・いじめの問題など、生徒指導上の問題、保護者のニーズの多様化、そして学校現場が抱える課題、こういったものが多様になり、複雑化に伴いまして、これまでの学校単位での対応だけでは、立ちいかなくなったことが挙げられる内容です。

こういった問題に対応するために、これまでの小学校、中学校という垣根をなくして、それぞれが9か年で子どもを育てるという高い意識を連携し、情報を共有しあうとともに、協力して意図的な移行期間を設ける、そういった小中一貫教育の考え方が今後ますます重視されると現場としても考えております。

そういった中で、本市では「宇城市小中一貫教育推進計画」に基づきまして、小中一貫教育をさらに充実させ、今後3年間をめどに次のような宇城市型の小中一貫教育の確立を目指したいと考えております。

まず、小中をとおしての児童・生徒の関係の中で、学びの連続性を具体的に確保するため、小中合同授業研究会をとおして、ブロックごとのこれは三角スタイルであったり小川スタイル、こういった小学校・中学校共通の指導スタイルを確立していきたいと思っております。

そして、施設一体型の豊野小中学校で成果を上げております「乗り入れ授業」、先ほども申しましたが、これを施設分離型ブロックでも効果的に実施するための学校カリキュラムや人的環境の整備、つまり加配の教員の配置、こういったものを改善したいというふうに取り組んでいきたいと思っております。

さらには、縦の関係である小中一貫教育と、地域・保護者との横の連携を図る熊本版コミュニティ・スクールそして地域学校協働活動、こういった一体的な推進を図るために、学校運営協議会や地域学校協働活動本部を小中一貫教育のブロックごとの設置をしまして、地域学校協働活動推進員を配置していきたいと考えております。

○新志会代表（石川洋一君）　ありがとうございました。小中一貫教育の質問を数回させていただいた中で、年度を区切って実行すると明言されたのは平岡教育長だけです。大いに期待をしたいと思うんですが、今御答弁のとおりいろんな問題、解決をしていかなければなりませんし、そのためには地域の協力、学校の協力も当然ですが、そういったものが不可欠です。そういった部分での配慮とか対応は欠かせないと思います。縦横の軸について今お話がありましたけれども、これは非常に大事だろうと思います。是非3年で作って、完全な形で作り上げていただきたいと思いますが、教育長があと3年おられるかどうかちょっと分かりませんが

も、いらっしゃいますか。市長が決めるんですけれども。是非いていただいて、そして今の発言を実行に移していただきたいということをお願いしたいと思うんですけれども、さっきもちょっと申し上げましたように、しっかりしたその3年間という区切りをつくられた以上は、しっかりとした計画というものがなくては実現できないだろうと思います。これまでなかなかできなかったように、これが延びていくわけにはいかないわけですね。そこで、具体的な計画ができているのか、教育部長には問い合わせさせていただきましたけれども、答えはなかったというふうに記憶しておりますが、何かあれば、具体的な計画。

○教育長（平岡和徳君） まず、私の持論ですけれども、3年という節目をつくりましたが、人間は終わりをつくらないと途中を頑張らないという性格がありますので、そういったものを有言実行していければと思っております。具体的な計画内容につきましては、子どもたちの未来に触れているという深い自覚を中心に据えた中で、今後の3年間をめどに各ブロックごと、先ほど特性・特徴がありというふうに申しましたけれども、それぞれの実態に応じた指導スタイルというものを確立する、その時間をいただきながら目標を達成していきたいと思っております。その間に項目ごと、教科ごと、学校ごとのまたそれを超えたブロックごとの具体的な計画を策定しながら、教育を前に進めていければと思っているところです。

○新志会代表（石川洋一君） ありがとうございます。非常に力強い答弁をいただいたことに感謝申し上げたいと思います。実は先ほどの答弁の中にもありましたように、三角北小学校がもう何年になりますかね、合併して。20年ぐらい前ですか。三角地区の方いらっしゃる。覚えてないぐらい古いんです。三角小学校と一緒になるときに三角北小学校は複式をずっとやっていました。ものすごく地域から不満の声が、何とかしてくれ町長ということで、我々も議会として対応していたところですが、最終的には県費の職員はまず配置できない、市費で補助教員という形で町費ですね、当時は町費でやったんです。本当喜ばれました。地域の方も子どもたちも。3年と4年の担任の方が、3年生じゃあ自習というときにはそこに入っただけで、その方が自習の手助けをすると。誰かがそこにいると。非常にこれは県の教育委員会は反対されたそうなんです、絶対反対ですね。でもやったんですよ。それで非常に効果があったと。しかし、人口減少に勝てずに合併、統合というふうになったんですね。そういうこともありますので、そういうことをしてくださいということは申し上げておりませんけれども、是非、乗り入れ授業等に人的配慮が必要であればやっていただきたい。冒頭にも申し上げましたとおり、市政運営の基本方針の中で子育て施策や教育環境を充実させることにより、市内外から選ばれ、住み続けていただくまちを目指すべく教育分野について、重点的に取り組んでいくと

決意を述べられております。全く論を待たないところでございます。私たち新志会は、本年の施政方針及び予算に期待しておりますし、よりよい市政、政策が進められるよう協力をしていきたいと思っております。頑張ってくださいようお願いをしたいと思います。

これで新志会の代表質問を終わりますけれども、今回退職される職員の皆さん方、長年にわたり大変お疲れ様でした。皆さん方のおかげで議会活動もスムーズにできたと感謝をしておりますし、これからもやはり地域のために今まで培った力を発揮していただいて、笑顔で頑張ってくださいたいということをお願いしまして終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（長谷誠一君） これで、石川洋一君の代表質問を終わります。

ここでしばらく休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午後 1 時 5 1 分

再開 午後 2 時 0 5 分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

20 番、うき未来 21、中山弘幸君の発言を許します。

○うき未来 21 代表（中山弘幸君） 20 番、うき未来 21 の中山でございます。会派を代表して質問をいたします。今回は施政方針を中心に 6 項目について質問をいたします。時間が限られておりますので早速質問に入りますが、執行部におかれましては簡潔明瞭なる答弁をよろしくお願いいたします。あらかじめお断りしますが、質問の順序を入れ替えまして、6 番を 3 番に、3 番を 6 番にさせていただきます。

まずは、日本経済の現状についてお尋ねいたします。施政方針の中で政府が公表した経済報告を基に、景気は緩やかに回復し、今後も緩やかな回復が続くとされております。しかしながら、世論調査でも 6 割以上の国民が景気の回復を実感していないという結果が出ております。景気判断の目安の 1 つである実質賃金の上昇も統計不正疑惑であやしくなっており、政府も明確な答弁ができない状況にあります。また中国経済の減速が顕著になり、その影響がじわりと日本にも及んでいることも否定できません。ほかにも不安材料が多くあり、必ずしもこのまま回復が続くとは言えないと思いますが、市長は日本経済の現状と今後の動向をどのように認識しておられるかをお尋ねしたいと思います。

後の質問は、質問席から行います。

○市長（守田憲史君） 昨今の報道によると、平成 24 年 12 月に始まった我が国の景気回復期間は、平成 31 年 1 月現在、戦後最長となりました。

今国会における安倍総理の施政方針演説の中でも、この間経済は10%以上成長し、国・地方合わせた税収も28兆円増加したと述べられています。

また、内閣府の経済報告によると、失業率の低下や就業者数の増加に代表されるように雇用環境も改善されており、所得・消費も増加しているため、緩やかながらも持続的に景気は回復しているのではないかと認識しています。

一方、県内の有効求人倍率を見ても、平成30年12月が1.82倍となっており、平成24年度の0.69倍と比較しても大幅に伸びていますし、宇城管内の有効求人倍率も同様に平成24年度の0.62倍から平成30年12月では1.86倍と3倍になっていることから、数字の上では年々景気は回復しているものではないかと思います。

なお、本市は、歳入の4分の3を国・県等からの依存財源に頼っており、国等の施策の影響を受けやすい財政構造となっているため、今後も国の経済動向を注視してまいりたいと考えています。

○うき未来21代表（中山弘幸君） 確かに資料も見限りの回復している現状にあるとは思いますが。政府も景気回復期間が戦後最長になったとみられると発表したものの、中国経済の景気の下振れなど海外経済のリスクには十分注意する必要があるとも伝えております。さらには今回の景気回復期は成長率が低く、年平均の実質国内総生産GDP成長率は1.2%、2008年まで続いた景気回復期は1.6%で、1965年から1970年のいざなぎ景気は11.5%だったということでございます。実感なき景気回復という声もあります。先行きは決して明るくなく、今回の月例経済報告は輸出の判断をこのところ弱含んでいると3カ月ぶりに下方修正し、世界の景気の判断を緩やかに回復しているから、一部に弱さが見られるものの全体としては緩やかに回復している。レートを3か月ぶりに下げ、海外景気の変調をリスク要因として挙げております。大きな要因は、中国などの新興国経済の減速であり、月例報告は、中国経済の判断を「持ち直しの動きに足踏みがみられる」から「緩やかに減速している」に変更し、韓国の判断も引き下げております。以上のことから今後の政策の舵取りは、国、地方行政も大きな局面を迎えていると感じております。特に消費税10%への引き上げは、日本経済に致命的な打撃を与えることと、多くの常識的な経済人も指摘をしております。執行部におかれましては、そのようなことも予想しながら市政運営にあたられますように指摘をして次の質問に移ります。

次に、老人福祉センターのあり方と住民サービスについて質問をいたします。公共施設の統廃合また防災センターの整備により、旧町ごとに設置されていた老人福祉センターが廃止され、今議会で条例改正が可決されれば、松橋の老人福祉センタ

一のみとなり、住民サービスの低下が心配されます。もともと老人福祉法により老人福祉センターの設置及び運営で各種事業が明記されておりますけれども、それらの事業は今後どうなるのかをお尋ねいたします。

○市長（守田憲史君） 老人福祉法第20条の7に規定される老人福祉センターは、無料または低額な料金で老人に関する各種の相談に応じるとともに、老人に対して健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設として設置されています。

平成17年の合併当初は、旧5つの町それぞれに老人福祉センターが設置されていましたが、施設の老朽化や災害により、豊野町及び三角町の老人福祉センターが解体となり、不知火町老人福祉センターについても廃止後解体を予定しております。

来年度以降に市内に存する老人福祉センターは、松橋老人福祉センターと、老人福祉センターと地域福祉センターとの複合施設である小川総合福祉センターの2か所となる予定です。

このことは、災害によりその継続利用が困難になったこと、並びに公共施設の見直し方針に基づくもので、社会情勢の変化により、老人福祉センターの役割も過渡的になるものと考えられます。また、熊本県内の老人福祉センターが、現在18市町村でしか存在していないことから読み取れます。

これまで老人福祉センターで実施されてきました高齢者に対する健康の増進、教養の向上及びレクリエーション事業等については、代替の公共施設により事業を継続中、または今後も継続してまいりますので、住民サービスの低下につながるものとは捉えておりません。

○うき未来21代表（中山弘幸君） 今の代替え施設で事業を継続されるということですが、これまでの事業を全て継続されるということでは理解してよろしいのかということと、今法律のことを話されましたけれども、松橋の老人福祉センターはその法律でいう特A型とかA型とかB型とかがありますが、そのどれにあたるのかということをお尋ねいたします。それともう1点は、不知火の老人福祉センターの入浴施設を利用していた人たちへの支援策といいますか、その代替え案はどうなるのか。その点をお尋ねいたします。

○市長（守田憲史君） 不知火老人福祉センターは昭和57年に建設され、当時の厚生労働省社会局長通達の「老人福祉法における老人福祉センターの設置基準」を基に入浴設備が整備されたものです。

市としましては、この通達を尊重するところではありますが、浴場の利用については、社会情勢の変化に伴う施設設備のあり方や通達のただし書内の、代替施設等により設備の一部を共用しているとの見解により、民間等の代替施設にその役割を

担っていただきたいと考えております。

これまでの不知火老人福祉センターの浴場を利用されていた市民の皆様には、介護予防事業等で利用しています民間の温泉施設などの活用をお願いするものであります。

○健康福祉部長（那須聡英君） お尋ねのありました松橋老人福祉センターは、特A型になります。800平方メートル以上ということで、特A型でございます。

○うき未来21代表（中山弘幸君） あとの不知火の利用者の場合、料金がどうなるのかというのが1点と、今松橋は、本来は浴場があればよかったんですが、今はもうないということで、今後もたぶん予定がないと思います。できればあそこに今度避難所もできますし、あそこに浴場があれば、さらにいろんな面でもいいのかなと思っておりましたので、その点お尋ねいたしました。不知火の場合の料金はどうなりますか。

○健康福祉部長（那須聡英君） 先ほど市長が申されましたように、代替え施設で事業を継続するというようなことで、防災コミュニティセンターと今の不知火支所を公民館として活用することになります。それで使用料の方は減免措置ということでかかりません。無料ということになります。

○うき未来21代表（中山弘幸君） 民間の温泉施設を利用した場合は、料金は無料ということでしょうか。

○健康福祉部長（那須聡英君） 介護事業ですね、今の老人のいきいき教室であるとかそういうのを利用される場合は無料ということで、民間を利用される場合は料金が発生します。

○うき未来21代表（中山弘幸君） 実はですね、不知火の福祉センターが廃止されると、解体されるというときの執行部の説明が、今の入浴施設を使えば大体いくらかかりますと、民間の温泉施設を利用すればいくらで済みますと、そんな説明があっておりましたので、当然あそこの入浴施設がなくなって民間を利用される場合は、それなりの支援があるものと理解していましたが、その点の支援といいますか補助といいますか、そういったことはないわけですかね。

○議長（長谷誠一君） 中山弘幸君、本件に関する質問は既に3回になっておりますので。

○うき未来21代表（中山弘幸君） はい、分かりました。この続きは、また一般質問でやらせていただきます。

次に、教育の充実について質問をいたします。施政方針では、教育分野については重点的に取り組んでいきたいと触れてあります。これまでエアコンの設置、ICT環境の整備につきましては、全国的な流れではありますが、取り組んでこられま

したことにつきましては評価をしたいと思います。教育分野と言われますが広うございますので、それ以外のことでどのようなことを具体的に考えておられるのかをお尋ねいたします。

○教育長（平岡和徳君） 教育環境の充実につきましてお答えいたします。平成31年度は、ソフト事業として人的支援、こういったマンパワーについての充実に取り組んでまいりたいと考えております。

その中の1つとして、障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するために、特別支援教育学習支援員を増員することにしております。この学習支援員は、常に担任教師と連携し、支援を必要とする児童生徒に対しての学習活動のサポートを行っているところです。

次に、ICT機器の導入に関連いたしますが、来年度は予算に計上しています大型提示装置やタブレットパソコン、こういった導入を一気に整備する予定です。そこで、教員の不安感や負担感等を軽減するため、ICT支援員の配置を計画しております。このICT支援員というのは、機器の操作方法や研修を行うのはもちろんですが、加えて授業や教材作成の支援などソフト事業の充実をこういった形で進めていければというふうに考えております。

このほかの教育環境の整備につきましては、教育部長の方からお答えします。

○教育部長（蛇島浩治君） 教育環境の充実につきましては、ほかにも各学校の教育用備品の充実等もあるかと考えております。この教育備品につきましては、各学校から要望があった教材はヒアリングの上おおむね採用し、今年度は昨年度予算を上回る備品購入費としています。

また、先議にて議決いただきました学校給食につきましても、現在使用していますどの施設も建設当時の基準であり、平成21年4月に施行された学校給食衛生管理基準に当てはめると不十分な状況でございます。さらに厨房機器、調理機器、電気設備等についても更新の時期を迎えていますので、宇城市学校給食センター整備事業を行うことにより、施設の充実を行いますとともに、各学校へ配送します食缶を新たに更新することにより、今までよりも保温状態の良い給食がセンターから配送できると考えております。

このようなことも、教育施設の充実と考えているところです。

○うき未来21代表（中山弘幸君） 特別支援教室の学習支援員の増員、そしてまたICT支援員の配置は評価したいと思います。実際学習支援員は、何人から何人増員されたのか、それが1点。現場の声としましては、支援教室のクラスが多く、またクラスに複数の学年の子どもがいる場合には、とても対応しきれないという声もあります。そのような声に十分配慮された上での増員であるのか、それから不登校対

策として、現在中学校にはスクールカウンセラーが配置されておりますが、小学校には配置されていないと聞きます。児童数の多い学校では、担任の教員は担任の児童のことで手いっぱい、なかなか手が回らないと聞きます。また宇城市では不登校の児童が増えているとも聞きます。不登校は小学校で解決しておかなければ、高い確率で中学校に引きずると言われておりますので、そこで小学校にも専属のスクールカウンセラーの配置が必要と考えますが、その点いかがでしょうか。それから、備品等の整備につきましても、おおむね要望に応えると言われますけれども、そもそも学校では欲しいものは山ほどある中で、絞りに絞って要望されております。潜在的なかなり多くの要望があると考えられます。そのような備品の購入に与えられる財源は、私は十分あると考えておりますので、もっと現場の声を聞くべきと考えております。また、豊福小学校の旧式の極めて不衛生なトイレの問題もあります。ほかにも課題はたくさんありますが、とりあえず以上３点につきまして答弁をお願いいたします。

○教育部長（蛇島浩治君） 支援学級支援員の加配というようなことの御質問かということでございますけれども、現在は３５人おります。平成３１年度予算で新たに７人を増員いたしまして、４２人の体制で平成３１年度から考えているところでございます。特別支援学級に在籍する児童生徒は、年々増加しているということは十分承知しており、これに合わせて支援員も増やしたところでございます。教育委員会としましては、特別支援学級の授業参観、ヒアリング等の結果に基づいて支援員の配置を決めたところでございます。

不登校の対策でございますけれども、教育委員会では、不登校問題は児童生徒の学力保障・進路保障の観点だけでなく、生命に関わる問題にも発展しかねない重大な事案と捉えております。過去３年間の宇城市の不登校を理由にした３０日以上欠席者の数は、平成２７年度に小中学校合わせて４０人、平成２８年度は４６人、平成２９年度は４２人となっております。今年度は増加傾向にあります。まだ１月現在の集計でございますが５１人という数字となっております。宇城市では各学校に対しまして、不登校の未然防止と早期対応のための「愛の１・２・３運動＋１」の実施、ストレス対処教育等の実施、不登校対策委員会等の実施と関係機関との積極的な協力体制の構築を指導しているところでございます。このような状況もありまして、学校へのスクールカウンセラーの配置ということの御質問でございますけれども、本市におきましては、スクールカウンセラーを直接雇用はしておりません。しかし、宇城教育事務所に配置してありますので、教育事務所と連携をしまして各学校に要請があれば、順次派遣をしていただいている状況でございます。

○うき未来２１代表（中山弘幸君） 宇城の事務所のことも聞きました。ただなかなか

使い勝手といいですか、タイムリーになかなか使いづらいのという話もあっておりますので、できれば、宇城市単独で専属のスクールカウンセラーの配置をよろしく願いいたします。また、備品等もうちょっとたぶん潜在的には多くあると思いますので、もっと現場の意見を聞いていただけますようによろしく願い申し上げて、次に移ります。

次に、災害公営住宅についてお尋ねをいたします。今、豊野が完成しまして御領も完成しましたかね。順次完成していくと思いますが、現在の完成の状況と入居の状況の説明をお願いいたします。

○**土木部長（成田正博君）** 災害公営住宅は、現在１８１戸を計画しております。工事の進捗状況でございますが、３月までに工事が完成いたしますのが、うち９８戸です。残りは８３戸になりますが、契約が完了して工事中は５７戸でございます。残りの２６戸につきまして現在事業者の公募を行っております。いずれも平成３１年度内には完成する見込みとしております。

次に、入居の状況でございますが、工事が完成した住宅から随時入居を案内中でございます。入居の説明会を随時行っており、その後２か月程度で引っ越しをしていただくようお願いをしております。平成３１年度末には、入居を希望する方全員が入居できる予定としております。

○**うき未来２１代表（中山弘幸君）** 団地ごとの入居率の説明がなかったようですが。この質問をしたのは、豊野地区の住宅はなかなか入居が進んでいないということを知ったものですから、その入居状況と進んでいない理由の説明をお願いいたします。

○**土木部長（成田正博君）** 豊野の響原災害公営住宅は、２０戸あります。うち今入居が決定しておられる方が１２戸、残りの８戸につきましては、まだ態度を決定しておられない方もいらっしゃいます。豊野の応急仮設住宅に入っておられる方もいらっしゃいますけれども、豊野につきましては広い敷地で行いました。住環境もかなりゆとりのある住環境、それと日当たりもよくみんなの家、それとみんなの広場というのも整備してあります。見ていただければ分かるかと思いますが、大変素晴らしい住宅でございます。ゆくゆくはこの２０戸も埋まってくるというふうに考えております。

○**うき未来２１代表（中山弘幸君）** 決定が１２戸と聞きましたが、たぶん入居済みはまだ少なかったんじゃないですかね。１２戸が決定して、引っ越しが終わったのはもうちょっと少なかったんじゃないですか。それと、ちょっと小耳にはさんだことなんですけど、豊野の場合、環境はいいけれども周りに店とかがなくて、生活に若干不便なためになんかじゃないかという話もございました。あとそれと、決定していつまでに入らなければいけないとか、そんな決まりはないわけですか。それと

豊野に決定して、今引っ越し済みが今何件あるのか。その点をちょっとお尋ねします。

○土木部長（成田正博君） 場所的に不便ではないかというふうな御質問かと思いますが、今、隣に市営住宅の子育て支援住宅の響原市営住宅がございます。ここは子育て支援住宅として今運営をしているところでございます。その場所につきましては今満杯で入居待ちという状況でございますので、若干市街地といいますか、離れておりますけれども、今車社会でございますのでそういったことを考えれば、響原の市営住宅も入居待ちという状況になっているのかなというふうに思います。

それと、今入居の決定が１２戸入りますよということで、決定は１２戸です。引っ越しが済んで入ってらっしゃる方は、今現在把握をしておりません。すみません。

それと、今応急仮設住宅は隣にございますけれども、やっぱり応急仮設住宅は無料です。やはりその辺もいろいろ退所期限まではいらっしゃるのかなという感じで捉えております。

○うき未来２１代表（中山弘幸君） いろいろ事情はあると思いますが、スムーズに引っ越しができますようによろしく願いしておきます。

次に、松橋駅・小川駅周辺整備の現状と計画についてお尋ねをいたします。現在進められております松橋駅周辺整備につきましては、これまでに約１７億円もの巨額が投じられてきました。今後西側の駐車場の供用も開始され、利用者も増えると予想されます。今後民間投資を含めどのような構想があるのか。また小川駅周辺のまちづくりについても、どのような考えを持っておられるのかをお尋ねをいたします。

○市長（守田憲史君） 松橋駅と小川駅の周辺整備についてお答えします。

今年の施政方針にも掲げておりますが、宇城市が「ちょうどいい！住みやすさを実感できるまち」を目指し、持続するまちづくりを進めていく上で、生活に必要な機能を中心部に集めるコンパクトシティの形成など、都市基盤の強化に重点的に取り組むことが必要不可欠となります。

中でも、ＪＲ松橋駅と小川駅周辺は、市の玄関口であるとともに熊本市や八代市方面への通勤通学のアクセスも良く、子育て世代にとっても魅力的なエリアです。

現在、先行して松橋駅では、東口・西口広場や国道２６６号からのアクセス道路整備等を行っており、今後は小川駅においても駅周辺の道路整備など社会基盤整備を進めることで優良住宅地としての民間投資を促し、定住人口の増加を目指してまいります。

○うき未来２１代表（中山弘幸君） まず松橋駅周辺につきましてお尋ねいたします。

これまで市長は、県営の野球場を駅西側に誘致したい。また、駅裏は残された最後

の聖地であるという発言があったと私は記憶をしております。これまで約17億円が投じられ、今後アクセス道路また東側の整備と多額の予算が投じられる中で、住宅地としての民間投資だけでは余りにも寂しいと考えます。市長が就任されて6年、宇城市の玄関口としてふさわしい集客力のある民間投資の誘致は考えてこられなかったのか。また、今年度市では、JR小川駅周辺整備基本構想を策定されておりますけれども、今後、小川駅周辺のまちづくり構想につきまして市長のお考えをお尋ねいたします。

○市長（守田憲史君） 松橋駅の整備につきましては、まだ始まったばかりでございます。今後、東口もですが西口も含めて、道路をある程度今計画中で整備をさせていただいております。それをもって、あと民間活力の導入でうちが都市計画をやって、今からきらめきたいな住宅地を分譲するとか、そういうことは考えておりません。今後、道路その他排水を考え、公共でしかできないことをやり、その整備を進めながら、民間活力の活躍を期待するところでございます。

小川駅周辺のまちづくり構想についてお答えいたします。小川駅周辺では平成26年に宇城氷川スマートインター、平成27年にはJRの線路をまたぐ県道跨線橋が完成し、周辺のアクセスが飛躍的に向上しています。

また、小川駅周辺は、合併後も人口が増加している市では数少ない人口増加地域であります。

さらに、電車で20分足らずの熊本駅では、2年少し先に博多駅に次ぐ規模の大規模な商業ビルやビジネスビルの整備も予定され、小川駅周辺は定住促進の場として、松橋駅と同様に可能性がますます高まっています。

そこで、小川駅周辺のこのような立地特性をいかして、今後のまちづくりを進めていく指針として、昨年12月に小川駅周辺整備基本構想を策定しました。

構想では、駅周辺を「利便性の高い県央の新しい定住拠点」として位置付け、特にアクセスが便利になった駅西側に新たに改札口を設置し、アクセス道路やパークアンドライドを推進するための駐車場など、周辺の拠点性を高めていくことを目指しております。

今後、小川駅周辺の定住人口の更なる増加につながるよう、構想実現に向け取り組んでまいります。

○うき未来21代表（中山弘幸君） 松橋駅は、宇城市が合併してからの5大プロジェクトの1つでありまして、もう既に十数年が経っておりますので、これまで民間誘致を条件とした基本構想もありましたけれども、挫折した経緯もあります。やはりインフラの整備と同時並行して、民間の活力の誘致の方もやはり同時並行して私はやっていくべきだというふうな思いで今回質問をいたしました。今後の市長のそれ

に対しての努力を期待しております。

次に、小川駅でございますけれども、小川駅の西口に改札をつくって、パークアンドライドと基本的には賛同するものはありますけれども、1つ心配しますのは、西口に改札をつくるだけと言われますけれども、今後ＪＲとの協議の中でＪＲのいろんな要請といいますか、条件が、ハードルが高くなって事業費が膨らんでいく可能性も私はなくはないと考えておりますので、その点は十分に慎重に進めていかれるように指摘をしたいと思います。この件は一般質問でも取り上げてありますので、この件はこれで終わり、次に移りたいと思います。

最後になりますけれども、事務事業の見直しの効果につきましては、先ほどの彩里の河野議員からの質問もあっておりましたけれども、重複するかもしれませんけれども、具体的な成果について説明をお願いいたします。

○市長（守田憲史君） 本市では、人口減少、少子高齢化といった社会情勢の変化の中新たな行政課題や多様化した市民ニーズへの確に対応していくため、平成１７年９月に「第１次宇城市行政改革大綱」を作成し、現在の「第３次宇城市行政改革大綱」まで事務事業の見直しをはじめとする業務効率化に取り組んでまいりました。特に「第３次宇城市行政改革大綱」においては、限られた財源、人員で効率的かつ効果的な行財政運営を行っていくために、行政課題に対応した組織の改編や、保育園の民営化に代表される民間活力の推進、歳入に見合った歳出への改革、公共施設の統廃合などを行ってきました。このような中、平成２８年に発生した熊本地震における災害復旧・復興業務の増加により、職員の負担が一気に増え、絶対的なマンパワー不足に陥ったこともあり、昨年度総務省の業務改革モデルプロジェクト事業を活用し、事務事業の棚卸しを行いました。この棚卸しの結果、効率化が可能な事務を洗い出し、窓口業務の一部を民間に委託したことに加え、今年度全国の自治体で初めて通常業務の一部にＲＰＡを導入することとし、事務事業の見直しに努めてきたところです。市としては、早い段階からこのような事務事業の見直しに代表される行財政改革を進めてきた結果、財政状況の下降傾向からの脱却につながり、市民サービスの向上にもつながっていると認識しています。今後ますます予想される人口減少、少子高齢化社会に対応し、宇城市を安定して運営していくため、事務事業の見直しなどの行財政改革を引き続き進めていく必要があると考えています。

○総務部長（成松英隆君） 今、全般的なお話は市長の方からあり、私からはこれまでの成果とどのくらいの数字かというところを説明していきたいと思います。

これまでずっと取り組んできて、平成２７年３月に策定しました「第３次宇城市行政改革大綱」において、行財政改革推進の重点項目として、民間委託等の推進、効率的な施設運営、財政の健全化などを推進してまいりました。

まず、財政健全化に取り組んできた結果、健全化判断比率は、算定が始まった平成19年度から数値は格段に改善しております。実質公債費比率は、平成19年度の16.5%、ピークは平成20年度の16.9%でございました。これが現在、平成29年度が11.1%ということで、これは早期健全化基準といういわゆるイエローカード的な数字が、こちらの方が25%というところになっております。次に、将来負担比率が、平成19年度の168.5%、これがピークでございますが、現在は26.1%となっています。こちらの早期健全化基準は350%ということでかなり改善はなっているんじゃないかならうかと思っております。

経常経費の削減としましては、平成25年度から実施している施設管理業務の合冊入札により、年額2,300万円程度のコスト削減効果があっております。平成29年度から高压電力を使用する41施設の電力入札によりまして、対象施設の電気料金が約4割削減され、全体の電気料金2億5千万円程度の20%である年額約5千万円の電気料金の削減が達成されております。

公共施設につきましては、「公共施設の見直し方針」や「宇城市公共施設等総合管理計画」などを策定しまして、民間移譲や施設の統廃合、いわゆるスクラップアンドビルドを進めてきた結果、運営の見直しとしまして、保育園3園、九州海技学院の民間移譲や幼稚園1園の廃止、21施設の指定管理施設への移行などを実施しております。

施設の統廃合では、計画策定後の平成27年度以降では、15施設8,955平方メートルが解体されております。

また、スクラップアンドビルドの代表例としまして、今後整備していきます「防災拠点センター」があります。これによりまして施設の統廃合とコンパクト化、さらには様々な利用を見据えた複合化が可能となります。

この防災拠点センターの整備によりまして、全体の建築延べ床面積8,155平方メートルに対しまして、公民館や老人福祉センターなど1万7,237平方メートルの建築物を解体することになります。

職員数をみえますと、合併当初は670人職員がおりましたが、平成30年4月1日では506人まで減ってきております。こちらの方も行革の一環であるかと思えます。

今年度の取組は、窓口業務の一部を民間委託した結果、7人の職員を熊本地震からの復興業務など業務量が増えている他の部署へ配置転換することができましたし、全国初ということで注目いただいておりますRPAの導入ですが、これにより約1,700時間の削減効果を見込んでいるところでございます。

以上が、これまでの主な成果でございます。

○うき未来21代表（中山弘幸君） 詳しい説明ありがとうございました。これで私の質問を終わります。

○議長（長谷誠一君） これで、中山弘幸君の代表質問を終わります。

ここでお諮りします。本日の会議はこれで延会にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

明日7日は、午前10時までに本会議場に御参集願います。

どなた様も御苦労様でした。

—————○—————

延会 午後2時47分

第 5 号

3 月 7 日 (木)

平成31年第1回宇城市議会定例会（第5号）

平成31年3月7日（木）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1

一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（22人）

1番 原 田 祐 作 君	2番 永 木 誠 君
3番 山 森 悦 嗣 君	4番 三 角 隆 史 君
5番 坂 下 勲 君	6番 高 橋 佳 大 君
7番 高 本 敬 義 君	8番 大 村 悟 君
9番 福 永 貴 充 君	10番 溝 見 友 一 君
11番 園 田 幸 雄 君	12番 五 嶋 映 司 君
13番 福 田 良 二 君	14番 河 野 正 明 君
15番 渡 邊 裕 生 君	16番 河 野 一 郎 君
17番 長 谷 誠 一 君	18番 入 江 学 君
19番 豊 田 紀代美 君	20番 中 山 弘 幸 君
21番 石 川 洋 一 君	22番 岡 本 泰 章 君

4 欠席議員はなし

5 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 吉 澤 和 弘 君 書 記 山 本 裕 子 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長 守 田 憲 史 君	副 市 長 浅 井 正 文 君
教 育 長 平 岡 和 徳 君	総 務 部 長 成 松 英 隆 君
総 合 政 策 監 村 上 理 一 君	企 画 部 長 岩 清 水 伸 二 君
市 民 環 境 部 長 園 田 敏 行 君	健 康 福 祉 部 長 那 須 聡 英 君
経 済 部 長 吉 田 裕 次 君	土 木 部 長 成 田 正 博 君

教 育 部 長	蛇 島 浩 治 君	会 計 管 理 者	木 下 堅 君
総 務 部 次 長	天 川 竜 治 君	企 画 部 次 長	中 村 誠 一 君
市民環境部次長	村 上 雅 宣 君	健康福祉部次長	稼 隆 弘 君
経 済 部 次 長	杉 浦 正 秀 君	土 木 部 次 長	坂 園 昭 年 君
教 育 部 次 長	吉 田 勝 広 君	三 角 支 所 長	内 田 公 彦 君
総 括 審 議 員	原 田 文 章 君	不 知 火 支 所 長	村 上 伸 一 君
小 川 支 所 長	篠 塚 孝 教 君	豊 野 支 所 長	中 村 隆 文 君
市民病院事務長	伊 藤 博 文 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	蔵 原 正 敏 君
監査委員事務局長	横 山 悦 子 君	財 政 課 長	木見田 洋 一 君

開議 午前１０時０２分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第１ 一般質問

○議長（長谷誠一君） 日程第１、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、１１番、園田幸雄君の発言を許します。

○１１番（園田幸雄君） 皆さんおはようございます。会派彩里の園田でございます。

さて、平成もあとわずかで幕が下ります。平成３０年は昭和後半から続いていたバブル景気が平成の初めに崩壊して、経済が停滞し、失われた１０年という表現がありました。そのような中、国と地方の厳しい財政状況や地方分権の推進を背景にして、１９９９年、平成１１年に合併特例法が改正されました。合併特例債や市町村議員の在任特例などの優遇策の期限を２００５年、平成１７年としたため、全国で平成の大合併がありました。宇城市もその年の１月に旧５町で合併をしました。また、平成は大規模災害が多く発生した年代でもありました。平成７年の阪神淡路大震災、平成２３年の東日本大震災、そして昨年の西日本豪雨災害などで多くの命が奪われました。宇城市でも平成１１年の高潮災害、平成２８年の熊本地震などがありました。まさしく平成は大規模災害の３０年だったと言えます。宇城市も合併から１４年経ちました。当初７万都市を目標に掲げましたが、少子高齢化が進み人口減少が続いております。合併当時の人口は６万４，２３１人が、現在では５万９，４７０人で実に４，７６１人の減少であります。このような状況の中、２０１４年、平成２６年に国は東京一極集中を是正して、地方の人口減少に歯止めをかけて日本全体の活力を上げることを目的とした一連の政策である地方創生を発表しました。宇城市では平成２８年１月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定して、良質な雇用をつくる、稼ぐ力を高めるという観点の下、基本目標を定め、これまで幅広い分野で地方創生事業を実施してきたものと考えます。これまでの取組状況と成果について伺いをいたします。

後は、質問席で行います。

○総合政策監（村上理一君） 本市の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、全部で２２の事業が掲げられております。経済・観光・まちづくりなど様々な分野の取組を実施することとしております。

これまでの取組といたしまして、地方創生推進交付金などを活用しました事業として、まず、経済分野では雇用創出を図るため、小川町のビジネスサポートセンターの整備、ＩＴベンチャー企業を中心とした企業誘致プロジェクトを実施しており

ます。観光分野では、稼げる観光を推進するために、三角地域全体で収益を上げる仕組みをつくるための観光マーケティング事業。また、まちづくり分野では、人口減少に合わせた小さな拠点、集落生活圏とも呼びますが、これを形成するための不知火町松合小学校区をモデル地区として、にぎわいのあるまちづくり事業をいずれも3か年事業として現在取り組んでおります。

この取組によりまして、起業者・経営者向けのセミナーの開催、これが46件、延べ500人強が参加しております。また、ITベンチャー企業誘致1件成功しております、交渉中が4件でございます。また観光マーケティング事業に基づく新商品・新サービスの開発、これが23件。こういった成果を現在まで上げているところでございます。

そのほか、戦略的に移住定住を推進するための空き地・空き家活用のための支援制度の拡大、子育て世代に対して本市の魅力や住みやすさを市内外に広く発信します定住魅力発信シティプロモーション事業、これらに取り組んでいるところでございます。

○11番（園田幸雄君） ただいまの答弁で、経済・観光・まちづくり等で、地方創生事業のこれまでの取組は理解いたしました。が、これからの取組によってどのような成果が出るのか。また特徴的なものを具体的に御説明お願いしたいと思います。

○総合政策監（村上理一君） 今ほど答弁いたしましたとおり、地方創生事業の分野は多岐に及びます。その中でも特徴的なものを挙げるとすれば、「雇用創出のためのITベンチャー企業を中心とした企業誘致プロジェクト事業」がございまして、この取組の成果について御説明をいたします。

まず、地方創生の基本的な考え方の1つとしまして、人口減少に歯止めをかけるため、地方で安心して働くことができる環境を整えるということが挙げられております。これらを実現するためには、地元企業の収益を向上させるということは当然のことでございますが、併せて就業機会の創出、起業環境の整備などが必要になります。その解決手段の1つが雇用創出に直接つながる企業誘致でございますが、本市では、平成17年1月の5町合併以降、誘致実績がございまして、11件ございまして、地元で人気の高い事務職の採用がこれまで少なく、若者の地元定着につながりにくいという課題も発生しておりました。現在の求人倍率を見ましても、いわゆる工場系の仕事は3倍近くございまして、最も求職者の多い事務職は0.5前後の状態でございます。

また、少子高齢化の進展や熊本地震の影響も重なりまして、地元商店街の空き店舗や空き家などが増えました。商店街の活性化とともに空き店舗などの利活用も課題となっております。

このような背景から、これまでの製造業を中心とした工場誘致から、空き店舗などを活用でき、かつ事務職の雇用につながるような比較的小さな規模の企業誘致も進めるべきという考えの下で、平成30年度からITベンチャー企業のサテライトオフィスを中心とした誘致活動に取り組んでおります。

その際、戦略的な誘致活動を行うため、宮崎県日南市で油津商店街の活性化や企業誘致に関わり、平成25年から4年間で商店街に29店舗、IT企業を12社誘致した実績を持つ、100人以上の雇用が生まれていると聞いておりますが、木藤氏やポート株式会社という会社がございしますが、そことともに市の現状と課題を踏まえた必要な財政税制支援策や誘致企業との連携施策、これらの可能性を精査した上で誘致活動に取り組んでいるところです。

これらの取組によりまして、本年度1年間でITベンチャー企業1件の誘致が成功しております。また、現在でも4件の企業との誘致交渉を進めておりまして、さらに誘致企業によるセミナー開催といった地元企業への波及効果も生まれております。

なお、雇用創出のためには、人材育成にも取り組む必要がありますが、今年度から事務職に必要なITツールを使いこなすためのセミナーやオンライン講座に加え、来年度は、新たにIT企業と連携した実践型の講座を開催するなど、企業と若者とのマッチング率の向上に向けた取組の充実を図ってまいります。

このように、来年度以降も戦略的な誘致活動を継続的に取り組むとともに、若者や女性が地元企業で活躍できるように、国の施策と連携しながら、確実に雇用創出につながるような取組を進めてまいりたいと考えております。

○11番（園田幸雄君） 人口減少は宇城市の産業や地域、社会全体に多大な影響を及ぼす問題です。若者や女性が地元企業で活躍できる雇用創出につながる仕組みが急務だと考えます。現在のペースで人口減少が進めば、30年後の2050年には今の地域社会は維持できない状況に陥ると考えられます。人口減少はゆっくりとした変化のため、気づいたときには取り返しのつかない状況になりかねません。どんなに実行が困難と考えられる問題であっても、外部の組織や人材、新たな手法を用いても地域全体で挑戦し続けることが重要であると考えます。まさしく地方創生は生き残りを掛けた地域の総力戦であります。既存の対策を続けていくだけでは人口減少は抑制できません。地域全体がどれだけ本気で取り組むことができるかが問われていると思います。

次の質問に入ります。次に公共施設についてであります。宇城市では公共施設等総合管理計画が策定され、昨年改訂されまして公共施設のマネジメントで公共施設の管理計画がなされていますが、この公共施設は旧町時代からの高度成長期時代の

昭和40年、50年代に建てられた建物が大部分であります。そういうことでもう既に30年40年経過している施設が多いわけでありますので、今後その施設の管理また統廃合もろもろと将来的に計画があろうと思っておりますので、その今後の公共施設のマネジメントについてお伺いしたいと思います。

○総務部長（成松英隆君） まず、現在の状況から説明をさせていただきたいと思えます。園田議員御案内のとおり、平成27年9月には宇城市公共施設等総合管理計画を策定しております。その後、平成28年4月に発生した熊本地震による施設の耐震化の問題など、安全性の必要性や宇城市人口ビジョンにおいて、将来の人口減少の加速化が示されたことを踏まえた長期的な施設のあり方を明確にする必要性、施設の老朽化対策として国が示す「インフラ長寿命化計画」に基づく具体的な行動計画を策定するなどの背景の変化がありまして、昨年6月に改訂いたしております。

計画の基準日でございます平成29年3月末の公共施設は、226施設、建築延べ床面積276,403平方メートルを保有しております。施設別の割合で申しますと、学校関係35.9%、市営住宅21.5%、支所等を含む庁舎などで7.5%、スポーツ施設6.6%の順となっております。

次に、建築年別では昭和56年の新耐震基準以前の施設と、以降の施設を区分した場合に、全体の42.6%を旧耐震基準が占めております。大部分は耐震調査を実施したところでございます。この数値は耐震化率にも直結しておりまして、宇城市の施設の耐震化率は79.9%と、国の目標値95%にはまだまだ達していません。

また、建築物を維持していくためには、一定の期間を経過した施設を更新改修しなければならず、その額は40年間で1,165億円、年当たり約29億円の費用と見込んでおります。これは、建築系のみの費用でございまして、土木系の更新費用を含めると40年間で2,500億円、年当たり約63億円の費用が見込まれます。宇城市の過去の投資的経費の平均額が約40億円ですから、その額より多くの費用が今後必要となる分析結果を表しております。その中で、今回の総合管理計画の改訂版では、今後40年間の計画としまして、建築系公共施設の総延床面積と行政コストの40%縮減を掲げています。また、施設の長寿命化として耐用年数を80年とする保全計画にしています。

具体的に申しますと、平成30年6月に策定しました宇城市公共建築物保全計画により、各施設の更新内容を明記し、更新費用の試算に基づき更新時期の平準化を定めました。また、本年度末までに宇城市公共施設適正配置計画の策定を進めており、平成31年度から5年ごとに各個別の施設についての方針を定める予定です。これは平成27年3月に策定した公共施設の見直し方針及び施設別管理運営方針を

継承するものです。

また、耐震化率の向上を目的に施設管理担当部局へのヒアリングを行いまして、平成32年度までに耐震化率95.7%を目指してまいります。

- 11番（園田幸雄君） 宇城市の多くの施設を維持していくためには、ただいまの答弁で40年間で1,165億円、1年当たり29億円、それに土木関係を加えれば40年間で2,500億円、年当たり63億円という非常に大きな金額であります。このような状況から、宇城市は今からいろんな財政的に厳しいものがあると思いますが、その辺のところはしっかりと財政管理をよろしくお願いしたいと思います。

次に、熊本地震からの住まい再建について質問いたします。先の熊本地震からやがて3年が経とうとしております。現在の仮設住宅やみなし仮設住宅への入居状況についてをお伺いいたします。

- 健康福祉部長（那須聡英君） 仮設住宅の入居の状況についてお答えいたします。平成29年5月がピークでございましたので、ピーク時の数字が、建設型応急仮設住宅が173世帯、みなし仮設住宅602世帯、合わせて775世帯の入居がありました。平成31年2月20日現在では、建設型応急仮設住宅が103世帯、みなし仮設住宅250世帯、合わせて353世帯まで減少している状況です。

- 11番（園田幸雄君） 353世帯の内訳は、住宅再建約58世帯、民間賃貸住宅が73世帯、災害公営住宅116世帯、施設入所等6世帯ということですが、これから再建へ向けての助成やいろいろな支援事業があるかと思いますが、しっかりと周知をお願いしたいと思います。これからも全ての方々の希望がかなえられるよう一人ひとりに寄り添い、最後の1人までの支援と再建後のフォローを要望して次の質問に入ります。

フードバレー構想について質問いたします。県南地域の豊富な農水産物をいかして、高付加価値につながる6次産業化の支援や産地と食品関連企業などと連携して地域の活性化を目指す、県南フードバレー構想についてまずもってお伺いいたします。

- 経済部長（吉田裕次君） 熊本県は、平成25年3月に「くまもと県南フードバレー構想」を策定いたしました。これは、県南地域の豊富な農林水産物をいかし、食関連の研究開発機能や企業を集積させる「フードバレー」を形成することにより県南地域の活性化を目指す構想です。

「食」の安全・安心への要求の高まり、グローバル化による市場規模の拡大、健康、教育、観光など様々な領域での食の活用、農林水産業の多面的な機能への注目など農林水産業や食に関連した産業への新たな成長産業としての期待が高まっています。

こうした中、豊富な農林水産物や高速交通網の結節点としての機能、物流拠点としての八代港など、県南地域のポテンシャルを最大限に活用することで、「食」に関連した産業の振興を図り、県南地域全体の活性化を目指しています。

八代市鏡町にあるフードバレーアグリビジネスセンターで、スライサーや搾汁機、乾燥機といった農産物の一次加工・試作ができる設備・機器が用意されており、商品開発の場になっております。また成分分析、流通鮮度保持、相談及び交流室など様々な施設がそろっております。

隣接する宇城地域も、この県南地区と一体となった取組の展開を図るエリアとして位置付けがしてあり、今年度の宇城市におけるセンターの使用実績は約11%となっており、生姜のドリンク、みそ、ジャム等の新商品の開発、各種イベントでの出品をしている状況でございます。

○11番（園田幸雄君） 宇城市は、自然豊かな野山、海に囲まれ、海の幸山の幸に恵まれたまさに食材の宝庫、農水産物の宝庫であります。しかしながら、農水産物の産出額をみますとほとんどが1次産物で、製造・小売りとつながる6次産業化が進んでいません。熊本県は県南地域の豊富な農水産物をいかして「食」関係の研究開発、技術や起業を集積させるフードバレー構想が、先ほどの説明のとおり平成25年策定され、平成27年5月に県南フードバレー構想の中心施設であるフードバレーアグリビジネスセンターが、八代市鏡町で本格稼働しました。しかし、県南ということで、宇城市はエリア外で準会員の立場だと考えます。先日フードバレーアグリビジネスセンターにお伺いしたところ、当センターの宇城市の相談・利用実績は、これまで282件だったそうであります。距離的に近いので結構利用・相談されていると思いました。宇城市としても1日も早くこのエリアに加入すべきと考えますが、県南地域ということでかなり厳しいと思います。そこで、加入が不可能であれば、県央地域、宇城地域、天草地域、上益城、そのエリアでのフードバレー構想の立ち上げを提案したいと考えますが、市長の見解をお願いいたします。

○市長（守田憲史君） 将来的には、宇城市と隣接する市長と協力しながら、宇城・熊本南部地区の立ち上げ等ができるよう要望してまいりたいと考えます。宇城市選出の県議にしっかりお願いしていきたいと思います。

○11番（園田幸雄君） 是非とも宇城市の稼げる農業の確立と6次産業化の推進のために、市長の御尽力をよろしくお願いしたいと思います。

次に、外国人労働者について質問いたします。国では昨年12月に成立した出入国管理法改正で、人手不足の対策として外国人労働者の新たな在留資格を設け、建設・介護・農業などの分野での受入れ拡大を目指しています。宇城市でも少子高齢化による後継者不足、労働者不足は年々進行している状況であります。

そこで、今回は農業分野での宇城市の状況をお伺いいたします。

○経済部長（吉田裕次君） 宇城市内に住所を有する外国人は男 2 3 4 人、女 2 9 4 人、合計で 5 2 8 人となっております。そのうち外国人技能実習制度を活用している農業分野の実習生は、平成 3 1 年 2 月 2 0 日時点で 1 1 5 人、その内訳は、三角町 1 8 人、不知火町 1 8 人、松橋町 2 5 人、小川町 5 4 人となっております。国籍別では、ベトナムから 1 0 5 人、中国から 1 0 人となっております。

今までは、技能実習制度を活用して農業分野の外国人材を確保していましたが、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行される改正出入国管理法により新たな受入れ制度ができます。

技能実習制度との違いは、在留資格が「実習目的」ではなく「就労目的」であること、在留期間が「最長 5 年」ではなく「在留期間中の帰国が認められ通算で最長 5 年」であること、技能水準が受入れ分野で一定の専門性・技能が必要であること、日本語能力の水準がある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することが基本であること、などといった相違点があります。

在留期間中に半年帰国し、半年就農するといった働き方を行えば、最長 1 0 年就農できるといったメリットがございます。

○1 1 番（園田幸雄君） 人口減少と高齢化に悩む自治体も多い中、外国人であれ新たな人たちがまちに転入することは、地域の消費を活性化させ、まちの新陳代謝をよくします。まちを再生することにつながります。これから増加するであろう外国人技能実習生のサポート体制についてお伺いいたします。

○経済部長（吉田裕次君） 宇城市の外国人技能実習生のサポート体制としましては、平成 2 8 年熊本地震以降、実施できていない状態にあります。平成 2 7 年度までは、月に 1 回程度、日本語勉強会や交通安全など日本での生活指導の実施、また年に 1 回カラオケ大会などのイベントを開催した経緯があります。

今後のサポート体制については、農業に限らず、外国人技能実習生が有意義に生活できるように情報収集をするとともに、研究してまいりたいと考えております。

○1 1 番（園田幸雄君） 外国人技能実習生のサポート体制として、これからも実習生が気分よく仕事ができる環境づくりのためにも、各種研修会の開催や相談室等の開設を要望して次の質問に入ります。

次に、虐待防止対策について質問いたします。千葉県野田市の小学 4 年生の女の子が父親から虐待を受けて亡くなった痛ましい事件が発生しました。本来ならば、親が盾になって子どもの命を守るのが親としての当然の義務であります。また、最低限の責任であります。なぜこんな痛ましい悲しい事件が起きたのか、多くの要因が考えられますが、幼い命を虐待死から救う手立てはなかったのか悔やまれます。

そこで、宇城市での虐待状況把握についてお伺いいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 虐待対応で関連が深い児童相談所がございまして、熊本県には熊本市長嶺の中央児童相談所と八代児童相談所の2か所がございまして、宇城市の管轄は中央児童相談所となっております。

全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、平成27年度には10万件を超えておりまして、熊本県でも1,000件を超える状況となっております。本市における児童虐待の通告件数は、平成27年度以降毎年20件を超えており、以後若干の増減はあるものの年々増加している傾向でございます。

本市の平成29年度における通告の種別は、通告総数23件のうち心理的虐待が13件と最も多く、次いで身体的虐待が8件でした。平成30年度は、現在11件の通告がございまして、やはり心理的虐待が7件と多くを占めております。平成29年度の主たる虐待者は実母が最も多く、次いで実父となっております。

○11番（園田幸雄君） ただいまの答弁では、児童相談所における児童虐待に関する国の相談件数は10万件を超え、熊本県でも1,000件を超え、この10年間で約4倍に急増しています。宇城市では、毎年20件を超えて年々増加傾向とのことですが、本市としてどのような防止対策をとられるのかお伺いいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 本市では、子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保とそれに関連する業務の円滑な実施に関する計画として、「すこやか宇城っ子プラン」を策定しております。その中に「児童虐待防止に向けた体制の充実」についてもうたっておりまして、医療・保健・福祉・教育・警察・民間団体等、関連機関との連携による「要保護児童対策及びDV防止地域対策協議会」の実務者会議により、虐待防止対応に努めております。また、核家族化、地域づきあいの希薄化等、子どもを育てる環境は厳しいものがあり、育児不安や孤立感を覚える御家庭も少なくありません。妊娠期からの育児相談体制、子育てサークル活動、養育支援訪問等の充実を図り、安心して子どもを産み育てる環境をつくることにより、虐待の未然防止に努めております。

国においては、千葉県野田市で起こった事件を踏まえ、2月8日に緊急閣僚会議が開催され、子どもの安全を最優先に自宅で指導している全てのケースについて、緊急安全確認を実施するとともに、通告元を明かさない、児童相談所、学校、警察等の連携についてなど、新たなルールの設定及び児童相談所の体制強化、学校及び教育委員会が虐待を発見した後の対応能力の抜本的強化を図ることなどの内容について、県を通じて各市町村に通知がっております。なお、内容の詳細については追って通知されることとなっておりますが、本市でもこれを受け、現在中央児童相

談所と連携を取り、虐待ケースの安全確認について迅速に対応しているところでございます。

- 11番（園田幸雄君） 子どもへの虐待、暴力の背景には経済的な困窮や夫婦関係の悪化、地域での孤立など様々な要因があると思われませんが、親が抱える問題を解消しないとなくすことはできないと考えます。児童相談所などの公的な介入に加え、困難を抱えた家庭に周囲が声を掛け、見守りの関係を地域で築くサポートの充実が必要だと考えております。

次の質問に入ります。次の民生委員・児童委員の待遇について質問いたします。

まず、民生委員・児童委員の役割、仕事、待遇について伺います。

- 健康福祉部長（那須聡英君） 宇城市には137人の民生委員・児童委員と11人の主任指導委員がいらっしゃいます。

まず、民生委員・児童委員の役割・仕事については、民生委員法に位置付けられ、厚生労働大臣より委嘱を受けたボランティアで、全国共通の制度となっております。

民生委員・児童委員の職務は、民生委員法第14条及び児童福祉法第17条に規定されています。具体的には、担当する地域に暮らす身近な相談相手として、地域住民から生活上の困りごと、医療や介護、子育ての不安などの相談に応じます。そして、その課題が解決できるよう、必要な支援へのつなぎ役となります。

また、地域の見守り役として、定期的な訪問などを通じて、高齢者や障がい者世帯、子どもたちの見守りを行っております。

次に待遇についてですが、県より活動費として本人に年間59,000円が支給されております。また、市からは民生委員・児童委員協議会へ補助金として954,000円を助成しております。その中には、定例会等出席時の費用弁償1回1,000円の1年分で12,000円や、ひと月当たり2,000円の調査費1年分で24,000円、研修旅費として1人13,800円の研修旅費が含まれております。なお、民生委員法第10条に「民生委員には給与を支給しない」との記載があり、あくまでボランティアとの位置付けであると認識しております。

- 11番（園田幸雄君） ちょっとネットで調べてみました。民生児童委員は、主にソーシャルワークに従事するために、日本の市町村の区域に配置されている奉仕者である。民生児童委員は昭和23年に規定され、地方公務員法により規定する非常勤の地方公務員である。民生委員は児童委員を兼ねる。役割・仕事についてはただいまの答弁のとおりであります。報酬については給与は支給されない。奉仕者となるため無報酬であるが、民生委員個人に対して交通費や通信費相当分として自治体から活動費が交付されている。国のデータによれば、各自治体が交付する1人当たりの活動費用・弁償費、これは2012年度調査であります。4万円以上6万円未

満が23%、6万円以上8万円未満が19.3%、8万円以上10万円未満が17.3%で、全体の平均は78,234円となっております。民生委員・児童委員には求められる活動に対して、交付額が少ないなどその妥当性が課題になっているとありました。

本市でも今年の12月には改選が行われます。近年は、熊本地震を含め災害が頻繁に起こり、民生委員の仕事は多様化して仕事量も大幅に増加しています。多くの区長から、民生委員をお願いするのに大変苦勞しているとお聞きします。活動費などについてほかの自治体の状況をお伺いいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 近隣及び同規模の市の状況でございますが、調査しました宇土市・美里町・上天草市・八代市・山鹿市・合志市・人吉市についての状況を報告いたします。直接本人に支払っている場合や協議会への補助金として予算化している場合等、様々でございます。

そこで、各市町により支出名目が違いますので、平成30年度の関係予算額を民生委員・児童委員数で除した額を1人当たりの活動費として算出いたしましたところ、27,777円から最高105,908円となっておりまして、宇城市は62,797円でございます。調査した8市町の中では中ほどの位置という状況でございます。

○11番（園田幸雄君） このことについて、市長に御見解をお願いしたいと思います。

○市長（守田憲史君） 民生委員・児童委員の皆様には、日頃より地域住民への相談支援等に御尽力いただき、大変感謝しているところでございます。

委員の成り手不足につきましては重々承知しております。私は、直接報酬を払うべきだと考えるところでございますが、しかしこの国の制度であり、無報酬を原則としているところでございます。昨年から宇城市では13,800円研修費用を新しく増額いたしました。しかしながら全く不十分だと考えているところでございまして、今後につきましては、いろいろ前向きに検討させていただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○11番（園田幸雄君） 市長ありがとうございます。現在では、幼児虐待から高齢者の安否確認まで、自治体から期待される職務範囲が広がっています。民生委員と同様に奉仕者として無報酬で活躍している人権擁護委員や保護司なども含め、社会として必要な活動を行う者に対して特別職公務員として一定の身分保障を行うなど、制度そのもののあり方の再検討をすべきと考えます。

次の質問に入ります。排水対策について質問いたします。近年の地球温暖化による異常気象により、時間雨量100ミリの豪雨が予想されます。海拔ゼロメートル地帯の宅地の冠水の危険度が高まっております。今後の排水対策をどうするのか、また港川

排水機場、防潮樋門の管理体制と、最近では市役所周辺大野地区の冠水が頻繁に起こっています。そういうことで、市役所周辺の排水ポンプ計画についても伺いたします。

○土木部長（成田正博君） 県道八代鏡宇土線を含めました海側の地域は、江戸時代に干拓されました低地で、豪雨の時にはたびたび一部の道路が冠水する被害が発生しております。

その際、自然排水では間に合わず、県管理河川であります五丁川を經由しまして、海岸近くの排水機場により直接海へポンプによる強制排水が行われております。

まず、五丁川でございますが、五丁川の河口は農地海岸堤防で仕切られており、強制排水先がないため、昭和62年県により排水機場を設置し、ポンプによる排水が可能となっております。

県は、毎年排水機場を良好な状態を保持するため、ポンプ、電気操作制御盤などの主要機器の点検を実施しております。

また、五丁川の排水機場は平成24年度から平成26年度にかけまして、ポンプの修繕・更新が行われております。

また、大野川水系の港川排水機場・防潮水門につきましては、台風等高潮で堰を閉めたときの民地等の浸水対策として、平成14年に設置されました防潮堰でございます。設置当初から平成27年度までは、地元住民の方や地元建設会社へ管理を委託しておりましたが、平成27年8月の高潮災害発生後は、県の委託を受けまして市が管理を行っております。

具体的には、台風接近時や高潮警報発令時等は、操作員として職員2人が操作室に待機しまして、平成28年に第三者委員会の提言を受け策定しました「操作マニュアル」及び「行動計画（タイムライン）」に従いまして、操作責任者の指示により水門の開閉を行っております。さらに市の排水対策としましては、出水期である6月から10月末まで、排水ポンプを松橋町に3か所、不知火町に1か所、三角町に1か所の計5か所を設置し、地元区と業者の双方で操作できるようにすることで、大雨や台風時の住宅や道路等の冠水被害を防止し、被害拡大の抑制を図っているところでございます。

また、市役所周辺の大野地区につきましては、過去何度も浸水被害があっており、平成28年の6月豪雨では大きな浸水被害となりました。市役所は市の防災拠点であります。避難所と位置付けしております建物への通行ができないといった状態となり、早急な対応が求められたところでした。

その対策としまして、大野地区排水機場、現在5基ありますポンプを4基追加する工事を平成31年度に実施することとしております。排水能力は現在の毎秒0.

91トから1.60トに向上させ、浸水被害の軽減を図っていきたいと考えております。

このほか土木部としまして、長期的かつ多額の投資が必要となります新たな排水機場の新設につきましては、国営基盤整備事業で五丁川河口付近に整備をされる予定と聞いております。

当面は、短期間で対応できます河川・水路のしゅんせつ、修繕などの維持管理や、部分的に水の流れを阻害しております箇所改良等を行っていきたいというふうに考えております。

○11番（園田幸雄君） しっかりとした対策をお願いしたいと思います。次に、豊川地区の中心地帯を流れる五丁川ではありますが、地盤的には低地河川のため、常に冠水・氾濫の危険があります。特に県道上流部通称鏡線の上ではありますが、現在も土羽堤防ということで、市から県に再三要望をされていますが、未だ改修がなされておられません。そこで、再度護岸改修計画について宇城市の考えをお聞かせ願ひ、また市では県の方へ要望をお願いしたいと思いますのでよろしく願ひしたいと思います。それと、豊川地区の干拓地帯、海拔ゼロメートル地帯を流れる県管理河川の砂川におきましては、慢性的に土砂が堆積して、大雨時に流れが悪くなっております。そういうことで梅雨時期には氾濫のリスクがあります。今県の方で計画的にしゅんせつが行われていますが、下流部の八枚戸、住吉地区の転倒堰付近には多くの土砂が堆積していますので、それも併せてお伺いしたいと思います。

○土木部長（成田正博君） 五丁川の堤防の高さは、県道より上流部分東側になりますが、そちらにつきましては下流部より低く、大雨のたびに近隣にお住まいの方々が心配されておられる状況は把握しております。昨年7月に地元区の役員と管理者であります県、それと市とで現地立会いを行いました。

五丁川の改修計画についてでございますが、県に確認しましたところ、五丁川本流につきましては、河口部から県道までは改修が完了しており、現在は五丁川の支流である今新地川の改修を進めているとのことでございます。県道八代鏡線からJRまでの具体的な護岸整備は現在のところ未策定ということでございました。他の事業との連携を図りながら、継続して要望していきたいと考えております。

また、県におきましても毎年度五丁川を含みます管内の河川堤防の定期点検は行っており、護岸及び付属施設に不具合がある場合は、修繕等で対応していきたいとの回答がありました。今後も随時県と連携しまして適正な維持管理を推進していきたいというふうに考えております。

それと御質問の砂川のしゅんせつということでございますが、現地を確認しまし

た。住吉浅川頭首工より上流川に土砂が堆積している状況は確認しております。おそらく堰がありますため、堆積が発生するものと思われます。

市としまして、河川管理者であります県へ状況を報告し、その他の箇所につきましても堆積土砂のしゅんせつを強く要望していきたいと考えております。

○11番（園田幸雄君） 是非、砂川河川、五丁川河川ともに県の2級河川でありますので、県の方へ強く要望をお願いしたいと思います。

次に時間ありませんが、道路対策について質問をいたします。大規模災害が発生したとき、豊川方面から避難する重要な道路になる、先ほどの鏡線であります県道14号線がありますが、いざ大規模災害には複数の避難道路が必要であるかと思えます。宇城市では、第2次総合計画の重点事項の1つに大野川リバーサイドロードが計画されています。避難道路としても必要であります。現在の状況についてとまた高潮や津波のとき、高台へ避難道路となりえる改良中の豊川小学校前の御船豊福線の完了時期はいつになるのか、また地震後に問題になっている国道、県道、市道の空洞化調査の結果についても併せてお伺いいたします。

○土木部長（成田正博君） 避難路の整備状況でございます。宇城市復興まちづくり計画に掲げます北里・水溜線ほか9路線を、平成29年度から都市防災事業で整備を行っております。

状況でございますが、豊野町の北里・水溜線、松橋町の御船豊福線が平成30年度で完了し、不知火町の桂原線、豊野町の陣・森ノ木線が平成31年度完了予定でございます。残りの小川町の住吉主線ほか5路線につきましては、平成32年度までで完了を目指しております。

次に、大野川リバーサイドロードの現在の状況でございますが、事業内容の説明会を平成30年11月に3回開催しております。89人の参加がありました。おおむね事業概要につきましては、御理解を得たものと理解しております。今後の計画は、詳細設計を実施しまして、用地測量・用地交渉を経て、関係者の御協力を得ながら迅速に進めてまいりたいと思っております。

それと御船豊福線の完了時期についてでございますが、補助事業社会資本整備交付金を活用しまして事業を進めております。交付金の配分によりまして事業進捗が大幅に左右されますが、国道3号線までの用地補償が済んでおります区間につきましては、平成32年度まで完了できればと考えております。

次に、宇城市内を通る国道、県道、市道の道路空洞化調査でございます。熊本地震発生後県内でいち早く宇城市は取り組み、被害が顕著であった路線を地震がありました平成28年4月26日から7月29日にかけて、路面下空洞調査業務委託を実施しました。調査の結果、616か所の異常箇所が発見され、平成29年度まで

に災害復旧事業にて復旧を済ませております。熊本県が管理します国道・県道につきましても、平成29年2月から平成30年の2月にかけて調査を実施し、調査の対象延長67.593キロメートル11か所の異常箇所、経過観察箇所3か所が発見されております。異常箇所につきましては、全て県の方は対応済みという情報を聞いております。

○11番（園田幸雄君） 時間がまいりました。残りのスポーツ振興については教育長に直接対話したいと思います。次回に回したいと思います。これで私の一般質問を終わります。

○議長（長谷誠一君） これで、園田幸雄君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。

—————○—————

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

—————○—————

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

19番、豊田紀代美君の発言を許します。

○19番（豊田紀代美君） 皆さんおはようございます。19番、新志会、豊田紀代美でございます。先般御通告申し上げておきました、大きくは4点について質問をさせていただきますと思います。

まず、質問に入ります前に、自治体通信特別スペシャルインタビューのトップページに、ICTと行政、RPA本格導入としては国内初の事例で注目を集めている宇城市初のプロジェクトとして、守田市長のインタビュー記事が大きく報道されておりました。御覧になった方もいらっしゃると思いますが、これがその記事です。市長が大きく映っておられます。導入した背景や活用の状況、期待する効果等についてのインタビューが載っておりました。もちろん私もFacebookにすぐ投稿をいたしました。総務省の業務で改革モデルプロジェクトRPA等を活用した窓口業務改革として採択、その一連の取組が評価をされ地方自治体施行70周年記念総務大臣表彰を宇城市が受賞いたしましたとありました。若手職員からの提案がきっかけだということで、守田市長のコメントに誇らしく思いました。先般の12月議会でRPAについての私の一般質問に対し、総務部長より詳しく答弁をいただきました。また今般の一般質問の大きな1点目に通告いたしております、ふるさと納税の電子感謝券アプリ管理や大きな3点目、教育についてのICT教育環境の整備について、さらには宇城市公式PR動画、先ほど企画部長の方からございました「UKINISUM」の政策と、昨日KKTで放送をされたそうでございますが、

宇城市の取組が今や全国的に注目をされてきております。先日熊本地震の復興支援でお世話になった大阪大学の大学院の教授でございます、私の友達と申しますか稲場圭心教授から「宇城市はＩＣＴの先進地ですね」とおっしゃっていただきました。とても誇りに思います。

そこで大きな１点目、ふるさと納税について、小さな１点目、ふるさと納税の実績について、直近の３年間のふるさと応援寄附額と今後の見通しについて、まずお尋ねをいたします。

後の質問は、質問席にて行いますのでよろしくお願いをいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） 宇城市のふるさと納税額の推移につきましては、制度が創設されました平成２０年度から平成２５年度までは毎年１０件から４０数件程度、１００万円前後の寄附額でありました。平成２７年度は４６２件で約９３９万円、平成２８年度が熊本地震の復興支援もありまして、返礼品無しの応援寄附金約３，７００万円を含め８，１８０件で、約１億３，０７０万円と急増をいたしております。

さらに、平成２９年度は、前年度より県平均が減少する中において本市は増加が続いておりまして、１５，３５３件で約３億８６２万円と県内市町村の中でも４番目に多い寄附額となっております。

なお、今年度につきましては、残り２か月分はまだ確定しておりませんが、１月末までの累計で１８，６０５件、２億７，３６６万円と昨年度同時期と比較しますと件数が１３２％と大きく増えておりますけれども、寄附額は９４．４％と５．６％の減少となっております。

これにつきましては、新たに知名度の高い特産品を加えるなど、返礼品の充実を進める中で本市への寄附者数は増えているものの、他地域への災害応援ですとか１人当たりの寄附額が減少したことがその主な要因と考えております。

今後におきましては、国のふるさと納税制度改正の動向を見きわめつつ、市外に在住します１人でも多くの方が宇城市に関心を持ち、またふるさと納税などを通じてつながりを持っていただけますよう、シティプロモーションの取組などを通じて宇城市の魅力をしっかりと発信してまいりたいと考えております。

○１９番（豊田紀代美君） 直近３年間の応援寄附金額を、そして件数について御報告をいただきました。また昨年２９年度は１５，３５３件で３億８６２万円という県内の市町村の中で４番目に多い寄附額と併せて御報告をいただきました。熊本地震の復興支援としての御支援もあり、大変ありがたく本市にふるさと納税をしていただきました全国の皆様方に心から感謝とお礼を申し上げたいと思います。また、昨日の代表者質問に対しまして、このふるさと納税の寄附額を守田市長がＩＣＴの整備等に使いたいというお気持ちも述べておられました。私も率直にこの教育、守田

市長が力を入れておられる教育にそういう貢献ができればふるさと納税された方も喜んでいただけるのではないかなと感じております。

小さな2点目、ふるさと納税の新たな規制についてでございますが、現在、国が予定している納税に関する規制はどのようなものになるのか、また本市の返礼品にも規制対象品があるのかどうか、さらにはその影響についてもお尋ねをいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） 新たな規制についての御質問でございます。ふるさと納税の新たな規制につきましては、現在、国会においてふるさと納税の返礼品を規制する地方税法改正案が審議されております。

これは、一部自治体で地場産品以外であったり過度な返礼品が問題視されている状況を踏まえまして、寄附金の募集を適正に実施する、それから、返礼品の返礼割合を3割以下とし地場産品とする、といった基準をいずれも満たす自治体だけを新たに総務大臣がふるさと納税の対象に指定する内容となっております。

ここで、返礼割合の3割以下については議論の余地はないと思いますけれども、どの範囲までを地場産品と認めるかについては、現在も国において検討がなされているところでございます。

例えば、今年1月に示されました総務省が考えるイメージとしましては、「区域内で生産された物品または提供される役務やサービス」などとしております。

現在本市が取り扱っております返礼品のうち、どの程度が地場産品として引き続き取扱いが可能かどうかまだ明確になっていませんが、本市は過度な返礼品は行っておりませんので、余り大きな影響は受けないものと見込んでおります。

なお、この改正案につきましては、順調にいけば今月末に成立の見込みとなっております。指定を希望する自治体は新たに4月から総務大臣に申し出を行いまして、施行日であります6月1日から寄附額の3割以下で地場産品との返礼品の基準が守られていない自治体は、税制優遇の対象から外れることとなります。

○19番（豊田紀代美君） ふるさと納税の返礼品を規制する地方税法改正案が審議されている中、本市が取り扱っております返礼品のうち、どの程度が地場産品として引き続き取扱いが可能か明確になっていないとの御答弁でございました。本市は過度な返礼品を行っていないため、余り大きな影響はないと受け止めているという企画部長の御答弁でございましたので、ほっといたしているところでございます。寄附額の3割以下で地場産品との返礼品の基準が守られていない自治体については、税制優遇の対象でなくなるということでございますので、十分にその点につきましては御配慮をいただきたいというふうに思っております。

次に小さな3点目、議長のお許しを頂きまして資料を配布させていただいております。ふるさと納税返礼品として電子感謝券の導入についてでございますが、12

月12日の日経MJの報道記事によりますと、全国ではふるさと納税の返礼品として、電子感謝券を導入している自治体が全国で10か所程度あるとあります。スマートフォン経由でふるさと納税で取得したポイントが使用できる事業について、是非電子感謝券の導入をしていただきたいと思って提案をいたします。また、本市では導入計画があるのかどうか企画部長にお尋ねをいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） ただいま議員より御提案をいただきましたふるさと納税の返礼品として、本市で電子感謝券を導入についての御質問でございます。

電子感謝券の概要につきましては、ただいま議員から御説明いただいたとおりですけれども、これまで本市の返礼品として取扱いを行っている特産品等に加えて新たな選択肢が増えるということで、本市としても導入のメリットはあると考えております。

このほかのメリットとしましては、まず第1に寄附者がポイントを利用する際に市に来訪する必要があると、市に来訪して地域経済の活性化につながっていくということ、第2に加盟店においても、新たなカードリーダー等の導入費用が不要だということでございます。そのことで店舗の加盟が容易となること、第3に現段階で電子感謝券を行っている自治体は全国でもまだまだ少のうございますので、これを導入していることで、宇城市や市内事業者のブランドイメージやマーケット拡大につながる可能性があること、さらに申し上げれば国を挙げて今キャッシュレス化を推進しておりますので、今後、様々な用途に応用の可能性があることなどがメリットとして挙げられます。

そこで、現在本市におきましても電子感謝券の導入に向け、市商工会などと協議を始めている段階でございます。

今後は、まず加盟事業者の募集に向け、市内の事業者を対象とした説明会を早々に開催し、新年度のできるだけ早い時期のスタートができればと考えているところです。

○19番（豊田紀代美君） 企画部長より本市における電子感謝券の導入計画について御答弁をいただきました。企画部長の御答弁では、既に電子感謝券の導入に向け、宇城市商工会などと協議をスタートされているということでございますので、本市の事業者向けの説明会を開催していただき、宇城市商工会との連携もしっかりと取っていただきますよう強く要望いたしておきます。部長御指摘のとおり、新年度の早い時期にスタートができれば、交流人口増によって経済効果も期待できると思っております。

そこで、ふるさと納税の返礼品として、本市で電子感謝券を導入する計画について、守田市長の考えをお示しいただきたいと思います。

○市長（守田憲史君） 宇城市においても、ふるさと納税の返礼品として、これまでどおり扱っている特産品などに加えて新たに電子感謝券を導入することは、市内での飲食や宿泊、体験などのコト消費の拡大につながるものであり、是非、導入したいと考えております。

市外の方が宇城市にふるさと納税を行われ、その返礼品として電子感謝券を選択された方が、例えば、宇城市でゴルフをプレーしたり飲食・宿泊をされることで、地域の活性化につながるものと大変期待をしております。宇城市は、ゴルフ入場税は熊本県で一番でございます。その中でこの電子感謝券で宇城市外からたくさんのゴルフプレーヤーが来られるのではなかろうかと、ちょっとゴルフ場にもこの電子感謝券の拡大を訴えていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○19番（豊田紀代美君） 守田市長より是非導入したいという強いお考えをお示しいただきました。電子感謝券の導入により、宇城市や本市事業者のブランドイメージやマーケットの拡大につながり、様々な応用の可能性も期待できると思います。運営方法につきましても、宇城市商工会としっかりと連携をされ、宇城市商工会に対しても予算措置についても御配慮を賜りますようによろしくお願いいたします。いずれにいたしましても、守田市長の御英断で電子感謝券の導入を他の自治体に先駆けてお取組いただき、地域活性の経済の活性化に向けて御尽力いただきますように重ねて要望申し上げておきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、大きな2点目、児童福祉についてでございます。小さな1点目、野田市小4女児虐待事件についてでございますが、先ほど園田議員の方からもこの件について一般質問がございました。3月3日の熊日新聞の一面トップに、保護者体罰法規制へとありました。東京都目黒区で船戸結愛ちゃん当時5歳が死亡してから1年、千葉県野田市で栗原心愛ちゃんが死亡するなど、悲惨な事件が後を絶たないことは御承知のとおりです。今朝の熊日新聞で父親を傷害致死罪で起訴、母もほう助罪で起訴したとありました。近く閣議決定される児童虐待防止法や児童福祉法の改正案は、児童相談所の機能強化が大きな柱となっています。子どもは親の所有物ではないし、精神的、肉体的苦痛を与え、子どもの人格を否定する体罰は絶対許されるものではありません。たとえ教育名目であったとしても暴力は認めないということが世界の流れとなっております。言うまでもありませんが、体罰を全面的に禁止している国は今54か国となっております。親権者の懲戒権を認める民法との整合性をとるのに時間がかかるのであれば、児童虐待法を先に改正し附則で関係法令を改正するとの見解は、私も同感です。

そこで小さな1点目、本市での虐待状況の把握についてお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 宇城市では、千葉県野田市で起きたような大変痛まし

い事件は現在のところ発生しておりませんが、児童虐待の通告件数は、若干の増減はあるものの、年々増加している傾向にあります。

虐待の通告をどこで受理するかですが、県の児童相談所で受理する場合と市の児童福祉センターで受理する場合があります。平成29年度は県で受理したものが14件、市で受理したものが9件、合わせて23件の通告がありました。また内訳としては、県で受理した14件のうち、警察から児童相談所が8件、保護者等から直接児童相談所が6件。市で受理した9件のうち、学校及び保育園等から児童福祉センターへが6件、近隣住民から直接児童福祉センターが3件となっております。本市への通告も増えてきており、児童福祉センターの周知も少しずつ図られてきているように思います。虐待を疑うような児童を発見した場合、速やかに児童相談所や市町村に通告することとなっております。地域住民にも虐待防止について理解していただくために、幼児健診や民生委員・児童委員協議会、広報等で周知しているところでございます。

- 19番（豊田紀代美君） 健康福祉部長に御指摘いただきましたように、児童虐待の通告件数は年々増加の傾向にあります。虐待を疑うような児童を発見した場合は、児童相談所や市町村に速やかに通告できるように、周知徹底を強く要望をいたしておきます。また、ダイヤル189は「いち早く」という語呂合わせで、児童相談所全国共通ダイヤルでもございます。この件につきましても民生常任委員会の中でも出ておりましたが、啓発をよろしく願いをいたしたいと思います。

小さな2点目、野田市同様の事件等が発生した場合の本市の対応について万全かどうか、健康福祉部長また教育長にそれぞれお尋ねをいたしたいと思います。

- 健康福祉部長（那須聡英君） 本市では、児童虐待の対応部署として先ほど申し上げました児童福祉センターを設置しております。虐待が疑われるような案件が発生した場合、各関係機関から児童福祉センターに連絡が入ります。その後は他の関係する機関とも情報を共有し、必要時には児童相談所、警察署とも密に連携を取り、地域全体で児童を見守る体制を取っております。

今回、野田市で発生した事件を受け、本市でも2月14日に児童福祉センター、健康づくり推進課、こども福祉課、教育総務課の庁内関係部署が集まり、それぞれの虐待への対応、また更なる連携の強化について確認しあったところでございます。

- 教育長（平岡和徳君） 千葉県で起きました小4女児の痛ましい事件につきましては、私自身、子どもたちの未来に関わるその職にある一員としまして、非常に残念に思いますとともに、なぜ命を守れなかったかということにつきまして、そういう悔しさを感じている次第です。今後、このような事案が二度と起こらないように、子どもを取り巻く大人たちが、機関、部署の垣根を超えて連携し合いながら、あらゆる

手段を尽くして、子どもたちの命をそして未来を守ることが肝要と考えているところです。

本市の教育委員会としましては、子どもたちの異変にもっとも早く気付く可能性が大きい小・中学校に対しまして、児童虐待防止法第6条によりまして、虐待を受けたと思われる児童生徒を発見した場合には、その可能性も含めて市教委、児童福祉センター若しくは児童相談所へ速やかに通告をするというような指導を徹底しております。

また、児童虐待防止に係る関係機関との一層の連携と協力の強化に向けて、情報共有を進めてまいりたいと考えております。具体的には、市要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会が実施しております中で、児童虐待のおそれのある児童生徒の個別のケース会議等に、市の児童福祉センターや県の児童相談所とともに、学校関係者や教育委員会事務局職員が参加いたしまして、情報の共有と対応策の協議を行っているところです。本年度も20件を超えるケースで会議を実施しております。

加えまして、児童虐待や保護者のDV等で一時避難を行っている児童生徒の転居情報が加害者に漏れないように、指導要録への転居先の未記入、こういった内容のものを指導徹底しております。そして児童生徒、該当の子どもたちの安全保持に万全を期しているところです。

現在、各小中学校に児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検というものを指示しまして提出を求めているところでございます。

何よりも今後とも、各機関との連携を強化しまして、児童生徒の命と未来を守るための取組をさらに進めてまいりたいと考えております。

○19番（豊田紀代美君） 健康福祉部長の御答弁では、野田市で発生した事件を受けとめ、本市でも2月14日に庁内関係部署が集まりそれぞれの虐待への対応、また更なる連携の強化を確認しあったとの御答弁をいただきました。感謝を申し上げます。教育長からはこのような事案が二度と起こらないように、子どもを取り巻く大人たちが、機関、部署の垣根を超えて連携して、あらゆる手段を尽くして、子どもたちの命と未来を守るんだという、そういうことが肝要であるとのお考えをお示しいただきました。ケース会議でも本年度は20件を超える実施がなされ、対応いただいていることは理解ができました。

そこで小さな3点目、特に刑事事件については宇城警察署との連携をより積極的になすべきではないかと考えますが、本市のお考えをお尋ねいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 先ほどの御質問で御紹介しましたが、宇城警察署とも日常的に連携を取り合っております。また、教育長から御紹介がありましたけれども、要保護児童対策地域協議会の代表者会議及び個別ケース検討会議への参加も御

協力いただいております、必要な情報の共有やそれぞれの役割を確認するなど、常に重大な事案が起こらないように、相互連携に努めているところでございます。

○19番（豊田紀代美君） ありがとうございます。児童相談所や警察と連携が図られているとの御答弁をいただきましたが、実際どの程度連携を取られているのか。例えば野田市のような事件が発生した場合では、どのような対応を市として取ってこられたのか。類似した案件は全くなかったのかどうかお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 平成29年度の児童虐待通報23件中、児童相談所とは14件、警察とは5件連携を取っております。本年度は11件中児童相談所とは10件、警察とは6件の連携を取っております。連携の頻度につきましては、事案の内容によって日に何度も電話連絡しあったり、逆に1回で済んだりと案件によって様々でございます。

野田市のような事件が発生した場合は、関係機関から情報収集し、情報共有や連携体制を確認するケース会議を行います。その後も引き続き関係機関との定期的な情報連携を行い、もし虐待が確認された場合は、学校や保育所等から児童福祉センター及び児童相談所へ直ちに連絡が入り、本児を目視し、骨折や殴打による外傷痕等、明らかに虐待を受けていると考えられる場合は、児童相談所による一時保護となります。

宇城市におきましても類似した事案はございました。その際も今まで申し上げたように対応し、無事に児童を保護することができました。見守りの際も、地域住民や警察の協力を得て、何らかの変化があった場合は関係機関から逐一連絡が入っており、重大な事件にならないよう未然予防、早期発見ができる体制を取っております。また対象児童の転出入に係る情報提供につきましても、他の自治体との連携を図って、継続的な支援につなげているところでございます。今後も児童の安全のため、更なる連携強化に努めてまいりたいと思っております。

○19番（豊田紀代美君） 健康福祉部長より重大な事件にならないよう未然予防、早期発見ができる体制を取っておりますと、力強く御答弁をいただきました。実際宇城市でも類似した事案があったけれども、無事に児童を保護することができたとの御報告にほっといたしております。野田市のように加害者が例えば教育委員会にアンケートの開示を求め、強く怒鳴り込んでくるような場合は、具体的にどのような対応をなさるのか教育長にお尋ねをいたします。

○教育長（平岡和徳君） まず、児童虐待に関する対応につきましては、児童生徒のその体や生命の安全を確保する、こういったことを最優先に考えるべきだと思っております。そして宇城市教育委員会としましては、相談として該当の保護者の話を聞くことは行っているところですが、該当児童生徒の身体や生命の危機を脅か

すような内容の要求につきましては、毅然として対応してまいっております。

またその際には、先ほどから話が出ておりますように、警察、児童相談所等の関係機関との情報を共有しながら、またその共有した内容の質を上げながら、協力体制の下、対応してまいりたいと考えているところです。

○19番（豊田紀代美君） 今回、児童虐待についての一般質問をするに当たり、担当所管の健康福祉部それから教育委員会が中心となって関係機関の連絡や適切な対応をされていることの確認ができました。所管の民生常任委員会でも、この件につきましては高く評価をするとの発言があっております。現在、全国の児童相談所の施設は2018年10月現在で212施設、児童福祉司数は2018年4月に3,252人でございまして、平均勤続年数が3年から4年ということでございます。児相は都道府県と政令都市に設置義務がありまして、中核市と東京23区には設置権限、熊本県には中央児相と八代児相が2施設、これは先ほど健康福祉部長から御報告がありました。宇城市は中央児相の管轄で、児童福祉司が19人と保健師が1人、八代児相は児童福祉司6人で保健師が1人、熊本県児童虐待相談の対応件数を所管に調査をしていただきました。平成25年度597件、平成26年度936件、平成27年度1,090件、平成28年度同じく1,090件、平成29年度1,248件と4年間で約2倍になっております。先ほどの園田議員の質問の時の御報告では、10年間で4倍という数字を確かおっしゃったと思っております。国は2019年度に児童福祉司の数を1,070人程度2020年までには2,020人程度増員をする計画だとしておりますし、全ての児相に弁護士や医師を配置する計画だとも聞いております。しかし、それだけで児童虐待の全てが解決するわけではありません。土曜、日曜、祝祭日や夜間、児相の職員が当番で数人勤務したとしても、仮にかなり対応に無理があるんだというふうに私は思います。市役所も学校も休み、今年の10連休の対応を考えてみたときに、正直大丈夫なんだろうかという不安もあります。宇城市は日頃から宇城警察署との連携が取れていると、先ほど教育長それから健康福祉部長から御報告いただきました。児相もそういうふうに問題を抱え込まないで、警察の連携を強化すべきだと思います。高知県や大分県はそれぞれの県で起こった虐待死事件を教訓に児相、自治体それから学校、警察等との全件の情報共有をされ、連携した取組を実施されております。私たち大人が本気になって地域でさらには社会全体で、子どもを守り育てるという意識改革が重要だと強く思っております。

次の質問にまいりたいと思います。3点目教育についてでございますが、先日2月27日に、今回の一般質問のためにICTタブレット導入についての視察研修をいたしました。研修の結果について述べますと、まず熊本県立松橋高校について1

点目、現在友枝先生の指導で、パソコン室でパソコンの利用をしてリクルート社のスタディサプリ小中高大社会人向けの学習支援サポートの英・数・国を利用、2点目、ペーパーテストと組み合わせて教師が弱点をアドバイスして、スタディサプリの動画授業で補強、また休暇中でも各生徒からの自らスタディサプリの動画を視聴して学習しないと解けない課題を出すなどを考えて利用されております。3点目、1人当たり導入コストは年6,000円、月500円。コンピュータはパソコン室のウィンドウズパソコン等既存のものを利用。4点目、成果としては導入後に成績が伸びているということを確認済みです。

次に、熊本市立向山小学校について、熊本市教育委員会の学校教育部教育センター土井室長が主動されておりまして、当日説明も担当していただきました。現在は小学校16校、中学校8校への先行導入が済み、最終的にはiPadを生徒用2万台と教員用4,000台の導入予定で、小学校は本年4月から、中学校は来年4月から導入。生徒3人に1台の割合で導入予定。2点目、ドコモ社による提案でベネッセ社のドリルパーク、MetaMoz社のMetaMoz授業支援アプリ、ロイロ社のロイロノート思考力、プレゼン力、英語4技能育成ツールの3つをインストールして利用中。3点目1人当たりの導入コストは5年分で約125,000円。4点目、成果測定は現在生徒へのアンケートなどの主観に基づいたものだが、今後はベネッセ社と学習システムの共同開発を行い、成績向上に結びつける計画。熊本市教育委員会指導課マツシマ氏、マメツカ氏が指導されるというふうに聞きました。5点目が、向山小学校の特別支援学級の児童が音声入力をしながら集中して学習効果を上げておりました。

最後に、宇城市立不知火小学校。1点目、1月にパソコン室にウィンドウズ10のタブレットを導入済み、ジャストシステム社の小学校向けのドリル学習ソフトであるジャストスマイルドリルをインストール済み。2点目は、現在は各学校にサーバーと無線LAN、Wi-Fiを導入しての利用を考えている。予算計上してありました。参考として、熊本市は各タブレットから携帯電話セラーを利用してインターネット接続がある。例えば機器はタブレット、その中でも、ウィンドウズ、iPad、アンドロイドなど、また通信方法は無線LANやセラーなど、機械に入る学習支援ソフトの一例としてジャストシステム社のジャストスマイルドリル、個人向けスマイルゼミの機能限定版が宇城市、ベネッセ社のドリルパークが熊本市と宇城市、MetaMoz社のジャストシステム系のMetaMoz授業支援アプリが熊本市、ロイロ社のロイロノート思考力、プレゼン力、英語4技能育成ツールが熊本市、リクルート社のスタディサプリが松橋高校などがありますが、以上が研修の結果です。そのほかのものも含めて広く検討していただいて導入をされるよ

うにお願いをいたしておきます。

そこで、小さな1点目、小中学校ICT教育環境整備事業におけるICT支援包括提携事業委託について、また業者の選定はどのように行われるのか教育部長にお尋ねいたします。

○教育部長（蛇島浩治君） まず、ICT支援包括提携事業の目的について説明をいたします。ICT機器を導入する上で、様々な課題が想定されます。導入による効果検証の困難さ、教員のノウハウ不足、操作方法やトラブル対応等の人的支援不足など、これらの課題をクリアするために、民間事業者の教材や教育ノウハウを包括的に導入することによって、教員の負担軽減及び指導力の向上、ひいては子どもたちの学力向上につながることを目的にしております。

ICT機器の整備に際しましては、児童生徒及び教員に対し、効果的な活用を図るため、学校教育の専門的知識を活かした民間事業者と連携し、各学校へのICT支援員の配置やデジタル教材の導入等のソフト面の充実を図ることにしています。

具体的には4点ございます。1つ目はプログラミング教育の学習コンテンツをはじめ、基礎学力の定着を図るドリル教材の導入など、一体的なソフトウェアの導入を行います。2つ目は、ICT支援員を配置し、授業の支援や教材の作成、ICT機器の操作方法・研修を行います。3つ目は、英語4技能、こちらは聞く・話す・読む・書くの指導改善や学校現場でのPDCAサイクルの構築を行い、成果の数値化を行います。また、独自の教材の提供や研修を随時実施する予定です。4つ目は、ICT機器の活用率や授業の質の向上、児童生徒の思考力向上の可視化を行います。

以上が、本事業の目的でございます。最後に、民間事業者の選定方法及びスケジュールでございますが、現在は検討段階でございますので、より良い民間事業者を選定したいと考えているところでございます。スケジュールは、平成31年度初めに事業者を決定し、包括連携協定を締結いたします。その後、ICT機器を活用した学習コンテンツなどの開発・活用に協力して取り組み、ICT支援包括提携業務委託を早期に締結できるように進めてまいりたいと思います。

○19番（豊田紀代美君） 中学校のICT機器の導入にあたっては、事前に1クラスでも実証実験を行った上で導入機器の選定を行うことが必要だというふうに私は考えております。また実証実験を通じて現場の先生方、子どもたちの意見も取り入れることが可能ですし、そうすることによって全体に導入したときの運用のノウハウも入手でき、トラブル等があったとしても本運用までに早期に解決できる方策が見い出せるのではないかと思います。教育部長のお考えをお尋ねいたします。

○教育部長（蛇島浩治君） 今回のICT支援包括提携に関する委託先の選定におきましては、他自治体の提携状況も参考に検討中でございます。

実証実験につきましては、既にＩＣＴ環境設備を先行実施している自治体があり、ＩＣＴを効果的に活用した先進事例がございます。学習コンテンツや教材等のソフトウェア及びＩＣＴ機器など、他自治体の導入状況・実績を検証し、本市にとってより良い導入となるように研究してまいります。

本年度は、小・中学校１２校のパソコン教室に学習教材を整えたタブレット端末を設置し、現在活用していますので、学校の意見や要望を集約した上で、ＩＣＴ機器の整備に取り組んでまいりたいと思います。

○１９番（豊田紀代美君） 御答弁ありがとうございます。ＩＣＴのタブレットパソコンをリースにした理由についてと、ＩＣＴ関連備品購入費についてお尋ねをいたしたいと思いますが、まずはＩＣＴタブレットパソコンをリースにした理由を簡潔にお願いいたします。

○教育部長（蛇島浩治君） タブレットパソコンをリースとした理由についてお答えをいたします。平成３１年度予算は、中学校に１人１台のタブレットパソコン１,５５０台のリース料３,１６８万円を計上しています。これは１０月から３月までのリース料でございまして、予算書の債務負担行為に記載してありますが、５年総額で３億１,６８０万円を予定しております。

これに、平成３２年度は、議会の御承認をいただければ小学校に約１,２００台のパソコンを整備する計画ですので、財政負担の平準化を図るため、そして５年後のコンピュータの進化を見据えて５年リースとしたものでございます。

○１９番（豊田紀代美君） 先ほど視察研修した結果の報告をさせていただきましたけれども、ほかにもＩＣＴに詳しい小中高の先生方とも意見交換をさせていただきました。もちろん、宇城市の担当者とも話をさせていただきました。平成３２年度小学校に約１,２００台の整備をされる計画ということですので、今御答弁いただいたことをしっかりと検証をされ、意見の集約をされて、平成３２年度導入に向けて万全を期していただけますように強く要望をいたしておきます。

続きまして、小さな３点目、ＩＣＴ関連備品購入費についてお尋ねをいたします。

○教育部長（蛇島浩治君） 平成３１年度は、先ほどのタブレットパソコンだけでなく、大型提示装置、実物投影機及びデジタル教科書等も整備することになっています。

具体的には、電子黒板及び実物投影機２１７台の購入費が６,５１０万円、指導者用デジタル教科書１,４１０万円、パソコン教室パソコン更新２６２台の購入費５,７１８万円、校務用及び指導者用パソコン８５０台のリース料２３２万１千円、無線ＬＡＮ設置工事費８,１００万円を予定しております。

これにより、子どもたちの学習活動の充実を図る上で必要なＩＣＴ環境が整うこととなります。

これに併せて、専門的知識を活かした民間事業者と連携したＩＣＴ支援包括提携を計画していますので、あらゆるＩＣＴ機器を一体的に活用することにより、子どもたちの学習への興味・関心を高めるだけでなく、子どもたちが主体的に協働的に課題の解決に向けて取り組むなど、多様な授業を行うことにつながるかと思います。

また、学習履歴やテスト結果などのデータに基づき、一人ひとりの課題や達成度に応じた指導を行うことも可能になります。さらに、教員の校務面にＩＣＴを活用することで、子どもたちと向き合う時間を増やすなど、様々な教育的効果が期待されます。

今回の教育のＩＣＴ環境整備は基礎学力の向上、聞く・話す・読む・書くの英語４技能育成、主体的・対話的で深い学びの実現など、新しい時代を生き抜く子どもたちの育成を目指しているところでございます。

○１９番（豊田紀代美君） ３月１日の熊日新聞に宇城市の全中学生１人１台タブレット、２０１９年度導入、公立中で九州２番目との記事がありました。市長の施政方針をお聞きし、教育に対する強い思いを認識させていただきました。守田市長の考えを再度お示しいただきたいと思います。

○市長（守田憲史君） 先の施政方針で申しましたように、子育てや教育を取り巻く環境は、生活の多様化や情報化などの進展により大きく変化しております。

将来の宇城市を支える人材育成のためには、確かな学力を向上させる取組と社会の変化に対応した教育の推進が必要です。子どもたちが幅広い知識と教養を身に付け、豊かな人間性と健やかな身体をつくれるよう、安全かつ快適な教育環境の整備と子育て支援が充実したまちづくりを進めます。ＩＣＴにおいてもハードだけではなくソフトもしっかりと力を入れてまいります。

これらを実現するため、今回の平成３１年度当初予算を編成しています。

○１９番（豊田紀代美君） 宇城市の次世代を担う子どもたちのために、教育環境の整備と子育て支援についても、なお一層の御尽力をお願いいたしておきたいと思います。

最後の質問に入ります、大きな４点目、熊本地震被災者支援についてでございますが、小さな１点目、被災宅地復旧支援事業補助金についてこれまでの実績や事業効果等について、土木部長にお尋ねをいたします。

○土木部長（成田正博君） 被災宅地復旧支援事業は、熊本地震により被災した個人住宅の宅地を復旧する費用を支援するものでございます。復旧にかかった事業費から５０万円を控除して残りの３分の２を支援するものでございます。

個人住宅の擁壁の復旧や地盤改良の費用として、平成２９年度からこれまで１８９件、２億９、１００万円余りを支援決定しております。この件数は熊本市、益城

町に次ぐ県内３番目の多さでございます。

最近は受付件数も減少してまいりましたが、平成３１年度も同様の予算を確保しております。市民の宅地復旧の支援を続けてまいりたいと考えます。

○１９番（豊田紀代美君） 熊本地震から３年が経過しようとしています。私の自宅や小屋も全壊で、自宅再建もちょっと断念いたしました。被災住宅復旧支援事業も１８９件、２億９，１００万円余の支援決定がなされたとの御報告を土木部長からいただきました。熊本市、益城町に次ぐ県内３番目に多いという御報告でありました。宇城市の熊本地震の被害の甚大さを再認識いたしましたところでございます。平成３１年度当初予算にも計上していただいております、今後も市民のために復旧支援になお一層の御尽力をお願いいたしておきます。

小さな２点目、仮設住宅入居者の保証人なしの提案についてでございますが、２０１５年１２月３日の日本経済新聞電子版に「復興住宅入居しやすく税滞納、保証人なしでOK広がる」という内容の記事がありました。東日本大震災や東京電力福島第１原発事故の被災者が仮設住宅から災害公営住宅への入居条件を緩和する条例制度で、これまでは住民税の滞納や連帯保証人がいない場合は入居を認めない自治体が多かったが、条例改正などで被災者の住宅確保を優先するケースが増えたとあります。また、２０１８年８月２９日、同じく日本経済新聞電子版で「仮設住宅などで暮らしている人たちの住まい再建に向けて、熊本県は県賃貸住宅経営者協会など関係機関との連携協定を結び、保証人がいなくても民間住宅へ入居できる仕組みを整備した」とあります。協定の締結で蒲島知事は、「不安を解消し、安心して生活再建できる環境が整う精神的な取組が、全国の災害対応の先例になることを期待している」と述べられております。以上の事例や熊本市で行っている被災者支援策として、保証人不要の災害公営住宅の入居について提案をいたしたいと思います。土木部長に御答弁をお願いします。

○土木部長（成田正博君） 現在、市では約１，２００戸の市営住宅を管理しております。公営住宅法の規定によりまして管理運営を行っておりますので、２人の保証人を必要としています。保証人の義務としては、入居者が家賃の支払いを滞った場合の支払いや明渡しの手続きの代行を行っていただくものでございます。

災害公営住宅で保証人不要で入居を認めた東日本大震災の事例もありますが、市は今のところ、災害公営住宅も公営住宅法で規定します市営住宅でありますので、保証人不在の入居を認めてはいない状況でございます。

県内自治体で保証人不要としておりますのは、今、熊本市のみでございます。被災自治体で認めているところは、今のところございません。

災害公営住宅で保証人不要の特例を設けますと、全国で問題になっております公

営住宅の遺品の放置等の問題発生もあります。

しかしながら、仮設住宅等にお住まいの方で、災害公営住宅の入居決定がなされていながらも、保証人探しに困難され、入居手続きが遅れている方もいらっしゃいます。真に困っていらっしゃる方に手を差し伸べることは必要でございます。

そういった特別な事情がある方は、個別に相談に来ていただくように仮設住宅等を巡回し、住まい再建支援を行っております宇城市地域支え合いセンターの相談員にもお伝えしているところでございます。

○19番（豊田紀代美君） 土木部長御指摘のとおり、全国に問題となっている公営住宅の遺品の放置の問題発生もあるかもしれません。しかし、熊本地震で住む場所を無くされての入居です。これまでの公営住宅とは異なるのではないかと思います。部長の御答弁にありました特別な事情がある方は、個別に相談に来ていただけるよう仮設住宅を巡回し、住まい再建支援等も御配慮いただいていることについては感謝を申し上げたいと思います。先ほども申し上げましたが、県は、県賃貸住宅経営者協会と連携協定を結び、保証人なしで民間賃貸住宅への入居ができる仕組みを整備されたと申し上げました。本市でのお考えを再度お尋ねをいたしたいと思います。

○土木部長（成田正博君） 県は確かに熊本地震で被災し、仮設住宅で生活する人たちの住まい再建に向けまして、県賃貸住宅経営者協会など関係機関と連携協定を結び、民間住宅への入居の条件を緩和しています。

国土交通省住宅局におきましても、住宅に困窮する低額所得者への保証人緩和といったことも必要ではないかとしています。

先ほど申しました問題等もあります。県は自治体間で対応に差が出ないように調整を進めていくということでもありますので、今後、国・県からの指導や県内の被災自治体の動向を見守っていきたいと考えております。

○19番（豊田紀代美君） 土木部長の御答弁で、国交省の住宅局も、住宅に困窮する低額所得者への保証人緩和の必要性を発信しておりますし、県は自治体間で対応に差が出ないように調整を進めていく方向だということも確認ができました。部長の御答弁の中にありました遺品放置や家賃の滞納等で苦慮されていることも十分に理解をした上で、それでもどう頑張っても保証人が見つからない低額所得者や高齢者等の弱者については、救済措置を取っていただけないものか再々度お尋ねをいたします。

○土木部長（成田正博君） 豊田議員もいろいろな問題点や課題を理解しての御意見だと思います。真に困っている方、真に困っている被災者に対して自治体が手を伸ばすことは必要であり、当然であります。その見きわめを行いながら前向きに取り組んでいきたいと考えます。

○19番（豊田紀代美君） 土木部長ありがとうございます。どんなに努力してもどんなに頑張っても保証人を見つけることができない弱者に代わって、心から感謝を申し上げたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたしておきます。

これで一応私の一般質問は終わりますが、本年度で退職される執行部の皆様、長年にわたり旧5町時代から今日まで大変お疲れ様でございました。私も議会の一般質問等で御答弁をいただいたり、市民からの要望に相談に乗っていただいたり、それぞれの所管で本当に大変お世話になりました。少しはゆっくりされて長い間のお疲れを癒していただきたいと思います。本当に長い間、宇城市それから宇城市民のために御尽力を賜ったことを心から感謝を申し上げまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（長谷誠一君） これで、豊田紀代美君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中でありますが、本日の会議はこれで延会にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

明日8日は、午前10時までに本会議場に御参集願います。

どなた様も御苦労様でした。

-----○-----

延会 午後0時14分

第 6 号

3月8日 (金)

平成31年第1回宇城市議会定例会（第6号）

平成31年3月8日（金）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1

一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（22人）

1番 原 田 祐 作 君
3番 山 森 悦 嗣 君
5番 坂 下 勲 君
7番 高 本 敬 義 君
9番 福 永 貴 充 君
11番 園 田 幸 雄 君
13番 福 田 良 二 君
15番 渡 邊 裕 生 君
17番 長 谷 誠 一 君
19番 豊 田 紀代美 君
21番 石 川 洋 一 君

2番 永 木 誠 君
4番 三 角 隆 史 君
6番 高 橋 佳 大 君
8番 大 村 悟 君
10番 溝 見 友 一 君
12番 五 嶋 映 司 君
14番 河 野 正 明 君
16番 河 野 一 郎 君
18番 入 江 学 君
20番 中 山 弘 幸 君
22番 岡 本 泰 章 君

4 欠席議員はなし

5 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 吉 澤 和 弘 君 書 記 山 本 裕 子 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	守 田 憲 史 君	副 市 長	浅 井 正 文 君
教 育 長	平 岡 和 徳 君	総 務 部 長	成 松 英 隆 君
総 合 政 策 監	村 上 理 一 君	企 画 部 長	岩清水 伸 二 君
市民環境部長	園 田 敏 行 君	健康福祉部長	那 須 聡 英 君
経 済 部 長	吉 田 裕 次 君	土 木 部 長	成 田 正 博 君

教 育 部 長	蛇 島 浩 治 君	会 計 管 理 者	木 下 堅 君
総 務 部 次 長	天 川 竜 治 君	企 画 部 次 長	中 村 誠 一 君
市民環境部次長	村 上 雅 宣 君	健康福祉部次長	稼 隆 弘 君
経 済 部 次 長	杉 浦 正 秀 君	土 木 部 次 長	坂 園 昭 年 君
教 育 部 次 長	吉 田 勝 広 君	三 角 支 所 長	内 田 公 彦 君
総 括 審 議 員	原 田 文 章 君	不 知 火 支 所 長	村 上 伸 一 君
小 川 支 所 長	篠 塚 孝 教 君	豊 野 支 所 長	中 村 隆 文 君
市民病院事務長	伊 藤 博 文 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	蔵 原 正 敏 君
監査委員事務局長	横 山 悦 子 君	財 政 課 長	木見田 洋 一 君

開議 午前１０時００分

—————○—————

○議長（長谷誠一君） これから、本日の会議を開きます。

教育部長より発言の申し出がありますので、これを許します。

○教育部長（蛇島浩治君） 発言の訂正をさせていただきます。

先日７日の一般質問で、１９番、豊田議員の質問事項３、教育についての（３）ＩＣＴ関連備品購入費について答弁させていただきました際、校務用及び指導者用パソコン８５０台のリース料を２３２万１千円と申しましたが、２、３２１万円の誤りでございました。訂正をさせていただきたいと思います。金額、数字につきましては正確に報告すべきところを間違っしまい、誠に申し訳ございませんでした。よろしくお願いいたします。

—————○—————

日程第１ 一般質問

○議長（長谷誠一君） 日程第１、一般質問を行います。

順番に発言を許します。まず、２０番、中山弘幸君の発言を許します。

○２０番（中山弘幸君） ２０番、うき未来２１の中山でございます。早速質問に入りますが、あらかじめお断り申し上げますが質問の順序を入れ替えさせていただきます。７番を１番、１番を２番、２番を３番、３番を４番、４番を５番、６番はそのまま５番を７番にお願いいたします。

ではまず、憲法改正議論について質問いたします。今回この問題を提起するにあたりまして、いろいろと御意見をいただきました。また、議会運営委員会でも議論になりましたが、委員長をはじめ議長、委員の皆様方、そして事務局の方々のあたたかい御配慮によりまして、この質問ができますことに心より感謝を申し上げます。そして何よりこの質問のきっかけを与えていただきました自民党総裁の安倍総理に対しても感謝いたします。私たち地方議員は日頃より国会で議論されている国の行く末を左右するような重要課題について議会で議論することはありませんし、自身の赤心を披れきする機会はほとんどありません。そういう意味でこの質問を取り上げた次第であります。

さて、本題に入りますが、安倍総理は最近頻繁に憲法改正に触れておられます。私は、今の憲法を１字たりとも変えてはいけないと言うつもりはございません。時代が変われば、その時代にそぐわないことも出てくることは否定するものではありません。しかし、安倍総理が言われる憲法改正は、９条に自衛隊を明記することを念頭に置いておられることは明らかであります。私自身及び国民民主党は、憲法９条は変える必要はないという立場であることを冒頭に明言をしておきます。その理

由は、安倍総理が国会で何度も発言しておられるように、自衛隊を憲法9条に明記しても、自衛隊の任務並びに権限そのものは何も変わらないということであります。私並びに国民民主党は、専守防衛を基本とする自衛隊は合憲という立場であります。国際貢献や災害救助など危険を顧みない献身的な活動に対して、自衛隊は違憲だという方に私はこれまで会ったことはありません。安倍総理は憲法9条に自衛隊を明記する理由に、自衛隊員の子どもの「お父さんの自衛隊は違憲なの」と聞かれたことを度々発言されております。そのことが事実かどうかは別としまして、そのことをもって理由にするには相当な無理があります。最近ではそれではあき足らず、自衛官の募集に多くの自治体が非協力だとして、9条に自衛隊を明記することで解決できると訴え、なりふり構わない言動にはあきれられるばかりであります。そもそも現行の憲法の下で、自衛隊は自衛隊法、警察は警察法、海上保安庁は海上保安庁法で任務が明記され、その存在が保障されております。なぜ自衛隊だけが憲法に明記する必要があるのでしょうか。自衛隊に専守防衛以外の任務と権限を与えたいのではないかと考えざるを得ません。このことが私が憲法9条に自衛隊を明記する必要はないと明言する2つ目の理由であります。

そこで、市長にお尋ねします。日頃、地方行政を行う中で広い意味で憲法改正の必要性を感じることがありますか。憲法9条につきましてはおそらくお答えできないと思いますので、それ以外のところで結構です。答弁をよろしくお願いいたします。

後の質問は、質問席から行います。

○市長（守田憲史君） 憲法改正については、まず国会での議論を待つところです。この場での答弁は控えさせていただきます。

○20番（中山弘幸君） 私は、憲法につきまして1つだけ言いたいことがあります。それは選挙における1票の格差の問題であります。私は、格差はある程度あっても仕方がないのではないかと考えております。なぜなら1票の格差の平等を追及した結果、私たちが住むこの衆議院の第4選挙区は、熊本県の半分を占めるというとても広い選挙区になってしまいました。かたや第1選挙区の面積は極めて狭い、また埼玉県はあの狭いところに15区ほどあります。東京においてはそれ以上であります。1票の価値の格差を理解しますけれども、では、面積の格差、日頃からの政治活動、選挙におけるコストの格差はどうしてくれるのかと私は考えます。今後も1票の格差を追及していけば、ますます地方から国会議員がいなくなり、大都市だけが定員が増えていきます。これを放置すれば志を持ち、国政を目指す人材は地方では育たず、広い意味で優秀な若い人材は中央を目指すことになると思います。これは地方創生に逆行すると感じております。しかし現行の憲法ではどうしようもありません。国会議員は、自分の選挙区のことばかり考えていればいいというものでは

ありませんが、やはり地方のことは地方の議員にしか分からないこともあります。
私たち地方議会でもこのことは論議する必要があるのではないかと考えております。

そこで、市長にお尋ねいたしますけれども、このことについて日頃から何か考えておられることがあるか、また地方の首長でこのことが話題になることがあるかお尋ねをいたします。

○市長（守田憲史君） この格差の問題につきましても、まずは国会の議論を待つところでございます。

○20番（中山弘幸君） では、次に移ります。自衛隊員募集に対する協力につきまして、議長のお許しを得まして資料を配布しておりますけれども、この自衛隊員の募集に関しまして、宇城市ではどのような対応をされているかお尋ねをいたします。

○総務部長（成松英隆君） 自衛隊への協力体制ということにお答えしたいと思います。

先般、安倍首相が自民党大会の演説の中で「自衛隊の新規隊員募集に対し、自治体の6割以上が協力を拒否している」と発言されたということでございます。

この発言は、自衛隊法の規定に基づく自治体の法定受託事務の1つでございます。自衛官募集事務の中で、募集対象者の個人情報の提供を紙や電子媒体でなく、住民基本台帳の閲覧で対応させることにより、募集業務にあたる隊員が書き写す作業に膨大な時間を要することの主張でございました。

制度的には、自衛隊が依頼する対象者の個人情報の提供は求めることができると解されております。全自治体の約9割は情報提供に協力しているものの、閲覧対応が全体の53%を占めている現状にございます。

本市は、総務省自治行政局が、個人情報の取扱いは市の条例に沿って対応するのが原則、または情報提供した場合、住民基本台帳法において問題となることはないとの見解を示したこと、防衛大臣が協力を要請していること、さらには県も国の意向を基に県下市町村に対し配慮するよう通知していることなどを十分に考慮し、関係法令及び市個人情報保護条例の規定を踏まえ、現在名簿より個人情報の提供を行っております。

なお、熊本市をはじめ県内14市全てが名簿を提供していると聞き及んでおります。

○20番（中山弘幸君） 理解できました。一部個人情報に関しまして議論もあるようでございますけれども、私はこのことにつきまして特段深く追及するつもりはございません。

次に移ります。移住対策についてお尋ねをいたします。この件は先の議会で質問できませんでしたので、今回再度取上げました。私は以前、三角にありますサイハテ地区のことを取上げました。私は何回も申し上げておりますけれども、1つの成

功例として紹介しているわけでありまして、サイハテの方々と一緒にどうこうしろと言っているわけではありません。ただ、実際に宇城市に移住して来られた方々にどうして宇城市を選ばれたのか、また宇城市に来てどうですか、何か困ったことはないですか、どうしたら宇城市に移住者が増えるでしょうかなどと、アドバイスをもらうことはとても有益ではないかということを私はお尋ねしています。市長は会ったこともない、話したこともない方々のことをライフスタイルがどうか、価値観がどうだなどということは、少し私は偏見があるのではないかと感じております。宇城市ではこれからPRビデオも完成し、これからいよいよ全国的に宇城市を売り出そうというときに、トップにそのような考えが少しでもあれば私は良くないと思っております。確かに移住を希望される方々にはいろんな方がおられるでしょう。しかし反面様々な可能性を持っておられる方もおられます。こちらが誠意をもって接すれば必ずことはいい方向に進んでいくと考えています。市長のお考えをお尋ねいたします。

○市長（守田憲史君） 移住者の受け入れにつきましては、人口減少を抑制し、将来にわたって持続的に発展できる地域をつくるため、非常に重要であると認識しています。サイハテの方々とはお話ししたことはありません。訪ねたことはあります。お話をしたことがないことをもって偏見があると発言ですが、私はいかがなものかと思えます。訂正を要望します。

○20番（中山弘幸君） そうではなくて、これまでの市長の答弁の中で、ライフスタイルとか価値観とかいう答弁の文言があってございましたので、やはり会ったことがない中で、その価値観とかライフスタイルということを使うのは、少し偏見があるのではないかという意味でございますので、決してそういう意味ではございません。

○市長（守田憲史君） 偏見っておっしゃったでしょう。

○20番（中山弘幸君） だからですね、会ったことがない、話したことがない方に対して、価値観とかライフスタイルとかそういう表現は偏見ではないかという意味でございます。

○市長（守田憲史君） サイハテにお住まいの方々が、いろいろな人生の考え方の中であそこに入っていच्छるのは尊重するところで、それは今まで三角町の歴史その他の中でお聞きしているところでございます。その中で、お話をしていないのですが、ある程度の人生の選択の中であそこにお住まいになっている、それはそれで大変尊重すべきことだと思います。それをもって偏見という言葉になること自体が分かりません。訂正を要望します。

○20番（中山弘幸君） 市長が偏見を持っていないと言われるのであれば、それは私訂正いたします。申し訳ありません。

では、次に移ります。次に今回国が新しい制度を打ち出しておりますけれども、それに対する取組とそして地域おこし協力隊、これに関しましては積極的に取り組んでいきたいという答弁をもらっておりますけれども、今後の取組状況についてお尋ねをいたします。

○総合政策監（村上理一君） それでは2点御質問いただきましたので、まず1点目の国が新しく創設した移住対策の補助制度の取組についてお答えしたいと思います。

平成31年度の地方創生事業といたしまして「わくわく地方生活実現政策パッケージ」という制度が実施されることとなります。この事業は、東京圏から地方へのUJIターンによる起業・就業する際の移住について支援するものでございまして、地方に移住し就業した場合は最大100万円、起業した場合は最大300万円を地方創生推進交付金で支援するものでございます。

この事業は移住支援、マッチング支援、起業支援の3つの事業が現在予定されておりまして、まず移住支援事業は、直近5年以上東京23区在住者または在勤者等が、熊本県内に移住し就職した際に、市町村が移住支援金最大100万円を支給します。マッチング支援事業は、県内企業の求人情報を掲載するマッチングサイトの構築を県が行います。また起業支援事業は、東京23区在住者または通勤者などが、熊本県内で起業した際に、県が起業支援金最大200万円を支給するものでございまして、これらの事業は来年度以降の実施に向けまして、現在、県と市町村が連携しながら準備を進めているところでございます。

2点目の地域おこし協力隊の活用についてお答えいたします。

地域おこし協力隊は、平成21年度から始まっておりまして、都市部から過疎地域等への条件不利地域に生活拠点を移した者を地方公共団体が地域おこし協力隊員として委嘱をして、地域協力活動を行いながら、定住・定着を図るという制度でございます。

平成29年度現在におきまして、全国で997の自治体4,830人が隊員として活動しています。

今年度、市では観光地域振興に係るマーケティング機能の強化及び収益力の向上を図るという観点から、地域おこし協力隊員2人を昨年7月から募集しておりまして、この3月に1の方が観光物産協会を拠点として活動を始めておられます。

平成31年度におきましても、新たに空き地空き家対策の調査研究推進に係る協力隊員2人分の関係予算を計上しております。

今後も、地域おこし協力隊の活動効果などの検証や各自治体での活動の情報収集を行っていくとともに、協力隊の地域ニーズの掘り起こしや移住促進を図る目的で、様々な分野での制度利用の方向性を探ってまいりたいと考えております。

○20番（中山弘幸君） 国は、東京一極集中の是正のために様々な政策を打ち出しておられますので、これは評価したいと思います。市としましてもこれらを積極的に活用していただきまして、移住促進につなげていってほしいと思います。

私は、地域おこし協力隊には地域の担い手として活躍してほしいなと思っておりますけれども、そこで問題になりますのが住まいの問題であります。実際、私の地区でも空き家はたくさんありますが、貸家として使える家は1軒もないのが現状です。三角全体を調査したわけではありませんので詳しいことは分かりませんが、おそらくそんなに多くはないと思います。過疎地における空き家の状況の把握はしておられるのかどうか、その点お尋ねをいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） 空き家の状況把握につきましては、平成27年度に市内全域の空き家実態調査を実施しデータ化をしておりますが、その後、熊本地震による公費解体もございまして、現在の空き家の実態と大きくかい離している状況にございます。このため平成31年度当初予算に、市内全域の空き地空き家の実態調査委託料を計上しているところでございます。

なお、現在空き家バンクには、市全体で11件、うち三角地区では4件の物件が登録されております。

○20番（中山弘幸君） このことは先日委員会でも議論させていただきましたが、地域おこし協力隊員を活用されまして、今年空き家調査をされるということですので、またしっかりと調査されることを期待申し上げまして、次に移ります。

次に、国道266号線の景観について御質問いたします。まず、ワシントンヤシの伐採の経緯について質問いたします。ここに届きました市民からの声を御紹介申し上げます。「最近、三角から不知火を走る国道266号線の街路樹のワシントンヤシが無くなっていることに気づきました。30年前熊本県では緑の3倍計画で緑化が進められ、森の都熊本の環境整備が盛り上がっていました。その一環として三角から不知火間の道路緑化が進められ、大口手場海岸にワシントンヤシが植えられました。この国道266号線の左右を海とワシントンヤシの間を走る快適な道路として人気がありました。友人は、宇土半島の北側の国道57号線より走りやすいと言って利用していました。地元の人たちもこの景観になじんでおり、南国の気分を醸し出してくれると言われておりました。そのワシントンヤシが伐採されたことに驚きました。三角の良さ、シンボルがまた1つ無くなりとても残念です。なぜ伐採されたのか納得のいく説明を求めます。また、代わりにどんな街路樹が植えられるのかをお尋ねします」ということでありました。実際、私も伐採されて感じますことは、とても殺風景になってしまったということでもあります。私たちは伐採されることを全く知りませんでした。県から市に対してどのような説明があったのか、そ

れに対して市はどう対応されたのか、また地元に対してどのような説明がなされたのかをお尋ねいたします。

○土木部長（成田正博君） 国道２６６号のワシントンヤシは、昭和６０年頃沿道の景観形成を目的に、不知火町の永尾から三角町の波多まで、八代・不知火海沿岸の延長１７キロメートルにわたりまして、約２００本植栽されたものです。

長年、国道２６６号のシンボルとして親しまれてまいりましたが、近年では老木化が進みまして、道路景観の質の低下や倒木の危険性などが危惧されておりました。

また、平成２８年８月に道の駅不知火付近で、葉の落下によりまして走行中の車両が損傷するという事故が発生しました。

そこで、県は平成２９年度から「県道路植栽維持管理計画」に基づきまして、道路の眺望を阻害しないよう、ヤシを伐採し、交通の安全を確保する事業に取り組まれています。ヤシの伐採は、昨年度車両事故が発生した道の駅不知火周辺を、また本年度は三角町大口と波多の伐採を実施して、これまでに全体の約半数が伐採されたところでございます。

なお、伐採の実施にあたりましては、市及び地元区に対しまして、県がこれまでの経緯と事業の目的について説明がっております。さらに、本年度は地元の皆様に事業の理解を深めていただくため、伐採します地区全戸にチラシによる回覧がなされたと伺っております。

管理いたします県は、安全性を憂慮されたと考えます。

○２０番（中山弘幸君） 確かに、葉っぱの落下による車の破損のことは問題になっておりました。しかしそれは、適切に管理すれば防げたかもしれない問題であります。私は地元の議員として住民から「議員は知らなかったつかい、何ばしよったとか」というふうにお叱りを受けました。せめて我々地元議員には、事前にお知らせがあればよかったなと今思っているところでございます。

そこで、今後の景観形成でございますけれども、先ほど申し上げましたけれども、とても殺風景になっております。県並びに宇城市は今後この景観形成につきましてどのような考えを持っておられるのかについてお尋ねをいたします。

○土木部長（成田正博君） 国道２６６号は、天草と宇城を結ぶアクセス道路としまして、市の振興に重要な役割を担う路線でございます。ですが、まず、安全かつ円滑な交通の確保が必要と考えております。

県では、平成３２年度を目標にヤシの伐採を完了させ、代わりに良好な視界を確保するために地被類を植栽することで、歩行者と車両が安心して通行できる沿道の空間を創出される計画と聞いております。

今後、市としましては、市景観計画に定めます幹線道路沿線景観ゾーンとしまし

て、眺望を保全した上での緑化の推進を要望してまいりたいと考えております。

○20番（中山弘幸君） ちょっと分からなかった、何だった樹木の名前は。

○土木部長（成田正博君） 地被類でございます。

○20番（中山弘幸君） はい、分かりました。資料をお配りしてありますけれども、このような何ともすばらしい景観を今後見ることができなくなったわけでございます。確かに通行者の安全を守ることは大切なことだと思います。しかし、このような景観もとても大切であります。心の豊かさ、そのようなことが大切にされる宇城市、熊本県であることを願いながら、次の質問に移ります。

次に、元気老人に対する支援についてお尋ねをいたします。私がここで言います元気老人というのは、80歳代後半から90歳代のお年寄りで介護認定を受けていない方のことをいいます。大体この年代になれば近所には話し相手もほとんどいなくなり、介護認定も受けておられませんので、デイサービスなども行かれませんか、人との交流もなくなり孤立しがちになります。このような方々に対して、宇城市ではどのような支援を行っておられるのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 本市における高齢者への独自の支援策としては、高齢者の長寿を祝い、長年にわたる社会貢献に対する感謝の意を表して、米寿・百歳到達の節目の年及び百歳以降は毎年敬老祝金を給付しております。また、高齢者夫婦祝金支給事業として、結婚50年の金婚、結婚60年のダイヤモンド婚、結婚75年のプラチナ婚の節目の年に申請された夫婦に記念品を支給しております。

さらには、行政区等の開催により地区内の75歳以上の高齢者が参加する敬老会事業にも、75歳以上の高齢者数に応じて補助金を交付しております。

介護認定を受けられていない65歳以上の高齢者に対しては、平成27年度からの総合事業移行に伴い、介護認定を受けている方よりも利用サービスが内容に応じて安価となるだけではなく、利用者の心身の状況に応じた多様で細分化した適切なサービスの利用が可能となりました。具体的には、通所型サービスの筋力アップ教室や元気が出る学校等、訪問型サービスでは安心生活サポート事業、スポット訪問事業等、一般介護予防事業としては、いきいき百歳体操事業、地域型脳いきいき教室等といった事業の利用ができるようになりました。

また、サービス利用決定までの期間も認定決定ができるまでに1か月以上を要していたものが、利用決定期間が短縮化され、支援が必要なときに適切なサービスが受けられるようになっております。

○20番（中山弘幸君） 分かりました。今後の取組でございますけれども、元気老人がおられる方々の話ではありますけれども、家族としては元気であることはありがたいと幸せなことであるけれども、元気だからといって日頃から目を離すことはでき

ない。また旅行に行きたくても1人残して旅行に行くこともできない。デイサービスやショートステイを利用したくても介護認定を受けていないので利用できない。そこで市独自の政策として、例えばデイサービスやショートステイなどの提供はできないかという要望もございます。そういったことも今後検討すべきではないかと考えておりますけれども、その点はいかがですか。

○健康福祉部長（那須聡英君） 平成30年12月末時点で、本市における75歳以上の高齢者数は1万261人で、そのうち介護認定を受けておられない方は7,269人であります。

また、85歳以上は全体で3,798人、そのうち介護認定を受けておられない方は1,770人となっております。

この介護認定を受けておられない方々全てが、健康的な日常生活を送られているとは断定できませんけれども、介護サービスの給付がないことは確かでございます。自分の趣味活動の継続や住民主体のサービスなどの介護保険以外の社会資源を活用され、今後も健康的な生活を送られることは、全ての高齢者の目指すところであると考えております。

○20番（中山弘幸君） 80歳代でも半分近くの方が認定を受けておられないということで、これはある意味いいことではないかと思えます。かなりいろいろなサービスもあるようでございますけれども、社協のホームページで見ましたけれども、総合事業の中で介護予防生活支援サービス事業の中で、基本的には要支援の1、2を受けた方が対象になっておりますけれども、その中で2項目目に基本チェックリスト等で生活機能が低下していると判断された方々については、通所型のサービスを受けられるようになっておりますけれども、この点はその対象者といえますか、そういった方とこれは認識されるんですかね。総合サービスの中での介護予防生活支援サービスの中で、対象者が基本的には要支援の1、2を受けた方でないと、その通所型の入浴サービスとかは受けられないとなっておりますけれども、あとそのほかで基本チェックリスト等で、生活機能が低下していると判断された方々も受けられるようになっているわけですが、その辺の線引きというか、それはどうなっていますか。

○健康福祉部長（那須聡英君） 基本チェックリストというのがありまして、25の項目がございます。生活機能全般であるとか運動機能、それと栄養状態、口腔機能、閉じこもり、認知症、うつ状況等をそれぞれチェックするような形でして、そのいずれかに当てはまる点数で判断されますけれども、その場合は地域支援の総合事業のほうを受けられるということで、65歳以上の全ての方が受けられるのは一般介護予防事業ということになります。

○20番（中山弘幸君） それに該当すれば、要支援を受けてない方でも通所型の入浴サービスとかも受けられるということで理解しました。分かりました。いろいろと市独自のサービスもやっておられますけれども、今後ともさらに充実されますように要望して次に移ります。

次に、教育行政について質問いたします。まずは文化部の活動につきまして、小学校の文化部、いわゆる音楽部の現状の把握の報告をお願いいたします。

○教育部長（蛇島浩治君） 文化部のある6校へ調査を行っておりますので、現状は把握しているところでございます。調査の結果を申し上げます。部活動としてそのまま存続するという学校が3校でございます。このほか部活動として担当教員を付け、運営は保護者とし指導は外部コーチをお願いするというのが1校でございます。外部コーチを確保できれば存続をすると検討をされておられるところが1校、地域クラブとして活動する学校が1校となっております。

○20番（中山弘幸君） 報告によりますと、2校に関しては部活動として残らない可能性があるという理解しました。これは宇城市の本来の方向性とは若干違うのかなという気持ちがありますけれども、今日はこれは問いません。私の地元の三角小学校の場合は、一応部活としては残り、顧問の先生を付けてもらったと聞いております。しかしながら、指導まではしないということでございます。要するに残って顧問は付けるけれども、練習は保護者で見てくださいということで、指導者はいないということです。これは、三角小学校に限ったことではありませんけれども、音楽部の場合、指導者は学校の先生以外には確保することは非常に困難であります。現在是指導者がおられる学校でも、今後はどうなるのか分からないと思います。

そこで、今後指導者の確保につきまして、教育委員会として何かできることがあるかどうかその点をお尋ねします。

○教育部長（蛇島浩治君） これまでの部活動は、各学校の特性に合わせて活動してきた経緯がありますので、各学校において活動方針を立てた上で活動してまいります。

学校としましては、保護者との協議や地域の方の協力を得ながら、運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制を整えられたと思っています。

市教育委員会としましては、学校と保護者の十分な協議を見守りながら対応してまいりたいと考えております。

○20番（中山弘幸君） 結局音楽部の指導ができるのは、音楽の先生だけだと私は思います。そこで、教育長に御尽力をいただきまして、音楽部のある学校につきましては、優先的に音楽の先生を配置していただけるように何とか御尽力いただけないかと思います。その点、教育長いかがですか。

○教育長（平岡和徳君） 基本的配置につきましては、教育事務所等との検討が必要になりますが、ただいま教育部長が申しましたように教育委員会としましては、学校と保護者の十分な協議を行ったところをしっかりと見守りながら対応していきたいと判断しております。

○20番（中山弘幸君） 今後、そういった要望が保護者からあったときはよろしくお願いします。

次に、多目的トイレについて質問いたします。先の議会でこの件は先送りになっておりましたので、今回質問をいたしますので現在の現状の報告をお願いいたします。

○教育部長（蛇島浩治君） 多目的トイレの整備状況ですが、多目的トイレがある学校は小学校が11校28か所、中学校が4校19か所に整備されています。

具体的に申しますと、三角小学校3か所、松合小学校2か所、松橋小学校1か所、当尾小学校1か所、豊川小学校3か所、豊福小学校1か所、小野部田小学校3か所、河江小学校1か所、小川小学校5か所、海東小学校5か所、豊野小学校3か所。

中学校は、三角中学校に3か所、不知火中学校に12か所、松橋中学校に3か所、豊野中学校に1か所整備されております。

ちなみに、校舎等の洋式トイレは、小中学校合わせて333か所ございます。和式トイレは345か所ありますので、洋式化率は49.1%となっております。

今後、多目的トイレは校舎の改築や大規模改修等の折に整備してまいりたいと考えております。本年度計上いたしました、まずは空調設備の整備、または校舎・屋内運動場等の整備を急ぎたいと考えております。

○20番（中山弘幸君） 今の説明で、多目的トイレがない学校は青海小学校、不知火小学校、小川中学校ということでした。校舎の改築や大規模改修の折に整備したいということでございますけれども、不知火小学校、小川中学校は大規模改修の計画がありますけれども、青海小学校につきましては、今後何か予定はありますか。

○教育部長（蛇島浩治君） 本市では、今後見込まれる大規模改修や更新を効果的かつ効率的に計画することで、トータルコストの縮減や予算の平準化を図るため、平成31年度に個別施設ごとの長寿命化計画を策定する予定にしております。この計画は、学校施設の整備内容や時期、費用等を具体的に表す中長期的な計画であり、戦略的に施設整備を進める点でも非常に重要な計画でございます。また、この計画策定の有無が今後の補助事業の採択要件となりますので、改修の時期等は計画策定後に見定めてまいりたいと思っております。

○20番（中山弘幸君） たぶん青海小学校の場合は、当分は改築と大規模改修はないと私は思っておりますので、できれば多目的トイレの必要性は教育委員会も十分認

識しておられると思いますので、青海小学校につきましては早めに計画してほしいと思いますけれども、教育長いかがですか。

○教育長（平岡和徳君） 議員話されましたように、大規模改修につきましては教育部長の答弁のとおりです。さらに多目的トイレの設置につきましても、その利用の必要性というものは十分に認識しているところでございますけれども、現在におきましては、特別に支援が必要な子どもへの配慮を最優先に取り組んでいるところであります。今後もそれぞれの学校の設備につきましては、緊急性であったり必要性、こういったものを適切に判断しながら進めてまいりたいと考えております。

○20番（中山弘幸君） 今後、個別に要望活動を続けてまいりたいと思います。

続きまして、鳥獣被害対策につきまして質問をいたします。まず1点目鳥獣保護区の見直しについてお尋ねをいたします。日頃から鳥獣被害対策につきましては、経済部長をはじめ、担当の皆様方には尽力いただいておりますことに対しまして感謝を申し上げます。しかしながら、イノシシの被害、生息数は減ることはありません。そのような中で農家の人から要望がありました。三角の大岳山の麓が鳥獣保護区になっており、思うように捕獲ができないので保護区の見直しはできないかというのがありましたけれども、その点についてお尋ねしたいと思います。

○経済部長（吉田裕次君） 鳥獣保護区につきましては、趣味などで捕獲する狩猟目的での捕獲はできませんが、有害鳥獣駆除の許可を受けた者で、対象区域内での農作物被害の防除を目的とする駆除であるなら捕獲ができます。

実際、鳥獣保護区であっても被害が出ている地域などでは、猟友会の方々によって駆除が実施されております。

また、鳥獣保護区である三角町の大岳地区、大岳山周辺の見直しについては、県が管轄しておりますので、宇城市での変更等はできませんが、変更の必要性、要望等があれば県の自然保護課と協議してまいります。

○20番（中山弘幸君） 分かりました。対象区であっても有害鳥獣駆除の許可を受けた者で、対象区域内での農作物被害の防除を目的とする駆除であるならば捕獲ができるということですね。これは猟友会と駆除隊とは関係なくできるということでしょうか。

○経済部長（吉田裕次君） そのとおりです。

○20番（中山弘幸君） よく分かりました。その旨生産者には伝えておきます。ありがとうございました。

次に、イノシシ課の設置について質問をいたします。先般、福岡市がイノシシ課を設置したとの報道がありましたけれども、宇城市ではそのような考えはないかどうかお尋ねをいたします。

○総務部長（成松英隆君） まず、福岡市がどのようなものかと申しますと、イノシシ被害対策の推進ということで、イノシシ被害の未然防止対策を推進するため、総務農林部に担当課長及び担当主査を新設して嘱託員を増員するということで、課長１、係長１、嘱託員１という３人体制で今回来年度新設されるというように伺っております。

変わりまして本市の現状では、経済部農政課の方で、電気柵の設置や箱わな設置に対する補助、捕獲頭数に応じた補助など、有害鳥獣対策に関連する事務を行っております。御承知のように、年々有害鳥獣による農作物の被害、捕獲数も増えており、市としても危機感を持っているところでございます。

このような中、市としては来年度において、これまでの補助に加え、新たに有害鳥獣駆除事業費としてＩｏＴを活用した「箱わな捕獲用システム」導入経費を当初予算に計上しております。

この「箱わな捕獲システム」というのは、箱わなにカメラやセンサーを設置しまして、イノシシがかかったときに通知して見回り等の効率化になるというものでございます。こういう活動でハンターの方の負担も軽減しているところでございます。

こういうことの導入は、県内でも先進的な事例でございまして、他の自治体と比較しても、本市のイノシシをはじめとします有害鳥獣対策が決して遅れているとは考えていないところでございます。

議員お尋ねのイノシシ課、その他の課の設置につきましても、その時々々の社会情勢等を考慮しまして適切に判断したいと考えております。

○２０番（中山弘幸君） 宇城市ではイノシシ課を設置するまでもなく、他自治体に劣らない取組をしていると理解しました。大切なことは中身でありますので、今後とも更なる取組を期待しております。

次に、処理場の整備について質問いたします。処理場の建設については以前の質問で前向きな答弁をいただいておりますが、その後何か進展があっているならば報告をお願いいたします。

○経済部長（吉田裕次君） 捕獲頭数が増加する中、現時点では各狩猟従事者が適正に埋設処理をしておりますが、近い将来、埋設処理にも限界が生じてくる可能性があります。そうした中、解体処理場ジビエ施設ですが、一部民間団体より直接国の補助金を活用し建設する構想があがってきております。

宇城市としましても、駆除した後の処分は重要課題だと思っておりますが、鳥獣害問題は宇城市だけの問題ではなく、広域的な課題でもあります。宇城市・宇土市・美里町で連携し、宇城地域で処分場を含めた鳥獣害問題の協議を今後も重ねていきたいと考えております。

○20番（中山弘幸君） 民間団体で解体処理場の計画があるということで、それはそれで歓迎いたします。それはあくまでも食肉処理場ということでありますので、宇城市が広域的に考えておられるのは、現在の埋設処理されている問題や食肉に利用したそれ以外の残さの処分など規模も大きくなると考えられますが、今後とも積極的な取組を期待しております。

次に、最後の防災センターにつきまして質問をいたします。防災センター整備による市民サービスの影響についてお尋ねいたします。私は、防災センターができること自体、これは歓迎しております、反対はしていません。ただ、三角地区におきましては、場所が高台になり歩いていけなくなりますし、また車で行くにしても不便であります。様々なイベントで、参加者が参加を敬遠する人も出てくるのではないかと考えております。また、三角では三角センターの中に公民館が入っておりますけれども、これがどうなるのか。職員の配置にも制限があるということも聞いておりますけれども、その点はどうなるのかお尋ねをいたします。

○教育部長（蛇島浩治君） 防災拠点センターの建設につきましては、復興まちづくり計画に則り、整備を進めているところですが、候補地の選定につきましては、高台であり安心・安全な場所である、駐車場など一定のスペースを要している、市所有地であることなどを理由として、地域部会や地元地域懇談会との協議を重ね、現在の場所に決定いたしました。

また、海に近く低地にある三角センターの場合、津波や高潮も心配され、土砂災害警戒区域と隣接しているなど、安心安全を第一とした防災拠点施設の建設を考えると、その趣旨からも建設場所については、高台の現在の場所で何ら問題はないと考えます。

様々なイベントにおいては、立地やアクセスがいに越したことはありませんけれども、駐車場スペースは以前より格段に広くなり、多くの集客力が見込める利点もあると考えております。

現在の公民館につきましては、宇城市公共施設等総合管理計画にもありますように、どの施設も建築後30年以上が経過し、スクラップアンドビルドの視点からこの防災拠点センター等に継続をするところでございます。

職員等につきましては、建設の趣旨に添うような体制を取る必要がございますので、今後十分連携・協議を重ねていきたいと考えております。

○20番（中山弘幸君） 三角につきましては、それは高台で防災的には結構でございますけれども、ただやっぱり、なかなか今の場所に比べて歩いていけないという面がありますので、不便になることは否定できないと考えております。

それと、代表質問で質問が中途半端になっておりました件ですけれども、不知火

の福祉センター、公民館ですね、あそこの入浴サービスの件ですが、あれがその後どうなるのか。以前入浴サービスを受けておられた方々が、今後同じようなサービスが受けられるのかどうか、その点この前の代表質問で詳しく聞きませんでしたので、その点お尋ねをいたします。

○議長（長谷誠一君） 中山議員、通告に入っていますか。今のは代表質問。

○20番（中山弘幸君） いやいや、あのですね、これは防災センターによる市民サービスの影響ですから、三角も不知火も入っていますので。

○議長（長谷誠一君） はい、続けてください。

○健康福祉部長（那須聡英君） 先日の代表質問の部分で、代替え施設に関連して質問されたと思います。代替え施設については、高齢者のコミュニティであるとか、介護予防事業はそのまま引き継いで公民館等、防災コミュニティセンターと支所の方で続けて行い、料金は発生しませんということでお答えしたと思います。入浴施設については、民間の施設を活用するということで、温泉センター等の利用になるかと思いますが、料金は発生するというのでお答えいたしましたと思います。

○20番（中山弘幸君） 以前は料金なかったんですかね。以前の入浴の場合は、料金は発生しなかったんですかね。

○健康福祉部長（那須聡英君） 料金については100円を徴収していたと思います。当初ですね。その後無くなって、今は無料でございます。

○20番（中山弘幸君） その時の説明が、現在ではいくらコストが掛かっていると。一般の入浴施設を使えばいくらですと。要するに民間のを使ったほうが安いですよという説明があったわけですね。でもその実際こうなって今までは100円でよかったと、今後は料金が掛かりますということですから、若干サービスの低下につながっていませんかという趣旨のことなんですね。そういった趣旨で要するに不知火に関しては、若干料金は以前より高くなるという理解でいいわけですね。民間に補助はないわけですから高くなるということですね。

○議長（長谷誠一君） はい、もう3回になっていますので。もうそこで。

○20番（中山弘幸君） はい、分かりました。では次に移ります。

次に、まちづくりについて質問いたします。現在の三角センターが今回防災センターができて解体されれば、いわゆる中心部のまちのにぎわいといいますか、活気がなくなり、ますます寂しくなるという意見もたくさんあります。そのことについて、市としましてはどのように考えておられるのかをお尋ねいたします。

○市長（守田憲史君） 三角センターが廃止された後は、その周辺のにぎわいや活気なくなるのではないかとこの質問でございますが、本来、三角センターは「市民の文化の向上及び福祉の増進を図るとともに、市民の集会等に供する」ということを目

的として設置された生涯学習施設であり、周辺地域の活性化を目的とした施設ではありません。

新たに整備する防災拠点センターは、三角センターの代替機能を果たすことになりますで、三角町全体として捉えれば、にぎわいについての変化はないと考えています。

○20番（中山弘幸君） やっぱりですね、今の三角センターのあるところは、三角にとっては中心的なところなんですね。その中で1つが無くなれば、やっぱりすっぽり穴が開くわけです。だからその全体で考えればそうかもしれませんけれども、これは私が言っているわけではなくて、そういった方のいっぱい大きな意見があるわけです。その点は市民の心に寄り添ってほしいと私は思っておりますので、よろしくお願いします。この問題は今後も市民の声を聞きながら、この問題は継続して取り上げていきたいと思っております。

ここで私の質問を終わります。最後になりますけれども、本年3月で退職されます全ての職員の皆様方に、これまでの宇城市に対します御功績に感謝を申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（長谷誠一君） これで、中山弘幸君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

—————○—————

休憩 午前11時01分

再開 午前11時15分

—————○—————

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1番、原田祐作君の発言を許します。

○1番（原田祐作君） 皆様、おはようございます。議席番号1番、会派うき未来21の原田です。

ここ数日、テレビのニュース等でコンビニエンスストアの営業時間についての話題がよく見受けられる気がしております。もうすぐ終わる平成の時代が幕を開けた30年前は、24時間営業の店舗はほとんどなかったようなこんな気がしております。また、年末から元旦にかけても営業している店舗は少数で、家族でゆったりと正月を迎える、このような家庭がほとんどではなかったかと思っております。以前、参加した教育関係の研修会で、講師の方がこのような話をされておりました。「最近、元旦から営業している大型ショッピングセンターが増えてきた。この施設には一体何人の人が働いているのか。その方たちの中には、子どもをお持ちの方も多くいるだろう。その子どもたちは親のいない正月を送っている。どんな気持ちでそ

の子どもたちはいるのか」私たちは便利さ、効率化を追求するあまり、大切なものを失ってしまっているのではないのでしょうか。コンビニの営業時間をめぐる問題も、社会が大きく変化する、これまでの価値観が大きく変化する、このことを表しているような気がします。平成という時代が終わるこの時期に、改めて社会を見つめ直す必要があるのではないのでしょうか。このような視点に立って、本年もしっかりと宇城市のこれからについて考え議論してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速質問に入りたいと思いますが、その前に質問の順序を変更させていただきます。1番目に通告しておりました小川支所移転についてを3番目に、2番目、3番目の質問をそれぞれ1番、2番に繰り上げて質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、小川駅周辺の整備構想についてお尋ねいたします。まずは、その基本的な構想について質問を行いたいと思います。

次の質問からは、質問席で行います。よろしくお願いいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） 小川駅周辺整備基本構想についてのお尋ねです。

本構想を策定することとなった経緯としましては、これまでJR小川駅周辺は線路による分断で東西のアクセス性が悪く、駅の玄関口であります東口では、朝夕を中心に送迎車などで混雑しており、交通安全上の懸念もございました。

また、小川駅周辺の河江、江頭、仲之江、川尻地区は、市内では数少ない人口増加地域にありながら、これまで駅から徒歩圏内である周辺500メートルのエリア内ではほとんど開発が見られませんでした。

一方で、JR鹿児島本線をまたぐ県道跨線橋、県道竜北小川停車場線のことでありますが、これが平成27年度に開通しまして小川駅西側へのアクセス性が飛躍的に向上し、駅西側の活用が期待されていました。

さらに、市総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略、都市マスタープランなどの上位計画におきましても、小川駅周辺は市の重要な都市核であり人口のダム機能を果たすことが求められておりまして、定住拠点として環境整備を進めること、公共交通結節拠点として利便性を高めること、また駅を中心としたコンパクトシティを形成し、今後の人口減少社会に対応したまちづくりを進めていくことなどが重要と認識しております。

そこで、駅西側を新たなまちづくりの拠点として整備することで、定住人口の増加につなげていくことを目指し、構想の策定に至ったものでございます。

○1番（原田祐作君） 構想の策定についてはおおむね理解できました。それでは、その構想の具体的な概要についてお尋ねいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） それでは、構想の概要についてお答えいたします。

本構想では、小川駅周辺の目指すべき姿として、利便性が高い県央の新しい定住拠点というものを掲げ、5つのまちづくりの方針を目指すこととしております。

まず1つ目が、田園風景の広がる豊かな自然空間の保全、それから2つ目が、駅前空間における安心・安全で活気ある都市的土地利用の展開、3つ目としまして、商業拠点や各種公共施設などへアクセスする南部地域のハブとしての機能構築、4つ目が、誰もが利用しやすく安心・安全な駅周辺の交通環境構築、最後の5つ目が、駅を中心とした交流人口の拡大とにぎわいの創出でございます。

具体的に申しますと、新たに駅西口に改札口を設け、この改札口へのアクセス道路や駅前広場を整備することで、駅へのアクセス性を高めるとともに、駅利用者のための駐車場あるいは駐輪場等の整備を検討してまいります。

また、駅西側を「住宅地ゾーン」、周辺部を「沿道・サービスゾーン」「農住集落ゾーン」「農地保全ゾーン」等のゾーン分けを行いまして、新しい定住拠点としてのまちづくりを推進してまいります。

なお、この基本構想は今後のまちづくりの方向性を示したもので、今後構想実現に向け、関係機関と協議を行いながら、小川駅周辺の活性化につながる計画の推進を図ってまいります。

○1番（原田祐作君） 構想の経緯または概要については理解いたしました。それでは実際そこで住まわれる、またその駅を利用されるその利用者についての意見の反映についてはどのように考えていらっしゃるのかお尋ねいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） 本構想の策定にあたりましては、昨年の4月から7月に駅利用者及び周辺住民を対象としたアンケート調査を実施いたしております。小川地区の商業、住民代表者等と行政で組織する「駅まち☆未来創生会議ワーキンググループ」という組織も立ち上げまして、その中で議論や住民説明会を行ってきております。

なお、このアンケート調査では主な意見として、駅へのアクセス性の向上、生活道路の整備、西口改札の新規整備を含む駅西側の利便性向上、新規駐車場の整備、歩行者や自転車の安全性確保などに加えて、駅周辺で地域の人が集う公共施設の整備や浸水被害対策のほかにも、ソフト対策としての鉄道利用者への定住PRなどをしてはどうかといった意見が挙がっております。

○1番（原田祐作君） それでは2番目の質問に移ります。実際この駅周辺の整備構想なんですが、現在の進捗についてはどのような状況になっているのかお尋ねいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） J R 小川駅周辺整備基本構想計画期間の見通しと、現在

の進捗状況についてお答えします。

本構想は、「利便性の高い県央の新しい定住拠点」ということを目指しまして、市の第2次総合計画と合わせ、平成36年度までを計画期間としております。

この構想の実現につきましては、まずは駅西口に新たな改札口の開設、それから駅西口へのアクセス道路、駅前広場の整備を優先させまして、事業を進めていきたいと考えております。

なお、アクセス道路については、先の12月議会で市道認定を受けたところでございまして、新年度予算で具体的な測量設計を進めてまいりたいと思います。

駅西側改札口設置に向けたJR九州あるいは警察といった関係機関との交渉も現在進めておりますけれども、詳細につきましてはお知らせできる段階になった時点で御報告をさせていただきます。

まずは、構想の中核となるエリアの整備を進めながら、その進捗状況を見ながら、順次、住宅地ゾーンの形成に向けたインフラ整備を進めていきたいと考えております。

○1番（原田祐作君） それでは、3つ目の質問に移りたいと思います。この駅周辺と地方創生の関わりについて質問したいと思います。松橋駅も駅周辺の整備が今進んでおります。それに伴って小川駅もまたその周辺整備の構想が持ち上がりました。この2つの駅、どのような地方創生にとって役割を果たしていくのか、その辺の考えをお伺いいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） 駅周辺整備と地方創生の関わりについてお答えいたします。

本市の地方創生の総合戦略におきましては、市全体の人口が減少する中で、交通便利性に強みを持つ松橋駅と小川駅周辺を含む都市核においては、宅地開発などの民間投資を促すことで定住促進を図り、人口のダム機能を果たしていくことの重要性を掲げております。

この都市核機能の強化を図るにあたり、現在整備を進めております松橋駅の利用者は、ほぼ横ばい状態で推移しておりますけれども、新年度から、新たに駅西口の駅前広場において、市営駐車場や駐輪場が開業し利便性が向上しますことから、パークアンドライドなどの駅利用者の増加につながるものと期待しております。

また、小川駅周辺におきましても、今後国道3号から県道跨線橋、市道川尻・宇土割線を経由しまして、県道八代鏡宇土線、さらには市道長崎久具線の開通により国道266号や不知火、三角方面へ通行する交通アクセスの改善など、小川駅を取り巻く交通機能が一段と向上いたします。

こうしたことから、新たに駅西口に改札口を設置し、アクセス道路、駅前広場、

駐車場等を整備することにより、さらに利便性を高め、定住促進を図っていきたいと考えております。

○1番（原田祐作君） 松橋駅、小川駅周辺の整備、松橋駅はまだ今から取りかかるところはたくさんあると思うのですが、非常に大きな予算をやはりそこに投入することになると思います。そういった意味で、この宇城市の明るい未来にどのようにつなげていかれるのか、その市長の考えが、思いがあればお伺いしたいと思います。

○市長（守田憲史君） 松橋駅、小川駅周辺整備と地方創生の関わりについてお答えいたします。

本市は熊本市を除くと、宇土市や八代市などの周辺都市からも通勤や通学に伴う昼間人口が流入超過となっていることから、松橋駅や小川駅を含めた都市核においては、拠点性の向上に向けた取組は効果的と考えられます。

今後は、両駅周辺部において幹線道路や水路・上下水道などの社会インフラ整備を進めることで、宅地開発や商業・文化施設などの民間投資を促し、ひいては駅周辺の交流人口や定住人口の増加につながっていくものと大きく期待するところです。

○1番（原田祐作君） 今お答えいただきました、自治体が上下水道などのインフラ整備を進め、そしてそこに民間の投資を促す、まさにこれこそが民間の活力導入につながると思いますので、そういった方向で是非とも今後とも進めていただきたいと思います。

4番目の今後の方向性については、今の市長の思いの中で感じとる部分がありましたので、割愛させていただきたいと思います。

それでは、大きな2つ目の質問に移りたいと思います。小川中学校の校舎についてです。本年度当初予算において、8千万円の予算が計上されておりました。このことについて、今後の具体的な工程とかそこに含まれているのかお尋ねいたします。

○教育部長（蛇島浩治君） 現在行っております耐力度調査の結果報告は、3月下旬を予定していますので、現段階では改築・改修の両方面で慎重に検討しているところでございます。

「構造上危険な状態にある建物として建て替える事業」、あるいは、「構造体の長寿命化や電気・水道などのライフラインの更新などによる建物の耐久性を高める施設の長寿命化を図る事業」のいずれかで整備を予定しております。

よって、議員話されました平成31年度予算に計上しております基本設計業務委託料は、耐力度調査の結果及び老朽化の度合いを見きわめ、年度当初から改築また改修等どちらでもすぐに設計・計画業務を実施できるような予算としているところでございます。

○1番（原田祐作君） それでは、どちらでもどのような工事でも対応できるような予

算組みという答弁がありましたけれども、それでは、3月末にその耐力度調査の結果が明らかになった場合、その後様々な設計の業務委託また業者の選定等々あると思うのですが、それが順調に進んだ場合、いつ頃その工事というのは着工できるのか、その見通しがあればお願いいたします。

○教育部長（蛇島浩治君）　まずは、改修するとした場合の着工時期ですが、基本設計は議員も御承知だと思いますが、熊本地震前の平成27年度に実施設計をしておりましたが、地震前と後では状況が変わりましたので、再度、基本設計から取り組む必要があります。

平成28年度に実施しました簡易耐力度調査では、北側普通教室棟は基準点を下回っておりましたので、現在行っています詳細な耐力度調査を待って、早急に取りかかるように進めたいと思っております。

○1番（原田祐作君）　詳細な調査結果を待ってというお言葉だったんですが、やはり実施設計1年からもうちょっとかかるんですか、その程度かかるんじゃないかと思っています。そうするとやはり2年後、もしかするともっと遅れるのかなってそういうふうな実感を受けているところであります。ただ、今小川中学校は非常に老朽化がひどくなっている、このようなことを行くと感じる場所があります。

そこで、大きな2番目の質問なんですが、施設の老朽化対策についてお聞きしたいと思います。確かに新築、大規模改修、これは絶対必要だとは思いますが、その前に現在、やはり子どもたちの安全を脅かすとは言いませんが、様々な設備の不備等々あると思いますが、その辺についてどのように認識されているのか見解をお伺いいたします。

○教育部長（蛇島浩治君）　議員御指摘のとおり、いろいろな設備に不具合が生じていることは承知しております。安全で安心な学校教育を確保するために、修繕等に対応できる場所は早急に対応をしていきたいと思っております。

市内の小中学校には、築年数が経過した古い建物が多く、耐用年数等によるそれらの設備の交換や経年劣化による不具合箇所が増加しているところです。

設備の不具合箇所につきましては、順次修繕を行っているところであり、小川中学校におきましても状況をしっかりと把握した上で、今後の対応を見きわめていきたいと思っております。

○1番（原田祐作君）　順次対応していただくということなんですが、パッと頭に浮かびますが、やはり松橋中学校の体育館。正確な金額は忘れましたが、2億円近い、2億円超えるかな、その程度のお金をかけて改修し、それですぐ新築に建て替えるために取り壊す、このようなことがあったと記憶しております。その点を考えますと非常に大きな金額が掛かるんでしょうが、現在、その子どもたちの生活を守るた

めに早急な対応も必要かと思うんですが、その点についてはどのようにお考えかお願いいたします。

○教育部長（蛇島浩治君） 松橋中学校の屋内運動場につきましては、熊本地震による災害復旧工事を行っております。小川中学校の校舎も同様に熊本地震により被災し、災害復旧工事を行い、原形復旧を行ったところでございます。

災害復旧工事は原則としまして、地震による被災箇所のみが対象になりますので、老朽化による不具合等は対象外になっております。

小川中学校校舎等は、老朽化が著しい建物と認識していますので、生徒の安全・安心を考慮し、建替えあるいは改修を急いでいきたいと思っております。

○1番（原田祐作君） ある程度の今の状態については認識がとおりであるということが分かりましたので、この点についてはこれ以上議論は深めませんが、やはりその辺はしっかりと対応していただきたいと思っております。

それでは大きな3番目の質問に移りたいと思います。教育施設のあり方についてお考えをお聞きたいと思えます。事あるごとに教育のまち、教育に力を入れる、このような言葉がこの議会の中でも聞かれますが、教育に力を入れる、ただその今予算とかを見ていますと、やはり物ですね。タブレットを入れましたとかそういった物に関する部分が非常に大きいような印象を受けております。まずはその知識を子どもたちに教育を与える、それも大事なんです、前回の議会でもちょっと言いかけたんですけど、アメリカの心理学者のアブラハム・マズローというのが、人間には5段階の欲求があると言っています。まず一番低層に生理的欲求、寝たい、食べたいこういう欲求がある。それが満たされた後に今度は安全欲求、自分の身を安全なところに置きたい。その後に社会的欲求、他者から認められたいとか尊敬されたい、このような欲求がどんどんどんどん積み重なっていくと。つまりまず下の部分ですね、寝たい、食べたい、空腹を満たしたい、こんなものが満たされなければその上位、自分の身を高めたい、知識を高めたい、こういう欲求には至らないという理論も発表されております。そういった意味で、この教育の施設のあり方についてもっと生活に身近な部分の施設整備といいますか、その改善の取組、こういったものが必要かと思うんですが、そういったところについてその施設のあり方についてどのようにお考えか伺いたいと思えます。

○教育部長（蛇島浩治君） 学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害発生時には、地域住民の避難所としても使用されていることから、学校環境衛生基準に則した快適で環境保全にも配慮され、安全で安心できる環境の整備に取り組んできたところでございます。

これまでも、大規模改修や校舎及び屋内運動場等の改築、エアコンの整備など学

校施設の整備を実施してきました。

これらの学校施設の整備には、多額の予算が必要であり、また、築後30年以上経過した施設も多いため、平成31年度に学校施設長寿命化計画を策定し、今後見込まれる大規模改修や更新を、効果的また効率的に計画していきたいと考えているところです。

○1番（原田祐作君） 今御答弁いただきました。是非ともですね、しっかりとその辺も含めて考えていただきたいと思います。ある小学校とかに行くとトイレの手洗いが自動水栓で故障して使えない、じゃあトイレに行った子どもたちは手も洗えないのか。こんな状況が見受けられることもありますので、是非ともその辺からしっかり見つめ直して子どもの安全な生活についても考えていただきたいなと思います。

この点について、ちょっと再質問をさせていただきたいのですが、私はその教育、学校施設とか教育の現場についてのみ議論してまいりましたが、私は、教育といったときにやはり生まれた時から、当然生まれた子どもは教育をしていかないと育ちませんし、また親も今非常に虐待とかいろんな社会問題がありますけど、それもやっぱり親としての教育を受ける必要があると思っております。そういった意味で施設とか教育施設にかかわらず、教育というのをもっと広い意味で捉えたようなそういった考えはお持ちではないのか、どのように思われているのか、その点について考えをお聞かせ願いたいと思います。

○教育長（平岡和徳君） 議員が話されますように、教育というのは人格形成の途上にあるその子どもたちに対しまして、常に適切でなければなりません。宇城市では、夢を持ち、24時間をデザインし、未来をプロデュースすると、そういった子どもたちを育成するというふうに私はこの職に就いた頃、話をしたところです。

私たち大人の本気のオーラがあれば、子どもたちは変わります。子どもたちが変わることによって社会は必ず変わります。それには幼稚園・保育園、そこからの小学校へのつなぎ、そして小学校から中学校へ、さらには中学校から高校へと教育のバトンを確実につなぐ、スムーズに移行できるような関係機関との連携だけではなくて連携の強化、そして情報共有だけではなくてその質、こういったものを上げていく必要があるというふうに考えております。

私たちが今を変えなければ、子どもたちの未来は変わりません。そういった意味で、学校、家庭、地域こういった三位一体となったこれまでの取組を、当たり前をもう一度徹底的に見直しながら、子どもたち一人ひとりの可能性を私たち大人が大切に見守ることで、それぞれの個性というものが今以上にさらに輝いてくると思います。そこで、議員おっしゃるような教育のまち、こういったものが宇城市の未来を魅力的に進化させていくものと私は信じております。

○1番（原田祐作君） 今回私は議論する中で、余り小さな事象とか具体的な数字とかを挙げずに、思いの部分で今回議論しようと思ってここに立っております。そういった意味で、今教育長から言われました本気のオーラ、何か響きました。私たちの年代にはものすごく響きましたし、またその話される内容というよりも話される姿勢とかその言葉の裏にあります何といいますか思い、そういったものを感じることができましたので、是非ともその辺は私も信じて見守っていきたいと思いますし、私にできることであれば精一杯努力してまいりたいと思いますので、今後とも宇城市の教育については、精一杯御尽力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、大きな3つ目の質問に移りたいと思います。小川支所移転についてです。先日報道でも出てしまいました小川支所の移転についてです。なかなか詳細な、こまかな議論、またこれに至った経緯が見えてこない中で、ポンと報道が出てしまった、そんなふうに私自身感じております。そこでこの問題について、まずその経緯から1つずつ丁寧に検証をさせていただきたいと思ひまして、この質問を今回取り上げさせていただきました。まず最初に、これまでの経緯について移転が検討され始めた経緯、またその時期、またその理由についてお答えをお願いいたします。

○小川支所長（篠塚孝教君） これまでの経緯についてでございますけれども、小川支所は、平成17年の合併後、旧小川庁舎を小川支所として利用してまいりました。しかし、旧小川庁舎は耐震基準を満たしていなかったため、ラポートの事務所を改装して平成26年10月より小川支所として業務を現在行っているところでございます。

しかし、ラポートの事務所内には、市職員のほかに土地改良区あるいは農業再生協議会、また窓口業務委託職員あるいはラポート指定管理業務のオカムラの職員等も在席しておりまして、合計いたしますと37人の職員で業務を行っているところでございます。しかし、事務室も狭くまた御存知のとおり待合室も確保できないため、来庁者に非常に不便をかけている状況にございます。

そのため、小川支所の来庁者への待合スペースの確保あるいは執務室の改善等、会議室の不足等を解消する必要性があるため、平成29年度から小川支所の移転について協議を重ねてまいりました。しかし、結論には至っておりません。

そのような中に、今回小川支所をイオンモールへ移転する案が浮上したため、昨年10月よりイオンモールに対しまして、小川支所の移転について申し入れを始め、11月より具体的な協議を始めたところでございます。

○1番（原田祐作君） 経緯については今申されたとおりかなと思います。私もたまた小川支所に行くことがあるんですけど、やはり非常に狭い中で職員の方たちも窮屈そうに仕事をされていますし、また廊下で市民の方々が長い時間待たれているのも

目にしております。この辺については何か改善しないといけないんじゃないかなと、このような思いは私も持ってはありました。そこでちょっとお聞きしたいんですけども、現在の小川支所、利用される市民の方はどれぐらいいらっしゃるのか、また現在、実際狭いと思うんですけども、現在どのくらい床面積を使われていて、本来であればどの程度その床面積が必要なのか、その点について伺いたします。

○小川支所長（篠塚孝教君） 小川支所の来庁者についてでございますけれども、小川支所における過去3年間の戸籍関係あるいは住民票関係、印鑑証明関係、その他諸証明の申請件数は、過去3か年で申しますと平成27年度が14,880件、1日当たり62件でございます。平成28年度が15,466件、1日当たり65件、平成29年度が14,818件、1日当たり62件となっております。

庁舎の利用者数につきましては、平成27年度が39,600人、平成28年度が35,000人、平成29年度が38,400人と推計しているところでございます。

また、現在の小川支所の広さについてでございますけれども、現在小川支所として利用しておりますラポートの事務所の広さは、約200平方メートルでございます。事務所には先ほども申しましたとおり、小川支所職員のほかに窓口業務委託職員等いらっしゃいますので、ほとんど現状においては余裕がない状態が続いております。

実際どのくらい必要かということでございますけれども、小川支所の職員及び窓口業務委託先の職員を合計しますと、小川支所には公民館職員もおりますけれども、それを除いたところで計算いたしますと31人になります。そこで希望する広さにつきまして、総務省基準の平成22年度地方債同意等基準運用要綱で示されている、庁舎建設事業費の標準的な事業費に定める標準面積に基づき計算いたしますと、職員31人の場合の標準面積は902平方メートルとなっております。

そこで、新たに移転する場合には、要綱に基づき計算された902平方メートルは確保したいと考えているところでございます。

なお、この面積につきましては、附帯設備の駐車場とか外溝は含まない面積となっております。

○1番（原田祐作君） 今、具体的に31人で900平方メートル必要ということですが、今の事務所の広さが200平方メートルということで4倍以上ですね、5倍近い広さが必要ということですが、果たしてそんなに必要なのかという、ちょっと今直感で思ってしまった。すみません、私の調査不足で、実際ほかの支所がどの程度の広さでどの程度の方々が働いていらっしゃるのかということを認識しておりませんので、あんまりこれについては広い狭いの議論はできないのかなと思っているんですが、そんなに広く必要なんだなということを改めてちょっとびっくりしていると

ころではあります。それでは、それだけ広い場所が必要ということを踏まえた上で、当然イオンモールへ移転という話が持ち上がったと思うんですが、では、なぜイオンモールに移転になったのか。そこを選定された理由について伺います。

○小川支所長（篠塚孝教君） 移転候補地の選定につきましては、来庁者の待合スペースの確保等の問題を解決するために、これまで小川支所の新築、増築、移転等を含め検討してきたところでございますが、新築するには多額の予算が必要であり、増築するには現在のラポートには余分なスペースがなく、また移転するには小川支所の場合、事務室のほかに待合スペース、会議室、相談室、書庫、車庫等かなりのスペースが必要となるため、なかなか結論がこれまで出ない状況にありました。

また、新しく建設予定の防災拠点センターの活用も検討しましたが、防災拠点センターは都市防災総合推進事業で建設されるもので、防災を目的とした施設であり、事務所に職員の常駐は認めないという決まりがあるため、防災拠点センターに小川支所の移転はできないということでありました。

そのような中、小川支所をイオンモールへ移転する案が浮上したため、イオンモールと小川支所の移転についての協議を始めたところでございます。

費用につきましては、新たに支所を建設するより、移転のほうがはるかに安価であると推測するところでございます。

○1番（原田祐作君） 今お話の中で防災拠点センターも含めて検討されたという言葉がありました。防災拠点センターには人は配置できないというお答えだったんですが、以前防災拠点センターの話が行われたときに、例えば不知火とかそういうところには、公民館機能もそこには持たせるんだよと、そんな議論が当初あったような気がします。結果それはできないという答えなんですが、その辺も含めてちょっと計画が余り詰められてないんじゃないかなというような認識を受けております。それはちょっと一旦置いておきまして、今、私が一番気になったのが、お答えの最後の方で新たに支所を建設するよりも、移転の方が安価であると推測というふうに言われました。小川支所は今かなり来庁者がいらっしゃると、非常にこれは重要な拠点だと私は認識をしております。それをイオンモールに移すと、こういう話をする上で、どのような検討をなされたのか、そこについて詳細な、できれば建設した場合はいくら、増築した場合はどこをどのようにやるのか、今回議長の許可を頂きまして、皆様のお手元に今使っておりますラポートのフロアガイドを配布させていただいているんですが、1階の事務所、中央部分黒く塗りつぶされている部分が今使われているところです。そこを、確かに狭いんですが、これを移転するにあたり例えば2階の視聴覚室若しくは研修室、この辺にこの事務所のうちの半分くらい、例えば土木とか経済の方たちを2階にちょっと御苦労ですが上がっていただいて、

1階に市民の方が多くいらっしゃるような窓口を設置すれば、その分待合スペースも取れるんじゃないかと思います。例えばこういった場合の、これ当然考えられると思うんですよ、この図面を見ればですね。こういった場合の費用の試算、また新築なら新築でもいいです、先ほど総務省が基準を出していると言われました。その基準での新築での予算。また、イオンモールへ移動した場合、どこに行くのか分かりません、いくら掛かるのかも分からない状況ですよ、本当に市民の皆さんのために、財政が厳しいと言われる宇城市において、一番効果的な移転の検討がなされたのかというのが不透明な気がするんですけども、その言葉を推測これに表れているんじゃないかと思います。具体的な検証はなされたのかどうかをお聞きしたいと思います。で、すみません、議長。これですね、私は当初総務部の案件だと思っているんですよ。小川支所は、確かに実務はやられているかもしれませんが、どちらかという、宇城市全体でこの方向性を定められたんじゃないかと私は思っていますので、できれば総務部長にお答えをいただきたいんですけども、許可願いますでしょうか。

○総務部長（成松英隆君） 移転の協議という点からお話しますと、先ほど支所長からお話が11月から協議を行っているところと。移転を進めるにあたりましては、移転の時期や賃料、賃借期間、駐車場の取扱いなど、いろいろ検討することがありますので、詳細についてはこれからの協議になると思います。協議がまとまり契約が完了しましたら、早めに議員の皆様にもお知らせをしたいと、整いましたらしたいというふうに考えております。

先ほど庁舎を新築すると幾らぐらい掛かるのかというお話がございました。こちらは市の方で建築物保全計画というものをつくっております、その中で総務省が出している庁舎等の建築単価を基に、これが平成22年度ですので、それからの時代変遷を考えまして庁舎等であれば平方延46万円ということで今考えて、これで試算いたしますと、先ほど900平方延を超えるものですから、4億円を超えるということが支所をつくる費用となります。それと比較するものがないとおっしゃいましたので、ちなみに合併してからつくられました三角支所1,113平方延です。こちらで当時はまだいましたが現在は24人在籍しております。そういうところが比較の材料。あとは賃料がどうかというところは、先般のニュースでもありましたとおり、イオンの方もコメントをすることはないということでございますので、こちらといたしましても、やはり相手との協議がまだ公にできないという状況でございますので、コメントは控えさせていただきたいと思います。

○1番（原田祐作君） 今新築については大よその金額は示していただきましたが、再度質問いたします。そのほか、例えば増築とか今私が言いました施設内を利用する

ようなそういった方向性の議論や検討ができればその費用とかがあるかないか教えてください。あったらその具体的な数字までお願いしたいと思います。

○総務部長（成松英隆君） 現在のところにやると申しまして、構造体が固まっております。それを壊してまでやるということは、かなり難しいということで断念した経緯がございます。

先ほど話されました2階を移してどうかというところがありますが、そちらの方は支所長の方から答弁していただきますのでよろしくお願いします。

○小川支所長（篠塚孝教君） ラポートには、研修室と視聴覚室の2つの会議室がございます。共に利用率は高く、早くから申し込まないと現在は予約が取れない状況にあるため、常に会議室は不足の状態が続いております。

新しく建設予定の防災拠点センターの中にも会議室は予定されておりますが、防災拠点センターの会議室の面積は約83平方メートルと余り広くはなく、現在のラポートの視聴覚室とほぼ同じ面積でございます。

仮に小川支所の事業課が、ラポートの視聴覚室に移動して会議室が無くなると、防災拠点センターに会議室ができたとしても、会議室不足の現状は変わらないことになるため、会議室不足の解消には今後も疑問が残るところでございます。

○1番（原田祐作君） 防災拠点センターの研修室のところも併せて言っていただきました。確かに防災拠点センター計画をみますと、中会議室と小会議室合わせて90平方メートルぐらいになりますかね。計画面積でいうとやはり90平方メートルありますね。今、ラポートの2階研修室おおむね100平方メートルぐらいじゃないかと思います。そんなに遜色ないんじゃないかなと思います。ですからラポート単体で考えた場合には非常に手狭になるかと思うんですけれども、防災拠点センターもできるんですね、その辺も含めて総合的な判断がなされてもいいんじゃないかなというふうな思いがあってこのような話をしております。では、2番目の質問はこれで終わりにして、その移転の協議についてお聞きしたいと思いますが、今詳細についてはなかなか申し上げる段階ではないと言いましたが、もうこの件について小川町でいろんな方に話を聞くと、いろんな具体的な話が出てきています。相当進んでいるような実感を受けます。公の話ではないのでここではその詳細については言いませんが、かなり進んでいるんじゃないかと思うんですけれども、ひょっとすると次この議論をするとき、ひょっとしたらもう次の議会とかでは移転しますよと、移転費用は幾らですよと、ここに行きますよといきなりポンと議案が出されるんじゃないか、そのような心配をしておりますが、その点については協議内容について明かせる部分があればお願いしたいと思います。

○小川支所長（篠塚孝教君） 移転の協議につきましては、11月から具体的な協議を

行っているところでございますが、移転を進めるにあたっては移転の時期や賃借料、使用期間、駐車場の取扱いなど、多岐にわたりイオンモール側との協議が必要になりますので、詳細につきましてはこれからの協議になると思われます。協議がまとまり契約が完了しましたならば、契約内容に沿って移転準備を進めていきたいと考えているところでございます。

なお、庁舎の整備内容についてでありますけれども、イオンモールの施設を利用することになりますので、随時イオンモールと協議を行い、施設整備に伴う課題を適切に処理しながら整備を行っていきたいと考えております。

○1番（原田祐作君） 私は総務部案件だと思って質問しているんですが、小川支所長が答えられるのであればそれはそれでいいです。じゃ、そこで議論を進めていきます。賃料とかどの場所というのはその協議の内容で明かせないということであれば、じゃあ本市としましては、その場所に何年ぐらい、いつからは言えないでしょう、その協議があるのであれば、じゃあいつまでそこに移転しようと考えられているのか、その期間については答えられると思いますがいかがでしょうか。

○市長（守田憲史君） 補足をさせてください。現在のラポートにおきましては、2階も使ったらどうだということでございます。当初から今のラポートに移る段階から、この調理室からリハーサル室から視聴覚室その他をずっと考えました。それぞれにそれぞれの御利用の方々もいらっしゃいまして、なかなかコンセンサスが取れないところでございました。その中で先ほど三角町でも1,000平方メートルを超える支所でございます。宇城市小川支所にしても4億円、5億円になってまいります。その中で仮にこの図書館に増床その他をも考えましたが、やはり2億円とかになってまいります。もう簡単に計算ができるところでございます。その中にあって、イオンモールという考えを私も提案をいたしました。その中である程度のこちらでも交渉でございまして、ある程度の金額でないと私も我々執行部も話し合いを進めることはできません。その中で今後のうんぬん、何十年なんだというところは別として賃料でございまして、1年契約でございまして、賃料として20年を想定して数字を出したとしても、極めて増築よりも安い形でこちらはお借りできる、そのような内容でないと今後も移るつもりはありませんで、経済的にも極めていい形で移転ができるのではなかろうか。そして今小川町周辺にとっても、今のイオングループとの今後の協力関係は、誘致企業としてお互いがお互い協力をし合わない、なかなか小川の振興も難しいであろうと考えるところでございまして、この20年を仮に想定した場合、でも1年契約、3年契約になるかもしれませんがそういった事情の中、経済的な数字を出したとき、極めて安い形で契約をしたいと考えているところでございます。

○1番（原田祐作君） ありがとうございます。私は、総務部案件だと思っていますので、今のお答えはありがたくお聞きしたいと思います。その上で今一定の20年という数字が出ましたので、これに固執するわけじゃありませんが、これを念頭に置きながら議論をしていきたいと思っています。

それでは、4つ目今後の方向性についてなんですが、例えば仮に20年イオンのどこかの施設にいたとした場合、確かイオンがもうできてから20年は経過していると思うんです。ですから、例えば15年、20年とかになってくると、そのイオンの建物自体も老朽化、改修いろんな検討が必要になってくるんじゃないかなと、このように私は思っておりますが、そこまでしてイオンに行った場合、そのメリットといいますか、やはり1民間企業に自治体が単に窓口を開設するという話ではなくて支所ごと移転するという話なので、いろんな課題、ひょっとしたらメリットもあるかもしれませんが、その辺についてどのようにお考えなのかというところをお聞きしたいと思います。

○小川支所長（篠塚孝教君） 移転後のメリットにつきましては、手狭だった事務所が広くなることにより、市民の待合スペースを確保することができます。このことは、市民サービスの向上につながると考えるところでございます。行政にとりましても執務室が広がりますので、それ以外にも会議室、相談室、作業室スペース不足が解消できると思われれます。またイオンにとりましても、小川支所の移転はイオンモールへの集客増につながることも期待されると思われれます。

なお、支所を移転するにしましても建設するにしましても、必然的に費用は伴いますが、今後の課題としましては、住民に対して小川支所の移転に関する周知の早期徹底とともに、移転先の事務室の有効な活用方法あるいは小川支所移転後のラポートの事務室の活用等が、今後課題となってくるかと思われれます。

これ以外にも検討しなければならない事項は数多く出てくるところでございますが、随時関係部署と連携をとりまして、課題解決を行っていきたいと考えているところでございます。

○1番（原田祐作君） 今、メリットと課題ということでお答えいただきましたが、このまず広さ等は、それに見合ったテナント部分を使用すればいいでしょうから解決はするでしょう。待合スペースもそうだと思います。ただ、このイオンモールによって集客増につながるということもありましたけれども、今イオンに入っているテナントというのは、たぶん平日だけではなくて土日も営業されているんだと思うんです。土日もそこにお客さんが来ているんだと思うんですね。例えば集客増これは私なりの解釈で違っていたら申し訳ないんですけど、例えば小川支所がイオンのあの敷地のいずれかに入って、そこに市民の方がいろんな用事で行かれて、ついでに

イオンモールを利用する、これを集客増と捉えられているのであれば、土日はじゃあそこには誰もいない、その小川支所には誰も利用しないですね、土日は。もし土日もその集客の助けをしなければならないのであれば、じゃあ小川支所は土日開けるのですか。小川支所を開ける、集客のためにつてなったのであれば、じゃあ豊野支所や不知火支所やよその支所はどうなるのか。そうなったときに職員の方たち、その働く環境、これはどうなるのかなというふうに思います。また長期スパンで見たときに、確かに今建てるよりは安く済むのかもしれませんが、じゃあ10年後20年後、イオンがもし撤退する、若しくはその建物が使えなくなったときに、じゃあそのときその施設はどうするのか、小川支所は新しくつくるのか、若しくは撤退してしまうのか。こういう議論になった場合、今様々な建物が建っています。これはなぜこの工事単価が高いときに、人件費が高騰しているときに建てるのかという議論をすると、必ずこの合併特例債が使えるうちに有利な起債が今できるから、のちでは建てられないと、だから今やらなければいけないという議論が今されていると思うんです。その議論に則るのであれば、20年後に小川支所を建てなければならないこういう懸念があるのであれば、今その有利な起債を使って建てるというのも1つの考えじゃないかと思います。ただこの新しい建物を建てるというのは、私は余り賛成、肯定的な立場には立っておりません。できれば災害コミュニティセンターができますので、そこの研修室等を有効に利用しながら、今のラポートの範囲内でやっていく、これが一番いいんじゃないかなと思うんですが、ただ、住民の方たちと話す中で、もう報道にあそこまで出たんだからと、市長がもう言ったんだから、もうなるんだから仕方がないだろうと。こういうことを言われる方もいらっしゃると思います。でもこれは非常に危険だと思うんです。1つの支所をどこに移動するか、その議論がもう市長が言ったのだから、もうなるのだろうと市民の方は考えていらっしゃる。じゃあ私たちの思いは、もうそこには届かないのか。行政が言うことを私たちは黙って聞くしかないのか、そういうふうに思われている市民の方がいらっしゃるということも、これは私は日本という国が民主主義である以上、問題ではないかと思うんです。否定をしているわけではありません、ただあくまでこういう事実があるということを示し上げて、私はそこに違和感を抱くということをおっしゃっていただいています。ですので、この小川支所の移転については、非常に様々な問題があると思っていますので、今後もこの協議についてはしっかりと見守りながら、折に触れ議論を深めてまいりたいと思いますので、その点を了承していただきたいと思っています。

それでは、最後の4番目の質問に移りたいと思います。もう時間が無くなってまいりましたので、すみません、予定していた小問はちょっと割愛させていただきますま

して、1つだけ申し上げさせていただきたいと思います。宇城市の今後について、なぜ私がこの質問をここで提言させていただいたかと申しますと、やはり宇城市が選ばれるまち、今後も存続していくためには、やはりここに人が集まってこないといけない。この市は明るいぞと、この市は何か楽しいぞと、こういう思いがないと人は集まってこないと思うんです。先ほど教育長の話にありました。オーラ、非常に前向きな、何か分からないけど楽しい雰囲気がします。信じてみたいなと思います。また、先日民生常任委員会でさしより野菜のことが話題に上がりました。そのとき、さしより野菜の今後について、担当課長が笑顔で元気に非常に楽しいアイデアを出しながら、ただ単純に健康のためだけじゃないよ、明るい未来がそれに地域振興もかかっているとこんな話をされていた。やはり明るい未来、明るいイメージというのが必要じゃないかなと私は思っております。そんな中で、非常に残念だったことは、私も出席させていただきました今回の宇城市の成人式、ここでのすみません、市長のお話です。地方、国はどんどん負債がたまっている、これは申し訳ないけど未来の君たちが負っていくんだよと、それは事実でしょう。で、その後に堀江貴文氏の演説を引き合いに出され、過去は振り返ってもしょうがない、未来はどうなるか分からない、だから今を生きなさい。これを私は、将来は暗いから今だけ見とって生きなさいよと、こういうふうに私は解釈したんですね。これじゃ宇城市の未来は明るくない。そう私は判断をしました。堀江貴文氏の演説はそういう意味合いではなかったと私は思っております。ですから市長、あの時挨拶で申されたその真意についてどのような真意があったのか、後は、私はもう発言はいたしませんので、もしお言葉があればいただきたいと思います。

○市長（守田憲史君） 堀江貴文氏の発言の中で、過去は振り返っても仕方ない、そして将来はITうんぬんの先駆者が予測しようにも予測しえるものではない。近畿大学の卒業式で、その中であなた方は今あなたの信じていることを一生懸命今を生きろというメッセージでした。その旨を宇城市の成人の若者たちに伝えたところでございます。

○1番（原田祐作君） 私は、それは堀江貴文氏の伝えたかったことの本質ではないと思っております。過去を振り返るなどと言いましたが、振り返る前に徹底的にその失敗した過去を私は失敗しないように尽くすと申されました。これから先は技術革新があつて、皆さんのいろんな能力がいろんな人と競争する社会にさらされる、だから今自分のスキルを磨きなさいと。そしたら必ずあなたは明るい未来があるよ。このように私は解釈をしておりました。私しゃべりませんと言いましたが、すみません、ひと言しゃべってしまいましたが、時間も来ましたので、ここで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（長谷誠一君） これで、原田祐作君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後0時15分

再開 午後1時15分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、15番、渡邊裕生君の発言を許します。

○15番（渡邊裕生君） 皆さんこんにちは。うき未来21、渡邊でございます。早速質問に入らせていただきます。

まず、松合医院についてということで通告申し上げておりますが、私の住む松合地区は高齢化人口の増加が著しく、人口減少も非常に急に、空き家も増え、人も減りという、いわば過疎の地域と自分では思っております。そんな中で唯一病院というか医院ですね、お医者さんが1人陳先生という台湾出身のお医者さんであります。今から25年ぐらい前から松合で開業をして今に至っております。私も過去のことはなかなか思い出せないんですが、松合には、かつてはお医者さんがいらっしゃいましたが無医地区というふうになって、当時の森町長以下町の方で努力いただいて医師を招へいたということだったろうというふうに記憶しております。それで松合医院の建っている土地そして建物は、旧不知火町所有のものであります。そこで二十数年その陳先生がずっと地域の医療に携わっておいでになられたわけですが、73歳になられるのかな。今年の3月一杯で引退をしたいと。生まれ故郷の台湾に帰って後の余生を過ごしたいという意向を示されまして、急に私たちの地域の中で、「陳先生がいらっしゃらなくなったら、どうするんだ」という話になって、昨年12月に区長会からも、何とか市の方でできませんかという陳情をされたという経緯があります。高齢化のその地域においては、やはりその歩いて行けるお医者さん、とってもその地域にとっては大切な機関なんですね。それが無くなるということはその地域にとっての、また1つ火が消えるといいますか、非常にその健康に対しての不安感が高まるということで、どうにかしてほしいという声が非常に強うございます。

そこで、設問の1、2併せてお尋ねしますけれども、松合医院の存続について現在の状況と市のお考え、さらに医師確保の見通しについてできればお答えを願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○副市長（浅井正文君） 松合医院の存続についてと医師の確保の見通しについてということで関連がありますので、併せて答弁をいたしますのでよろしくお願いいたします。

渡邊議員の同じ内容になるのも一部ありますけれども、先日２月２０日に、松合医院の、先ほど名前を言われましたので陳先生とお会いしてまいりました。確認してきたことをまず述べます。

松合医院については、松合の地で平成７年５月から、内科・小児科の診療を開始し、平成１１年の高潮災害を経験し、日に２０人から２５人を診察し、看護師２名、事務員２名で今日まで至っていること、そして今年３月末で再度看護師の不足が予定されていることから、今年３月一杯で松合医院を辞めるという、御自分なりの整理をされているということになっておりました。また、先ほど話されましたとおり、奥様が台湾に帰りたいという希望があるようです。

当然地元としては、病院がなくなるという危機感が当然あります。市としては、従来どおり松合医院存続を考えておりますが、先般、２月１９日の熊日新聞にも取り上げられておりましたとおり宇城地域は、医師少数区域であります。医師不足が叫ばれている中、どうにか道筋をつけたいというのが考えです。現時点では期待する答えがないのが現状です。

看護師の不足問題・個人病院のサテライト化等、医師の系列はどちらから来られたのか等考えましたが、市としては松合医院存続のため、今後も医師確保に引き続き努力をして頑張ってまいります。

昨年１２月１４日に、松合校区の区長会から松合医院存続の要望書が市長に提出されました。その内容も市との考えが一緒であります。一刻も早く後任を見つけなければとの思いです。議員の皆様にもお願いです。お知り合いがあれば紹介をいただきたい、紹介をしてくださいという思いです。

地元医師会、地元医師との相談をして、地元の皆さんの御意見も拝聴しながら、ルート開拓に進めてまいりたいと思っております。

- １５番（渡邊裕生君） 副市長大変ありがたいお言葉をいただいたと思っております。行政の方である程度この道筋、ルート開拓を進めていくということは、松合地域の人たちにとっては大変ありがたい話だろうと思います。ただ、私も思います。なかなかお医者さんを連れてくるのは大変だと、そう簡単に右から左に医師を連れてくることの可能性を考えたときに、「いやあ、なかなかこれはやをいかんばい」というふうに思うところではあります。ただ、いろんなルートを模索しながら是非招へいに向けて御努力をいただきたいと思います。３月で辞められた後の、おそらく空白期間がかなりできていくんじゃないだろうかというふうに想像をするんですが、そこで私からの提案にはなるんですけれども、少しお話をさせてください。と言いますのが、まず、今のその松合医院の土地と建物が市所有のものであるということから考えますと、宇城市民病院の診療所として機能させることができないかという

ことです。今たぶん熊大の医局から、週に何人かの人が当番医みたいな形でおいでになっているかと思うんですが、その一環として松合医院にも曜日を区切って、時間を区切ってでもいいからお医者さんに来ていただけると、地域住民の人たちの安心につながるんじゃないかと思うところでもあります。何とか、せめて常駐のお医者さんが見つかる間だけでも結構ですから、何とかその市民病院の方で診ていただけないかなという思いでありますがいかがでしょうか。

○市民病院事務長（伊藤博文君） 宇城市民病院では、平成25年から常勤医師3人だったのが、現在1人減で院長・副院長の2人体制と、当直を主とする医師は、熊本大学附属病院から非常勤医師の協力を得ることで医療を行っております。

医師には、診療行為を求められたときに、正当な理由がない限り拒んではならないという応召義務があり、また市民病院は、平成7年に救急指定病院として認可を受けておりますので、医師や看護師は24時間体制で診療を続けております。

市民病院から松合医院へ医師派遣と仮定した場合、医師だけではなく診療補助に付く看護師も派遣しなければなりません。また、現在委託をしている受付、会計、レセプト業務を行う医療事務従事者も必要となつてまいります。

病院には施設基準があり、看護配置、看護師比率、平均在院日数、その他の事項につきまして、厚生労働大臣が定める施設基準に適合していなければなりません。

松合医院に看護師派遣となりますと、その施設基準の適合から外れることとなり、入院基本料が減点され、市民病院の経営上、収益が落ちることにもつながります。

市は、熊本大学附属病院から病院長・医師を派遣していただいている立場でもあることから、現状では、宇城市民病院からの医師派遣は非常に厳しいものであると思われまふ。

今後、知り合いの医師を通じ、協力をお願いしていきたいと思っております。

○15番（渡邊裕生君） 市民病院には、市民病院の規則とか立場とかいろんなものがあるんだなということは理解できます。しかし、できればいかなる形で結構ですから何とかしていただければと、これは切なる願いではあるんですが、浅井副市長、今後の展開についてもし何かあれば是非お願いします。

○副市長（浅井正文君） すみません、市民病院の事務長がお答えをしましたけれども、渡邊議員の提案です。今後、何か対策はないか、熊本県そして医師会、医療関係団体等に都度あるごと相談させていただきたいと思っております。

○15番（渡邊裕生君） 是非ともこの問題に関しては、それは松合地域だけでなく、大口から大岳あたりまで、この宇土半島の南側中央部の過疎地帯に対するやっぱり安心安全の担保みたいな位置付けになるうかと思っておりますので、是非住民の皆さん方が安心されるように御努力をお願いしたいと思います。また私からここにいらっし

やる全ての皆様方に、何かつてがありましたら御協力をお願いしたいと思いますし、私も精一杯アンテナを高くして、医師招へいに向けて努力をしてみたいと思いますので、どうかひとつよろしくをお願いをしたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、2番目の介護保険についてなんですが、昨年9月そして12月と3回連続でこの介護保険について質問をすることになりましたというか、非常にこの介護保険の第7期については、この9月、12月で指摘をしておりましたことが、今議会の補正予算、そして当初予算に大きく関わりがあると思いましたので、質疑ではなく一般質問で質問をさせていただきたいと思います。それから健康福祉部にお願いをしまして、この第7期の104ページ105ページの表のコピーをお願いして、机上配布をお願いしましたら、皆さんのお手元に配られてあるようですのでそれは資料として部長答弁、そして私の指摘の部分とかそれをご覧になりながらお聞きいただければというふうに思います。

それでは、まず1番目の平成30年度宇城市介護保険特別会計の決算見込みについてということなんですが、もし議員の皆様、今お手元に補正予算書、今年度の当初予算の資料をお持ちでしたらご覧になってみてください。補正予算書でいいますと307ページ、歳入の部分で第1号被保険者介護保険料13億5,028万8千円に対して6,804万円の減額、歳出につきましては補正予算書309ページ、保険給付費63億9,223万2千円に対して、2億1,800万円の減額、特に介護サービス給付費2億円の減額について、さらに310ページの地域支援事業費の中の介護予防生活支援サービス事業5,328万2千円の減額の理由とこれに至った経緯、状況等についてお答えをいただきたいと思います。

○健康福祉部長（那須聡英君） 平成30年度の介護保険特別会計における決算の見込み額は、歳出の保険給付費では、先ほど話されたとおり予算額63億9,200万円に対して、執行見込率96.6%の61億7,400万円、額にして2億1,800万円の減と見込んでいます。

これは、昨年12月支払実績までの見込みで保険給付費を算定しており、介護サービス等給付費の2億円の減額が主な要因でございます。

このことは、平成28年熊本地震後に大幅に増加していた要介護以上の介護サービス利用者数が、前年度を若干下回る見込みであることから、地震後の影響が今年度になって落ち着きを見せ始めたことが要因の1つであると推測をしております。

また、地域支援事業費では、予算額2億6,900万円に対し、執行率79.9%の2億1,500万円、額にしまして5,400万円の減と見込んでおります。

これは、総合事業対象者のサービスが、公的サービスから住民主体のサービスに

移行してきているためだと考えられます。

また、歳入の保険料については、予算編成の際、歳出予算の保険給付費の支払見込み額をまず積算し、歳出に対する国・県等の歳入を見込み、最後に保険料を充て込み調整をいたしますので、予算上は6千万円の減額となっておりますが、実際の保険料歳入は13億9千万円ほどと見込んでいます。

なお、第7期介護保険事業計画の推計値と平成30年度の決算見込み額には、かい離があることは私どもも認識しているところでございます。

- 15番（渡邊裕生君） 今の答弁で、聞いていらっしゃる方が果たしてお分かりになったかどうかというのは、1つは収入の見込み額が6,800万円ほど減額しているその理由については、歳出の方の結果に合わせて調整をされた。最終的には予算額以上の収入がありますという答えだったんですが、非常に私たちもこの決算について決算見込み額という言葉で考えますと、いや収入は入ってきた部分そのものだろうと最初思ってしまう。ところが現時点での金額は、あくまでその途中の部分の歳出に合わせたものを調整して出しますという答えでしたので、そういう仕組みなんだということを、最初から私たちになかなか理解しづらいものであるかなというふうに今回思いました。その部分に関してはですね。ただ、過去の決算を見てみますと、その年その年で結構違うんです。収入の当初予算に対して補正がほぼ減額でかかるんですが、結果収入済額を見たときにそれが少し結果として増額で入った年もある、結果として少し当初予算よりも少ない額で入ったという、です。なので今回のその見込みが13億9千万円というのが、当初予算よりも4千万円ほど増になるという今お答えでした。私たちが思いますのは、その第1号保険者、要するに65歳以上の人の人数はほぼ分かっているはずだと思うんですね。そして年金から天引きですから、もうほぼその部分に関しては取りはぐれはない。一部年金から引けない方々がいらっしゃいますので、その人たちの部分は直接徴収で、そしてその方々に関しては滞納だとか未払いが多いというのは私たちも理解しております。で、その最初の人数把握が余りにも違い過ぎるって、部長も見込み額にはかい離があることは認めますというふうにおっしゃっておられましたので、しかし、税を徴収するという部分に関しては、基本的にはそう大きくぶれはないんじゃないかなというふうに私は思っております。それで、ここであえてその部分に関して問いませんが、できるだけはっきりした実数把握と予算額を合わせていただきたいと思います。これは次の質問にも関わってきますけれども、あと地域支援事業の中で5,400万円の減額というのは、その予算額1億円に対してほぼ半分なんですよね。余りにも減額の幅が大きすぎるんじゃないかなと。6期から始まった地域支援事業、先ほど少しおっしゃいましたが、その民間でいろんなことを民レベルとい

うかやっているし、社協若しくは包括あたりが実施しております、例えば元気が出る学校だとか脳いきいき教室だとか、あとは百歳体操だとかそういう部分での支出がこれだけショートする、下回るというのは、どういう事業をされてこれだけの減額になるのか、要するに予算額との余りにも差が大きすぎるんじゃないかと思っております。お答えの中で、通所型の利用者がその指定事業所につなげる件数が少なかった。集団の中での通所型介護予防事業へのニーズが高かったというのは、大きな施設に通うよりもその地域の中で介護予防をやったほうが非常に楽しいとか、そういうニーズが今市民の中に芽生えてきたのかな、それは6期3年間やった結果としてこの7期につなげていっているとすれば、それはある意味、成功例の証拠というふうに私は評価をしたいとも思います。この点に関して、部長、現場サイドからもし何かありましたらどうぞ。

○健康福祉部長（那須聡英君） 実例ということで、介護予防サービスの利用者の人数で比較をさせていただきます。まず、介護予防・生活支援サービス事業におきましては、平成29年度の実績が1万2,724人だったものが、平成30年の実績見込みでは8,031人になります。それと一般介護予防事業が、平成29年度の実績が1万2,570人、それが平成30年度の実績が3万2,842人ということで通所型の経費の高いものから一般型の予防事業へ移行したということで成果が上がっているというふうに捉えております。

○15番（渡邊裕生君） このことは、9月でも12月でも私申し上げたかと思うんですが、宇城市のこの地域支援事業の取組は、日本の中でもトップランナーだと。非常にこの日本全国に対して胸を張っていいんじゃないかと思っております。そういった意味では、担当部署若しくは社協、包括支援センターの取組に敬意を表しながら、このことがますます地域の皆さん方の住民の健康につながることを期待しているところであります。

それでは、次の2番目の質問に移りますが、平成31年宇城市介護保険特別会計の給付等の予測についてと質問を書いております。まずこれは当初予算、予算書308ページ歳入の第1号被保険者介護保険料、平成30年度ですね、13億5,028万8千円に対して、平成31年度は13億4,280万2千円と減少しております。この理由をお伺いしたいと思います。そして予算書315ページ歳出の方ですが、保険給付費平成30年度当初予算63億9,223万2千円に対して、平成31年度は64億7,051万8千円と7,828万6千円の増となっております。10月から上がる消費税との関係、それから要介護認定者数の推移等も含めて説明をお願いしたいと思います。さらに地域支援事業費、前年度2億6,977万8千円に対して、平成31年度は1,809万4千円の減額となっております。内訳と

して、介護予防生活支援サービス事業費 3,417 万 3 千円の減額、一般介護予防事業費 1,309 万 3 千円の増額となっております。この予算に伴う具体的な事業展開と増減の理由についてお答えをいただきたいと思います。

○健康福祉部長（那須聡英君） まず、平成 31 年度の歳出の保険給付費の当初予算額については、平成 29 年度決算値や平成 30 年度決算見込額を考慮し、第 7 期計画の推計値からやや減を見込み、64 億 7,051 万 8 千円を計上しておりますが、この算定方法につきましては、合併当初の第 3 期計画策定時から継続している予算編成上の手法として計上しているものでございまして、消費税増税、介護報酬改定の影響により給付費の増加は十分に考えられると認識しております。

また、平成 31 年度の地域支援事業については、少子高齢化により介護の担い手等が減少する中で、要介護者を支える介護職の数が不足する状況によって、既存の介護サービスだけでは高齢者を支えきれない状況になりつつあります。公的サービスである介護保険サービス中心から、先ほど申しましたように地区サロン等の住民主体サービス中心へ移行させる事業展開を考えまして、地域の中で元気な高齢者が増え、自分らしい生活を維持していけるよう住民主体の介護予防・生活支援サービスを展開し、充実させていきたいと考えております。

次に、平成 31 年度当初予算の歳入について、第 1 号被保険者保険料が昨年度保険料より減少している理由は、低所得者保険料の軽減強化措置分で、前年度と比較して約 4 千万円減収することや、新たな歳入である保険者機能強化推進交付金が充当される見込みのため、保険給付費に対して必要な保険料の額が減少しているためでございます。このことは第 7 期宇城市介護保険事業計画策定期間中には予測ができなかったことでございます。

また、平成 31 年度の第 1 号被保険者保険料の歳入予算額は、新たな交付金分を差し引いた上で、平成 30 年度の補正予算の編成方法と同様に算出した 13 億 4,200 万円を計上しているところです。

○15 番（渡邊裕生君） まず歳出の方で、消費税の増額分をいくらで計算されて、この中に組み込まれたのかというのをお答えいただきたいと思います。実際いくらというふうにお答えいただければ非常にありがたい。そのこれはまた後で詳しく言いますけれども、本来この事業計画書に示してあります要介護者認定数は、右肩上がりで伸びていくと示してあります。今回、その 64 億数千万円の前年度からの上げ幅というのが、その消費税を含んだ分と自然増といいますか要介護認定者の増という部分が、どうその中に含まれてこの金額になったのかというのをお答えいただきたいと思います。

○健康福祉部長（那須聡英君） まず、平成 31 年度の当初予算の保険給付費に消費税

が含まれているかということですが、増税分として約8,500万円を見込んでいます。10月以降消費税が上がるということで、その次の年については見込みですが、約1億5千万円ほどは見込んでいます。

介護認定者数については、平成30年度の当初予算計上時ということで平成29年度の数値ですが、要介護認定者数2,818人で、計画値は2,824人ということでほぼ変わりはありませんでした。

平成31年度の当初予算計上時における介護認定者数については、要介護認定者数2,826人で、計画値は2,960人と見込んでおりましたが、見込んだほどの伸びにはなっていないということで、熊本地震等の影響も考えられると申し上げましたけれども、その辺が影響しているのかなと思っています。

○15番（渡邊裕生君） 実数でまづいきますと平成30年2,818人、平成31年度は2,826人と8人しか増えていないんですね。そして消費税分が平成31年度8,500万円を見込んでいますということで、今回のその64億7,051万8千円、昨年よりも7,828万6千円の増となっていますが、消費税分の増に満たないですね。これはひとつどういうことかと指摘されるんじゃないかなと思います。計画値につきましては、この第7期の介護保険の68ページに認定者数の実際予測値が書いてあります。これは要介護の部分に関しますとこれの計画値では3,009人と示してあります。平成31年度は3,195人とここに実際予測値が出ています。それで今おっしゃられた数字とはざっと200人以上の実はいか離があるということで、私は去年の12月、その前の9月も言ったかと思うんですが、この数字の予測が余りにも少し大きすぎるんじゃないですか。実際そんなにはないんじゃないんですか。言いましたが、その時の答弁は、まずは第7期は介護保険料も上がりますから、高齢者の人数は増えますからという答弁でした。現実今日のこの数字を見ているとほぼ増えてない。認定者数は増えていません。で、消費税8,500万円という、この64億円の今年度の予算の中に、これだけ8,500万円も消費税アップ分が含まれているにもかかわらず、前年比7,828万円の増という、このことはどういうことなのかなと。非常にやっぱりまとめて後で3番目にこのことは言いたいと思います。

あとは、もう一つは地域支援事業の話なんですが、介護予防生活支援サービスにおいては3,400万円の減、一般介護予防保険事業は1,309万円の増ということで、今部長がお答えになりました一般介護予防の方にシフトしてそちらの方で手厚く地域の皆さん方に元気になっていただくという話ではあるかと思いますが、一般介護予防事業で今私がパッと思い浮かぶのは百歳体操です。ボランティアを養成して各地区の公民館でその地域の人に集まってもらって、今百歳体操をものすご

い展開をされています。それは私も十分承知をしております。その部分に力を入れていって元気な元気老人を増やしたいという思いは、それは非常にいい取組でここに予算を増額されるということは、これは全然私はもうどうぞ頑張ってくださいということでありますが、その前の生活支援サービスで3千万円の減というのは、これはなぜなんですかと、ちょっと中身をお伺いしたいと思います。お願いします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 介護予防生活支援サービス事業の減額については、一番最初の御質問でお答えしましたように、平成29年度までの数値から平成30年度の実測予測値がかなり減少しているということで、その分一般介護予防事業の方に流れているというような予測をしております。その分で減額をしたということになります。

○15番（渡邊裕生君） 分かりました。今の部分は先ほどお答えになったように1万2,700人が8,031人減と、逆に1万2,500人が3万2,400人というふうに片一方は増えているという、非常に喜ばしい結果だと思ってその分に関してのこれは減額なんだということで理解をしました。

それでは、3番目の質問に移りたいと思いますが、介護保険事業計画第7期標準給付費及び地域支援事業費見込額との関係ということで申し上げておりました。先ほどの皆さん方のお手元にお配りされた資料をちょっとご覧になっていただきたいと思います。そもそも論として、まず第7期の介護保険料、第1号被保険者に対する介護保険料がどうやって決まるかと。私の方から簡単に言いますと、この104ページの表が歳出見込額であります。第7期の介護保険事業をやると、これくらいお金が掛かりますよという試算の基にこの金額が決定されております。それが先ほどの要介護認定者数の伸びとか、そういうのが経年変化として出てきて、平成30年度は一番上Aのところですね、63億8,966万円と。これは平成30年度のほとんど、少しは違ってもほぼ同額の予算額でありましたので、これは私は納得します。しかし平成31年度はここでは66億2,700万円にならなきゃいけないのが、先ほど答弁にありました64億円であります。この差当然これには消費税アップ分も入っていると考えられますので、本来であればその右肩上がりの分を含めて66億円予算計上しなければならないのに64億数千万円しか計上されていないという、これ非常に大きな問題だと思います。と言いますのは、この表を基にしてこの裏面の105ページの人数×単価という部分で、要するにいくら必要だから皆さんからいくら徴収しますよというのが決まるわけですね。この105ページの表の問題点は、ちょうど真ん中のところに第1号被保険者負担分相当額という欄があります。平成30年度では15億5千数百万円、そして平成31年度は16億1,200万円、平成32年度は16億5千万円というこの右肩上がりの数字で、トー

タルとして４８億２，７００万円という数字がここに出ています。ただ、一番上にこの文章として第１号被保険者の保険料収納必要額を算定すると、その前に準備基金１億５千万円を取り崩すことにより、約４１億１，６００万円になりますと。要するに本当はこれだけ必要なんだけど基金を取り崩しました、それ以外にもいろんな補助がありましたということで、３年間で４１億１，６００万円が必要なんですということで、それで約１万９千人余の、要するに第１号被保険者６５歳以上の人に所得に応じて、１段階から１０段階まで割り振って徴収をするという仕組みになっています。そこで問題なのは、この６３億円、６６億円、６８億円と右肩上がりに上がっていった合計で１９８億３，７００万円という数字が基になって、第７期平均で１人当たり６，３００円とちょうど標準額でね、これが決定されたわけです。であるにもかかわらず今年は６４億円と減額修正をされました。ということは、保険者から集める保険料の根拠が崩れたというふうに私は思います。何かその辺について見解があればどうぞ。

○健康福祉部長（那須聡英君） １０５ページの計算値よりも、確かに平成３０年度の決算見込みが落ちていることから、平成３１年度の予算では、この数値から実績値に近いような数値で計上しているところでございます。この辺のかい離はまだ計画の１年目ということで２年目以降どうなるか予測がはっきりとつかない状況ですので、現状としては実測値に近い数値で上げさせていただいて、今後の状況を見守っていきたいと思っております。

○市長（守田憲史君） まずは、渡邊議員の御指摘のとおりでございます。ここでかい離があったのは事実でございまして、これはでも少し言い訳をさせていただきます。この予測値を出すのに基本的に全国共通の係数といいますか、そのソフトがありましてそこに入れるわけですね。それが全国で少し余裕があったのかなというこの結果論としての自分の感想があります。２番目に熊本地震があって、この過去３年間の需要が大きかった。それがその全国のその係数とは少しかい離したであろうと思います。それと医療・福祉連携の中、先ほど渡邊議員からも褒めていただきましたが、やはり介護予防の中で、それなりのいい結果も出てきたのかもしれないと私も喜んでいるところでございます。そういう事情の中でこの御指摘の誤差が出てまいりまして、その御指摘については正直言いましてもう万歳でございます、はい、おっしゃるとおりです。しかしながら、今までの我々の手法がそうであって、今後この１年間の予測が少しそこで例年になく数字が変わってきましたので、今後８期の中で考えさせていただきたい。御指摘のその直ちにと、このやはり３年、３年の中でやっておりますので、決して例えばそこで数値があつてうんぬんがある中、うちがその予測値を出すときに修正を加えたわけでもなく、そのような手法の中で今回きま

してその予測とかい離があった、その御指摘のそれはもうおっしゃるとおりで、今後しっかり考えさせていただけたらとお願いするところでもございます。野党の議員という失礼ですが、やはりこういう御指摘はこういう論拠に基づいた御指摘を今後いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○15番（渡邊裕生君） 市長、私がここで納得すればいいという話でもないんじゃないかなと。野党議員とおっしゃられて褒めていただいたのかどうかちょっと私もむずがゆいところがありますが、しかしながら、やっぱりこれを払っていらっしゃる市民の方、65歳以上の方が年金から天引きをされるんですよ。やっぱり年金は上がらないんです。年金は上がらないんですよ、その中から右肩上がりで毎年ずっとその介護保険料は上がっていくと、どうにかならないのかと皆さん思ってると思います。その中で、これだけ実際に数字が違ってきた結果を、要するに自ら認められてこういう下方修正をされたということは、市民の皆さんにどう説明をなさるのかなと。要するに、2億円違えばおそらく何百円か1人当たりじゃ違ってくるかもしれません。そこはちょっと計算をしてもらえばいいんですが、要は前から言っているように、6期から7期までに移るときに8億5千万円のショートだったわけですよ。それで本当に6千円から6,300円に上げる必要があったんですかと私は言いました。今回はこの計画半ばで2億円も下回ったという話であるならば、直ちに練り直しなさいと言いたいところです。言いたいところですが、そこはやっぱり何と言うかな、皆さんも一生懸命やってらっしゃるのは私も十分理解しております。ただ、市民の皆さんに対して説明責任はあるだろうと私は思いますので、何らかの形でそこはやっぱりなさった方がいいんじゃないかなと。要は皆さんから集めている税金、1円でもやっぱり無駄にしたらいかなと私は思います。そういった意味で私は今日これを言わせてもらっています。そこは分かってください。ですから8期で対応しますという言葉は、それは非常に、それでじゃあお願いしますと言いたいところであります。是非そうしていただきたい。しかし、今回のこの下方修正そのものの問題は、やっぱり言い訳できない話だろうと私は思っております。ですので、そこはしっかりとした対応でもって今7期を乗り切っていただきたいと思います。だからさっき言ったように、いいこともたくさんなさっているわけですから、要はお金を納めていらっしゃる被保険者の方々にどう説明するかというのは、是非考えておいていただきたいなと思います。

○市長（守田憲史君） 渡邊議員御指摘のように、その2億円のかい離が結果的に出てまいりました。これについては私もこの議会を通じて皆さんに、その数字がある程度予測しえなかったことに関しては遺憾に思うところでございます。また今後この8期の時に考えなければなりません、我々がその1年、2年、3年前から、そう

いう事情の中でその係数をどこの市町村も同じような形でやってきたわけございまして、それがここのかい離になったことに関しては、その我々のミスというよりも予測値が違ったというところで、そして確かに御指摘のとおり、介護保険料が天引きもして皆さんに介護保険料をいただいているところですが、言い訳ではありませんが無駄遣いをして上がったわけでもなく、その予測値が少したがえたことに関して今後修正をさせていただきたいですし、それが制度として3年に1度であるというところを含めて、よろしくお願いします。決して無駄遣いであったという認識だと、これがまた市民の方々に対してちょっと誤解を与えそうでございますので、その点は是非よろしくお願いいたします。

○15番（渡邊裕生君） 市長、私におっしゃられるんじゃないくて、世間に向かってそのことをどうぞ発信させていただきたいと思います。ありがとうございます。じゃあよろしくお願いいたします。

次に、4番目なんですが、保険者機能強化推進交付金についてと書いてあります。この前から出ておりますインセンティブ交付金という片仮名の言葉と全く同じ話なんですが、頑張った人に報奨金をあげますよということで、補正予算で1,107万9千円が収入として入ってきました。この金額は熊本県内、若しくは全国他市と比較してどうだったのかというところをお伺いしたいと思います。それと平成31年度予算も同額の予算計上となっておりますが、その根拠も併せてお答えいただければと思います。

○健康福祉部長（那須聡英君） インセンティブの制度については今渡邊議員が言われたとおりです。本市の評価指標に基づく点数は、612点満点の490点でございました。現在把握している他自治体との比較情報としては、熊本県平均が420.6点であり本市は県内では上位1桁の位置にございます。

今後、市町村等の評価状況について国による公表が予定されておりますが、現時点では公表時期や内容は示されておられません。

平成31年度当初予算については、この交付金に関する国の平成31年度予算案が今年度と同額でございまして、指標評価の大幅な変更の情報はないため、前年度実績と同程度と見込んで予算化しております。

また、昨年9月の評価時点では取組中であり達成できていると評価されなかった項目、例えば要介護状態の改善状況がございましたけれども、今後はこの達成できていない部分に取り組み、評価点数を増加させるような努力をしてみたいと思います。

○15番（渡邊裕生君） 今答弁いただいたことで、是非今までできなかった分にさらに手を入れていただいて評価点数が上がり、さらに1千万円ぐらいですかね、これ

が倍に増えるということはあるのかなとちょっとと思いますが、しかしこれが、被保険者の皆さん方の少しなりとも負担補助になれば少しは違ってくるのかなというところを考えますと、執行部のあと現場の御努力に期待するところではあります。

続きまして、5番目の低所得者保険料負担軽減の強化についてということなんですが、宇城市における負担軽減の状況と今後の方針についてお伺いしたいと思います。保険給付費が下方修正され、低所得者の負担軽減が実施される中での第8期の保険料決定については、しっかりと状況を踏まえた判断が必要だと思いがいかでしょうか。

○健康福祉部長（那須聡英君） 低所得者保険料軽減制度については、介護保険制度の持続可能性を保持するために、低所得者でも保険料を負担し続けられるように、平成27年度から公費投入による低所得者の保険料軽減の強化が一部実施されております。

今回本年10月からの消費税引き上げによる財源充当により、所得段階の第1段階から第3段階までの第1号被保険者を対象として、保険料の軽減措置が行われる予定でございます。

軽減額に対する公費投入の内訳については、国費が2分の1、県費が4分の1、市町村費が4分の1となります。平成31年度は本市では約6,900人が軽減措置の対象となり、軽減額は5,300万円を見込んでおります。

また、低額所得者保険料負担の軽減措置は、来年度の10月の消費税引き上げによる財源の手当てであることを反映し、平成31年度は完全実施時の軽減幅の半分の水準、平成32年度に完全実施と設定することとなっております。

この軽減措置が恒久的な制度であるかは確証たる情報ではありませんが、おそらくは平成33年度以降についても、低所得者に対する保険料軽減措置が継続されるのではないかと考えております。

なお、この低額所得者保険料負担軽減により、第1号被保険者の保険料収入は減少しますが、この減少額に対しては公費で補う仕組みであります。このため、あらかじめ想定された保険料収入は公費で補填されるために、被保険者の保険料の引き上げにはつながるものではございません。

○15番（渡邊裕生君） 時間がなくなってまいりました。3番目に子どもの貧困についてということで上げておりましたが、また次回にこのことは回させていただきたいと思います。市長、いろいろお話ができて大変たのしゅうございました。また今後ともよろしく願いたいと思います。終わります。

○議長（長谷誠一君） これで、渡邊裕生君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中でありますが、本日の会議はこれで延会

にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

なお、明日 9 日及び 10 日は、市の休日のため休会であります。来たる 11 日月曜日は、午前 10 時までに本会議場に御参集願います。

どなた様も御苦労様でした。

—————○—————

延会 午後 2 時 15 分

第 7 号

3月11日（月）

平成31年第1回宇城市議会定例会（第7号）

平成31年3月11日（月）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1

一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（22人）

1番 原 田 祐 作 君
3番 山 森 悦 嗣 君
5番 坂 下 勲 君
7番 高 本 敬 義 君
9番 福 永 貴 充 君
11番 園 田 幸 雄 君
13番 福 田 良 二 君
15番 渡 邊 裕 生 君
17番 長 谷 誠 一 君
19番 豊 田 紀代美 君
21番 石 川 洋 一 君

2番 永 木 誠 君
4番 三 角 隆 史 君
6番 高 橋 佳 大 君
8番 大 村 悟 君
10番 溝 見 友 一 君
12番 五 嶋 映 司 君
14番 河 野 正 明 君
16番 河 野 一 郎 君
18番 入 江 学 君
20番 中 山 弘 幸 君
22番 岡 本 泰 章 君

4 欠席議員はなし

5 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 吉 澤 和 弘 君 書 記 山 本 裕 子 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	守 田 憲 史 君	副 市 長	浅 井 正 文 君
教 育 長	平 岡 和 徳 君	総 務 部 長	成 松 英 隆 君
総 合 政 策 監	村 上 理 一 君	企 画 部 長	岩清水 伸 二 君
市民環境部長	園 田 敏 行 君	健康福祉部長	那 須 聡 英 君
経 済 部 長	吉 田 裕 次 君	土 木 部 長	成 田 正 博 君

教 育 部 長	蛇 島 浩 治 君	会 計 管 理 者	木 下 堅 君
総 務 部 次 長	天 川 竜 治 君	企 画 部 次 長	中 村 誠 一 君
市民環境部次長	村 上 雅 宣 君	健康福祉部次長	稼 隆 弘 君
経 済 部 次 長	杉 浦 正 秀 君	土 木 部 次 長	坂 園 昭 年 君
教 育 部 次 長	吉 田 勝 広 君	三 角 支 所 長	内 田 公 彦 君
総 括 審 議 員	原 田 文 章 君	不 知 火 支 所 長	村 上 伸 一 君
小 川 支 所 長	篠 塚 孝 教 君	豊 野 支 所 長	中 村 隆 文 君
市民病院事務長	伊 藤 博 文 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	蔵 原 正 敏 君
監査委員事務局長	横 山 悦 子 君	財 政 課 長	木見田 洋 一 君

開議 午前１０時０２分

―――○―――

○議長（長谷誠一君） これから、本日の会議を開きます。

―――○―――

日程第１ 一般質問

○議長（長谷誠一君） 日程第１、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、１４番、河野正明君の発言を許します。

○１４番（河野正明君） 皆さん、おはようございます。会派、公明党の河野正明でございます。本日は３月１１日、東日本大震災より８年を迎えます。震災によって亡くなられた方々に対し、心より冥福をお祈りいたします。

それでは、議長よりお許しを頂きましたので、通告に従いまして大きい項目５点について質問をさせていただきます。まず初め、被災者台帳「被災者支援システム」についてということで、被災者台帳とは災害が発生した場合、被災者の援護を総合的かつ効果的に実施するための基盤となる台帳であり、災害対策基本法第９０条の３第１項において、市町村の長が作成することとされています。被災者台帳を導入することによって、被災者の状況を的確に把握し迅速な対応が可能になるほか、被災者が何度も申請を行わずに済むなど被災者の負担軽減が期待されています。このため東日本大震災やまた広島土砂災害、そして熊本地震等大規模災害のみならず、災害が多発する中、被災者台帳の作成への認識が高まりつつありますが、その作成は必ずしも進んではいません。こうした実態を踏まえ、内閣府においては平成２６年度被災者台帳調査業務報告書を取りまとめ、地方自治体に対して先進事例集導入支援実証報告及びチェックリストを提示しています。この内閣府の報告書において被災者台帳の先進事例の１つとして取り上げられている被災者支援システムは、１９９５年の阪神淡路大震災で壊滅的な被害を受けた兵庫県西宮市が独自に開発をしたシステムで、現在、地方公共団体情報システム機構Ｊ－ＬＩＳ（ジェイリス）の被災者支援システム全国サポートセンターにおいて、全国の地方公共団体に無償で公開、提供をされています。このシステムの最大の特徴は、家屋被害ではなく被災者を中心に据えている点です。住民基本台帳のデータをベースに被災者台帳を作成し、これを基に災証明書の発行、支援金や義援金の交付、救援物資の管理、仮設住宅の入退去など被災者支援に必要な情報を一元的に管理します。これによって被災者支援業務の効率化はもとより、被災者支援業務の正確性及び公平性を図ることができます。私は、被災者支援システムの導入に際しまして２００９年と２０１１年、８年前であります東日本大震災が起きた年に、即座に導入について質問をさせていただきました。東日本大震災においては、やはりこのシステムが導入されてい

なかったために、市民の方が大変苦勞をされたということを聞きまして、宇城市においてもそういったことがないように、システムの導入をということで訴えをさせていただきました。まずもって宇城市は、今回熊本地震さなかにこのシステムをやはり全国のいろんな方々のおかげをもって使わせていただき、またその中で現在導入をされております。今回質問といたしまして、その導入、運用についてと2番目の災害時の対応についてということで、その震災当時のことを踏まえて御答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

以下の質問は、質問席にて質問をさせていただきます。

○総務部長（成松英隆君） 平成28年4月に発生しました熊本地震では、被災者の方々が支援金の給付や仮設住宅への入居等の生活再建に必要な支援を受けるには、自治体からのり災証明書の交付が必要となります。被災状況を調査する職員の不足や被災前には、御案内の被災者生活再建支援システムが導入されておらず、災害発生直後からの早急な交付が難しい状況でございました。

そこで、県をはじめとする産官学のメンバーが連携した生活再建支援連携体によりまして、県下一斉に被災者生活再建支援システムを活用した支援を受けることとなり、本市も導入を決定したところでございます。当時を振り返りますと、県内16自治体に対しまして、システムの提供と併せて操作方法の説明・支援する要員の派遣を行っていただきまして、5月下旬からは本システムを利用して、り災証明書の交付が開始されたところでございます。

支援システムの業務内容につきましては、税務課が所管しております建物被害認定調査及びり災証明書の発行、社会福祉課の方で義援金・支援金の給付、衛生環境課が家屋の公費解体、高齢介護課が仮設住宅の入居などの業務に活用しております。

本システムの使用料については、熊本地震発災時の平成28年度は無償で提供していただいておりますが、平成29年度以降は、使用料として年額180万円程度を支出している状況でございます。

○14番（河野正明君） 震災当初、新潟大学そしてNTT東日本のおかげをもって、これは県下一斉にですけど活用した支援を受けることができるようになった。その中で今申されましたとおり、大変支援システムのありがたさというのがひしひしと分かれたと思います。本当にこれは導入されていたんですけど、私やめようと思ったんですけど、そういったことは我々議員もそして市民の皆さん方も知らないことでありますよね。今後いろんな災害が起こることを想定した上で、このシステムというのは是非ともやはり必要であるということ。そしてまた、これは再質問ですけども、広島土砂災害が起きました。そしてまた熊本地震も起きまして、システムが導入をされていたにもかかわらず、導入後の運用が適切になされていなかった

ために、いざというときに十分使えなかったという事例があったそうです。ということで、現在は広島市においては、サポートセンターの支援の下で適切に運用をされているということでもあります。災害時にきちんと稼働できる状況にしなければいけない。日頃からやっぱり導入後の状況をしっかりと確認していく必要があると専門家の方是被われております。そうでないと、いざというときに、十分使えなかったということも起きるという可能性がございます。今現在の時点では、その点に対してのそういった整備確認状況というのはされているのか。そしてまた、これは導入されたのは民間委託であるのか、そのまま災害時に支援を受けたシステムをそのまま平成29年度から導入されたのか、その点をお尋ねいたします。

○総務部長（成松英隆君）　まずは確認をやっているかという点では、今現在このシステムを使いまして各部署でいろいろなことをやっておりますので、現在は導入しながら動作確認を行っているという状況でございます。

それと、システムは民間かという点、最初に平成28年度無償で提供していただきまして、その後そのシステムをそのまま導入したということでございます。

○14番（河野正明君）　我が市も今回地震を機にですけれども、導入をされたということに対して大変うれしく思いますし、今後はやはりあってはいけませんけれども、いろんな災害に対して即座に対応できるようなそういった準備はされていただきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。2番目の食品ロス削減に向けての取組についてということで、まず第1点目に、学校給食や食育、環境教育をとおして、食品ロス削減のための啓発についてお伺いをいたします。

○教育部長（蛇島浩治君）　食品ロスを削減するためには、計画的な購入をはじめ、賢い消費者として様々な能力が必要となります。また、ごみ問題との関連において環境問題への理解も欠かせないところです。

小中学校においては、小中学校の家庭科において、食品の購入、調理からごみの始末までを含めて、消費者として自立するための学習を実施しております。加えて、全小中学校で実施しています学校給食では、食育の実践の場として食に関する正しい知識と望ましい食習慣の育成を図っております。

また、生活科、社会科、理科、保健体育や特別の教科道徳を通じて、生活環境から地球環境まで含めて環境保全に係る知識・理解の習得を図り、将来にわたって環境保全実践者となるべく児童生徒の育成を目指しております。

今後も、食育や環境教育等、多面的・総合的に食を大切にする教育を推進してまいりたいと思います。

○14番（河野正明君）　今回の質問は3回目になります。食品ロスに対する質問がで

すね。本当に学校関係としては、大変食品ロスに対する子どもたちへの教育といえますか、大変進んだ実践をされ、いろんなことで子どもに対して教えていただいているということで大変評価をいたします。今後とも本当に最後言われましたとおり、多面的・総合的に食を大切にするような教育を、子どもたち小さいうちからこういった教育というのは必要であると思いますので、今後ともよろしく願いを申し上げまして、次の質問に移ります。

2 番目の家庭における食品在庫の適切な管理、そしてまた食材の有効活用の取組について伺いをいたします。

○市民環境部長（園田敏行君） 家庭における食品在庫の適切な管理や食材の有効活用の取組についてということで、議員御承知のとおり、まだ食べられるのに捨てられている食べ物、いわゆる「食品ロス」は、日本では年間約632万トにも上っております。これを日本人1人あたりに換算しますと、毎日お茶碗約1杯分約136グラムの御飯の量を捨てていることになります。

また、「食品ロス」は、家庭ごみの約4割を占めると言われております。現在、大変な社会問題となっております。

このような現状を踏まえ、市民の家計のコスト削減と市のごみを減らすことを目的に、平成30年12月より「フードロス・ゼロプロジェクト」と名付けまして、新たなプロジェクトをスタートしたところでございます。

家庭において、日々の生活から発生しております「食品ロス」の量を記録することで食べ残しを「減らす」から「なくす」を目指していただくため、全世帯に「わが家のもったいないノート」を配布したところでございます。

家庭における、食品在庫の適切な管理や食材を有効活用する上で、最も重要なことは「買い過ぎない・作り過ぎない・食べ残さない」。この「3ない運動」の推進など、一人ひとりが生活のあり方を変えていくような意識改革が必要です。

今後も、広報や市のホームページ等により積極的に普及啓発を行い、市民一人ひとりに行き届くよう努めてまいります。

○14番（河野正明君） 御答弁ありがとうございます。平成30年12月の広報、私もしっかりと見まして、また我が家でも付けております。そういったことで大変3回目の質問にあたり、前回、前々回よりも一段も二段もスピードアップした取組をさせていただいていることに対し、感謝申し上げたいと思います。やはり市民が、皆さん方が理解をしていただいて、1人でも多くの方がやはり共感を持っていただいて、行動に移っていただくことが目的であります。そういったことでは、まだまだ周知が市民の方には行き届いていないと思います。今後ともしっかりと啓発市民一人ひとりに行き届くよう努めていただきたい。厳しいようですが、これがやっ

ぱりひいては生ごみ処理問題であったりとか、そういったことにもつながりますし、どうかよろしくお願い申し上げます。

続いて、3番目の市民・事業者が一体となった食品ロス削減に向けた取組についてお伺いいたします。

○市民環境部長（園田敏行君） 市民・事業者が一体となった食品ロス削減に向けた取組ということですが、国が平成27年度に行いました「食品ロス統計調査・外食調査」によりますと、宴会での食品の食べ残しの割合は14.2%と言われております。

本市では、このような現状を踏まえ、「3010（さんまるいちまる）運動」の推進啓発を行っております。

また、先ほどの答弁で申し上げました「フードロス・ゼロプロジェクト」の取組の中で、今後、事業所、特に飲食店での取組としまして、食品ロス削減に率先して取り組んでいただける「フードロス・ゼロ宣言店」の募集を計画しているところでございます。

食品ロス削減に向けての取組を進めていくには、飲食店にとりましても生ごみの減量化につながり、処理費用の縮減等のメリットがあります。

今後も広報等を利用しまして、市民の方々や飲食店などの事業者へこの運動を啓発していきたいと考えております。

○14番（河野正明君） ありがとうございます。今部長も言われたとおり、今後は事業所、特に飲食店であったりそういったお店あたりの食品ロスというのをなくしていくということが、そこにも一步踏み込んだことをやっていかなければいけない、そのように思っております。そういった中で取組として「フードロス・ゼロ宣言店」の募集を計画しておられるということ、そしてまた飲食店にとってのごみの減量化につながるということで、処理費用のメリットがあります。縮減等のですね、こういったところも先ほど申しましたとおり、力を入れてやっていただければと思います。どうか飲食店等、またそういったコンビニあたりの事業者への運動の啓発を今後一層やっていっていただきたいと思います。

それでは、最後であります。4番目の未利用備蓄食品の活用であります。例えば、消費期限6か月前などにフードバンク等への寄附についてということでお尋ねをいたします。

○市民環境部長（園田敏行君） 例えば、消費期限6か月前などにフードバンク等への寄附についてということで、家庭で余っております食べ物を、県を通しまして「フードバンク」に寄附を行いまして、子ども食堂または児童養護施設等へ提供する活動、いわゆる「フードドライブ」活動につきましては、食品ロス削減とともに、生

活困窮者等の支援にもつながり、一石二鳥の取組で非常に重要な活動であると認識しております。

本年1月25日、第2回県庁「フードドライブ」が開催をされ、県下自治体へも呼び掛けがありまして、本市も職員を対象に、米、缶詰、レトルト食品、合計88品目、34キログラムの食品が集まりました。

なお、県内各自治体の参加状況でございますが、計35市町村の参加がっております。

「フードバンク」につきましては、県に常時窓口が設置をしてあり、個人では持ち込みはできませんが、自治体単独でいつでも実施をすることができます。

今後とも市としましては、積極的に活動を支援していきたいと考えております。

- 14番（河野正明君） 県においても、県下自治体も呼び掛けがあり、また本市も職員を対象に実施をしておられるということで、今回88品目、34キログラムの食品が集まったということの答弁でありました。やはり今までは災害訓練とかいろんなあれに使われても結構だと思いますけれども、やはり私は先ほども話されましたとおり、フードバンクに寄附をしていただいて、いわゆる子ども食堂であったり児童養護施設等への提供、こういったものにも大いに活用していただきたいと思います。これは個人では持っていくことができないということ、市民からそういったあれがあれば、自治体にまとめて持っていつていただけるということもよろしいんじゃないか。

- 市民環境部長（園田敏行君） 先ほど言いました品物でありましたら、うちの場合衛生環境課の方に届け出をしてもらいましたら、そちらから県の方を通じて寄附をさせていただきますと思います。

- 14番（河野正明君） そういったことで、今言った点に対しても市民への啓発というのをよろしくお願いいたします。先ほど3010運動のお話が出ました。本当に我々職員の皆さん方、行政関係の懇親会であったりとか、そういったときにはしっかりと3010運動をやっていただいて、率先して市長の方からもしっかりやっていただいて、余った部分に対しては入れ物を用意していただいて、私もそうですけど持って帰っているというようなことをさせていただいております。今後ともそういったことに対しましても、市民の方への啓発もしっかりとお願いをしていきたいと思っております。大変3回目の質問に対して今まで以上の動き、啓発、成果を本当に出していただいているということに対して、敬意を表したいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。教育行政についてということで、御存知のように、小学校においては新学習指導要領の全面実施が2020年4月に控えておりまして、2019年度まで3・4年生の外国語活動、5・6年生の教科としての外国

語が先行実施をされております。そのような中でネイティブスピーカーの発音を子どもたちに聞かせることは大変有効であります。本市の子どもたちが直接的に外国生まれの人と触れ合う体験は、国際人を生み出す意味においても貴重な教育になるのではないかと思います。

そこで、新学習指導要領の2020年度からの全面実施を見据えた英語教育の取組について、市の考えをお伺いいたします。

○教育長（平岡和徳君） それでは、ただいまの宇城市の英語教育についての取組方針についてお答えいたします。議員おっしゃられましたとおり、小学校におきましては、平成32年度から実施の新学習指導要領によりまして、5年生、6年生において「外国語科」、これが週に2時間、年間で70時間。3年生、4年生におきましては「外国語活動」、これが週に1時間、年間で35時間が位置付けられました。

宇城市におきましては、平成18年度から小学校1年生から6年生までに取り組んでおります「教育課程特例校」としての「英会話科」の実績をいかしまして、既に本年度から、先ほどからありましたように実施時期を前倒しにして完全実施を行っているところです。また、1年生、2年生におきましても、教育課程特例校の指定期間であります平成32年度末までは、宇城市独自の「英会話科」の学習を継続して実施してまいりたいと考えております。

特に、小学校低学年での英語教育につきましては、早い時期から英語に慣れさせることで、英語への理解力の向上と英語が好きになることを目的に実施しているところです。

○14番（河野正明君） 教育長ありがとうございます。続いて、英語教育の充実を図るべきであると考えますけれども、市の見解をお伺いいたします。

○教育部長（蛇島浩治君） まず、ALTの配置状況からお答えをいたします。

現在は、中学校に民間事業者からの派遣により2人配置しております。ALTを通じて生きた英語に触れ、生徒の英語学習への動機づけや異文化に触れることで、国際理解を深めることを目的としております。

また、生徒がALTとのコミュニケーションを通じて、標準的な英語発音に接し、正確な発音を習得し、間違いをおそれずに、英語で情報や自分の考えを述べるとともに、相手の発音を聞いて理解するための機会の確保が重要と考えております。

小学校におきましては、英会話講師を8名配属しています。小学1年生から6年生までの英会話授業を通じて、低学年のうちに早く英語に触れ、長い期間、英語に触れる機会を持つことで、英語への苦手意識を持つことなく、スムーズに中学校の英語授業に参加できると考えております。

次に、JETプログラムによるALTの雇用につきましては、本市におきまして

も、平成27年7月までJETによるALTを3名雇用しておりましたが、3名ともほぼ同じ時期に帰国するということで見直しを行いました。

見直しの理由としまして、サポートの事務負担が大きい、外国語指導に係る資質の問題、直接雇用が不可能、欠勤や中途退職者への迅速な補充が困難などが挙げられました。

そこで、これらの課題を解決するために、平成29年度から民間事業者と外国語指導助手派遣業務を締結しました。ALTを中学校に配置し、ネイティブな英語に触れる機会を確保しております。

将来的には、小学校にもALTを配置したいと考えていますが、英会話講師との人数バランスをとる必要があります。ALTと英会話講師の役割について、学校現場と十分な検討が必要と考えております。

○14番（河野正明君） JETプログラムによるALTの雇用は、大変古いと聞いております。もう30年ほど前から総務省、外務省、文部科学省と一般財団法人自治体国際化協会の協力によって続けてこられたプロジェクトと聞いております。私は、要するにこのJETプログラムによるALTの任用ということで、もう少し考えてはどうかと最初に申し上げたかったんですけど、ちょっとそこを言わずに質問いたしました。すみません。皆さん、教育長、教育部長、これは群馬県の高崎市の教育委員会の教育長の飯野教育長という方を御存知でしょうか。その前に、この状況の背景をちょっと私の方から説明させていただきます。

群馬県高崎市であります。人口が37万5千人の中核市であります。市立の幼稚園が8園、小学校が58校、中学校が25校、特別支援学校が1校、高等学校が1校ということで約3万2千人の児童生徒が在籍をしておられます。その市の教育長であります飯野教育長であります。現場レポートということで私ちょっと調べてみました。大変有名なここは文部科学省の教育課程特例校として、1年生から6年生まで外国語活動をとおして、聞く・話すを中心としたコミュニケーション活動を重視した取組を推進しておられます。市教育委員会では、平成25年から小学校を対象に、夏休みを利用して子どもたちがALTと触れあうイングリッシュフェスタの事業を開始されております。そして毎年大盛況ということで、この背景にはALTの献身的な協力があつたということですね。このような内容が好評で、毎年200人近い小学生が参加をしておられる。イングリッシュサマースクールであつたり、イングリッシュサマーキャンプといったことをやっていらっしゃる。まずもって、この高崎市の教育委員会教育長は、単刀直入に申すならば、全校にJETプロジェクトのALTを今現在1校に1人ずつ入れておられます。これは市長が提案で、それを受けて市の教育長が、この教育長はいろんな自治体国際化協会との関係があ

りまして、そういった点で1校に1人ずつ入れておられるということでありました。先ほど部長が話されました、宇城市は3人雇用したけれども3人とも同じ時期に帰国することで見直しを行いましたと。見直しの理由としては、サポートの事務負担が大きい、外国語指導に係る資質の問題であったり、直接雇用が不可能、欠勤や中途退職者への迅速な補充が困難などが挙げられたということを申されました。この高崎市においては、ALTの皆さん方が来日した際は、民間のボランティアの皆さんも御協力いただいているということと、そして事務手続きや住居へ入居などがスムーズに進められる。そういったいろんなボランティアを通じて、先生たちの受け入れしやすいような環境をつくっておられるということなんです。

もう一つは、外国語活動指導計画の作成をされた。そういった内容的なことを英語教育の充実には教員とALTの連携が不可欠であります。指導計画の英訳版もALTの協力をいただいて作成しました。今回着任したALTの皆さんからも、1つの目安をもって取り組んでいけると好評をいただいておりますというふうに、この中で私も本当にALTを迎えるにあたっては、この宇城市においても迎える環境というのをしっかりつくっていくことは大切じゃないだろうかと思いますし、またコミュニケーションとALTとの連携というのをしっかりやっていかなければならないんだなということを、今回高崎市の飯野教育長より学びました。ここは、だから今小中学校83校に対して1校ずつJETプログラムのALTを入れられておられます。そういった点で、宇城市と比較するならば大変な数ですよ。そういった中でやはり少なからず問題はあると思いますけれども、こういった今実施をされているということに対して、教育長または教育部長どのように感じられますか。

○教育部長（蛇島浩治君） JETプログラムによるALTを率先して入れられているそういう先進自治体もあるということでございますけれども、宇城市におきましては先ほど申しましたように、全てがということではございませんけれども、JETプログラムで導入いたしました方の中に個人の力量に大きな差があって、それが子どもたちへの影響に大分あったということ、またはALTは授業重視よりも個人の要求をされる方がよくあって、労務管理等も大変だったというようなことも学校の方から聞いております。そのような状況が夏休みの途中で突然帰られたりと、そのような状況もあったんではないかと考えております。

また、先ほど高崎市におきましては民間でのボランティアとかそういうものがきちとこなされていたような状況でもございましたけれども、宇城市におきましては職員がJETプログラムのALTに対する住居の関係、帰国とかの分についても職員が全て対応しておったという中では大変な労務部分があった。そのような中でこの民間のALTのプログラムに変えたところでございます。現在民間から来てい

ただく方は、会社からの部分もあるのかもしれませんが、大変よく勉強等もなさっておられます。学校にも積極的に入られ、自ら進んで子どもたちへの指導、または自ら進んで部活等にも参加ということもされておられます。大変好評ということでお話も聞いております。しばらくはこのような形で進めていければと考えるところでもございます。

- 14番（河野正明君） 分かりました。是非高崎市の小学校における英語教育と高崎市
市の取組ということで調べていただければ分かります。全部読んでいる時間があり
ませんので、ものすごく取組について詳しく書いてありますので、よければ私も参
考にしていきたいし、まだこういったことを知っておられないならば1回そういつ
た点でしっかりと確認をしていただければと思います。今後とも宇城市の子どもた
ちのためでありますので、こういった事例もありますということを紹介いたしまし
た。宇城市としてもしっかりと頑張ってください、子どもたちのために頑張って
いただきたいという思いで、今後申し上げたいと思いますのでよろしくお願いいた
します。

次に移ります。4番目の本庁舎駐車場についてということで、本庁舎全体の駐車
スペースについて、職員駐車スペースは何台ほどあるかお尋ねをいたします。

- 総務部長（成松英隆君） 本庁舎の駐車場におけます駐車台数というのは、ウイング
の方まで含めて最大788台が駐車できるようになっております。内訳につきまし
ては、おおまかに職員用が341台、来庁者用が175台、公用車で50台、市役
所及びウイングの共用部で89台、ウイング用で133台となっております。

平成30年4月現在における職員用の駐車場を使用する職員につきましては、市
の一般職で321人、それと臨時非常勤で52人、さらには民間に業務委託してお
ります派遣職員などを含めると14人でございますので、387人となっております。
雨天時などで職員全員が自家用車で通勤した場合は、職員用と考えている駐車
場341台に対して46台分が不足することが考えられます

- 14番（河野正明君） 今御説明いただきました。駐車台数は最大788台が駐車
できるスペースということで、そのうちの職員が、派遣職員とかいろんな民間業務委
託そういったものを入れたもろもろで390人ほどということ。また来庁舎専用1
75台、ちょっと少ないんじゃないかなと思います。ウイング用の133台。こ
れは土、日、祝日の場合はいいですけど、平日あった場合は、これはホールで何か
あった場合は、確実に足りませんと、私は思います。職員が全体の約半数を占めて
いるということです。

分かりました、次の質問に入ります。2番目であります。イベント、スポーツ大
会における駐車場不足について、指定管理者との事前の協議はなされているのか、

これは平日の場合です。よろしくお願いします。

- 総務部長（成松英隆君） ウイングの指定管理者との事前協議のことですが、お互いにイベント開催における駐車場の調整については、駐車台数を申込者に事前に確認しまして、不足が生じる場合は調整を行っております。

具体的には、ウイングのイベント対応が主となりますが、申込みの際ウイングの駐車台数を超える利用がある場合は、公共施設マネジメント課において駐車場借用の申込みをしていただきます。大型バスの利用や参加される方々の交通手段を確認し、できる限りウイング利用者への配慮を行っております。

特に、土日祝日及び夜間において開催されるウイングのイベントは、敷地全体の駐車場が利用可能となり問題ないと考えておりますが、平日のイベント開催の場合は、来館者用と来庁舎用の駐車場が不足することになります。特に5月・6月の決算期において総会等がウイングなどで開催されるときは、そういうことが起こりえるということが考えられます。

- 14番（河野正明君） ウイングの駐車台数を超える利用がある場合は、これ平日ですけど、公共施設マネジメント課において駐車場借用の申込みをしていただいております。大型バスの利用であったり、また参加される方々の交通手段を確認して、できる限りウイング利用者への配慮を行っていらっしゃるということです。今のところ全体の駐車場は利用可能となっていて問題ないという答弁でありましたが、これはすみません、土日の場合ですね。平日の場合は不足することになるということです。不足するということになるということは、やはり平日にいろんなイベントが重なった場合、ウイング側と主催者側とそして宇城市が協議をしていただいて、いろいろと今言ったように事前協議をなされるわけですが、公共の駐車場を借りたりとかすることもあると思います。そういった場合の誘導とかそういうこともしっかりとやられているのでしょうか。

- 総務部長（成松英隆君） 誘導につきましては、それぞれ主催者の方で今行っているところであります。例えば、市が主催して先般の消防団の出初め式なんかにおいては、市の方で車を誘導するとか、そういうふうに取り扱っております。

- 14番（河野正明君） 余り厳しくやってはいけないんですけれども、やはりウイング関係に参加される方が、誘導されて近くの公共の駐車場、歩くのもちょっとかかるというようなところにとめてくださいと言われて、そこまで行かずに宇城市の駐車場、来庁者の駐車場にとめられるということもありえると思いますので、ですからそこはしっかりウイングの管理者の方にも言っていただいて、誘導の方をしっかりとさせていただくというようなことを、何回も言いますがもしないことには、そういった例が出ますのでよろしくお願いをしたいと思います。

次の質問に移ります。3番目であります。イベントスポーツ大会における駐車場不足について、市として今後どのような対策をとっていかれるのかお伺いをいたします。

○総務部長（成松英隆君） 今後の対策ということで、不足が想定される場合の調整については、職員駐車場を来館者用及び来庁者用として利用いただくことになります。職員は、乗り合わせや松橋体育館跡地などを利用するよう呼び掛け、協力をいただいている状況でございます。

また、庁舎で開催されている議会、確定申告など通常時より多く来庁者がある場合についても、職員駐車場を来庁者に利用できるよう配慮しております。今回、本日から1週間は、この方針に基づきまして各部局を振り分けまして、今日はウイングがお休みでございますのでウイングの駐車場を活用しておりますが、明日からは、職員の各部局ごとに、松橋体育館の方に置いていただくように調整を行っているところでございます。

また特に、大会議室などを利用する大きな会議などにつきましては、ウイングの休館日にあたる月曜日に開催するよう配慮をしているところでございます。

しかしながら、このような措置をやっても駐車場が不足する場合は、近くの公共施設、例えば地域振興局や私有地以外を紹介して、申込者の方で確保していただくようお願いをしていることもございます。

宇城市は、熊本県の大体真ん中で交通の便も非常に良いので、県内から多くのイベント等で来られて開催されることが多くございます。駐車場不足は今後も継続した課題となりますが、一度平成25年度に駐車場拡張工事を実施しまして、今後も規模拡張できる場所があるかどうかを見きわめていきたいと考えております。

○14番（河野正明君） 今話されましたけれども、不足が想定される場合の調整として、職員駐車場を来館者用及び来庁者用として利用していただくことになる。これは当たり前だと思いますよ、私は。ですよね、職員としてとめている380台ですか。で、市民の方が来庁、来られるととめるところがない。これは私はおかしいと思います。こういったことがないように、もう終わりますけど。今後しっかり管理、検討していただきたいとそう思います。よろしくお願い申し上げまして、次の質問に移ります。

5番の若者の奨学金返済の支援についてということで、自治体と地元企業が連携をいたしまして、返済額の一部を補助する奨学金返済支援制度というのが、今各32府県、それとまた自治体においては300市町村が今実施をされております。そういったことに対しての質問でありますけれども、地元出身の若者を目的にUターンですね。地元企業などに就職した若者の奨学金返還を支援する補助制度でありま

すが、このことについて市のお考えというのをお聞きしたいと思います。

○総合政策監（村上理一君） まず、奨学金返還支援の制度の概要についてですが、これは平成26年12月に閣議決定されました国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」におきまして、その中で「奨学金を活用した大学生等の地元定着や地方公共団体と大学等との連携による雇用創出・若者定着に向けた取組等を推進することとされております。これを受けまして、地方公共団体と地元産業界が協力し、基金を創設するなど地元企業に就業した方の奨学金返還を支援するための取組が全国的に行われているところでございます。

この制度は、大学進学時に奨学金の貸与を受けた大学生等が卒業後、地元の企業に正社員として就職する場合に、企業や自治体が設置した基金等を通じて奨学金の返還金の全部または一部を補助するものでございまして、この際、自治体からの基金の出捐額に対しましては、国による特別交付税の措置があるものでございます。

現在のところ、都道府県では32、市町村で300以上の自治体が行っております。熊本県におきましては、平成31年度から「ふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート制度」これを新設することになっておりまして、企業と県の2分の1ずつの負担でこの支援事業を開始する予定でございます。なお、対象となる企業は現在のところ40事業所でございまして、そのうち宇城市内の2つの事業所が登録をされている状況でございます。

なお、県内の市町村におきまして、独自にこの支援制度を導入しているところは、今のところございません。

○14番（河野正明君） 政策監に、市の政策監の考えとしてお尋ねをしたい部分もあったんですけど、答えてはもらえなかったという部分はちょっと残念に思いますけれども。国は自治体の返済支援のために基金を設けた場合、特別交付税を措置する仕組みを、これは2015年度から導入しております。地方創生に向け地域産業の担い手確保やまた若者の定住促進がねらいである。これは県の方ですけども初めて行ったのは鳥取県のみの実施だったということで、2016年度は18県に増えて、2017年度は24県、2018年度はなんと32府県まで拡大をしたということで、本当にやる気といたしますか、また300を超す市町村ですよ。先ほど言われましたけど熊本県ではゼロであると、熊本県は私はいいいと思いますよ、ゼロであっても。ただ、いつやるのか、行動に移すのかということが問題であると思えます。地方創生の後押しとして、国の方からもこういった特別交付税を措置する仕組みをつくっておりますので、私は宇城市の中小企業においても200以上の中小企業があります。そういった方々、いろいろと現場に入れば人手不足である、後継者がいないといった本当に事業を広めたいけどそういった社員が少ない、働き手が

いないということで、中には外国からそういった雇っておられるところもあります。私は、この宇城市から宇城市で育った子どもたちが、大学を出てまた宇城市に戻ってきていただけるような仕組み、この制度は県も一緒だと思います。そのために国の交付税、基金そしてまた中小企業からの基金を募って、そしてまずもってそこに制限を設けて8年なら8年、10年間は宇城市に住んで働いていただきますよという制度を設けることは必要だと思いますので、そういったことをまずやっていかなければ地方創生と言っても、具体的にやっていかなければならないし、もう遅いんじゃないかと私は思います。全国的にこうやってやっているんですから、そのところをしっかりと考え、検討して、これは1つの私の提案です。あれしていただければと思います。

すみません、最後になります。導入についての市の見解ということでお尋ねいたします。

○教育部長（蛇島浩治君） 先ほど総合政策監から説明がありましたように、熊本県は平成31年度からの支援制度を開始されます。

この制度につきましの説明がありましたように、県と企業等が協力して、県内に就職する若者の奨学金返還等を支援することで、若者の県内就職の定着、県内企業等の中核を担う人材確保を目的としております。

奨学金を活用した大学生等の地方定着を促進するにあたり、財源の確保が必要なことから、まずは、県が平成31年度から新たに取組みます奨学金返還等サポート制度のPRに努めまして、この事業に取り組む宇城市内の事業所を増やしていくことが、若者の奨学金返還の支援につながるとともに、奨学金を活用した大学生等の地元定着や雇用創出につながっていくものと考えております。

今後は、この制度による本市への効果等の検証や、他市の状況を踏まえながら研究してまいりたいと思います。

○14番（河野正明君） ありがとうございます。以上で質問を終わらせていただきますが、最後に一言、今年度で退職されます職員の皆様方に対しましては、長年の功績に対し、心より感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。以上をもちまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（長谷誠一君） これで、河野正明君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

—————○—————

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

—————○—————

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、6番、高橋佳大君の発言を許します。

○6番（高橋佳大君） こんにちは。6番、会派彩里、高橋佳大です。通告しております件につきまして議長のお許しを得ましたので、大きく6つの件について一般質問をいたします。まず最初に、順番を入れ替えたいと思います。6番を1番に1番を6番にします。どうぞよろしくお願いします。

まず、今日冒頭にありました冥福をお祈りしますということで、今日3月11日に東日本大震災が発生して8年目を迎えます。まだまだたくさんの方々が仮設住宅や元の場所に戻れず避難されています。震災の爪跡の深さを感じているところでございます。災害は平穏だった生活を一瞬にして人々を不幸のどん底に陥れ、自然の驚異には目を見張るものがあります。災害王国日本と言われます。どこで何が起きるか分かりません。それゆえに常日頃から個人個人が防災に対する意識を高め、生命を大事にする、守るという自覚を持つことが必要だと思います。本市も震災からあと1か月余りで3年目を迎えようとしています。着々と整備はされておりますけれども、被災者の方々を最後の1人まで救済することが真の復興だと思っております。あたたかい理解のある対応を行政の方々にはお願いいたしまして質問に入ります。

まず初めに、動物愛護についてです。飼い主のいない猫に対する避妊去勢手術費用補助制度についてを質問いたします。

後の質問は、質問席にて行います。

○市民環境部長（園田敏行君） 飼い主のいない猫に対します避妊去勢手術費用補助制度につきましてということですが、本制度の趣旨につきましては、飼い主のいない猫の繁殖を抑制し「命を大切にし、やさしさあふれる人と動物が共生するくまもと」の実現に向けた取組でございまして、県が平成30年度から実施をしております補助金制度でございます。補助金の上限につきましては、オス1匹5,000円、メス1匹10,000円となっており、県の保健所が申請の受付を行っております。

なお、本年度の県補助金につきましては、予算の関係上もございまして既に終了しておりますが、来年度につきましても継続して実施される予定でございます。

○6番（高橋佳大君） 答弁ありがとうございます。本制度は飼い主のいない猫の繁殖を抑制し「命を大切にし、やさしさあふれる人と動物が共生するくまもと」の実現を目指しておられます。県は、今約140頭を年間の目安として取り組んでおられます。そこで私もここで質問いたしますのは、近年、小川町においても飼い主のいない猫が増加傾向にあります。当該地区の住民にとっては、迷惑や被害を被る案件であるとともに命の大切さを思い知ることでもあります。地区住民の思いやりの気

持ちが猫の生命を維持しているようにも見受けられます。猫の成長は早く生後数か月の子猫も妊娠・出産します。飼い主のいない猫が、急激に増加する兆しがみられるようになりました。そんな中で、住民から自己負担で避妊手術を施す意向を伺いました。飼い主のいない猫の管理責任の所在は私には分かりませんが、少なくとも行政はその応分を負う責任は少しはあると思います。先ほどの答弁書にもあるように、県は平成30年8月1日付で、補助金制度をなされました。しかし補助額は費用の半額程度であり、善意の住民の費用負担が必要となっております。管理責任の主体たる行政がその差額分を負担するか、また不足分の一部を助成金として補助するかお尋ねいたします。

○市民環境部長（園田敏行君） 現在、県内の14市におきましては、どこも補助金制度はないという状況で、飼い主のいない猫につきましては、県の補助金制度を紹介している状況でございます。

今後、飼い主のいない猫に対する避妊去勢手術費用補助制度につきましては、他市の状況を踏まえ、研究してまいりたいと考えております。

○6番（高橋佳大君） ありがとうございます。今どこも補助制度はないと書いてあります。ちょっと小耳にはさんだんですけども、上天草市は、少しでも何かの助成金があるように見受けられます。また、これは本市の課題として受けておきます。県も殺処分ゼロを目指し取組の方向性を明確にして、現センターとあと1か所の愛護センター設立を目指し、犬猫の譲渡や啓発機能を持たせ、人と動物が共生できる熊本を目指すかとあります。本市も愛護センターの整備として新施設の候補地として県から打診を受けておられます。今月19日には、宮崎県の動物愛護センターに研修に行く予定となっております。選定されれば周囲の先端を切ってこういう制度を取り入れて、検討されてはいかがかと思います。殺処分ゼロを目指す、増やさず減らさずの取組が私は必要だと思います。

それでは、次の質問に入ります。2番目の学校教育でございます。特別支援教育についてです。本市の特別支援教育の現状と取組をお尋ねいたします。

○教育部長（蛇島浩治君） 特別支援教育の現状をお答えいたします。特別支援教育は、学校教育法等の改正により平成19年4月から、障がいのある児童生徒の教育の充実を図るため、複数の障害種別を教育の対象とすることのできる制度に転換されるとともに、小中学校に在籍する教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対して、適切な教育を行うことが明確に位置付けられました。

これに伴い、小中学校において障がいのある児童生徒に対し、食事、排せつ、教室の移動補助等、学校における日常生活の介助を行う「生活支援員」と、発達障がいの児童生徒に対し学習上のサポートを行う「学習支援員」の活用が、障がいに応

じた適切な教育を実施する上で一層重要となってきました。

また、特別支援学級に在籍する児童生徒は、年々増加しています。平成20年度の在籍数60人と比較しますと、現在は3.8倍の228人が在籍しておりますので、それに合わせて支援員も平成20年度の10人から平成30年度は35人配置とし、障がいのある子どもの支援に取り組んでいるところでございます。

○6番（高橋佳大君） 答弁ありがとうございます。平成19年4月から、教育に特別な支援を必要とする児童生徒に適切な教育を行うことが明確に位置付けられ、学校は生活支援員と学習支援員の活用が、障がいに応じた適切な教育を実施する上で一層重要になってきたとあります。具体的な支援の役割としまして6つの役割があります。基本的生活習慣確立のための日常生活上の介助、障がい・発達障がいの児童生徒に対する学習支援、学習活動・教室間移動等における介助、児童生徒の健康安全確保の関係、運動会・体育大会・学習発表会・修学旅行等の学校行事における介助、周囲の児童生徒の障がい理解の促進と6つの役割があり、大変重要な職務だと思っております。しかし、近年特別支援学級に在籍する児童生徒は年々増加の傾向にあり、現在35人の支援員の配置とあります。しかし、前々から支援員の数が足りないのではと現場の先生からの声があり、足りなければその分教師に負担がかかる、手を掛けたいが手が回らない現状にあると聞いております。そこで今後、増員する考えはあるのかお尋ねをいたします。

○教育長（平岡和徳君） ただいま部長の方からありましたように、特別支援教育につきましては、学校運営における最重要課題の1つとして取り組んでいるところでございます。この取組は、一人ひとりに応じた指導や支援に加えまして、障がいのある者と障がいのない者が、可能な限り共に学ぶという共生の仕組みを構築する、こういったことが重要となっております。

このために、人的な支援、こういったマンパワーが充実、必要となりますけれども、障がいのある子どもたちの自立であったり、社会参加に向けた主体的な取組を支援するために、本市では平成31年度、特別支援教育の学習支援員を7人増員いたしまして、担任教師との連携及び学習活動のサポートを行ってまいりたいと考えております。

今後につきましても、障がい者に応じた適切な学習環境の樹立、これを目指しまして努力を継続していきたいと考えております。

○6番（高橋佳大君） ありがとうございます。平成31年度は支援員を7人増員との答弁、少し安堵しております。市長の方針である教育のまちづくりを目指しておられます。支援を必要とする児童生徒は、年々増加の傾向にありますので、また状況を見ながら人員の判断をよろしく願いまして、次の質問に入ります。

2番目の児童生徒のゲーム機、スマホ、携帯電話の利用数の現状などについてお尋ねいたします。

○**教育部長（蛇島浩治君）** 平成30年12月に、全ての児童生徒を対象として実施いたしました「心のアンケート」で、スマートフォン等の活用状況について調査を実施いたしました。

スマートフォン・携帯電話の保有率は、小学生で34%、中学生で62%とかなり高い保有率になっております。またゲーム機の保有率は、小・中学校とも45%前後ですが、スマートフォン等にゲーム機能等が付いていることを考えますと、実質はもっと高い割合と捉えております。

また、スマートフォン、携帯電話、ゲーム機、タブレット端末及び携帯音楽プレーヤーを含めての1日の使用時間が2時間以上と回答した小学生が18%、中学生が29%に上り、増加傾向でございます。

中でも、3時間以上と回答した小学生が6%、中学生が10%となっており、家庭での生活時間のほとんどをスマートフォン、ゲーム等に費やしていることが伺えます。今後、児童生徒の使用時間増加による生活リズムの乱れや、依存症の発生について大変危惧しているところです。

一方で、家庭での使用ルールの確立については、小学生の7割があると答えたものの、中学生ではその割合が4割まで低下している状況でございます。

○**6番（高橋佳大君）** スマートフォン、携帯電話の保有率が、小学生で34%、中学生で62%とかなり高い保有率になっております。またゲーム機の保有率は、両校合わせて45%前後であります。スマートフォンにゲーム機能等が付いております。それを考えますと倍ぐらいの割合になると考えております。また、1日の使用時間が2時間以上と回答した小学生が18%、中学生が29%に上り、増加傾向にあります。中でも、家で3時間以上使用すると回答した小学生が6%、中学生が10%となっており、家庭での生活時間のほとんどがスマートフォンの時間に費やされていると解釈いたします。そこで、やはりここでいろいろと問題になるのが生活の乱れ、それによる依存症の傾向になることだと思っております。学習にいかす動きもありますが、ネット上のトラブル、大人でさえも闇もあります。果たして小中学生が正常に使いこなせるのか、不適切な動画やスマホいじめなど課題が山積していることが現状であります。大阪府教育長も2019年度から持ち込みを認めるとの容認をされます。文科省も大阪府の動向を注視しながら見直しの検討に入る予定であります。本市もまた近い将来、携帯電話の利用法について検討せざるを得ないときがくると思います。現在、他の自治体、隣の自治体では持ち込みが認められ、災害時の安否の確認、部活動の送迎、また保護者の共働きの連絡のために携帯電話

を持たせているところもあると聞きます。しかし、宇城市でもやはり将来そのような方向に行かざるを得ないかなと思っております。しかし、ここで簡単に容認をされたら大きな乱れがあると思います。そこで、教育委員会の今後の方針についてをお伺いいたします。

○教育長（平岡和徳君） 御承知のとおり、今日の情報化社会は日々進化しているところでございます。その流れは後戻りができないこういったところにも着目しております。児童生徒は、これからもその情報社会の中で生きていくことが確実です。そして今後、児童生徒のスマートフォン等の所有率は、ますます増加していくことが予想されています。

そこで、このスマートフォン等は利便性が高いツールでありますけれども、非常に危険なツール、議員も話されましたように、そういった可能性を見逃してはならないと考えております。

危険性の第1は、スマートフォン等を介しての個人情報の流出やネット上のいじめ問題等でございます。現在各学校におきましては、情報社会の危険性や、具体的な活用時のマナーやルールを学習します「情報モラル教育」これを情報教育の一環として位置付けて実施しておりまして、この分野は、今後さらに充実させていく必要があると教育委員会としても考えております。

第2点としまして、スマートフォン等の使用時間の増大に伴います生活リズムの乱れや依存症の問題であります。この問題につきましては、特に家庭の理解と協力が不可欠なものであります。今後も教育委員会や学校からの情報提供を確実に家庭に送っていくものとしまして、PTA等と協力して「親子スマホ教室」こういったものを実施しながら、各家庭に対しての利用についてのルールやフィルタリングの設定等、こういったものの啓発を進めてまいりたいと思います。

また、学校現場の活用等につきましては、教育効果というものを最優先に考えながら今後研究・検討していきたいと思っております。

○6番（高橋佳大君） ありがとうございます。やはり必要なものは、もう持つなどとは言えません。使い方次第では便利にもなるし、凶器にもなります。やはりその使い方によっては本当にすばらしいものだと思います。やはりそこに大事なものはルールづくり、家庭のルール、学校のルール、社会生活におけるルールを子どもの時から教育することが大事だと思います。特に学校で不用意に容認を実現されたら現場に混乱を生じさせることは分かっております。今でも多忙をきわめる先生方にまた1つスマホを管理という厄介な道具に振り回されないように、保護者の責任の所在の明確化やルールの詳細など保護者を巻き込んだ議論が必要だと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは次の質問に入ります。3番目の第3子以上の給食費の減額または無料化についてです。現在県内14市町村で学校給食に対する補助制度を実施しております。各自治体が少子化対策、人口減少の意味合いから、厳しい財政の中でも保護者の負担軽減と子育て支援を理由として取り組んでおられます。本市も市長の施政方針で選ばれるまちづくり、ちょうどいいまちづくりを目指しておられます。そこで、わずかでも少子化対策のささやかな支援になればと思い、取組として小学校、中学校に在籍している3人以上いる場合の第3子以降に対する給食費の助成はいかなるものかお尋ねいたします。

○教育部長（蛇島浩治君） 文部科学省が、平成29年度の「学校給食費の無償化等の実施状況」について調査を行い、1,740自治体の回答のうち、保護者の経済的負担の軽減、子育て支援等の理由により506自治体、割合としまして29.1%の自治体が小中学校の無償化または一部補助を行っております。

県内13市の状況は、荒尾市は小学校の給食費を無償、人吉市は児童生徒1人につき月1,000円の助成を実施、宇土市では小中学校に在籍している児童生徒が3人以上いる場合に、第3子以降に給食費相当額の補助を実施しております。

宇城市が助成制度を創設し、多子世帯の第3子以降に全額助成した場合約660万円、半額助成した場合は330万円の一般財源が必要となります。

本来、学校給食法第11条で学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は設置者の負担とし、学校給食費は学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担とすることが規定されており、食材費を保護者が、それ以外を自治体が負担することと明確に規定されています。

また、給食費は生活保護の教育扶助や就学援助制度の支給対象経費となっており、経済的に困窮している世帯については、全額を支援している状況にあります。

なお、先ほども述べましたとおり、県内の市町村で一部助成制度を実施しているところもありますが、施設整備や財政状況、他自治体の動向を踏まえ、慎重な議論が必要であると考えております。

○6番（高橋佳大君） ありがとうございます。今答弁にありました1,740自治体の回答のうち506自治体、割合としまして29.1%の自治体が小中学校の無償化または一部補助を行っているかとあります。県内13市、荒尾市は給食費を無償、人吉市は児童生徒1人につき月1,000円の助成、また宇土市では、3人以上いる場合に第3子以降に給食費相当額の補助とあります。私はよく皆様からいろいろな意見などお話をする場合に、やはり近隣の市町村と市民の方は比べます。あそこはいいね、あそこはいいねと。それは地区に対しても一緒だと思います。隣が家建てたら、うちも建てたいなと。隣がいい車を買ったならば、私も買いたいなと。

それがやはり人間の本能でございます。というわけで、やはり宇土市は義務教育の過程の中で第3子以降は助成を行っております。宇城市もそれにつないでいくような財政の圧迫もありますけれども、現在見てみますと全額助成した場合が約660万円、半額の場合が約330万円の財源が必要とあります。私はあまり大した額ではないと思います。まだほかに削る部分が私はあると思います。まずは半額の助成ぐらいから始めて、段階的にしたらどうかと私は思っております。この学校給食法第11条、昭和29年に施行された法律でございます。中身は分かります。子どもの食材費は親が負担するのは当たり前、義務だと解釈します。しかし、今の社会現象の流れでは、時代の文明化などで、昔と比べて子育てには家計の負担が重くのしかかってきます。現在ここに書いてありますように、施設の整備、財政の状況とありますが、本市も給食センターを今から新築し多額の出費が必要であり、すぐには厳しい状態であると推察をいたしますが、少子化対策として是非前向きな慎重な議論をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

次の質問に入ります。4番目の宇城市における公共交通網形成計画についての現状についてです。今市が路線バス事業者に対して交付している補助金は、既に1億円を超えるほどに膨らんではきておりますが、このままいくと平成36年度には1億3千万円ぐらいに増大すると予測されております。そこで今年度、地域公共交通網形成計画を策定し、将来にわたって地域公共交通を持続可能なものとするために公共交通体系を抜本的に見直すこととされています。この網計画策定に伴い、昨年9月からは、市の路線バスや乗合タクシー等の公共交通の現状把握のために、様々な調査などがされていると聞いてはおりますが、その主な調査の結果についてお聞きしたいと思います。

○企画部長（岩清水伸二君） 本市における公共交通の現状についての御質問です。まず、現在策定中であります宇城市地域公共交通網形成計画について少し説明させていただきます。この計画は、人口減少社会の下で、市の地域公共交通ネットワークが引き続き持続可能なものとなるよう、市の公共交通の現状分析や問題点を洗い出し、今後の新たな取組や路線の再編等の方向性を示す、いわば交通分野の「マスタープラン」といったものでございます。

この網計画を策定するにあたっては、今年度、様々な調査を実施しております。調査内容について少し説明させていただきます。まず、路線バスの実態調査を行っております。これは、市内を走行する全路線で乗り込み調査を行いまして、この結果によりますと、平日は高校生以下と60歳以上が全体の約6割を占め、比較的に利用されている停留所につきましては、駅やバスターミナル、それから教育機関前のバス停が主な利用でございます。

また、市の補助額が最も多い松橋・三角間のバス路線については、長距離の利用者は少なく、利用者の約4割が中学生以下で、60歳以上も4割を占めております。それ以外の世代の利用が少ないというのが現状でございます。

さらに、路線バスの平日利用者の約7割以上は運転免許を保有されておらず、うち1割弱が免許返納者となっております。路線バスは特に平日、家族等の送迎もないことから、学生や高齢者など免許非保有者にとっては欠かせない移動手段となっていることがこのことから伺えます。

次に、乗合タクシーの利用者実態調査です。4路線とも利用者は全て60歳以上でございまして、その多くは免許非所有者でございました。現在の利用者の多くは他の交通手段がなく、自宅近くで乗り降りができるという利便性から「今後も必ず利用する」との意見が大多数でございました。

また、交通事業者へのヒアリング調査では、バス、タクシー事業者とも、乗務員不足が顕著である上、高年齢化しているとのことでした。特に、バス事業におきましては乗務員が十分に確保できず、利用者数も減少する中、一部路線の減便にも踏みきらざるを得ない状況にあるという意見もございました。

一方で、タクシー事業者におきましては、最近では、病院が直接送迎を行うケースもあり、タクシーの利用者数がピーク時と比較して大きく減っているという意見もありました。

また、住民アンケート調査では、18歳以上の市民約3,000人を対象に行いまして、31.8%の回答がっております。この中で、通勤通学、買い物、通院時の交通手段はどの目的においても7割以上は「自分で車を運転」と回答がなされ、路線バスや乗合タクシーを全く利用しない人が8割を超えています。

このうち、約2割は他の交通手段との乗り換えが便利になるなどの条件によってはバスや乗合タクシーを利用したいと回答がっており、その割合は松橋町、小川町で高い傾向にございます。

さらに、公共交通に対する意向としては、「公共交通は、市民の移動手段として維持すべきであり、行政支援は仕方がないと思う」という答えが約6割を占め、続いて「行政支援はある程度必要だが、市民と協力し合って多少不便になっても行政経費を削減できるよう努力すべきである」が約2割となっております。

一方では、公共交通を維持するための協力については、「利用可能なときはなるべく公共交通を利用する」という回答が約6割を占めております。しかしながら、なかなか実際の利用には結び付いていないというのが現状でございます。

これらの調査結果は現在、素案として取りまとめを行っておりまして、年度末には公表できると考えております。

○6番（高橋佳大君） ありがとうございます。まず、6つの調査の実施とあります。

1つは、路線バスの利用実態、駅利用者ヒアリング、乗合タクシーの利用実態、関係団体等調査、そして住民アンケート調査でございます。いろいろ少しは理解することができました。ここでやはり市の補助額が最も多い、松橋・三角間のバスについては、60歳以上が4割を占めてはいますが、それ以外の世代の利用が少ないのが現状とあります。また平日の利用者の7割以上は免許証を所有されておらず、うち1割弱が免許返納者となっております。平日は、家族送迎も少ないことから、学生や高齢者などの免許非所有者にとって欠かせない交通手段となっていることが伺えます。これや乗合タクシーの4路線の利用実態、60歳以上では免許非所有者、この人たちは「今後も必ず利用する」という意見が大多数であります。それとやはり学生、高齢者の免許非所有者に欠かせない交通手段、移動手段、こういうところは大いに市も力を入れて、福祉目的でひとつ路線バス、コミュニティバスとかいろいろ考えられまして、財政には関係なく福祉をもって取り組むという意気込みでいってもらいたいと思います。しかしその反面、利用者も減少するところ是一部路線の減便とかいろいろまた課題があります。取り組まなければならないところがあります。そういうところでまた公共交通を利用する方で、行政の支援は仕方ないと思う人が約6割を占め、ある程度は市民と協力し合って多少不便になっても行政経費を削減するように努力すべきというのが約2割となっております。私も赤字補填も少しぐらいなら致し方ない気もいたしますが、いつもいつも行政におんぶに抱っこじゃ、皆さんの大事な税金を拝借して利用するものでございます。年々増加傾向には目をつぶるわけにはいきません。改善すべきところは削減して改革すべきだと思います。

次の質問に入ります。2番目の宇城市における公共交通網の課題について、この実態調査から見えてきた課題は、次にどのようなものがあるかお尋ねいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） 先ほど御紹介しました実態調査から見えてきた市の公共交通の課題についての質問でございます。

まず1つ目です。平成28年熊本地震前の水準から比較しますと、現在は市内を通るバス路線の利用者が大きく落ち込んでいるところでございます。平成29年度、平成30年度はわずかに増加に転じていますものの、震災前の水準には大きく及ばない状況が続いておりまして、市の負担額も平成28年度以降は1億円を超過した状態が続いております。

2つ目です。持続可能な市内の交通体系の構築を進めていく上で、地域公共交通の維持や確保が重要という点でございます。現状では、一部区域のバス路線が他の路線やスクールバスと重複していたり、また平日と休日の学生や病院利用者などの

利用者動向を踏まえ、効率的な運行が行われているかの視点に立ちまして、運行体系の見直しを行っていくことも必要だと認識しております。

3つ目は、市の大動脈でありますＪＲ駅と路線バス等の交通結節機能が十分働いておらず、ＪＲ利用者の多くは駅からの２次アクセスとして公共交通機関を利用されていない点でございます。特に、市中心部におきましては、市街地にある各種施設を効率的に結ぶ移動手段がないことも課題の１つと挙げられます。

4つ目は、市内に交通空白地が点在しており、一部で乗合タクシーを導入するなどの対策を講じておりますが、タクシー事業者の人員不足など全域をカバーするには至っていないという点です。

5つ目は、高齢化社会の中でますますニーズが高まる中、免許返納者をはじめとする高齢者や障がい者を支える地域の公共交通網の整備が十分ではないという点でございます。

最後に、先ほどの調査結果でも申し上げましたが、地域公共交通を支えるバス会社やタクシー会社において乗務員不足が続いており、特に熊本地震後は顕著な状況が続いております。

実態調査から見えてきた本市の公共交通の課題は、以上のとおりでございます。

○6番（高橋佳大君） ありがとうございます。課題が5つあると受け取ります。路線バスの利用者の落ち込み、スクールバスと路線バスの重複、ＪＲ駅と二次アクセスとの利用減、タクシー業者の人員不足、高齢者などを支える交通網整備不足の5つの点が課題となっております。まずこれらの課題を市として十分に議論を進めてもらいたいと思います。特に私がやはり一番、これは常任委員会でもものすごく問題になっております。再質問ですが、バス路線で利用者が大変落ち込んで、市の負担額も平成28年度以降は1億円を超過した状態が続いているとありますが、松橋産交から松合経由、三角産交路線の約4,200万円の赤字を、早期抜本的な解決策を講じる必要があると思いますがいかがでしょうか。

○企画部長（岩清水伸二君） 今御質問がありました松橋産交から三角産交約4,200万円の赤字が出ております。補助の中でも1億円の約4割を占めるということなのでございます。この対応についてということでお答えいたします。

この路線は、市内を運行する20路線のうち市内走行距離が最も長い路線でございます、その分市の負担額も大きくなっております。

また、年間の輸送人員は、熊本地震前の平成27年には46,000人だったものが、平成30年は35,000人と約4分の3に減少しております。

バスの運行本数は、平日、休日とも1日18便と地震前と変わらない状況でございますが、利用者数が大きく減少しておりまして、何らかの見直しが必要と認識し

ております。

そこで、公共交通網形成計画を策定し、「松橋産交～三角産交線」につきましては、平日と比べて利用者が少ない休日を中心に、運行本数や区間、運賃などの運行内容の見直しに向けて、今後バス会社や地元、それから関係機関などと協議を進めてまいります。

○6番（高橋佳大君） この赤字路線の問題、総務常任委員会で岡本議員から路線について前々から改革改善を強く要望されております。委員会で熱い議論がなされております。私も委員長として委員の意見に賛同いたします。年々増加する赤字路線、特に「松橋産交～三角産交路線」は運行の本数や区間、運賃などの運行内容を今一度見直して早急に対策を講じる必要があると思いますので、よろしくお願いいたします。

次の質問に入ります。3つ目の宇城市地域公共交通の将来像についてです。宇城市地域公共交通網形成計画で掲げた方針や今後どのような対策を講じていくつもりかをお尋ねいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） 市の地域公共交通の将来像についてお答えいたします。

先ほどの答弁で申し上げましたように、本市の現状や課題を踏まえまして、年度末に策定する地域公共交通網形成計画においては、第2次宇城市総合計画と同じ平成36年度までに取り組むべき6つの基本方針案について検討を進めておりまして、この方針案に沿って、今後具体的な対策を講じてまいります。

まずは基本方針案の1点目でございます。駅など交通拠点への利用率の向上を目標として、交通拠点や医療機関、商業施設等を効率的に結ぶ交通網を形成し、コンパクトシティ形成の基礎とするものです。

このため、駅や大型商業施設を拠点とした交通結節機能の強化、市街地や観光地を回遊する新たな地域公共交通の導入などについて検討を行ってまいります。

続いて方針案の2点目です。新たな交通体系の導入や存続には基準を設けまして、メリハリのある地域公共交通を目指します。これは乗合タクシーの新規導入や乗合タクシー・路線バスの存廃検討に基準を設けまして、効率的に運行されておらず一定基準を下回る場合については、運行路線の見直しを行うというものでございます。

方針案の3点目です。先ほどの存廃検討基準や導入基準等に基づき、路線バス等のサービス水準を見直します。このことによりまして、平均乗車密度や1日当たりの輸送人員が一定人数に満たない路線などの効率化を進めます。それとともに、また利用者の利便性の確保を図ってまいります。

4点目です。本市では、最寄りのバス停まで500メートル以上のエリアを交通空白地と位置付けております。この交通空白地の解消を図ります。現在、市内の交通空白

地2地域、長崎地区と小野部田地区がございますけれども、これを含む4地域で乗合タクシーの運行を行っております。地域のニーズや需要等を踏まえた上で、その他の地域におきましても交通空白地を解消していこうというものでございます。

次に5点目です。免許返納者、高齢者や障がい者を支える地域公共交通の導入を図っていきます。住民アンケート結果によりますと、現在65歳以上の高齢者の市内の公共交通の利用割合が約17%と低くございます。一方、65歳以上の免許返納者の割合は29%で、高齢化が進展する中において、免許返納者や障がい者を支える地域公共交通の導入を図り、65歳以上の高齢者の利用者数の増加を図ります。

最後に6点目です。地域公共交通を利用して守る意識の醸成を図ってまいります。現在、市民の地域公共交通に対する意識として、先ほどお答えしましたとおり「公共交通は市民の移動手段として維持すべきであり、行政支援は仕方がないと思う」が約6割と多いにもかかわらず、地域公共交通の維持に対して自ら利用して守るという意識が低い状況にございます。

このため、利用促進活動などを展開し、地域公共交通を維持するために、自ら利用して守るという意識の醸成を目指してまいります。

今後、これらの方針に沿って、交通事業者や地域の代表者をはじめ各関係機関と協議を進め、導入可能なものから順次実施し、持続可能な市の地域公共交通体系の維持を図ってまいります。

○6番（高橋佳大君） ありがとうございます。いろいろと詳しく念入りに御答弁ありがとうございます。まず、やはりコンパクトシティの形成の基礎として、メリハリのある地域公共交通、運行路線の見直し、交通空白地の解消、免許返納者等高齢者、障がい者を支える地域公共交通網の導入、そして最後の6点目にあります地域公共交通を利用して守るという意識の醸成。この醸成はもちろん私は大事なことだと思います。自分では乗らなくても行政として移動手段として残してほしいという風潮があります。やはりその観念を意識の改革をされて、そして自分でも乗るというような、自らも利用して守るというような意識を市民の方に持ってもらいたいと思います。そしてこの醸成を高めて地域交通網がますます発展することを願います。これらの方針に沿って、交通事業者や地域の代表者をはじめ関係者と協議を進め、導入可能なものから順次実施し、持続可能な市の地域公共交通体系の維持を図ってもらいたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。小川中学校についてです。耐力度調査の結果について今後の方向性を問います。建設から約50年が経過した小川中学校校舎等は、老朽化により不具合が続いているところでございます。その間の生徒数の減少や施設・設備の老朽化等のため、多様化する学校教育に対応が遅れている現状です。

また、平成28年に発生した熊本地震により、教室棟をはじめ管理棟や体育館等の至るところにひび割れが発生し、災害復旧工事が完了するまでは、子どもたちは不安な日々を過ごしていました。

学校施設は、子どもたちの学習・生活の場であるだけでなく、災害時には地域住民の方たちが避難して来られる場でもありますので、常に安心・安全を確保しておく必要があると思っております。

そこで、校舎等の早急な建設が必要であると思いますが、調査の結果が基準を満たした場合と満たさなかった場合の対応を問います。

○教育部長（蛇島浩治君） 現在行っております耐力度調査は、構造耐力及び健全度だけでなく、立地条件も加味して判定されます。今回の調査箇所は、校舎棟や管理棟などの校舎に加え、技術室棟及び屋内運動場においても調査を実施しております。この結果報告は、3月下旬に判明しますので、現段階では建替えと改修の両方面で慎重に検討しています。

小川中学校校舎等は建設から約50年経過し、その間の生徒数の減少や、施設・設備の老朽化等のため、多様化する学校教育に対応が遅れているのが現状だと思っております。

このため、校舎等の整備は急務だと思っております。建設コストや将来的な財政負担等を勘案し、生徒の教育の場にふさわしい安全・安心な環境となるよう、整備を急ぐ必要がありますので、早急に着工できるよう取り組んでまいります。

○6番（高橋佳大君） 時間もあまりありませんので、まだ言いたいことはありますけれども、次の再質問に入りたいと思います。平成28年度の調査では、教室棟東側及び屋内運動場は基準である4,500点を上回り、教室棟西側は基準を満たさない結果であったが、現在実施している新調査要領による調査では、基準点数を上回る可能性が高いのか低いのかを問います。

○教育部長（蛇島浩治君） 平成28年度に教室棟西側、東側及び屋内運動場の簡略耐力度調査を実施し、教室棟西側が基準を下回っているという結果が出ております。平成30年4月に、文部科学省から「公立学校建物の耐力度調査の実施方法について」が通知され、新たな実施要領が示されました。

以前の要領との相違点に、構造耐力と立地条件がございます。以前の構造耐力の判定は、耐震診断の有無にかかわらず、改めて計算し評価していましたが、新要領では耐震診断の数値に基づいて算出し、耐震補強後の建物の数値は高くなります。立地条件につきましては、崖地等の敷地条件の項目が追加されております。

再度の調査では、点数を上回る可能性が高いのか、低いのかとのことでございますが、この要領に基づき、現在詳細な耐力度調査を行っているところですので、平

成28年度の調査結果とは違う結果になることが予想されます。いずれの数値が示されましても、慎重に検討していきたいと考えております。

○6番（高橋佳大君） 時間があまりありません。いろいろ考えていたことがありますけれども、先に進みます。調査の結果を待って点数を下回れば、補助事業の対象にもなるし、特例債と両方使えば有利な財源の確保になると思います。私は、今現在のところは建替えと改修の両方面を検討されていることと思いますけれども、やはり今までの経過年数を見れば、建替えが必要じゃないかと思います。そこで、市長にお尋ねいたします。いろいろと財政基盤があると思いますが、市長は今後どのような見解を持っておられるかをお願いします。

○市長（守田憲史君） 現在は耐力度調査を行っていますので、その調査結果を待って判断したいと思っておりますが、小川中学校は、ほとんどの建物が法定耐用年数の47年を経過しています。また熊本地震により相当傷んでおります。これから出ます調査結果の健全度や経過年数、昨今の教育プログラムへの対応など総合的に判断してまいります。

○6番（高橋佳大君） すみません、時間が来ました。市長、総合的な判断をよろしくお願いいたします。あと1つ残りました質問につきましては、次回いたしたいと思います。

最後に、本年度退職されます執行部の9人の方々、大変約40年間の行政活動御苦労さんでございました。私も短い間でしたけれども、それぞれの方々とは知り合いになり光栄に思っております。人生100年、各方面で今後活躍されることを期待しております。ありがとうございました。これで、私の一般質問を終わります。

○議長（長谷誠一君） これで、高橋佳大君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。

—————○—————

休憩 午後0時17分

再開 午後1時15分

—————○—————

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、4番、三角隆史君の発言を許します。

○4番（三角隆史君） 皆さん、こんにちは。議席番号4番、会派彩里の三角隆史でございます。8年前の今日、3月11日東北を中心とした東日本に巨大な地震が起きました。テレビから打ち出される映像は現実には起こっているのだろうか、疑いたくなるようなものばかりでした。未だに数千人の人が行方不明で、御家族のことを考えると胸が締め付けられる思いです。熊本地震で被災された方々共々改めて

お見舞い申し上げます。

ただいま議長のお許しを頂きましたので、大きく4点、三角町振興株式会社、スポーツ振興、港づくり、地域振興について質問させていただきます。まずは大きな1点目、三角町振興株式会社について質問をさせていただきます。質問の前に小さな1番と4番と5番をまとめて一緒に、そしてまた別に小さな3番と6番と8番はまとめて一緒にの質問とさせていただきます。

三角西港が世界文化遺産に認定されて3年余り、その西港振興に中心的役割を果たしていた三角町振興株式会社ですが、このたび残念なことが起こりました。宇城市の観光という面で非常に重要な立場にいる三角町振興株式会社だというのに、どうしてこういうことが起こるのか。

そこで再確認をしておきたいのですが、三角町振興株式会社の役割、また自主事業そして指定管理者としての業務についてお尋ねをいたします。

次の質問からは、質問席でさせていただきます。

○副市長（浅井正文君） 三角議員の質問にまずはおわびを申し上げます。このたびの宇城市の第3セクターであります、三角町振興株式会社社員の不正流用につきましては、指導する立場の副市長として、議員の皆様にも深くおわび申し上げます。どうもすみませんでした。二度とこのような事態が発生しないよう、指導体制を強化してまいります。

それでは、1番と4番と5番について答弁をいたします。旧三角町では、昭和61年から歴史的に貴重な建物、風景、そして景観が存在する西港地区を、熊本県と共に順次整備をしましてまいりました。これらの施設の維持管理を引き受けるために、平成2年4月に第3セクターの三角町振興株式会社を1,570万円で宇城市、宇城市商工会、九州商船株式会社、九州産交株式会社、株式会社ニューナポリ、熊本宇城農業業同組合、三角町特産品販売有限会社及び個人出資者の出資で設立したのが始まりです。

時代の変遷とともに、三角町振興株式会社の役割も大きく変わってまいりました。平成11年には、旧三角町が産業振興のために特産品の販売施設として、宇城市三角駅前フィッシャーマンズワーフ、通称ラガールを建設し、三角町振興株式会社に管理を委託しておりましたが、平成27年4月からは熊本宇城農業協同組合にラガールの指定管理をしていただいております。

現在と今後の業務ですけれども、まず1番目に、熊本県が宇城市と委託契約を結んでいます。再委託として宇城市から三角町振興株式会社が受けております三角西港地区の港湾環境施設です。具体的には浦島屋、浦島屋前の広場、高田回漕店、浮桟橋、四阿（あずまや）、駐車場などがあります。2番目です、宇城市と委託契約

を結んでいます旧三角海運倉庫、ムルドルハウス、龍驤館、旧三角簡易裁判所、伝統工芸館、観光トイレなど2つの委託契約された施設の清掃及び管理・運営業務を行うことで、観光客や施設利用者へのサービス向上を図っております。

ほかに、三角西港を活用したイベント開催時において、市・県・地元・関係団体等との調整役としての役割、それと三角西港のガイドのボランティアの対応、龍驤館の入館料の業務を預かっております。

自ら主催したイベント関係ですけれども、確実に分かっている範囲では、平成27年4月以降、スタッフの人数の関係で、残念ながら主催となったものは開催されていないと伺っています。共催とかそういうのはしておりますけれども、主催となったものはありません。

○4番（三角隆史君） 今般の不祥事に関して、その原因は何なのか、何でこんなことが起こるのか、また今後二度とこういうことが起きないように再発防止策についてお尋ねします。

○副市長（浅井正文君） 今回の不祥事は、三角町振興株式会社の社員が、平成29年9月から平成31年1月にかけて、金庫に保管してある現金や会社の通帳から、複数回にわたり合計765,188円を横領し、競輪等の遊興費や借金返済など私的に使ったものです。

今回の件に関しましては、三角町振興株式会社の社員に任せて確認体制が取れていないことが最大の原因であると考えます。

今後このようなことが起きないように、複数人の確認による役割の明確化、月1回の監査体制の構築、社員の綱紀粛正の指導を徹底してまいりたいと思っております。

○4番（三角隆史君） 市民の皆様の信頼回復、これが一番大切だと思います。また今般の不祥事により、三角町振興株式会社の組織のあり方を根本から見直すべきだと思います。また、トップでもあります浅井副市長御自身も責任を痛感されていると思います。今後、三角町振興株式会社をどういう方向に持っていくおつもりか、また三角西港の指定管理終了後、どう対応されるおつもりかお尋ねをいたします。

○副市長（浅井正文君） まずは、市の第3セクターというのを紹介したいと思います。三角町振興株式会社は平成2年の4月に設立されております。発行済の株式総数314株のうち202株で64.3%を本市が保有しています。

ほかにも、不知火温泉有限会社は、平成10年7月に設立され、発行済株式総数660株のうち630株、95.5%を本市が保有しております。また、有限会社アグリパーク豊野は、平成4年8月に設立され、発行済株式総数が274株、そのうち220株、80.3%を本市が保有しております。

現在、三角町振興株式会社では代表取締役、私です。それと支配人はおりません。店長が宇城市の〇Ｂの方をお願いしました。そして店舗のパート４人、管理のパート４人で業務にあたっております。今年４月からはムルドルハウスの店舗を貸し付けるために、三角西港の管理業務がメインとなり、パートの人数も減少してまいります。

今後、三角町振興株式会社のあり方について、目的をはっきりさせて明確化をさせたいと思っております。例えば、市の管理委託の積算量の見直しとか各施設の使用料の見直しとか、会社が収益を上げる仕組みをつくらなければ、これからの経営改善が見込めないというふうに思います。市行政を含め再検討していかなければなりません。

また、第３セクターにつきましても、必要性や長所・短所など検討が必要になってきています。まだ発表する段階までには至っておらないのが実情です。同じく市の組織も検討が必要になります。時間的な猶予をいただきたいと思っております。スピード感をもって取り組んでまいります。

三角西港は近代的港湾として、日本でも最古にあたり、明治の３大築港と呼ばれています。石積み埠頭や水路などがほぼ原形のまま残っている全国唯一の港湾史跡として高い評価を受けております。

世界文化遺産登録の平成２７年７月５日からおよそ３年８か月が経過をしております。今後は市の組織の見直しを含め、関係機関と連携を図りながら、三角西港の魅力さをさらに高めるような取組を進めてまいりたいと考えております。

○４番（三角隆史君） 浅井副市長は、副市長としての業務が多いにもかかわらず、第３セクター３社の社長を兼務されております。すごく仕事量が多いのではないかと心配しております。そこでお尋ねをいたしますが、今後、市はこの第３セクターに対し、どういうお考えをお持ちかお尋ねをいたします。

○副市長（浅井正文君） 先ほども申しましたように、３つの第３セクターの成り立ちや業務につきましても、それぞれ違うことから、各方面からの検討が必要になります。時間的な猶予をいただきたいと思っております。まだ、発表する段階までは至っていないのが実情です。スピード感を持って取り組んでまいりますので御理解をいただきたいと思います。

○４番（三角隆史君） 第３セクターの今後をよりよい形になるようによろしく願いをいたします。

次に移ります。三角町振興株式会社が積極的に関わっていた三角地区観光マーケティング部会に対し、今後どう対応していくのかお尋ねをいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） 三角地区観光マーケティング委員会は、市のまち・ひ

と・しごと総合戦略に基づく地方創生交付金事業の1つとして、稼げる観光地域づくりを目的に組織されております。本年度につきましては、このマーケティング委員会の事務局的な業務を三角町振興株式会社へ委託し、会議開催などの組織運営から、マーケティング調査の実施及び分析、そしてサンカクドライブなどの観光振興事業等を行っております。

これは、観光地域づくりの主体をこれまでの行政主導から民間主導へと、徐々に移行させていくための施策の1つでもございます。

今回、その委員会の事務局的作用を担っていた三角町振興株式会社の職員が不祥事で退職をいたしましたけれども、後任の職員も既に従事されたところでございます。

なお、マーケティング委員会には、市の観光物産協会も参画しておりますので、今後、協会とも連携しながら業務を進めていくことになろうかと考えております。

○4番（三角隆史君） 三角地区観光マーケティング委員会、今後の活動またうまく回っていくことを期待しております。どうかよろしく願いいたします。非常に難しい対応を迫られたと思います。三角西港の観光振興は、第2次宇城市総合計画、選ばれるまちづくりにおきましても重点プロジェクトとして挙げられております。三角西港の果たすべき役割を今一度見直し、宇城市の誇れる港、三角西港をみんなでつくっていきましょう。

次に移ります。ムルドルハウスのプロポーザルの進捗状況と、申し込み事業者の事業計画及び取扱い予定品目についてお尋ねをいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） 宇城市物産館、通称ムルドルハウスと言っておりますが、このムルドルハウスにつきましては、これまで三角町振興株式会社が直接運営しておりましたけれども、近年売上げが低迷し、経営も赤字の状態が続いておりました。このため、三角町振興株式会社の直轄運営からテナントとして民間事業者のノウハウを導入する運営方針に転換し、昨年10月から運営候補者の募集を行ってまいりました。

その結果ですが、応募が1社ありました。去る2月13日に事業提案に対する評価委員会を開催し、現在西港内でレストランを経営している「桜屋」に決定したところでございます。

提案では、物産館の取扱品目として、自社グループのバッグ製品やお土産品が主なものでございますけれども、地元の物産については全体の30%程度を取り扱う予定とされております。

西港内のレストランと物産館を併せて運営することによる経営メリットあるいは相乗効果をいかしつつ、三角西港限定の商品開発にも取り組む意向があるというこ

とで、三角西港を訪れる観光客へのサービスや満足度の向上が期待されているところでございます。

○4番（三角隆史君） 三角西港限定の商品開発にも取り組むということで期待をしております。それと57号線で来れば、三角西港はたとえ天草に行かれるとしても宇城市の玄関口であります。宇城市のアンテナショップ的な役割というのにも必要なんじゃないかと思っております。どうかよろしく願いをいたします。三角町振興株式会社に対しては、今後はっきりとした方向性を示していただきたいということを強くお伝えし、次の質問に移らせていただきます。

今年は、9月にここ宇城地区におきまして県民体育祭が開催されます。宇城市といたしましてもスポーツへの認識を一層高める時期に来ていると思います。そこで何点かスポーツ振興に関して質問をさせていただきます。宇城市の小中学生のスポーツのレベルは非常に高いと聞きます。学童オリンピック、中体連での活躍から容易に想像できますが、今現在、宇城市の小中学生の運動能力についてお伺いをいたします。

○教育部長（蛇島浩治君） 小学生の運動能力等につきましては、毎年体力テストを実施しています。本市小学生の現状と傾向を説明いたします。ただし、全国や県との比較がありますのは小学5年生だけですので、5年生の男女別に説明をいたします。

まずは、男子の実技調査を比較しますと、8種目の実技のうち、全国平均50点を上回っている実技は3種目であります。

具体的には20mシャトルランの53点、ソフトボール投げ51点、握力50.5点でございます。体力合計点は50.1点で全国平均より若干上回っていますが、県平均の51.3点より下回った結果が出ております。

次に、女子の実技につきましては、8種類の実技のうち全国平均50点を上回っている実技は5種類であります。

具体的には20mシャトルランの55.5点、ソフトボール投げ51.8点、反復横跳びの51.3点、握力及び上体起こしの50.3点でございます。体力合計点は50.8点で全国平均より上回っていますが、県平均の51.9点より下回った結果が出ております。

男女とも共通して言えることは、20mシャトルランのように運動を持続する能力は高く、立ち幅跳びのような素早く動き出す力が弱いようです。

この体力テストと同時に、体格測定も行っています。男女とも身長は全国及び県平均より下回っていますが、体重は全国・県より上回っています。

この結果から分かりますように、男女とも全国・県より肥満化傾向にあるということが分かります。特に女子の軽度肥満以上の子どもの割合が高くなっているところ

ろです。

○4番（三角隆史君） 宇城市の子どもたちは持久力が高く、瞬発力が弱いという結果が出ております。それと肥満傾向ではないかと心配をしております。そこで社会体育に平成31年度移行しますが、学童スポーツクラブである程度補えると思うんですが、もし以前のような部活動ができず、運動能力低下をもたらした場合の対応とか考えていらっしゃいますでしょうか、お尋ねをいたします。

○教育部長（蛇島浩治君） 現在、三角地区での「学童スポーツクラブ」の設立予定は、三角小学校がハンドボール、ソフトボール、ミニバスケットボールの3クラブ。青海小学校がソフトボールの1クラブが設立予定であり、三角地区の児童の運動できる環境は、どうか確保できたのではないかと考えております。

議員が話されます社会体育移行後の運動能力低下が懸念されるということですが、県教育委員会の基本方針では、社会体育移行後における取組について、小学校は児童の実態に応じて、運動の楽しさや喜びを味わうことのできるような体育的活動を計画し、体力の向上を図るとうたっております。

よって社会体育移行後は、県教育委員会の基本方針に基づいて、各学校で運動能力の低下を招かないような取組が行われるものと考えております。

○4番（三角隆史君） 少し安心をいたしました。今一度社会体育移行についてそれぞれの学校の学童スポーツクラブ設置状況を確認していただきたいと思います。そして運動能力低下に伴う肥満やひきこもりなど招かぬよう、どうかよろしく願いをいたします。

次に移ります。優秀な選手の育成について宇城市の見解をお尋ねいたします。ちなみに八代市はトップアスリート育成事業を行っており、中高生の県下トップクラスのアスリートを養成しています。宇城市でもレベルの高い環境を整えてあげたいと思いますが、市のお考えをお尋ねいたします。

○教育部長（蛇島浩治君） 八代市では、オリンピックなどの国際大会で活躍する競技者の輩出を目指し、「トップアスリート育成事業」、それとジュニア世代等の強化選手を指定し、競技力向上の側面的な支援を行う「強化指定選手育成事業」を実施されておられます。

対象者は、八代市内在住の小学校高学年から高校生までの全国大会以上に出場経験のある方で、かつオリンピック正式競技を行う方となっております。

本市では、トップアスリートの育成とは違いますが、市の体育協会ではジュニア育成ということで、体育協会に加盟している種目協会が主催する小中学生を対象とした教室や大会の開催に助成金を交付しております。

平成30年度は、陸上協会の陸上教室、軟式野球連盟の小中学校交流大会、バス

ケットボール協会のキッズバスケットボール教室、バドミントン協会のジュニアバドミントン教室及びハンドボール協会のジュニアハンドボール教室の5事業が実施されています。

市主催では、小学生を対象とした熊大陸上部による陸上教室、松橋町豊福出身の豊田様が、元プロ野球選手を呼んで開催される小学生対象の野球教室なども開催しております。

議員が話されますように、すぐれたスポーツ選手によるスポーツ教室の開催は、ジュニア年代に本物の競技を見て本物を感じるということは、とても重要な経験であるとともに、またいろいろなスポーツを経験することは、自分のやりたいスポーツを見つけるきっかけになるかと思います。

今後ジュニア年代の交流、また育成の拡大が図られるような事業の開催を各種目協会などと協議してまいりたいと思います。

○4番（三角隆史君） この世代の育成は、将来に大きな自信を与えるとともに、県下で通用するだけでなく、日本また世界に羽ばたける大きなチャンスでもあり、人間としても大きく成長する機会になると思います。

次に移ります。合宿や大会の誘致について、宇城市の意気込みをお尋ねいたします。交通の便もよく、九州各地からアクセスしやすい宇城市なので、適した場所さえあればたくさんの学校、実業団、各種団体がここ宇城市に来ていただけると思います。たくさんの人が来ることで切磋琢磨することで運動のレベルが上がり、またこの方たちが宿泊、飲食することで、経済活性化にもつながります。地理上の利点をいかし活性化につなげていき、宇城市が少しでも発展することを願います。

○教育部長（蛇島浩治君） 交通アクセスにおいては、熊本市まで車で40分、JRでは松橋駅から17分、小川駅から23分、九州自動車道も市の東部を南北に横断し、松橋インターチェンジと宇城氷川スマートインターチェンジの2つのインターチェンジがあり、JRとともに九州各地への交通アクセスも良好であります。

この交通アクセスをいかして、ウイングまつばせの体育館においては、全九州空手大会、熊本南西部中学生バドミントン大会、熊本県フットサルリーグ、高校ハンドボール大会、熊本県キッズバスケットボール大会などが開催され、年間約85,000人の方が利用されております。

岡岳グラウンドは年間約35,000人、不知火グラウンドは年間約33,000人と、軟式野球大会などに利用されております。また、ふれあいスポーツセンターや観音山グラウンドのサッカー会場においては、熊本県サッカー協会や九州サッカー協会が主催する大会が開催され、ふれあいスポーツセンターの人工芝サッカー場は年間約21,000人の方が利用されております。

宿泊施設におきましては、小川町に観音山ふれあいの里がありますが、比較的安い料金で宿泊でき、その利用者は、県内だけでなく県外からの宿泊もあり、地震前の平成27年度は年間約1,400人でありましたが、平成30年度は大幅に増加し、1月末現在で約3,000人となっております。

そのほか、豊野町には県立豊野少年自然の家もありますが、早めに予約を入れないとすぐに埋まってしまうということで、こちらも多くの利用があるようでございます。

合宿や大会の誘致におきましては、先ほど申しましたように多くの方に利用されておりますので、会場の確保やその大会種目の選定など課題もありますので、まずは、現状の分析から研究してまいりたいと思います。

○4番（三角隆史君） 今御答弁いただきました安く泊まれるという観音山ふれあいの里や県立豊野少年自然の家といった施設をもっと広く知っていただけるよう、先日発刊されましたUKINISUM等で幅広くPRしていただきたいと思います。市の見解をお尋ねいたします。

○教育部長（蛇島浩治君） 市内で合宿ができる観音山ふれあいの里ですが、その利用料金は、市内利用者は1泊大人で700円、子ども450円、市外の利用者では大人1,200円、子ども700円となっております。

そのほか、県立豊野少年自然の家の宿泊料は、1泊大人680円、高校生以下260円となっております。

現在、ホームページなどでPRを行っておりますけれども、今まで以上のPRに努めていきたいと思います。

○4番（三角隆史君） こういった施設の満杯状態が続けば、新しく宿泊施設ができることも十分予想されます。どうか宇城市がスポーツでスポーツ振興が成り立ちますように、今後とも根気強くPRのほどよろしく願いいたしまして、次に移ります。

先日、県営野球場を含む県営総合グラウンド誘致特別委員会の視察で、徳島県阿南市に行ってきました。阿南市には野球のまち推進課が設置されており、野球のまち阿南として両翼100メートルの野球場を有し、野球場を活用した地域振興を目指されております。そこで、地理的条件に恵まれたここ宇城市におきましても、スポーツによる地域振興が望まれるところでありますが、市の考えをお伺いします。

○教育部長（蛇島浩治君） 私たちを取り巻く社会環境は日々変化し、個々の市民が健康で明るく活力ある生活を送るため、スポーツの目的や内容も多様化し、行政やスポーツ団体に求められる内容も変化してきています。

このような状況の中、市では地域のスポーツ、子どものスポーツ、競技スポーツなどの振興施策を、より計画的に推進することにより、市民一人ひとりが性別や年

年齢、障がいの有無にかかわらず、自らスポーツに親しみ、実践し、生涯にわたり心身ともに健康で豊かな生活を営むことができるようにと考えています。

このような考えのもと、市や体育協会などにより、市民の健康づくりや地域づくりを図ることを目的に、年間をとおして子どもから高齢者までの市民向けの様々なスポーツイベントが開催されております。

また、市外からの参加者を募って、開催されている大会については、2月に宇城市少年剣道弓道大会、3月に宇城市武道柔道大会、豊野さくらマラソン大会、7月に松橋町少年サッカー大会、8月にちびっこトライアスロン大会、10月に不知火旗学童スポーツ大会、11月に不知火みかん狩りウォーキング、上村春樹旗小川柔道大会、そして宇城市少年剣道大会など、それぞれ種目協会、実行委員会の主催により開催されております。

また、平成21年4月に開校しました全国で2番目となるJFAアカデミー熊本宇城の人工芝サッカー場の利用においては、平日はアカデミー生が利用しますが、週末は県サッカー協会や九州サッカー協会主催の大会やライセンス取得の講習会などが開催されており、市外から多くの皆さんが宇城市においでいただいております。いくらかはスポーツによる経済の活性化につながっているのではないかと考えております。

○4番（三角隆史君） スポーツによる経済の活性化はいくらかなされていると御答弁いただきましたが、宇城市の潜在能力というのはまだこんなものではないと思っております。もっともっと可能性を持っている市だという認識を持っていただきたいと思います。また、経済の活性化共々大切なのが人材の活用ではないでしょうか。平岡教育長はじめ、宇城市出身で第一線で活躍されたトップアスリートが数多くおられると思います。そのような方々に子どもたちと触れ合う機会があったり、指導していただく場をつくっていただきたいと思います。市はどう考えられていますでしょうか。

○教育部長（蛇島浩治君） 宇城市出身のプロスポーツ選手やオリンピック選手などのトップアスリートにつきましては、元プロ野球選手の吉本亮選手、元サッカー選手のワールドカップにも出場された巻誠一郎選手、オリンピックに出場された柔道家の上村春樹氏や緒方亜香里氏、陸上選手の川上優子氏、そしてハンドボールでは全日本の主将を務められた中川嘉雄選手など、たくさんの選手が輩出されております。トップアスリートとの触れ合いの場を設けてほしいということですが、今後関係機関と協議しながら進めてまいりたいと思います。

○4番（三角隆史君） 子どもたちにとって非常に貴重な経験になると思いますので、どうか実現するようよろしくお願いいたします。

次に移ります。地理的に有利な条件として駅に近いということで、三角町のＪＲ波多浦駅からすぐのところ、旧三角東小学校と三角グラウンドがあります。そこで旧三角東小学校を小中学生向けサッカー場へ、三角グラウンドをホームランゾーンを設けたフェンス設置の小中学生向け野球場にすることで、大会の誘致が図られ、スポーツ振興の一助となると考えられますが、市はどう考えておられるのかお尋ねをいたします。

○教育部長（蛇島浩治君） 三角グラウンドの利用状況は、年間約１万１，２００人が利用されており、三角老人会によるグラウンドゴルフ、三角陸上クラブ、三角野球クラブ、ソフトボールクラブなどの団体が利用されています。

また、旧三角東小学校のグラウンドの利用状況は、年間約８，３００人が利用され、三角・港地区のグラウンドゴルフや塩屋グラウンドゴルフ協会などの団体が利用されています。

このように、三角グラウンド及び旧三角東小学校のグラウンドにおきましては、地域の皆さんが利用されており、健康づくりや交流の場となっております。

小学生専用の野球場及びサッカー場などの整備につきましては、地域の皆さんの理解を得なければならないとともに、ホームランゾーンのフェンス整備においては、グラウンドの利用において制約が発生する状況もあるかと思われますので、まずは現状分析から研究してまいりたいと思います。

○４番（三角隆史君） 確かに地域の皆様の御理解が何よりも大切です。グラウンドゴルフとの併用の可能性を含めて、またこの地理的条件、恵まれている条件を活かすということでのスポーツ振興は、宇城市の可能性を十分に引き出してくれる事業だと思います。この可能性を強く訴えて次の質問に移ります。

大きな３番、港づくりについてです。三角港は、物流港としての役割を終え、観光港として位置付けられてきましたが、現在その機能も果たされないままであります。宇城市として三角港をどういうふう位置付けし、どのような役割を果たしてほしいのか見解をお伺いいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） 三角東港の役割について、県の方からの引用になりますけれども、三角東港は、明治３２年に現在のＪＲ三角線が開通し、その終点となる三角駅が際崎地区に設置されたことによって、それまで貿易港として果たしてきた三角西港の役割を三角東港が担うようになり、その後、県の重要港湾として長い間繁栄してまいりました。

しかしながら、天草五橋の開通それから八代港の貿易港指定、熊本新港の開港などにより相対的に役割が低下し、平成１８年には三角島原フェリーの航路が廃止されるなどの経過をたどってまいりました。

平成25年には、国際埠頭に1万トンの船舶が停泊可能な水深10メートルの岸壁1パー스가完成いたしました。現在、貨物輸送の主流となったコンテナ貨物の積み下ろしに対応した整備がなされておらず、八代港、熊本港とは年間取扱貨物量において大きな差が生じている現状でございます。

県では、三角東港を宇城・天草地方の物流拠点としての機能だけでなく、人の流れの拠点港、いわゆる観光港として位置付けておりまして、平成28年には三角駅と三角港栈橋をつなぐ屋根付き歩道であるキャノピーの設置など、東港広場が一体的に整備されたところでございます。

○4番（三角隆史君） 観光港として位置付けられているということなのですが、観光港としての今後の位置付けと役割についてお尋ねをいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） 宇城市としてどう位置付け、役割を考えているのかという質問だと思います。市としまして、三角港は交通の要衝にございますことから、三角町の観光拠点として重要な役割を担っていると考えております。具体的な活性化策としましてはクルーズ船、大型客船の誘致が有効な手段の一つと考えております。

これにつきましては、九州クルーズ振興協議会主催によりますセミナーが、年に数回開催されておりまして、この中で、自治体と大型客船を運行する船会社との個別相談会も行われております。

本市も、毎年このセミナーには参加しておりまして、平成29年には日本クルーズ客船株式会社の「ぱしふいっくびいなす号」、商船三井株式会社の「にっぽん丸」の寄港が実現しております。

今後ともこうした活動を通じまして、世界文化遺産の三角西港や整備された東港など、本市の魅力をアピールしながら、クルーズ船誘致を船会社へ直接働きかけてまいります。

○4番（三角隆史君） 九州クルーズ振興協議会のセミナーだけでなく、いろんなアプローチをしていただき、ポートセールスに頑張っていただきたいと思います。三角港は唯一の宇城市の港であります。

次に移ります。唯一大型船が接岸できる三角港ですが、港をいかに活性化について市の見解をお伺いします。

○企画部長（岩清水伸二君） 三角東港の活性化策ということで、平成28年に東港広場の整備事業が完了しておりますけれども、その後、広場を活用した「熊本ボートショー」や「ヨガ・フェスティバル」あるいは「オールドカー・フェスティバル」といった民間主体の多彩なイベントが開催されてきております。

市でも三角東港を重要な地域資源として捉えておりまして、みすみ港祭りの開催

のほかにも、昨年、三角東港を拠点としたシェアリングエコノミーの実証実験を実施するなど、観光振興策に取り組んできているところでございます。

東港広場を含む三角駅周辺地域は、ＪＲ三角駅、産交バス三角営業所それから三角港が近接するという、交通結節機能の強みを持っておりますので、この特性をいかした周辺一帯の活性化策を今後広く模索してまいりたいと考えております。

○４番（三角隆史君） シェアリングエコノミーの実証実験をされたということで、今後市の方もこのシェアリングエコノミーをどうされるか分かりませんが、民間レベルにおいてでも、こういうことがシェアリングエコノミーが行われることを望んでおります。今後の三角港の発展のために、仮称ではありますが、港づくり検討委員会を設立し、有識者、港関連事業者、地元有志等で委員を構成し、今後の三角港の展望を議論すべきだと思いますが、市の見解をお伺いします。

○企画部長（岩清水伸二君） 今後の三角港発展のため、仮称ではありますが港づくり検討委員会というものを設立してはどうかという質問でございます。

現在、活動休止中ではありますが「三角港振興協議会」という組織がございます。この組織も同様に官公庁、港湾関係事業者、観光関連事業者、それから商工業事業者、運送業事業者等で組織されておりましたが、総会等への出席率低下あるいは組織の形骸化等の理由によりまして、平成２７年度をもって活動を一旦休止している状況でございます。

このような状況を踏まえ、市としましても今後新たな組織を設立することに関しましては、慎重に検討していく必要があると考えております。

○４番（三角隆史君） こういう組織をつくると、やっぱりどうしても会議が平日とか昼過ぎとかになります。なかなか出席が悪いのが現状だと思います。そういう課題をクリアするようになれば、この検討委員会も意味のある組織なのではないかと思っております。

次に移りたいと思います。三角港、特に東港はＪＲ、産交バス、港との交通の結節点であり、また九州運輸局、海上保安部、金融機関等出先機関も多く、連携交流を深めることで活気をもたらす素地はできていると思います。また逆に、これ以上衰退化していくと出先機関の撤退が考えられます。港を活かすということに宇城市ももうちょっと敏感になる必要があるかと思いますが、どういう見解をお持ちですか。お尋ねをいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） 先ほども少し触れましたけれども、三角港は、昭和４１年の天草五橋の開通、それから平成３０年には天城橋の開通など、時の経過とともに人の流れが大きく変化してまいりました。

このような中、港の役割の中には、魚釣りやクルージング、水上バイクなどのマ

リンレジャー、あるいは命の源であることからヒーリング、癒し効果もございます。また、港が有する広大な港湾用地を利用した各種イベントも多数開催されております。

平成28年熊本地震の際には各関係機関が連携し、支援物資の搬入や支援活動が行われるなど、港湾にはこうした重要な機能や役割もございます。

市としましても、三角町の海の玄関口であります三角港は、JRやバス、国や県等関係機関が集まる要衝でありますので、各種イベントの開催やマリリンレジャーなど、にぎわい創出の拠点と考えております。

緑や海を身近に感じる癒しの場、また災害時の拠点港としての役割など、人と人とのつながりを育む場として、これからも各関係機関と連携し、三角港の活用を図っていきたいと考えております。

○4番（三角隆史君） 港を活かすということは、稼げる観光にもつながり、にぎわいの創出、雇用拡大に直結いたします。船というのは数多くのお客様を乗せることができ、数多くの荷物を運ぶことができます。今、全国から三角港に求められていることを再度確認していただき、宇城市に役に立つ港として活かしていただくことをお願いし、次の質問に移ります。

大きな4番、地域振興についてです。まず、平成31年度完成予定の金桁温泉についてお伺いしたいと思います。完成後の人員配置と事業計画について、市の見解をお伺いいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） 本施設につきましては、現在、本体工事の発注手続きを進めている状況でございます。

施設の運営計画に関しましては、近隣自治体の類似施設や不知火温泉等を参考にしながら、現在、詳細な検討を進めているところでございます。

本施設は、新しく開業する施設でございますので、施設の運営につきましては、当面、直営での運営を考えております。

施設に常駐する管理人1人は、数人による交代制とし、可能な限り地元からの雇用を考えております。管理人の業務につきましては、自動券売機による現金取扱業務の簡素化などを図るなど、業務全般について現在精査しているところでございます。

こうした直営による運営状況を一定期間、精査・検証した上で、将来的には効率的な運営ができるよう指定管理者制度の導入を視野に入れているところでございます。

○4番（三角隆史君） 金桁温泉ならではの特色をアピールして、できるだけたくさんの方に来ていただくようなストーリーをつくらなければ、お客様はなかなか来ない

と思います。完成後もしっかりと金桁温泉の魅力を発信できる体制づくりをお願いしたいと思います。多くの住民の皆様が三角町唯一の温泉に期待されております。どうか管理運営をしっかりと魅力創出をお願い申し上げて、最後の質問に移りたいと思います。

戸馳大橋がいよいよ3月30日に開通します。開通後の戸馳活性化策について市の見解をお伺いいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） 戸馳大橋完成後の活性化策についてという御質問でございます。これまで、戸馳大橋は車両の重量規制があったため、大型バスの乗り入れができない状況にありましたが、新戸馳大橋の開通により、乗り入れも可能となります。

この大型バスの乗り入れが可能になりますと、例えばですが、若宮海水浴場やキャンプ場は団体客の利用も考えられます。また花の学校におきましても、旅行企画会社やホテル・旅館などへの営業活動も容易になると考えております。

また、新戸馳大橋は、道幅も広がりますことから、自転車も走りやすくなります。近年、増加傾向にございます自転車愛好家にとっては、戸馳島の海に面したすばらしい景観と適度な起伏は、魅力的なサイクリング・コースに映るのではと感じております。

今後、新戸馳大橋開通後の自転車通行の状況も調査しながら、花の学校へ自転車を置く台のことですがサイクリング・ラックの設置や、サイクリング・コースの設定など、新たな魅力の開発や、誘客のための情報発信に取り組んでまいりたいと考えております。

○4番（三角隆史君） この新戸馳大橋ですが道幅も広くなるということで、中学生の子どもたちの自転車通学に関しては、これから安心・安全が保障されると思います。大変うれしく思っております。また近年本当に自転車愛好家が増えております。特に今、天草五橋を自転車で通られる方は結構おります。自転車の団体もできておりますので、サイクリング事業というのは非常にすばらしいものだと思っております。サイクリング・ラックの設置とかコースの設定、是非よろしく願いをいたします。

以上で、一般質問を終わらせていただきたいと思います。すみません、4月29日にオールドカー・フェスティバルがあります。たくさんの方々に三角港に来ていただきますようよろしくお願い申し上げます。

そして3月一杯を持ちまして定年退職される職員の皆様、数十年にわたり地元のために御尽力され、誠にお疲れ様でした。また短い期間ではありましたが、大変お世話になりました。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとう

ございました。

○議長（長谷誠一君） これで、三角隆史君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中でありますが、本日の会議はこれで延会にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

明日１２日は、午前１０時までに本会議場に御参集願います。

どなた様も御苦勞様でした。

—————○—————

延会 午後２時０８分

第 8 号

3 月 1 2 日 (火)

平成31年第1回宇城市議会定例会（第8号）

平成31年3月12日（火）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（22人）

1 番 原 田 祐 作 君	2 番 永 木 誠 君
3 番 山 森 悦 嗣 君	4 番 三 角 隆 史 君
5 番 坂 下 勲 君	6 番 高 橋 佳 大 君
7 番 高 本 敬 義 君	8 番 大 村 悟 君
9 番 福 永 貴 充 君	10 番 溝 見 友 一 君
11 番 園 田 幸 雄 君	12 番 五 嶋 映 司 君
13 番 福 田 良 二 君	14 番 河 野 正 明 君
15 番 渡 邊 裕 生 君	16 番 河 野 一 郎 君
17 番 長 谷 誠 一 君	18 番 入 江 学 君
19 番 豊 田 紀代美 君	20 番 中 山 弘 幸 君
21 番 石 川 洋 一 君	22 番 岡 本 泰 章 君

4 欠席議員はなし

5 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 吉 澤 和 弘 君 書 記 山 本 裕 子 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長 守 田 憲 史 君	副 市 長 浅 井 正 文 君
教 育 長 平 岡 和 徳 君	総 務 部 長 成 松 英 隆 君
総 合 政 策 監 村 上 理 一 君	企 画 部 長 岩 清 水 伸 二 君
市 民 環 境 部 長 園 田 敏 行 君	健 康 福 祉 部 長 那 須 聡 英 君

經 濟 部 長	吉 田 裕 次 君	土 木 部 長	成 田 正 博 君
教 育 部 長	蛇 島 浩 治 君	会 計 管 理 者	木 下 堅 君
総 務 部 次 長	天 川 竜 治 君	企 画 部 次 長	中 村 誠 一 君
市民環境部次長	村 上 雅 宣 君	健康福祉部次長	稼 隆 弘 君
經 済 部 次 長	杉 浦 正 秀 君	土 木 部 次 長	坂 園 昭 年 君
教 育 部 次 長	吉 田 勝 広 君	三 角 支 所 長	内 田 公 彦 君
総 括 審 議 員	原 田 文 章 君	不 知 火 支 所 長	村 上 伸 一 君
小 川 支 所 長	篠 塚 孝 教 君	豊 野 支 所 長	中 村 隆 文 君
市民病院事務長	伊 藤 博 文 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	蔵 原 正 敏 君
監査委員事務局長	横 山 悦 子 君	財 政 課 長	木見田 洋 一 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（長谷誠一君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、12番、五嶋映司君の発言を許します。なお、五嶋映司君から撮影の願いがありましたので、これを許可します。

○12番（五嶋映司君） おはようございます。12番の日本共産党、五嶋映司です。議長のお許しを受け質問をいたします。

今朝の朝刊は、東日本大震災から8年の追悼行事を大きく報じています。22,000人以上と言われる死者や行方不明者の御冥福をお祈りいたします。また、未だに避難生活を続けられている方々の一日も早い生活再建を願い、お見舞いを申し上げます。

さて、今国会が開会中です。平成31年度国会予算は3月2日未明に強行採決されたため、ほぼ年内成立が現実となりました。この予算の審議の段階で問題になったのは、国民生活に600億円を超える損害をもたらしたという、いわゆる統計資料問題の不正問題です。一旦閣議決定した予算案を政府の不始末で修正するなどということは前代未聞だとも言われます。この問題の国会論戦を見ると、統計の不正操作により、アベノミクスの成果そのものの真実性が疑われる状況さえ生まれています。また、この問題の隠ぺいの手法がそれに関係した閣僚をすり替えただけで、本質は解明されず、森友問題や加計学園問題と同様の構図がはっきりしたと言えるのではないのでしょうか。この国会もまた嘘と隠ぺいの連続であると同時に、2月に行われた沖縄の米軍基地の辺野古移設をめぐる県民投票での70%を超える反対の県民の声を無視しての新基地建設続行は、民主主義を完全に否定する行為であり、怒りを禁じ得ません。さて、この平成31年度の予算の特徴は、史上初めて100兆円を超えた大型予算と消費税増税により、暮らしと経済に大打撃を与えかねない危険な予算だと言わざるを得ません。この消費税増税に対して、増税そのものには賛成と明言する財界人や昨年末まで内閣参与を務めた学者でさえ、今増税したら大変なことになるという声が挙がっているとメディアは伝えています。それもそのはずです。国内では大企業がいくらもうけても国民の賃金は増えないし、依然として低迷する消費です。中国などの振興国の経済のかげりや米中貿易戦争など、日本経済に何が起るか分からない不安定な状況が現実ではないのでしょうか。また、この予算には軍事費の増大が目立ちます。軍事費は安倍政権になってから5年連続

で過去最大を更新し、５兆２，５７４億円にも達していますし、高価な兵器を購入するために、いわゆる分割払いする後年負担額も２兆５，７８１億円もあるということです。一方、社会保障関係は、厚生労働省が当初求めた６千億円の社会保障関係費の自然増に対して、政府予算は４，８００億円の増加しか認めていません。ある大学の教授の計算によれば、安倍政権発足当時の２０１２年の高齢者１人当たりの社会保障給付費を１００とした場合、２０１５年までのわずか３年間で９５の水準へと約１０万円も低下し、高齢者の年金についても３年の間に９３の水準まで低下して、年金は１１８，０００円も引き下げられたということになります。軍事費と国民生活のどちらを優先するのかという古典的な表現がリアリティを持ちつつあると、この教授は言っています。明るい材料は、地方交付税が７年ぶりに増加に転じたということだそうです。これは幼児教育・保育の無償化に係る財源を、２０１９年に限り全額国費で対応するため、子ども・子育て支援臨時給付金によるものということです。しかし、問題の保育士の待遇改善などへの対応は放置されるという現実が残ります。もう１つ、地方自治体にとって問題なのは、今回の予算編成の中で指摘されている地方財政制度に、成果主義が導入されているということです。地方交付税におけるトップランナー方式や、頑張る地方応援プログラムに始まり、ふるさと納税やいわゆるＫＰＩと言われる重要業績評価指標による地方創生事業の管理などをはじめとして、これまでの財源保障機能を重視する地方財政制度から、成果主義へと変移しつつあることは、平等、対等という国と地方自治体の関係を崩壊して、地方自治の放棄につながらないかが危惧されます。地方自治体が国の施策に翻弄される中、国会予算の動向を地方議会でもしっかりと捉えることの重要性を痛感しております。

それでは、通告した質問に移ります。まずは、前回の議会で明確にできなかった国保税について質問いたします。県の標準税率も示され、平成３１年度の国保の予算も今議会に提案されています。また平成３０年度の予算に対する最終の補正予算もこの議会に提出され、平成３０年度の国保税の決算の骨格ははっきりしてきたと思います。平成３０年度の国保税の決算の予測からまず伺います。

続いては、質問席から質問いたします。簡潔明瞭な答弁をどうかよろしくお願いいたします。

○市民環境部長（園田敏行君） それでは、平成３０年度の決算見込みににつきまして、まだ現在確定していないものも多くありますので、不透明な部分もありますが現在見込まれている範囲内でお答えをします。

まず歳入から申し上げます。歳入全体の約１７％を占める国保税につきましては、滞納繰越分につきまして減額などがありますので、予算額よりも少なくなると現在

見込んでおります。また、歳入全体の約70%を占めます国・県の負担金または交付金などの県支出金につきまして、3月末に数値が確定をされるため、現在の調定額からまた変動が予想されます。

次に、歳出をみますと、歳出全体の約70%を占める保険給付費につきましては、毎月の支払額が約5億円となっておりまして、平成30年度分につきましては確定するのがやはり3月末となりますため、また今後インフルエンザの流行による請求等も出てくると予想されますので、医療費の増加が予想ということで見込みがなかなか難しい状況であります。

以上のことを考慮しますと、平成30年度の決算見込みがどのくらいの数値になるのか、現時点では推測が難しい状況にあります。

○12番（五嶋映司君） 確かにおっしゃるように不確定要素があるのは事実だと思いますが、これ以上言っても無理かもしれませんけれども、前年度の平成29年度の決算と比べて、特段大きな変化がないか。例えば今回はおっしゃるようにインフルエンザが大流行しましたから、これが分からない部分が多少あるけれども、その辺を含めても前年度平成29年度決算とかなり違う部分があって、大きく変わっているならば平成29年度決算が全然参考になりませんけれども、今おっしゃった状況でいくとあんまり大きく変わってなさそうということで感じがしますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○市民環境部長（園田敏行君） 先ほど申しましたように、給付額が変われば国・県から来ます支出金等が変わってきますので、収入不足になる場合のおそれがあります。現時点で見ている限りでは、大体今当初予算が90億円となっていますが、それに比較しまして大体84億円か85億円程度になるかと、現時点では予想しております。

○12番（五嶋映司君） 分かりました。この問題はこれ以上言ってもあれですから、国保の運営そのものについてはあんまり大きな変化はなさそうと。今年度の予算を見てみても、あんまり大きく変わっているならかなり大きな変化があるんですけども、それが不像な状況ですからこの予測についてこれぐらいにして、あと次に基金の点について伺いたいと思いますが。現在基金はいくらぐらいあるのかをまず伺う前に、私は次のような理解をしていますが、この理解は正しいのかどうかを是非御検証いただきたい。

今国保税の基金は、平成29年度の決算では1億3,817万円を計上してあります。平成30年度の当初予算で5,880万円を平成30年度の予算に繰り入れることになっていますので、平成29年度から引き継ぐいわゆる基金は7,929万円ぐらいしか残らないと、平成30年度の当初予算当初はですね。ところが平成

30年度の9月に補正予算で、繰越金のいわゆるこれは前年度の利益なんかを含めた繰越金の5億4,811万円を歳入として国保税に取り入れて、そのうちの3億5,874万円を基金に繰り入れております。そうすると、前年度の残った7,929万円と3億8,000万円を足しますと、4億3,803万円ぐらいが今の時点で基金に残っているという理解になりますが、そういう理解でよろしいのかどうか、まずは伺いたい。

○市民環境部長（園田敏行君） まずは基金につきましてですけれども、現在1億3千万円程度の積み立てをしております。先ほど議員が話されましたように、9月補正におきまして約3億5千万円の積み立ても予定をしております。ただ、先ほどから保険給付費等で説明をしておりますように、医療費給付費等があと1か月分ほど残っておりますので、その影響でその3億5千万円がそのまま積み立てできるかというのは、現時点ではまだ確定できない状況でございます。ただ考え方としましては、給付費に一部充当して、その残りを先ほどの7千万円とプラスして積立てという形にはなるかと思います。

○12番（五嶋映司君） 基金の理解に関しては間違っていないということが確認いただけたと思いますけれども、おっしゃるように今年の確定していないから何とも言えないとおっしゃるのはよく分かります。ただし、この時点で前年度の国保会計に比べてさっき言ったように繰越金の5億4,811万円ですね、それに前年の基金の1億3,800万円が、本来今年度の国保会計の中に今までと繰越しというような形で、前年度よりも余計な余ったお金を使う国保税の会計ということになっているのは間違いありませんね。

○市民環境部長（園田敏行君） 今、議員から話されましたように、繰越金自体が前年度分は以前の地震関係の交付金が2億円ほど入りましたので、ちょっと膨れたような感じになっております。

○12番（五嶋映司君） そしたら分かりました。分かりましたというか、今言っているのは震災の繰り越しうんぬんじゃなくて、そういうことで今国保会計には前年度の予算よりもさっき言った5億4,800万円と1億3,800万円ですから、約6億7、8千万円は前年度の決算よりも余裕がある意味をするという理解なんです。ですからそれでならば、今年度の決算は分からないとおっしゃるから、これは何ともしようがないんですけれども、ところが考えてみたら、本年度の予算できちやっタンですよ。本来ならば前年度の予算を参照して、そして今年度の予算を立てなきゃいけないのに、いわゆる平成30年度の決算が分からないのに、概略も分からないのに、平成31年度の予算を立てるということになると、ちょっと矛盾すると。本来は、議会は決算を9月やりますけれども、結果的に9月から12月の補正であ

る程度の予測がつく。そして医療費がどのくらい伸びるかというのも、正確に確定はできないけれども、それを読むのがやっぱり行政の役割、そしてそれで予算を立てるのが行政の役割だと思うんですけれども、それ以上聞いてもちょっと悪いかもしれないけれども、だけどそれではやっぱりまずいというのが僕の認識なんです。なぜというならば、今ある基金を、今国保税が非常に高いんですね。皆さん高いと思っている。前回の時も言いましたけれども、前回国保税かなり下げてください。そして、県下では7番目ぐらいになっているから我慢してくださいと市長がおっしゃった。しかし、それでも国保税高い。これは全国で認められている、みんなが言っていることですよね。これを余裕があるならば、何とか引き下げができるんじゃないか。こういう今の数字の運営からいくと、もっと市民に還元することができるんじゃないかという論点が成り立つのではないかと思うんですが、その辺は市長どうお考えになられますか。基金の問題含めてです。

○市長（守田憲史君） この基金についてでございますが、五嶋議員の御主張は理解できるところではございますが、基金の解釈として、普通ならば余裕があったら貯蓄ができてそれが基金ですが、これは基準内も含めて一般財源を打ち込みながらの基金が造成されていて、この基金というのが、金額が大きい中でもインフルエンザその他不測の事態も含めての基金でございまして、余裕のある基金ではないと私は理解しております。その中で、去年少しは安くなって順位も大分高い方からしたら真ん中辺にもなりましたし、努力は認めていただけたらと思います。

○12番（五嶋映司君） この件に関してはタイムリミットだそうですから、次の項に移りますが、それでは今おっしゃった中で、次のところでも答えていただきたいのは、県が示した標準税率について移りますが、今市長が一般財源をつぎ込んでのこれだけの基金だよとおっしゃる。これは基準内繰入れは、一般財源を繰り入れたということにはなりませんから、基準外繰入れについては、過去宇城市は2億円を1回やったきりなんですね。それはほとんど返しています。たぶんそうだと思います、財政当局おられるからその辺は確認したいと思うけれども、基準外繰入れを2億円していただいて、その後にその当時から余った場合には返すという方式が出てきましたから、たぶんこれは今おっしゃった一般財源を繰り入れたために発生した基金とおっしゃったが、これは、僕は見解が多少違うと思います。もし違えば言ってほしいけれども、違っていたらごめんなさい。

それでは、今もしその点に関しての答弁があるなら言っていただくと同時に、県が示した標準税率について伺いたいと思います。

○市民環境部長（園田敏行君） ただいまの冒頭に、基準外、一般会計からの繰入れですか、それは精算して戻してあります。

それから、県が示しました標準税率につきまして説明を申し上げます。議長のお許しを得まして資料の方を配布させていただいております。税改正立案を見ていただければと思います。

今回平成31年度の県納付金を基にしました、本市の標準保険料率が県より提示をされました。資料では、上段の左から税区分、2列目が平成30年度の市税率、3列目が平成31年度の県が示しました標準保険料率、それから一番右端が平成31年度の市の税率案でございます。今回議会に提案しているものでございます。

資料では、上段左から今申し上げましたように、医療給付費分の所得割が8.47%、均等割が27,200円、平等割が19,900円、後期高齢者支援金分の所得割が2.64%、均等割が8,700円、平等割が6,400円、介護納付金分の所得割が1.85%、均等割が12,200円、これが県の標準保険料率でございます。

県内市町村の比較で申しますと、14市では6番目という順になっております。

この数字を基に、市の税率を今回お願いするところで、一番右側の網掛け部分が変わったところでございます。

今回、平成30年度分と比較しまして、県の方が高くなっている分についてはそのまま据え置き、安くなっている分につきましては、県と同じように下げたところで計算をしております。全体で平成30年度と比較しまして、所得割がマイナスの0.23%、均等割がマイナスの1,100円、平等割がマイナス100円ということで今回お願いしているところでございます。

○総務部長（成松英隆君） 先ほど一般会計から国保へ2億円を出して、それを返していただいたんじゃないかという五嶋議員の質問ですけれども、一般会計から出したっきりでございます。

○12番（五嶋映司君） ちょっと止めた方がいいですか、見解が違うんですけど。現場の見解は返してあるという見解です。こっちは返していない。僕は、前回質問した時には返してあるという理解でしております。その辺を。止めなくていいならば続けますが。見解が違うんですけど、それはどうしますか。

○議長（長谷誠一君） ここでしばらく休憩します。

—————○—————

休憩 午前10時25分

再開 午前10時26分

—————○—————

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

○市民環境部長（園田敏行君） 誠に申し訳ありませんが、今、担当の方と確認しまし

て、そのまま国保会計の方で、残額があった場合は積立てをしているということでございます。返していないということでございます。

○12番（五嶋映司君） これは、ここでいろいろやってもしょうがないですから、後で正確にお伺いします。見解の違いがあつて、私はそういう理解をしていましたから、そういうことで議論を進めてきましたのでその辺は後で確認をすることにします。

今標準税率のことをお示しいただきました。今回の標準税率を示していただいて、それに基づいて今おっしゃったように、今議会の条例の中でも提案されていますけれども、県が示した標準税率が、今宇城市が低いところは低い方に、いわゆる標準税率が宇城市よりも高かったら、今までの宇城市標準税率でいくと。そして宇城市の取っていた部分が標準税率よりも高いやつは県の標準に合わせると。だから全部両方の表をみると、低い方に全部合わせたという形で対処していただいたということです。それでおっしゃるように、国保税を今回計算してみますと、例えば標準世帯とはいえないにしても計算してみますと、所得200万円、基礎控除を引いて167万円、子ども2人小学生と中学生のところでは、平成31年度の国保税は前年度に比べて6,000円ぐらい今回安くなっているんです。だからそういう意味では今回も前年に続いて国保税は引き下げていただいた。そういう意味では、市長がおっしゃるような努力は認めなければいけないと思います。これは努力として認めたいと思いますが、今後、それではもう1つ聞いておきたいのは、今標準税率が今後国保税にもものすごく大きな影響を与えるんですね。結局これに基づいて、国保会計から県に納めるための金額も当然決まってくる。この標準税率はどうやって決まるのか、概略が分かれば教えていただきたい。

○市民環境部長（園田敏行君） 先ほど標準税率のところでも御説明をしたと思いますが、要は市町村ごとに所得水準、被保険者数そういったもろもろの数字、それから前年度3年間の給付実績、そういうものを基に県が提示をしてくるものでございます。

○12番（五嶋映司君） はい、分かりました。それでは、基金の部分は聞きましたので、最後の部分ですけれども、これは見解の相違といいますか、言われたらどうしようもないんですけれども。今の財政状況を見ていると一挙に大きく引き上げることは無理にしても、考えてみたら一番高いところからかなりの金額下がったわけですね。標準的に下がったのが、一番高い時に比べて1万5、6,000円は下がったんじゃないかという気がするんです。それでも国保運営は何とかうまくいっていると。そういうことならば、今のこの数字、先ほど言った基金、いわゆる余剰金にあたるような部分がこれだけあるならば、どこまでできるんだと。最初からもうこ

れはできませんということじゃなくて、どこまでできるんだというそういう可能性を検討する必要があるような気がするんですが、その辺はいかがなものでしょうか。

○市民環境部長（園田敏行君）　まずは、先ほど基金の積立てが3億5,800万円9月補正で組んであるということで、それに7千万円ほどプラスということで、その剰余金について今後の保険料にという話ですが、現在、担当課の方で予測する場合、県が保険者と平成30年度からなっております。県の方で今後国保保険料の統一を考えるとということで、3年に1回を1期としまして、3期目以降平成36年度、平成37年度以降から国保の保険料の統一を検討されるということで、それまでには、例えば今回ある程度下げても、また次年度以降そういった基金がなくなった場合に保険料が維持をできないという場合もありますので、今年度は約6千万円、平成31年度につきましては4千万円基金から繰入れをしながら、ある程度県の標準保険料より下げたところで維持を今後やっていきたいと思っております。

○12番（五嶋映司君）　今も担当部局では、いろいろ検討されているのかもしれませんが、ほんけれども、本当にもっと具体的に検討していただく、今おっしゃったように推測じゃなくて、いわゆる不確定部分の数値も含めて1回検討いただければありがたい。これは要望しておきたいと思います。それともう1つ国保税の軽減について伺いたいのは、実を言うと国保税と後期高齢者医療保険の現役者負担分の計算の中に、収入のない子どもが均等割に入っているんですね。例えば今言っていたこの中にもあるとおり、税率で医療分の税率の一覧表を見てみれば分かります。医療給付分の税率26,000円、これは子どもが2人いるなら52,000円は国保税に加算されるんですね。そして、後期高齢者支援分8,700円、これも子ども2人いるとこの2倍が国保税の中に加わる。ということは、所得のない人に税金が掛かっている。ほかの医療保険には所得のない人に税金は掛かっておりません。そして税制そのものの問題を見てみても、所得のない人に税金をかけたというのは、昔、人頭税があったと。人頭は、頭が何人いるかによって税金をかけているんですね。ところがそれは余りにも不公正ということで、いま世界でもこの人頭税いわゆる所得のない人に税金をかけている制度はなくなっています。だけど今まで現実それがあったわけですからあれですけども、今全国でやっぱりそれはおかしいなということで、これに対する軽減措置が広がり始めています。この前調べた段階では、1件か2件しかなかったんですけども、これは私どもの出している新聞の記事ですけども、今全国で25自治体で広がっているというんですね。じゃあ、具体的に先にお願ひしておきましたけれども、この所得のない人から取っている宇城市の国保税とか後期高齢者の支援分の金額は、総額でどのくらいになっているのかをまず教えていただきたい。

○市民環境部長（園田敏行君） 宇城市内で18歳未満の資格者が16,000人ぐらいのうちの1,614人現在います。その方々につきまして、世帯ごとに7割、5割、3割の軽減がございます。そういったところで1,614人を対象に案分したところ、約2千万円程度の軽減が全体的にされております。今回議員から御指摘がっております宮古市の例ですが、あれで本市の人数を計算しましたところ約4千万円程度の持ち出しが必要となります。現在、市町村で実施しているところは県内にはないと思われます。今後取り崩しが必要という場合には、今後また研究しながらやってまいりたいと思います。

○12番（五嶋映司君） この問題はまだ始まったばかりです。だからすぐうんぬんということではないけれども、こういう制度も広がってくる。理屈としては非常に分かりやすいんですね。所得のない人に税金を取るのはやっぱりおかしいなというのはこれは皆さんお分かりになるから、だから是非これは確かにおっしゃるように、今4千万円ぐらいひよっとしたらいるかもしれないという計算になりますから、一気にこれをやれというのは無理かもしれませんが、是非こういうことも含めて、今高い国保税を何とかする、何とか皆さんの要望に応えるという意味でも、しっかり検討していただくことをお願いして、この国保税の問題に対する質問は終わりたいと思います。

それでは、通告申し上げております農地の利用状況について質問をいたします。この問題は、農地が道路として利用されて、随分前にその違法性を指摘したのにもかかわらず、そのまま放置されていたために問題がさらに拡大して、この農道に隣接する農地を耕す農家から解決策を求められたために質問をいたします。

まず、実情を少し説明いたします。ほ場整備された松橋町古保山打越の136の3の農地が、道路として利用されており、国道266号からこの農地につながる約340^{メートル}、実測の平均道路幅員4^{メートル}10^{センチ}、途中に120度と直角の2か所のカーブがある農道を車軸が4本から5本のトレーラーを含む2、30^トと思われる大型車が頻繁に通行しています。そのために農家は、道路の損傷やため池利水のため水不足に備えて、共同で設置したさく井から水田への埋設した給水パイプ損傷などを農家として問題としており、道路補修の際の経費負担も心配しています。同時に、農作業中に車両の移動を強要されるなど不満を大きくしています。この問題を解決するために、隣接する農家、行政区、土地改良区、当尾第1期盤整備第2工区維持管理委員会と、この農地を道路として使用している企業の経営者と懇談をしたそうですが、経営者は問題を起こしているという意識もないし、解決策も示さないということです。

まず伺いたいのは、打越136の3は農地であり、道路として利用することには

違法性があると思いますがどうか。同時に、違法性があるならば、その対策としてまず原状復帰をすることが必要だと思いますが、どう対策されるかを伺います。

○農業委員会事務局長（蔵原正敏君） 農地は、耕作者自らによる農地の所有を果たしてきた重要な役割も踏まえ、農地を農地以外のものにすることを規制する、農地を効率的に利用する耕作者へ権利の取得を促進する、農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図ることを目的とする農地法により守られております。

農地を農地以外のものにする場合、農地法第4条または第5条の許可、一般的にいう農地転用許可が必要となります。

議員の御指摘の農地につきましては、現時点で農地転用許可を受けておらず、農地法に抵触すると思われます。

農業委員会としましては、農地として適正に利用されるように指導を行っていく必要があると考えております。

○12番（五嶋映司君） 今おっしゃったけども、違法性があるということは分かりましたね。違法性があるならば、それに対処はどうするのかということをお答えになっていないんだけど、それをお答えいただきたい。農地は農地として以外に使えないということがはっきりしていれば、ほかの取捨選択はいいです。とにかく農地が違法であるならば、その農地の利用権限を許可する機関として、私は原状復帰したいと思います。それはどう思われるか。その辺は先ほどの答弁にありませんから是非お願いします。

○農業委員会事務局長（蔵原正敏君） 農地法違反事案処理要領というのが県から出されております。それによりますと、農業委員会は、違反事案を知ったときに速やかに現地調査を行い、違反事案を確認し、違反者に対して違反行為を中止し、または違反行為に係る土地を農業上の利用が確保できる状態に復するよう指導するものとされており、その要領に従い、県などの関係機関と協議し、緊密に連携を図りながら対処していく必要があると考えております。

○12番（五嶋映司君） はっきりしましたね、原状復帰しなきゃいかんといっていることが書いてあるということがはっきりしました。ところが今指導と最初おっしゃったけども、この農地がいつ頃から不法にそういう使われてきたかというのを確認したのはいつ頃からですか。

○農業委員会事務局長（蔵原正敏君） 正式な日にちというのは確認ができておりませんが、登記簿を取らせていただいたところによりますと、平成9年に分筆がなされ、それから違法に利用されていると推測をしております。原状復帰をということで先ほど指導するというふうになっております。農地として適正に利用されるように指

導は行っていく必要があると考えております。

- 12番（五嶋映司君） 分かりました。この点は是非そういう具合にさせていただきたい。平成9年とおっしゃったけれども、もう20年も前ですよ。だからちょっとそういうことを言ったらあんまりあれかもしれませんが、何今までやっていたんだと。周りの人たちも我慢をしていたんですけれども、余りにもひどいものだからこれはまずいと。だからその辺はもうこれは答弁を求めてももう仕方ないんで、何やっていたんだということだけは言っておきたいと思います。

それでは次の質問に移りますが、今度は農道の問題です。今は農地を農道として使っている問題ですから、先ほど申し上げましたが国道266号から340メートルぐらいあります。基本的に4メートル10センチしかないんですね。ところがそこを通っている車は、途中で直角が1つあって120度ぐらいの角度があって、それを通っているのは長尺のトレーラーなんですね。これがこの農道を通るわけがないもんですから、この農道の入り口の農地を、田んぼだったのを用地転用して埋め立ててあります。これは正式に手続きをされて行われていますからこれには問題はありませんが、ところがその田んぼの中を畑の中をどんどん通っていつている。もしその畑の中を通らなければ入れないというような状況があります。こういう状況ですが、まずそもそも農道とはどんなものか。農地の健全利用という意味でも農道と農地の境界を明確にして、農地にはみ出さないような周知をする必要があると思うんですが、この辺はどういう具合にお考えになりますか。

- 農業委員会事務局長（蔵原正敏君） 農地法では、農地について所有権または賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならないと規定されております。

しかしながら、当該農地は農業上の適正な利用がなされていないように見受けられます。

農地を有効に利用され、耕作されることにより、農地への車両のはみ出しを防ぐことができるのではないかと考えられます。

そこで、農業委員会としましては、管理されていない農地に対して周辺農地に影響を及ぼすことが懸念されるため、適切な管理をしていただくようお願いする必要があると考えております。

- 12番（五嶋映司君） 質問したことにしてもう少し答えてほしいんですけども、処置ということは指導するということだけなんですか。

- 市長（守田憲史君） 当該土地は私も分かりますが、北と南ありますよね。最初おっしゃっていたのが北で、道路として使われている。南側は拡幅をしてということで、五嶋議員おっしゃった南側は転用は行われていません。形状変更でありあくまでも

そこは農地でございます。ですから上も下も農地として使わないといけない、それを道路として使うことはできないというところが違反でございます。それにおきまして、これは農地法は、県所管でございます。うちの農業委員会も指導はいたします。指導まででございます。最後は原状復帰そして実力行使も代替執行もできますが、これは県がやるところでございます。宇城市農業員会としては指導まででございます。その中で我々の限界があることも御理解いただきたいと思います。その中で確かに何回も五嶋議員の家に行く中、そこは相当な狭いうんぬんの中、迷惑が掛かっているかと思いますが、現状では宇城市は指導まででございます。

○12番（五嶋映司君） 指導までとおっしゃるならそうかもしれませんが、現実的にそういう事案が起きたら、それを県にこういう具合にやってほしいという要請をするのも市だと思うんですね。だからその辺は是非やっていただきたい。だから是非そういうことも含めて今地域の農家は何とかしてほしいと、とにかく看板でも立ててくれんかと、ここは違法だよ、通っちゃまずいと。ということもありますが、是非その点はここでうんぬんじゃなくて、今はっきりしたことはしましたから、是非、そういう処置もとっていただきたいということをお願いして、この問題は終わりたいと思います。迅速な対応を是非お願いしたいと思います。

それでは、この問題は一連した問題で、実は企業誘致の問題として問題を挙げておりますが、はっきり言いますと、この道路を通っている企業がどうも誘致企業みたいな雰囲気なものですから、誘致企業の認定条件というのはどうなんだということも伺おうと思うんですが、ちょっとこれは要件がいっぱいあるから、延々と答弁されると時間がなくなりましたので、申し訳ありませんがちょっと飛ばさせていただいて、誘致企業は少なくとも地域の優良企業であって、その近隣に迷惑を掛けたりいかにという要素はあると思うんですね。それはもうそういうことはあるんですが、本当にこの企業は誘致企業なのかどうか、その点を確認したい。

○市長（守田憲史君） 誘致企業という言葉からしますと、五嶋議員御指摘のとおりでございますが、誘致企業に指定をしますと固定資産税その他で優遇があります。そうすると、その優遇その他の中で条件をしっかりと条例にそって決めると。その時にその条件が整ったならば優遇税制を受けられますので、その形式的なところでその優遇を受けられんがために優良企業でございます。その社会に対して全てうんぬんが優良企業と一般的な言葉使いと、我々が言う優遇税制をせんがためのその条件というのは全然違うところでございます。その中で、確かに当該企業が相当迷惑を掛けているのは承知しているところではございますが、だからといいまして我々宇城市の優遇をするからには、そこでしっかりと条件がその条例に則ってやっているとございまして、これにも本当逃げるわけではございませんが、そこに宇

城市の限界もあるところでございます。

- 12番（五嶋映司君） 誘致企業ということははっきりしましたから、今市長がおっしゃったように条件が満たされれば優良企業とするんだよと、その企業はその他ほかの違う部分でのモラルは関知できないんだよということもおっしゃった。ただ、問題なのははっきりいって、この道路がないところに企業が来て、これが誘致企業というのはあり得ないだろうと。ところがこれは誘致企業は申請主義だと思います。この企業が誘致企業にしてくれと申請したんだろとと思います。そうしたときに虚偽申請をしているんじゃないかという疑いもある。だからそういうことも含めて、どう対処をしようとされているのか、優遇税制は金額はどのくらいか、これはなかなかあれかもしれませんけれども、少なくとも雇用をしたという促進の100万円、単年度限りですがその優遇は受けているような状況ですから、これはどうなんだということも、これは余りしつこく言っても、ある程度はっきりしたところははっきりしましたから申し上げますが、その辺を概略的にどのようにお考えになっているか、その点だけを御答弁いただければありがたい。

- 市長（守田憲史君） 誘致企業としてうちの経済部が20年前若しくは当該企業が来るときに、来てください来てくださいと言ってお願いをしてきていただいたというところではございません。来ていただいてそこがうちの優遇税制を受ける条件があって、申請があつて満たしたので出しましたというところでございます。こことその優良企業の誘致企業のうんぬんという議論を別で考えていただかないといけないというのが1つ。それと虚偽の申請その他の疑いがある、まだ確定していないことで我々にその答弁を求められても今は難しいと思います。

- 12番（五嶋映司君） この問題は今水掛け論みたいになつたらまずいですから、ともかくははっきりしたのは道路じゃないところを通っている。・・・していると、それは異常であるということは間違いない。で、それが税制で優遇を受けたり、いわゆる税金で優遇を受けるような企業がそういう違法行為があつたらやっぱりこれは大きな問題だろうと。それは今ここで市長は判断することではないとおっしゃったが、本来なら判断できることだと思いますが、その点はあえて聞きません。しかし事実を積み重ねればそれはできないことはないと思いますけれども、その点はそれとして問題点はかなりはっきりしました。何とかこの問題は早急に市民の要望に添うように解決をしていただきたいということだけを申し上げて、次の問題に移ります。

最後に、クリーンセンターの問題です。時間がなくなりました。毎回そうで本当に申し訳ありませんが、質問の順序を先ほど言いましたが小さい項目の4を抜いて、1にしますが、そこまで行くかどうか分かりませんので、とりあえず進めていき

ます。クリーンセンターの計画の進捗状況について伺うんですが、このことに対しては全員協議会でも説明があって、河野議員の代表質問でも概略はお聞きしましたが、もう少し詳しく連合議会の議論を含め、どのような経過をたどって、今の進捗状況になったのかを簡潔にできればお願いをしたいと思います。

○市民環境部長（園田敏行君） 計画の進捗状況ということですが、平成29年度より宇城広域連合の圏域内のごみ処理につきましては、宇城クリーンセンターで全量进行处理しております。平成10年の施設の稼働開始以降20年ほど経過しているところでございます。

そのため、今回焼却施設の老朽化が懸念され、また地元の協定によりまして、平成25年度から10年以内に施設整備について努力するという項目もあるため、広域連合では、平成29年度に一般廃棄物処理基本計画を基に、次期ごみ処理施設整備につきまして基本方針を定め、今回「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備基本計画」を策定しまして、新クリーンセンターの建設事業を現在進めているところでございます。

現在、地質・土壌調査等を終えまして、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づきまして、義務付けられております「生活環境影響調査」を今回地元の説明後、土地所有者の合意のもと現在実施しているところでございます。

今後、平成31年度には業者の選定・契約、平成32年度からは建設工事に着手しまして、平成36年1月には施設の稼働開始を予定しているところでございます。

議員の御指摘の議員の皆様への説明ですが、広域連合に確認をしましたところ、関係市町村の説明につきまして、議員全員につきましては宇土市、美里町につきましても説明はしていないということです。ただ、広域連合の会議の中で、代表議員がおられますので、その中で説明を順次しているということでございます。今後必要に応じて市の全員協議会等に出向いてするか、担当課をとおして今後随時説明をやっていききたいということで、広域連合からは回答を得ております。

それから地元につきましては、毎月地元の北萩尾区の役員会等には広域連合から事務局長と環境衛生課長あたりが出席し、事業説明を随時行っているということでございます。また、当尾校区囑託員で構成をします宇城クリーンセンター公害防止協議会の中では、年3回ほど事業の進捗状況等を踏まえ説明会を実施しているということで聞いております。

○12番（五嶋映司君） 今おっしゃったように、僕ら余り聞いていないんですね、これ。ここまで進んでいるというのは。ごみ問題というのは地域の理解が一番必要です。それとごみをいかに減らして処理するか、今世界でごみを一番燃やしているのは日本が一番多い。今パリ協定とか京都議定書の問題もあるし、いろいろ要するに

一酸化炭素を減らそうというのは大きな影響ですね。地球温暖化に対する問題は、この宇城地域でも気象変動が非常に大きい。それを考えると本当に何とかしないとイケない問題があります。ですから、ごみの処理方法を考えたりごみをどう減らすかというのは、しっかり僕は市民と一緒に考えていかなければいけない。しかもこの処理工場については、市長の答弁でも代表質問の中で約100億円を超えるんじゃないかと、市長も何とかその2つ方式じゃなくて1つ方式もあるんじゃないかというつつこみ方もされているから、そういう意味ではごみ問題しっかりと考えていかなければいけないというのがありますが、この問題をもうこの状態でいくと、どうということかという処理方式は決まった、ごみはこのぐらいのごみの減量計画も決まった、そして場所は当然決まった、ほとんど決まって発注する段階なんですね、今。ところが僕らはこのものが正しいかどうか、それがいいのかどうかを決めるのはこの議会です。ところが議会に説明がなくてほとんどもう素通りの状態で進んでいる。市民に対するパブリックコメントはどのくらいやられたのか。今の状況で議員にも説明がない。議員にも説明していないと広域連合の議員が2人おいでになるから、充て職の人がおいでになるからそれは問題は別ですね。予算を執行するのか充て職の人もうんぬんというわけではないみたいですけれども、僕は地元の議員です。北萩尾は影響がうんぬんと言っているけど、古保山はもっと影響があるんです。本当に地域の中でですよ。ところが北萩尾にはやっている、古保山にはやっていないよ、そんな馬鹿な話あるかっていうのを言いたくなる。住民へのパブリックコメント、今後の減量計画、そういうのをどうやっているのか。95㌧燃やして最後まで95㌧燃やすよと。今でも95㌧で足りていないのにごみは減らされないのかという議論もあります。これは今日は議論できていませんから、時間がありませんからそういうことに対する感想をいただいて、次の機会にもっと突っ込んでこの質問はしたいと思います。大変申し訳ないですが、その辺の問題をどう、パブリックコメントの問題を含めて市民にどう説明するかということに関して、どういう具合にお考えなのか答弁を求めます。

○市長（守田憲史君） 今、具体的な名前は分かりませんが、専門的な委員会がございます。大学の先生が委員長でございまして、その中でストーカ方式その他が今方針が出たところでございまして、それについてまた指名審査委員会に代わるそういうところで、本来専門家その答申を受けたそれのどのようなものがよろしいのか、そして今度4月には、その委員会が調布市その他に行きまして、そこを実際見ていく。まだその段階でございまして、何もかもが決まっているとかそういうことでもございません。そして今回手法をどのようにするのかも、業者の大手が来てそこがこういう状況でやりますよ、そのプロポーザルを受けてまた判断をしていくというよう

な段階でございまして、決してまだ余り決まっていない、そういう中で雑誌も出しているところでございますし、今後連合議会が説明もいたしますし、御指摘があったようにこちらの宇城市議会でもしっかりと説明をさせていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○12番（五嶋映司君） 反論はいっぱいありますけど、もう時間がないのでやめます。

最後に、この3月で退職される皆さん、本当にお疲れ様でした。残念ながらたぶんのんびりする時間もないんだと思います。これからの人生2、30年はあると思います。自由に楽しく過ごせることを祈念して、今日の私の一般質問を終わります。

○議長（長谷誠一君） これで、五嶋映司君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、18番、入江学君の発言を許します。

○18番（入江 学君） 平成最後の節目の定例会、お許しを頂きました18番、新志会、入江です。私は少子高齢化、人口減少社会を迎え、平成後その先の新しい時代の宇城市のあるべき姿を描き、今取るべき施策とは何か、そのことを率直にお尋ねしてまいります。執行部におかれましては、これまでの質疑の中で重複するところもあろうかと思いますが、しばらくの間お付き合いをいただき、真摯に明確な御答弁をお聞かせ願いたいと思います。

さて、急速に進む少子高齢化に伴う経済の縮小など、私たちは先人たちがこれまでに経験したことのない難題に直面しています。高度経済成長右肩上がりだったその反動を受け、新たな指針として何をどう捉えるのか、縮減の時代に問われているのは未来を展望する力であると思います。そこで新年度の予算編成について守田市長にお伺いをいたします。初めに、広がった市のインフラや社会保障を維持するため税収等限られた財源の使い道については、十分検討を尽くされておられることと拝察いたしますが、そのような中でどのような思い、視点に立って施策にいかしていこうとされるのか、先に示された当初予算案351億4,500万円余の配分の御苦勞と市政の舵取り役、全権を担う市長のその思いをお聞かせ願いたいと思います。残余につきましては改めてお伺いをいたします。

○市長（守田憲史君） 平成31年度一般会計の予算総額は351億円としています。

熊本地震からの復興を最優先に、第2次宇城市総合計画を柱とした市民生活の安定につながる事業を実施してまいります。

復興事業はもとより、真に必要な大型事業にも継続的に対応し、産業振興、福祉、インフラ整備など、市の将来また新たな成長の礎となる事業の拡充を目指した予算編成としているところです。

平成28年熊本地震の発災以降、復旧・復興に併せて大規模な事業が集中する時期ともなっており、今後も、社会保障経費の増加や公共施設・インフラ施設の老朽化に伴う更新など、多額の財政支出を要する事業は多岐にわたります。

また、少子高齢化や人口減少などの社会的構造、あるいは所得や消費動向などの地域経済の今後の変化を踏まえると、財源的な不安要素もありますが、将来を見据えて、今、市として優先すべきは何かを常に考えながら取り組んでおります。

財源に限りはありますが、平成31年度予算編成にあたっては、目先の課題のみならず、来年度以降も必要な事業の財政需要に耐えうる力を引き続き蓄えることを念頭に置いており、事業の実施にあたっては、国や県の補助事業など有効な財源の活用はもとより、真に必要な事業への選択と集中、効率的な予算編成、執行に努めております。

更なる未来において、人と人とがつながりを大切にし、本市が目指すべき将来都市像の実現により、市民が本当に住みやすさを実感できるまちづくりができるよう取り組んでいきたいと考えております。

○18番（入江 学君） 市長の思いは強く感じるころではありますが、行政サービスの低下や支障がないように配慮するその思いが市民には十分伝わりにくく、もう少し深掘りして選択と集中に向けて優先順位等を全庁横断的に検討する体制も必要ではないでしょうか。申し上げるまでもなく、そのことは人口減少、超高齢社会を誰もが安心して暮らせるまちづくり、その実現への礎となり将来を見つめた施策は急務です。そのことを申し上げ以下順次お伺いをいたします。

1番の未来への投資、創造的復興また2番の行財政改革については、これまでの質疑の中で再三御答弁がありましたので改めて申し上げますが、私の感想を少し述べたいと思います。RPAの活用は国のモデル事業であり、他自治体からの視察も多いことだと伺っており、その活用に期待をいたしております。ICTを含む効率的な財政運営を持続可能にして、ICTを含む教育環境の充実も未来を担う人材の育成につながるものと大いに期待をするところであります。創造的復興は生活の再建をはじめ、地域の活性化につなげ、限られた財源を効果的に活用してほしいものであります。財政運営の健全化は、民間ノウハウの活用や老朽インフラの整備、社会保障の関連経費の増加等に目配りをし、適切に対応できる体制の確保に努めて

いただきたいと思います。

今日までに御説明をいただいた質疑の中で宇城市のこれからの方向性については理解するところではありますが、新年度の予算案を基に歳入や歳出、財政指標の推移についてお伺いをいたします。5大プロジェクトと言われた各事業が来年度すなわち新年度予算案で完了しますが、扶助費など社会保障費は年々増加している中、繰越予算を含めた平成30年度、平成31年度予算において、さらに投資的経費、災害復興費の経費が膨大となり、市債の発行も膨らんでいます。その借金、起債の償還はいつ頃から本格的に始まり、どれほどの額になるのでしょうか、お示しを願いたいと思います。

○総務部長（成松英隆君） これまでの決算状況、また今後の予算見込みの推移についてお答えしたいと思います。

本日、議長のお許しを得まして「決算の状況と平成32年度以降の予算増減イメージ」という一枚紙をお配りさせていただいております。これまでの決算状況と前年度からの繰越予算を含む平成30年度予算、そして平成31年度の予算額を項目ごとに示した表となっております。

平成32年度以降の見込みにつきましては、あくまでも平成31年度予算をベースにした現段階でのイメージでございます。今後、国の政策動向などに大きく左右されることをあらかじめ御容赦いただきたいと思います。

お配りした表にも記載のとおり、繰越予算を含む平成30年度予算及び平成31年度予算における投資的経費は、災害公営住宅や防災拠点センター施設整備などの復旧・復興事業により、例年と比べ大きく増加しております。これには、前年度からの繰越も含まれております。

これに伴いまして、その財源となる市債も併せて増加している状況でございます。

この起債償還につきましては、借入先、償還期間などの借入れ条件等により、年度ごとの償還額など様々になりますが、仮に、平成30年度以降の借入額を単純に20年間払いとした場合、償還額、いわゆる公債費のピークは、平成32年度から平成34年度までの間で、おおむね平成27年度決算額と同水準の約44億円前後と予想しております。

その後は、これまで借り入れた起債の返済も随時終了していきますので、減少傾向を見込んでおります。

また、地方債の残高につきましては、各年度における償還額以上に新たな地方債を発行した場合は、残高が必然的に増加することになります。

合併以降で申しますと、平成19年度の約354億円をピークに減少傾向にありましたが、震災による復旧・復興などの影響を受け、平成30年度末の残高は、先

ほどの繰越予算を含め約４０９億円まで膨らむことが見込まれております。

地方債の残高が増え続ければ、財政負担の増加、また財政運営における健全化判断比率等の悪化の懸念もありますが、これまで国・県の補助事業や有利な地方債の活用による財源確保、事務事業のスクラップアンドビルドを基本とする歳出縮減など様々な行財政改革に取り組み、普通交付税の段階的縮減への対応や財政調整基金の積増しなど健全化に努めてまいりました。

起債の借入れにつきましては、復旧・復興事業をはじめ、真に必要な事業に対する財源確保であり、国・県の補助金等を可能な限り活用したのち、特に有利な起債を財源としているため、数値的な面では増加しているところでございますが、実質的な市の将来負担につきましては、安定した財政状況にあると言えます。

また、合併特例債の発行期限後の将来的な地方債の活用につきましても、実施事業のしゅん別はもちろんのこと、過疎債など交付税措置が有利な地方債の活用をはじめ、その必要な事業に適した効果的な地方債の選択、また国の補正予算に伴う補正予算債のような有利な地方債を積極的に活用したいと考えているところでございます。

先の国補正第２号におきましても、防災拠点センター施設整備関連事業などで補助を活用するため、本市の平成３０年度の補正予算（第７号）に予算化しております。このうち道路整備と防災拠点センター３地区、防災井戸２か所の事業費につきましては、２月上旬に補助の内示を受けている状況でございます。

まだ内示の段階でございますが、国の補正予算による事業執行の場合、歳入財源として補助金以外で補助金の残りの財源確保において、合併特例債よりもさらに有利な補正予算債が活用できることとなり、財政運営上で将来負担の軽減につながる予算対応ができたところでございます。

将来的にも厳しい財政状況下ではありますが、あらゆる財源確保を検討するとともに、事務事業の効率化などの行財政改革に取り組み、今後も引き続き、将来を見据えた行財政運営に努めてまいります。

- １８番（入江 学君） 長々とありがとうございました。答弁をお聞きして安定した財政運営に努め、励まれていることは十分理解できるところでありますが、大きく膨らんだ地方債の残高は、あくまでも借金であることを肝に銘じていただきたいと思います。そして将来的に厳しいその財政状況を全権を担う市長の熱い気持ち、熱意と職員が一丸となって、横断的な組織の下でこれからの創造的復興で一層輝く宇城市を目指し邁進してほしいと思います。私が申し上げたかったのは、文章で言われるのはよく分かるんですが、これから先の平成３２年から先ピークで来るときの数字がもっと詳しいものですから、執行部におかれましては予算案を基に歳入歳出

の財政指標の推移、これからの中期財政見通しを早急に試算してほしいと思います。その財政指標は市民と課題を共有しながら、これからのまちづくりの参考になる財政力の判断をする貴重な材料になると思いますし、市長としてはその一般に広め周知することをどう思われますか。お聞かせをいただきたいと思います。

○市長（守田憲史君） 熊本地震の影響により、事業の実施時期また事業費等が大きく変動しておりましたので、これまで具体的な収支見込みの作成までには至っておりませんでした。

入江議員からの熊本地震後の中期的な収支見込みの御指摘でございます。さすがベテラン議員でございます。ポイントになる中枢の数字になります。我々が押さえておかなければならないものではございます。今回、熊本復旧・復興事業、また公共施設などの更新費用を見込んだ熊本地震後初めてとなる中期的な財政収支の見通しについて、このポイントを試算等ができ次第早急にお示ししたいと思います。

○18番（入江 学君） 強く要望をいたしておきます。

次に、宇城市では、「ちょうどいい！住みやすさを実感できる都市（まち）」づくりを進めておられますが、何がちょうどいいのか判断基準は何か分らず、よく理解することができません。しかも6万人近い市民をはじめとする市内外の人にそう感じるまちづくりとは、一体どのような宇城市なのか。お考えをじっくりと拝聴させていただきたいと思います。

○企画部長（岩清水伸二君） 本市では、平成29年3月に市の最上位計画でもあります第2次宇城市総合計画を策定し、まちづくりの目指す方向として「ちょうどいい！住みやすさを実感できる都市（まち）・宇城」を将来都市像としております。

この背景としましては、これまで人口減少対策に取り組んできたものの歯止めがかかっておらず、このまま人口減少が続けば、雇用の減少、行政サービスの低下、地域活動の担い手不足などの悪影響により、さらに人口減少が加速することも想定されますことから、総合計画が終了する平成36年の目標人口を55,000人としております。

そこで、総合計画におきましては「住み続けるまちづくり」「選ばれるまちづくり」など、6つの基本目標を掲げ、地域の活力を維持して生活機能を確保し、子どもから高齢者まで様々な世代が安心して暮らせるよう、コンパクトで「ちょうどいい」まちづくりに取り組んでおります。

この「ちょうどいい」という言葉は少し漠然としているように感じられるかもしれませんが、言葉を変えれば「良い加減」と捉えることもできるというふうに思っております。

例えば、道後温泉で有名な愛媛県松山市のシティプロモーション特設サイトのタ

イトルは「いい、加減。まつやま」でございます。「いい加減」ではございません、「いい、加減。まつやま」でございます。自然と都市の利便性がほどよく混ざり合う松山市は、ちょうど「いい、加減。」なまちとして、ロゴマークもつくられています。

宇城市におきましても、県の中央に位置し交通の便もよく、都市と田舎の良さを適度に兼ね備えた暮らしやすいまちでございます。

今年度作成しました定住パンフレット「UKINISUM（ウキニスム）」におきましても、次のようなメッセージを紹介しています。「都会過ぎず、田舎過ぎず、ちょうどいい。ほどよく便利、ほどよく自然もある。人と人との距離が近くて、みんな、あたたかい。暮らしやすく、子育てにもぴったりの街」。これは本市に移住して来られた方からのメッセージですが、多くの市民も、何となくこのような宇城市の「ちょうどよさ」を感じていただけるのではないのでしょうか。

本市におきましては、このような「ちょうどよさ」を逆に強みとしてアピールしながら、「ちょうどいい！住みやすさが実感できるまちづくり」を進めてまいりたいと考えております。

なお、「ちょうどいい！住みやすさを実感できるまちづくり」を進めるにあたっての判断基準としましては、平成32年度までに総合計画の前期基本計画に掲げました各事業の復旧・復興に向けたロードマップですとか成果指標を達成し、将来的に平成36年の目標人口55,000人を維持することを目標としております。

○18番（入江 学君） 「ちょうどいい」よく分かりました。その「ちょうどいい！住みやすさを実感できるまち」づくりについて、具体的にはどのようにして進めていこうと思っておられるのかお聞かせをいただき、そのことによって宇城市が何を目指すのかお伺いをいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） 宇城市がこれからも「ちょうどいい！住みやすさを実感できる都市（まち）」を維持していくためには、市民にとって「愛着をもって住み続けたいまち」、市外の方にとっては「住んでみたいまち」と感じてもらえることでございます。結果として、宇城市が住むのにちょうどいいまちとして“選ばれるまち”となることを目指しております。

このため、市民投票により決定しましたロゴマーク「UKINISUM（ウキニスム）」を用いまして、今年度から定住促進魅力発信事業いわゆるシティプロモーション事業を実施しております。

この事業で、宇城市公式PRサイトを立ち上げております。先ほど申し上げました定住パンフレットやPR動画を制作し、主に熊本や福岡都市圏の子育て世代をターゲットにして交通アクセスや子育て・教育環境など、宇城市の魅力や住みやすさ

を発信しております。

今年2月からは、福岡市と熊本市の映画館でもPR動画を上映しております。また地元テレビ局と連携しまして、これは県内自治体では余り例がないと聞いておりますけれども、住宅展示場で定住イベントを開催するなど、「UKINISUM」というロゴとともに、市のブランド力の向上に力を入れております。なお、3月末までの毎週水曜の夕方ですけれども、このPR動画をテレビのCMで放送しておりますので、御承知おきをお願いしたいと思います。

このようなシティプロモーション事業の展開により、市の認知度向上を図り、まずは観光などの交流人口の増加、それから市のファンになっていただき、ふるさと納税などのつながりができる関係人口の増加、そして最終的には定住人口の増加につなげていきたいと考えております。

今後このシティプロモーション事業におきましては、市への転入者の動向あるいはアンケート、それからSNSの登録者数、メディアへの露出度の増加、住みよさランキングの上昇等を行動指標として取り組んでまいります。

○18番（入江 学君） 私も住みやすさを実感できるよう、宇城市のまちづくりに創意工夫の中で全力を尽くしてまいりたいと思います。

次に、「まち・ひと・しごと地方版総合戦略」についてお尋ねをいたします。これも先般出ましたので少し端折（はしよ）りますが、これまでまちづくりは非常に検証が必要だと、地方創生は検証をしながら課題を見つけどうやって展望していくか、こういうことだろうと思いますので、「まち・ひと・しごと地方版総合戦略」中枢中核都市というのが82の全国の都市で選ばれました。その広域圏は宇城市の全ての財源を活用していろいろなことをやりなさいと、こんなことで地域の活性化につなげる方策だとありますけれども、御存知だと思いますのでこのことをどのように捉え、機会としていかしていこうとされるのか併せてお願いをいたします。お聞かせください。

○総合政策監（村上理一君） それでは、中枢中核都市の御質問でございましたのでお答えしたいと思います。まず、この中枢中核都市については、政府の総合戦略におきまして、昨年9月に設置されました「地域魅力創造有識者会議」というものがございしますが、その中で位置付けられております。その中でこの中枢中核都市の機能強化に向けて、共通に抱えている課題、共通テーマを対象とした手挙げ方式による、専門家を派遣して深く関与した支援を行うというハンズオン支援と呼んでおりますけれども、こういった支援あるいは地方創生推進交付金の交付上限額、国費2億円から2億5千万円、また申請上限数が4件から7件以内あるいは広域連携の事業数が1つから2つの事業に拡大、こういったものが新設されております。こういった

ものを通じて実施されております。既存の熊本連携中枢都市圏、今既存の制度がございますが、これの熊本市との連携を密にしまして、農産物の6次産業化、移住・定住の促進、子育て支援、観光の振興、ICTの利活用の促進など、これらの連携した事業が、本市への波及効果を高めるよう積極的に関与していまいりたいと考えております。

○18番（入江 学君） 期待をいたしております。

次に、人口減少時代の自治体経営、国難と言える人口減少、その中で選ばれる自治体について伺いをいたします。合併当時の宇城市の人口は、御承知のとおり64,000人を超していましたけれども、現在5,000人減であります。特に周辺部では急激な人口減少が続き、このような現象が、高齢化が進む自治体や地域に対して、地方創生事業をどのようなアプローチで推進し、将来のあるべき姿をどのように考えておられるのか、もし全国的に参考となる事例があればそのことも交えて御説明をいただきたいと思います。

○総合政策監（村上理一君） 人口減少や高齢化が著しい中山間地域等におきましては、集落に複数の生活サービスや地域活動を集め、周辺の集落とコミュニティバスなどで結んだ圏域、いわゆる「集落生活圏」を維持することが重要だと考えております。

昨年10月の安倍総理所信表明演説の中で、地方創生のモデルとして取り上げられた島根県雲南市では、平成20年にまちづくり基本条例を制定し、「まちづくりの原点は、主役である市民が、自らの責任により主体的に関わること」これを明確にしております。地縁に関わる様々な人、組織、他団体による「地域自主組織」を小学校区域で設立し、現在30組織が水道検針時に見守り活動を行う「安心生活見守り事業」、高齢者・単身者世帯に配食する「配食事業」など、地域課題解決に向けた活動を行っているところでございます。

また、京都府綾部市では、5つの限界集落を「水源の里」として位置付けまして、それぞれの集落の問題点や可能性を整理した上で存続をさせて、平成18年には「水源の里条例」を制定し、古屋地区では、わずか3世帯4人の集落で平均年齢90歳のお年寄りが「とち餅」や「とちの実あられ」などを商品化したり、あるいは老富地区では、夏に福井県の海水浴に向かう人が休憩できる休憩所「峠」を開き、喫茶、おにぎり、ソーメンの提供やお菓子、野菜の販売など、集落単位で様々な再生活動を展開しているところでございます。

本市では、平成28年度に地方創生推進のモデル地区として不知火町松合地区を選定しておりまして、この中で平成29年度には地区の将来を考えるワークショップなどの開催や集落版総合戦略、これは暮らし方手帳と呼んでおりますが、これの作成、平成30年度には住民による運営組織「松合千軒協議会」を設立しておりま

す。現在、民間企業のノウハウを取り入れながら白壁の建物を活用したレストラン・宿泊所などの事業実施に向けた準備を進めております。

このように人口減少が進む中で地域の活性化を図るためには、行政は住民主体による活動強化の後押しを行い、地域おこしに関心のある若者を中心とした運営組織として自立させて、事業経営にノウハウを持つ民間企業やNPOなどの活用によって実行に移すといったプロセスが必要となってまいります。

将来は、このような住民主体の取組によって暮らし続けられる持続可能な集落生活圏を形成して、これを市全体に広げていきたいと考えております。

○18番（入江 学君） 日本人が持つ心の温かさというんですか、国民性が持つ助け合いや支え合い、人と人とのつながり、地域のつながりを大事にし、温かみのある日本文化をより大切にして持続可能な集落生活圏その形成、市長をはじめとする執行部皆さんの一層の御尽力を賜りたいと思います。当然私どもも同じ思いであります。

さて、地方創生は申し上げるまでもなく、「ひと」が中心であり、長期的には、地方で「ひと」をつくり、その「ひと」が「しごと」をつくり「まち」をつくるという流れを確かなものにしていく必要があります。その上で、現在の地域課題の解決にあたって重要なことが、負のスパイラルに歯止めをかけ、好循環を確立する取組であると思います。この好循環を確立するために、これまで地方における取組が進まなかった経済・観光・まちづくり分野など、地方創生事業は新しい視点からのソフト事業を大胆かつ強力に進めなければならないものであり、そのため、短期的な成果を求めるのは難しく、長期的な息の長い取組を推進すべきだと考えますが、宇城市の予算編成における考え方をお伺いいたします。

○総務部長（成松英隆君） 議員御指摘のとおり、地方における経済の好循環を確立するためには「しごと」「ひと」「まち」の創生に向けて、人口・経済・地域社会の課題に一体的に取り組むことが必要だろうと考えております。

そのためには、地域の実態の正確な把握と分析に基づきまして、一過性の対処療法とせず、構造的な問題に対処するという考えの下、経済・観光・まちづくり等の各政策を一体的かつ長期的に継続していかなければならないものと考えております。

地方創生事業の成果が短期的に生み出されるものではないことは、部分的に認識できるところもございます。本市の総合計画や総合戦略に掲げる基本目標の下、限られた財源の中で、より効果を高められる事業を十分に精査した上で予算編成に臨みまして、継続的な事業の執行を考えております。

○18番（入江 学君） 今熊本城が修復をされていますが、予算は城の石垣を石工が丁寧に積み上げるようなものであり、自治体は費用と便益を天びんにかけて慎重に

判断するものだろうと思います。その判断を誤らないように適正な対応をお願いしておきたいと思います。

次に、国営緊急農地再編整備事業、その課題を3つほど伺いたいと思います。本事業は御承知のとおり、ほ場整備を実施して農用地の土地利用を計画的に再編し、担い手への農地の利用集積を進め、緊急的に生産性と収益性の向上を図り、地域の農業振興と活性化に貢献することを目的とすると御案内のとおりであります。そこで、土地改良法に基づく同意率の100%確保についてお伺いをいたしますが、12月の永木誠議員の答弁で、この3月には95%の目的を達成するために推進委員の御尽力を願いたいとこんなお話がありましたが、先般市長からその達成ができた、経済部を褒めてやってくださいと、こんな話でありましたので、心から皆さんの努力に敬意を表したいと思います。なお、この目的はいろいろと進める中で、地域受益者の要望と熱意を示すためにも、本同意が必要でありますし、本事業の性格上、農地の区画整備や私用な工事であり、受益者の一部に未整備地があれば、一体的な整備ができず将来効率的な営農に支障を来し、生産性が落ちることが懸念されます。100%に向けた取組の現況をお聞かせいただきたいと思います。

○経済部長（吉田裕次君） まず、国営緊急農地再編整備事業は、現在、国による地区調査が行われております。

市においては、12月から2月にかけて、土地改良法第3条に基づく耕作者から仮同意書を徴集いたしました。農地の対象面積は約800ヘクタールで、仮同意対象者は1,078人です。そのうち同意者が1,036人で96.1%になりました。不同意が13人で1.2%、未提出者が29人で2.7%でございました。

なお、国への報告期限が2月末日であったため、一旦は仮同意書の提出を締め切りましたが、未提出者へは継続して仮同意書の提出を求めています。それにより整備対象面積を極力800ヘクタールに近づけ、一体的な整備ができるように行います。

今後の本同意徴集に向けた計画は、来年平成32年3月から6月頃を予定しております。整備区域の確定とともに100%の同意が必要でございます。

経済部の取組としては、これまで同様に地元における集落説明会を開催し、市外の対象者にはパンフレットを送付いたします。それにより事業への更なる理解を深めていただきたいと思います。

同意徴集としては、各地区の推進委員へ協力を依頼し、直接市内在住の対象者と面談の上、同意を全て徴集してもらいます。

また、市外、県外の対象者には、郵送にて提出を依頼しておりますが、提出がない場合を想定し、同意を徴集するための職員の旅費も予算計上しております。

○18番（入江 学君） 御面倒なことや御苦労が続きますが、御理解をいただけるよ

う一層の御尽力をお願いいたしておきます。

次に、営農計画の樹立について伺いをいたします。この整備事業はあくまでも手段であり、事業の最終目的は整備された農用地を効率よく利用した農家が収益を高め、稼げる土地利用、営農計画の樹立が必要でありますことは御承知のことです。営農計画の樹立が必要であり、大切なことは申し上げるまでもなく、コスト削減のために集落営農の法人化や機械組合での樹立、設立を図ること。また、多品種・多用途など農地の有効な利活用だと思っております。そのことによって費用対効果も確保されることになり、県や国そして自治体、行政をはじめとする地元やＪＡを通じての営農計画、併せて販路の計画、販売の確保が大切なことで必要なことだと思いますがいかがでしょうか。

○経済部長（吉田裕次君） 本事業の効果としては、整備による農業生産基盤の向上はもちろんですが、農地の保全とともに、農業の生産性の向上と農家の収益性の向上が最も大切なものと考えます。

現在は、営農部会による将来の営農計画（案）を策定中です。本市においては、東松崎地区におけるレンコンや出村・宇土割地区におけるトマト類など、各地区特有の生産物があります。この生産能力をいかしながら、地区ごとの生産計画を策定しております。

そのためには、まず中心経営体と呼ばれる担い手を地区ごとに参集し、何をどれくらいつくれるのか、将来何をつくりたいのかなどの意見交換を行いながら、自分たちで営農計画をつくるという意識を高めます。

重要な点は、消費者ニーズの把握と変化する消費者ニーズへの対応、販売ルートの確立と販売先の確保にあります。

生産者が独自に行うのは困難であるため、ＪＡや経済連などの関係機関と連携し、情報を共有しながら時代の変化に対応していきます。

その上で、施設園芸作物の規模拡大や麦、大豆、露地野菜などの作付けを行い、農地を高度利用した低コストでの新しい農業モデルを導入します。また、機械利用組合などを核として、集落営農や法人化を進めます。

それにより、担い手に農地を集積し、規模拡大による収益性の向上と安定した収益の確保を図り、稼げる農業を実現します。

なお、農業法人を地域の指導者とした新規就農者の育成システムを構築し、将来にわたり農業生産物の安定供給ができる力強い産地の形成を目指します。

○18番（入江 学君） 力強い産地の形成、どうぞその確立ができますようにしっかりと御指導願いたいと思います。

最後に土地改良区の一本化、統合について伺いをいたします。宇城市には旧町

時代からの土地改良区が7、そのうちの5つの土地改良区が本事業の対象になっておりますことは御承知のことと思います。そこで管理する農道や用排水路と用排水機場の維持管理及び負担金、賦課金等を徴収する1つの土地改良区の設立が望ましく、このことは同時に経済的で効率がよく、しかも均等な管理運営が可能であります。お考えをお聞かせいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○**経済部長（吉田裕次君）** 土地改良区は、土地改良法に基づく土地改良事業を実施することを目的として設立された法人です。

市は、合併前に旧町で設立された土地改良区をそのまま引き継いでおり、7つの土地改良区が存在します。

三角町土地改良区、不知火町土地改良区、松橋町土地改良区、小川町土地改良区、豊野町土地改良区、松橋町外一ヶ町土地改良区、下益城南部土地改良区でございます。

それぞれの土地改良区で管理する受益地がありますが、重複している土地改良区もありますし、現在は事業を行っていない土地改良区もあります。

国営緊急農地再編整備事業「宇城地区」の実施にあたっては、新たな土地改良区の設置も検討しましたが、新規になるとさらに受益地が重複し、受益者にとって複雑化しますので、国営事業対象地区のうち、最も受益地の多い松橋町外一ヶ町土地改良区を代表として事業計画を申請する予定でございます。

土地改良区の合併については、以前から協議がなされながらも総会で否決され、できなかった経緯があります。しかしながら人口の減少とともに農家の減少も著しく、土地改良区の組合員が減少しております。

土地改良区は、受益者からの賦課金で運営されています。また、それぞれの土地改良区で同一の事務を行っており、今後の運営を考えると、効率化を図る時期に来ていると思われます。

このため、市では受益者の理解を深めるため、土地改良区役員を対象に、合併に向けた事前の勉強会を開催し、昨年10月25日に宇城市土地改良区合併推進協議会を設立いたしました。

なお、作業部会をつくり担当者レベルで事務事業を抽出し、課題の整理を行っております。目標としましては、平成33年4月の合併を目指してまいります。

○**18番（入江 学君）** 以上で、緊急農地再編整備事業については終わりますが、今日申しあげましたことを踏まえて、関係者方々には十分御理解をいただき、速やかに本事業が成就しますよう更なる御尽力をお願いしておきます。

終わりに、高齢者福祉の充実についてお伺いをいたします。長寿社会を迎え、宇城市では昨年3月ちょうど1年前になりますが、第7期の高齢者保健福祉計画・介

護保険事業計画が策定されております。この計画は、団塊の世代が後期高齢となる2025年を見据えての今後3年間の高齢者施策の方向性を明らかにし、地域包括ケアシステム推進の取組を確実にするために策定されたものと伺っております。宇城市における現状と今後の実情に応じた体制や運営方法をどのようにつくり上げていかれるのか具体的にお聞きしたいと思います。初めに、地域包括ケアシステムの構築の状況についてお伺いをし、その後引き続き在宅医療・介護連携推進事業について御説明をお願いします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 地域包括ケアシステムとは、地域内で介護が必要な高齢者を効率よくサポートするため、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」の5つのサービスを一体的に提供できるケア体制を構築しようというものでございます。

また、平成27年の介護保険法改正により、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業として、「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」を展開しております。さらには、平成29年6月の地域包括ケアシステム関連法改正では、その柱として「自立支援と重度化予防」が明言されているところです。本市における第7期の介護保険事業計画は、基本的には第6期計画の目指す姿や基本理念を継承したものとなっており、第6期から取り組んできた「自立支援と重度化予防」に資する取組を引き続き推し進めることとしております。

本市の地域包括ケアシステムの構築については、包括的支援事業の「在宅医療・介護連携推進事業」「生活支援体制整備事業」「認知症施策の推進」に特に重点を置き、住民・地域の課題や高齢者のニーズを捉えながら取り組んでいるところです。

まず、「在宅医療・介護連携推進事業」についてお答えいたします。本市では、地域包括支援センターとの役割分担のもとに、平成29年度から地域支援事業の社会保障充実分事業の1つとして、宇土地区・下益城郡両医師会の協力をいただきながら本事業に取り組んでおります。

今後は、介護保険法施行規則で定められている8つの事業の実施項目について、医療関係者・介護関係者・市が強固に連携し、PDCAサイクルで継続的に実施してまいります。

また、本年度実施しました市内の医療機関・歯科・調剤薬局・介護保険事業所・有料老人ホーム等を対象とした「在宅医療・介護連携に関するアンケート調査結果」を基に、連携の課題を把握し新たなニーズを抽出して、来年度からの事業につなげてまいります。

さらには、地域の医療・介護連携体制の目標や進め方の全体像を医療・介護関係

者と共有した上で、事業の効果を計測・評価できる指標を設定した「宇城市在宅医療介護連携推進事業計画」を策定する予定ですので、その計画方針に沿って、本市独自の課題に則した連携推進方策を模索しつつ事業を展開してまいります。

○18番（入江 学君） 包括ケアシステムの構築については、今後高齢者が増える大きな課題が多角的にサポートできる体制の構築をお願いしておきます。高齢者が抱える課題を効率的にサポートできる体制の構築をお願いしておきます。在宅医療・介護連携推進事業については、「宇城市在宅医療介護連携推進事業計画」を策定される予定とのこと、是非実行性のある計画の策定と強力な推進体制の構築をお願いしておきます。

次に、生活支援整備事業と認知症総合支援事業について続けて御説明いただきます。なお、全国では認知症と診断された在宅の方の個人賠償保険法を公費で負担し、社会全体で支え合うという自治体もあり、宇城市の賠償保険加入の事業化についてもお伺いをいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） まず生活支援体制整備事業についてお答えをいたします。市民の皆様の生活支援等サービスには、既存の介護サービス事業者による現行の訪問介護・通所介護などがありますが、それ以外は、主に地域住民による活動が考えられます。中長期的な視点に立って地域住民による活動を豊かにしていくことが、生活支援・介護予防の基盤となる地域の福祉力を形成することにつながると考えております。

地域住民の活動を支えるものは、地域で人と関わり、役割を発揮したいというニーズや、同じ地区民としての共感やお互い様という意識、自分たちの地域を自分たちで支えようという自治の意思であつたりします。このような意思や行動をつくり出していくために、住民に介護の問題を投げかけ、住民自身で何をしていくのかを話し合い、活動を生み出していくことができるように市と社会福祉協議会が組織づくりを支援する事業であります。

本年度の取組内容としては、旧5町単位で社会福祉協議会の職員がコーディネーターとなり、各町に重点地域を設定して、既存の社会資源の整理、地域マップの作成、ニーズアンケート調査の実施、地区座談会の開催などを行っております。

平成31年度からの事業の方向性としては、旧町単位の会議で出された地域ニーズや地域資源について、行政区ごとの座談会につなげていくとともに、その情報を学識経験者や福祉関係者、保健・医療関係者等で組織される会議の中で共有して、市全体の生活支援のシステムづくりを推し進めていくよう計画しております。

次に、認知症総合支援事業についてお答えいたします。本市の認知症対策としては、予防と支援の取組を行っております。認知症予防の取組については、特定

健診受診勧奨や「さしより野菜事業」等による血管病予防対策、介護予防事業である脳いきいき教室や脳いきいきサークル等の認知症予防事業の開催、認知症サポーター養成講座や認知症市民フォーラムの開催、認知症ケアパス配布などによる市民への啓発により、認知症について正しく理解してもらうための普及啓発活動を行っております。

また、認知症になった方への支援としては、介護体制の支援整備、地域支援体制の整備などに取り組んでおります。

最後に、認知症有病者の個人賠償責任保険についてでございます。原則個人負担との認識を持っておりますけれども、全国で6市の取組事例がございまして、九州では福岡県久留米市が公費により負担していることを確認しております。

この保険は、認知症の人が他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負う場合に備えて、認知症の人を被保険者とする個人賠償責任保険に自治体が保険契約者として加入するもので、先ほど申し上げた6市のうち5市が本年度からの取組を始めたものでございます。

今後、本市で認知症の人を被保険者とする個人賠償責任保険を公費負担することについては、保険会社との綿密な協議や認知症高齢者登録に関する制度化、及び久留米市ほか取組自治体の最新情報と市民への周知が必要となってくるので、県内自治体の様子も見ながら研究してまいりたいと思います。

○18番（入江 学君） 生活支援体制の整備事業については、旧町ごとにそれぞれニーズが違ったり、同じところもあるかと思いますが、市全体としての統一した取組の体制に制度を尽くしていただきたいと思います。また、包括ケアシステムの構築は、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるための仕組みづくりということが理解できましたが、是非高齢者が宇城市で暮らせることに、喜びを感じていただくような制度の構築をお願いいたしておきます。なお、今後も事業計画の推進状況を確認させていただきますので、その点よろしく願いをいたしておきます。

以上で、私の質疑を終わりたいと思いますが、3月をもって御退職をされます皆様方には心から感謝と敬意を申し上げます。本当にありがとうございました。以上で終わりたいと思います。

○議長（長谷誠一君） これで、入江学君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。

—————○—————

休憩 午後0時15分

再開 午後1時15分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、5番、坂下勲君の発言を許します。

○5番（坂下 勲君） 改めまして、こんにちは。5番、彩里、坂下です。本年1月3日18時10分頃和水町で震度6弱、熊本市北区と玉東町で震度5弱の地震があり、被災された皆様に謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧復興を心よりお祈り申し上げます。昨年を振り返りますと1月下旬の関東地方の大雪、2月の福井県を中心とした豪雪、7月には西日本豪雨で死者244名、また9月6日の平成30年北海道胆振東部地震では死者41名、9月4日の台風21号の上陸など災害の多い年ではなかったかと思います。近年、地震やゲリラ豪雨と呼ばれる局地的な大雨や台風による災害が多発し、多くの被害者が出ています。地震や豪雨が災害でなく、それによって財産や人の命が失われることが災害なのです。宇城市でも災害に強いまちづくりを目指すために、建造物による被害軽減手法のハード対策、構造物によらない被害軽減手法のソフト対策が挙げられます。市としての具体的な対策はどのようなことを考えているか。

この後の質問は、質問席にて行います。

○市長（守田憲史君） 第2次宇城市総合計画の基本構想の中で、安全で安心して生活できる環境づくりを目指し、災害に強いまちづくりの促進を掲げています。

本市の防災対策としてハード及びソフト対策を推進しているところですが、ハード対策としては、防災拠点センターや防災備蓄倉庫、防災井戸、マンホールトイレ、市道の避難路など整備しています。また熊本地震で被災を受けた本庁舎は、現在、耐震補強工事を行っているところでございます。

次にソフト対策として、本庁舎周辺の浸水対策として、水位を観測する簡易警報システムの設置、ハザードマップの作成、地域や各種団体への防災教育の実施、市総合防災訓練及び自主防災組織の防災訓練、災害時における関係機関との各種協定締結など実施しています。

○5番（坂下 勲君） 地球温暖化が危惧される21世紀、私たちの生活を守るため、いざというときに安心して暮らせる災害に強いまちづくりのため、更なる防災対策の強化をお願いいたします。

再質問に入ります。平成30年第3回定例会で私が質問しました自主防災組織連絡協議会の設置の質問には、自主防災組織連絡協議会をまず開催する。地域防災リーダーを育成するための防災士資格取得の助成の質問には、今後先進事例を研究する。BCPの策定状況の質問には、今年度中に策定する。地区防災計画の作成の質問には、未策定の組織には計画の策定に向け啓発を行う。特設公衆電話の設置の質

問には、各防災拠点センターに2台設置、併せて指定避難所についても今後の課題であると認識しているとの答弁でありましたが、その後どのように進めているかお願いします。

○総務部長（成松英隆君） 平成30年第3回定例会で幾つか今御案内のとおり質疑がございました。その項目ごとに説明申し上げたいと思います。

まず、「自主防災組織連絡会」につきましては、昨年11月22日に開催しております。125組織のうち85の組織、参加率で68%の参加があり、相互の意見交換及び連絡体制の構築を図ることができるようになっております。

続きまして、地域防災リーダーの育成に係る防災士資格取得に対する助成金につきましては、現在、県内の自治体の状況調査、その内容を研究しているところでございます。

業務継続計画いわゆるBCPでございますが、こちらの策定状況につきましては、庁内関係部署のヒアリングを現在終えておりまして、取りまとめの段階にきておりまして3月中には策定が終了する予定です。

自主防災組織における「地区防災計画」につきましては、未策定の組織には、引き続き計画策定に向けた啓発を推進しているところでございます。

最後の特設公衆電話の設置につきましては、今後建設いたします防災拠点センター6か所にそれぞれ2台を設置する計画でございます。他の指定避難所への設置につきましては、やはり立地性・必要性を含め、調査・研究を行っていきたいと考えております。

○5番（坂下 勲君） 防災士資格習得の助成と指定避難所への特設公衆電話の設置は、是非実現させてください。

再々質問に入ります。現在国民の3人に1人が何らかのアレルギーを持っていると言われております。食物アレルギーは1歳未満の乳児で最も多く発症していますが、厚生労働省の調査によりますと小2から成人まで幅広く認められています。東日本大震災では、自治体が備蓄していた非常食や避難所に届けられた支援物資が食物アレルギーに対応しておらず、食事に困る人や誤って食べてしまいアレルギー症状が発症する人が相次ぎました。東日本大震災での反省を踏まえ、平成25年8月内閣府で避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針が取りまとめられ、避難所におけるアレルギー患者に対して必要な対応が盛り込まれました。その時の教訓を踏まえ、非常食についてもアレルギーに対応する「特定原材料等27品目不使用」の備蓄食品状況、また、避難所において、食物アレルギー患者に適切な対応ができる専門知識のあるスタッフの配置及び具体的な対応訓練を含む研修会を実施し、危機管理体制の構築を図るべきと思うがどうか。

○総務部長（成松英隆君） それでは、まず備蓄品の方をお答えします。本年度「備蓄計画」を策定しまして、その中で食料と水、資機材等の計画を立てております。食料と水につきましては本年度から5か年で備蓄する計画としております。

主食となりますアルファ化米と水は5年間保存可能で、アルファ化米は味が2種類ございます。アレルギーに対応した「特定原材料等27品目不使用」のものを備蓄しております。食料と水は全体で11,000食を備蓄する計画ですが、本年度はそれぞれ約2,200食を購入したところでございます。また、これはほとんどないと申し上げておりました既存の備蓄状況でございますけど、水が約2,100本、アルファ化米が約1,600食、そのほか補助食品としてクラッカー等2,200食が備蓄されております。

有事の際に、避難所における食物アレルギーの専門スタッフの配置については、市の栄養士や県の保健所などに要請することになると思っておりますが、具体的な訓練につきましては、市の総合防災訓練における避難所運営訓練に合わせて実施できるか今検討しているところでございます。

○5番（坂下 勲君） 日頃からいかなる災害にも対応でき、住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、地震等の災害から被害を軽減し、市民の安心安全のために更なる危機管理体制の充実強化を市民は期待しております。

では、次の質問に入ります。防災重点ため池について質問いたします。防災重点ため池とは、下流に住宅や公共施設が存在し、施設が決壊した場合に影響を与えるおそれのあること。堤の高さ、堤高10m以上、貯水量が10万t以上であることのいずれかに該当するため池です。昨年7月の西日本豪雨では、32か所のため池が決壊し、犠牲者を含め人的被害が起き、32か所のうち防災重点ため池は3か所でした。農水省は緊急時の迅速な避難行動につなげる対策として、全ての防災重点ため池でため池マップ、緊急連絡網、浸水想定区域地図を整備、決壊した場合の影響度の大きいものからハザードマップ作成の整備、ため池データベースを充実し、ため池防災支援システムで関係機関が情報を共有、ため池の状況を速やかに把握するための水位計、監視カメラ等の管理施設の整備等の対策を推進するなど、国は効果的・効率的にため池の防災・減災を進めているが、本市のため池に対する防災・減災対策をどのように考えているかお願いします。

○経済部長（吉田裕次君） 宇城市では、ため池総数147か所のうち14か所が災害の発生するおそれが高い、または周辺への影響が著しく大きい農業施設であるとして、防災重点ため池に国より指定されております。

平成26年度より、防災・減災を目的に国の補助金により防災重点ため池のハザードマップ作成に取り組んでまいりました。

このマップでは、ため池が決壊した場合を想定して、氾濫解析に基づき下流域の浸水状況を時間ごとに示しております。平成30年度末において、全14か所のハザードマップが完成する予定であります。

国では、防災重点ため池の見直しがされており、市においても、さらに追加指定が計画されております。

今後もため池の重要性を認識し、防災・減災につなげてまいりたいと考えております。

○5番（坂下 勲君） 是非、今後も防災・減災につなげてください。

再質問に入ります。熊本県にはため池が2,158か所、防災重点ため池は71か所のうち33か所でハザードマップを作成、公表している。本市においては14か所の防災重点ため池があり、平成26年度よりハザードマップを作成、公表しており、今年度中に終了するそうです。担当課の防災意識の高さが伺えます。ため池ハザードマップは防災訓練などに活用して、地域住民の自主防災意識の向上を図ったり、ため池の防災対策や災害時の被害軽減に役立てるものです。本市ではため池ハザードマップを作成し、ホームページに掲載して公表しているが、住民への周知度はどうか疑問です。作成されても周知が不十分だと迅速な避難につながらないので、今後どのような方法で住民へ周知徹底していくか。また防災重点ため池の決壊を想定した防災訓練を実施するのか。実施するなら総合防災訓練を実施する方法がありますが、私は、防災重点ため池単独の訓練を望みますが、市としてはどこまでを想定しておられますか。

○経済部長（吉田裕次君） ハザードマップの作成におきましては、関係集落ごとに地域住民を対象としたワークショップを開催し、決壊した場合を想定した避難所・経路の確認をしていただき、表示する箇所等の意見を取り入れながら、住民への周知も併せて作成作業を行っております。

また、作成後は市の地理情報管理システムに反映させるとともに、市のホームページに掲載いたします。

○総務部長（成松英隆君） 防災訓練についてということで総務部に答えさせていただきます。防災重点ため池の決壊を想定した防災訓練につきましては、市の総合防災訓練で実施することも考えられますけれども、対象となるため池周辺住民や地元消防団との連携も必要と考えられるため、坂下議員話されますとおり総合防災訓練とは別に独自の訓練が効果的ではなかろうかと考えております。今後訓練の時期や開催場所、参加団体、訓練内容などについては経済部と協議を進めさせていただきたいと考えております。

○5番（坂下 勲君） 是非、経済部と協議を行い、単独の防災訓練を実施してください。

い。

再々質問に入ります。東日本大震災、九州北部豪雨、平成30年7月豪雨などでため池が決壊し、ため池の下流で人が亡くなる2次災害が発生しています。また、東日本大震災では、福島県の藤沼ため池が決壊し、地震発生から30分後に決壊水が住宅を襲い、8名の方が亡くなりました。これまでため池の決壊を予測したり、その危険情報を伝達する手段はありませんでした。このような被害を防ぐため、ため池防災情報支援システムが開発されたそうです。本システムは地震時に地震情報を受信してから30分以内、豪雨時には現時刻から6時間後までのため池決壊危険度を予測して、インターネットで予測結果を地図に表示します。国や自治体はこの情報を基にため池周辺の住民の避難対策を行ったり、決壊防止のための緊急対策を行うことができます。またスマートフォンやタブレットで現地の被災状況を入力したり、被災写真をアップロードすることによって、関係機関の間でため池決壊の有無や被災状況を即座に情報共有できます。さらにシステム内の仮想的な災害を発生させることができるため、防災訓練やため池の危険算定、診断などの事前防災にも活用できますので、本市として導入すべきだと思いますがどうでしょうか。

○経済部長（吉田裕次君） 「ため池防災情報支援システム」は豪雨・地震時の下流被害の危険度をリアルタイムで予測・表示し、それらの被害を防止するための情報を迅速に提供するシステムとして開発されました。

平成30年度中に操作性などについて最終的な改良が行われ、平成31年度から本格運用が開始される予定と聞いております。

全国のため池の半数の10万か所をカバーしていると発表されておりますが、宇城市におけるため池を、どの程度カバーできているか、ため池の追加ができるのかなど不明な点もあり、県、農水省、他の省庁も連携する必要があるようです。

本システムを活用するためには、担当者の習熟が不可欠なため、今後システムの操作方法について講習会が行われる予定です。

説明会や講習会に参加するとともに、他の自治体の動向も踏まえながら導入の検討をしてまいります。

○5番（坂下 勲君） 住民の皆様に防災意識を高めていただき、緊急時の迅速な避難行動につなげてもらえるように、本市では他の自治体よりいち早くため池ハザードマップを作成していますので、関係住民と市で地域が抱える防災リスクを認識し、避難経路や避難場所をあらかじめ想定することで、被害の軽減や防災・減災対策に努めてください。

次の質問に入ります。スタジアム・アリーナ改革推進事業についてです。2016年に始まったプロバスケットボールB1、B2、B3の全45チームが所属して

います。県内には熊本ヴォルターズが１部Ｂ１を目指して頑張っており、またクラブの活躍や人気によって、地域活性化になることを期待してホームアリーナの建設を目指していると、私もバスケットボール関係者の１人として耳にしているところです。平成３０年１１月３０日、熊本日新聞の記事によりますと、熊本市において多目的アリーナをテーマにしたシンポジウムが開催され、熊本ヴォルターズを運営する湯之上社長は、民間で主導して最低でも５，０００人以上を収容する施設を目指すと説明。人々が集まる新たな拠点づくりは、熊本の活性化につながると意義を訴えた記事が掲載されていました。スポーツ庁の「スタジアム・アリーナ改革推進事業」とは、スタジアム・アリーナを核として官民が連携し、スポーツを日本の基幹産業へ発展させることができれば、まちづくりにおいて次のような波及効果が期待できるとしています。１番目に、地域内交流やスポーツニズムなどによる地域間対流が促される。２番目に、青少年の健全育成や多世代による健康増進が促進される。３番目に、スポーツ選手が地域の顔となってイメージを発信することによって社会問題の啓発、被災地復興などの社会課題を効果的に解決へ導けるとしております。先進事例として、ジャパネットたかたの通販大手のジャパネットホールディングスが事業主体となって、長崎駅から歩いて行ける場所にサッカーＪリーグＶ・ファーレン長崎の新たなホームスタジアムを建設する計画が進められています。周辺にはホテルやマンション、オフィスや地元密着のマーケットなどを同時に整備する計画が含まれているそうです。また、沖縄県沖縄市では、１万人規模を収容する新しい多目的の建設工事が着工し、バスケットボールＢリーグの人気クラブ琉球ゴールデンキングスの新たなホームアリーナとなる予定で、クラブの活躍や人気によって地域活性化に寄与することを期待している。

熊本ヴォルターズは、今後熊本市近郊への多目的アリーナ建設に向け準備を進めているとのことである。単なる体育館ではなく、コンサート、イベント、スポーツなどに対応できる複合施設を民間が中心となって建設をしております。本市においても、昨年「県営野球場を含む県営総合グラウンド誘致特別委員会」が設置されておりますので、この県営総合グラウンドとともに、「スタジアム・アリーナ」の誘致を是非考えていただきたい。市長どうですか。

○市長（守田憲史君） 坂下議員から情報をいただき、すぐに動きました。平岡教育長、村上総合政策監が熊本ヴォルターズの管理運営会社、バスケットボール株式会社の社長に会ってきました。熊本ヴォルターズでは、宇城市ではありません、民間主導によって最低でも５，０００人を収容する多目的アリーナ建設を目指し、現在、スポーツ庁のモデル事業への応募に向けた準備を進めているとのこと。

議員の御説明のとおり、この多目的アリーナとは、単なる体育館ではなく、コン

サート、イベント、スポーツ等に対応できる複合施設と伺っており、このアリーナが建設されれば、バスケットボールファンや音楽関係者など、県内外から多くの集客が見込まれ、経済効果の高いランドマーク的な拠点となることが予想されます。このような拠点施設ができることは、関係人口の拡大につながる大変魅力的であり、市民にとっても大きく夢が広がる施設であるものと認識しています。

したがって、現在、特別委員会において議論を進めておられる県営総合グラウンドとともに、この多目的アリーナについても双方とも誘致活動に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○5番（坂下 勲君） 市長の力強い答弁ありがとうございました。人々が集まる新たな拠点づくりは、宇城市の活性化につながると思いますので、今後誘致に向けて全力で取り組んでください。

再質問に入ります。全国に71のアリーナなどの新設、建替え構想があり、国は本年度に7か所をモデル事業に採択して調査費を補助している。湯之上社長は、官民連携協議会を設立し、年度内に施設の具体案などをまとめ、平成31年度の国のモデル事業採択を目指したいとしているが、宇城市として官民連携協議会に参加する意思があるかどうか。意思があるのならどこに求めるかお願いします。

○市長（守田憲史君） 官民連携協議会は、熊本ヴォルターズの運営会社である熊本バスケットボール株式会社のほか、熊本県、熊本市、民間事業者等に呼び掛け、これらを構成員として設立に向け準備を進めているさなかと伺っております。多目的アリーナの誘致に当たっては、まずは本協議会に加入し、宇城市に誘致するメリット等を十分に説明するなど、関係者間の御理解をいただいた上で、国のモデル事業申請段階において候補地として盛り込まれることが重要です。

そのため、本市としては何としても本協議会に参加させていただきたいと考えており、現在、熊本バスケットボール株式会社に参加の打診をしているところです。

なお、くれぐれも宇城市が建設するわけではございません、誘致場所については、観客席が5,000人以上の規模であるため、広大な土地を確保する必要があること、熊本市内からできる限り短時間で移動できること、スポーツ観戦時などに多くのお客様をJRなどの公共交通機関で輸送できること等を考慮して、松橋駅西側地区を候補地とすることが最適ではないかと考えております。

○5番（坂下 勲君） 官民連携協議会の参加の打診をしているとのことですので、まずスタートラインに立ち、本協議会で本市に誘致するメリットなどを十分に説明し、国のモデル事業の候補地として選定されるように全力で取り組んでください。

次の質問に移ります。中山間地域等直接支払制度についてです。中山間地域など農業生産が条件的に不利な農用地に対して、一定条件の地域に営農活動が維持され

ることを目的に支払いをされている交付金制度で、三角12集落、不知火11集落の通常地域は国2分の1、県・市が4分の1、豊野4集落、小川9集落の知事特認地域は国・県・市それぞれ3分の1となっている。熊本県は国の中山間地域と直接支払制度をやめた集落に、現状を聞き取りした結果をまとめています。制度で交付金を受けるには集落単位で協定を結び、5年間営農するなどの条件を守る必要があるが、協定を5年間保てる自信がないとの回答は9割を超えています。また高齢化で農業を続けられないという理由が目立っている。この結果をどう受け止めておられますか。

○経済部長（吉田裕次君） 熊本県が実施したアンケート結果では、坂下議員の御指摘のとおり、8割の集落が「協定を5年間保てる自信がない」との回答結果が出ております。理由としましては、高齢化、担い手不足及び鳥獣被害ということでありました。しかし、宇城市だけを見ても、面積拡大が3集落、現状維持が15集落、面積縮小が16集落、取組困難が2集落となっております。

なお、農地の自己管理が難しい方には農業公社が担い手との間に入り、賃借の仲介を行う中間管理事業の活用推進により、耕作放棄地を未然に防ぐ対策をしております。また、農業機械の導入等による共同利用活動を各集落で実施し、労働不足を補い、農地の維持管理を推奨していきたいと考えています。

○5番（坂下 勲君） 共同利用活動を各集落で実施し、労働不足を補い、農地の維持管理を推奨してください。

再質問に入ります。協定を廃止した79集落の代表の56人から回答を得て、廃止の理由は複数回答で、高齢化が91%で最多、後継者・担い手がない59%、鳥獣被害が大きい51%です。協定書復活の条件に、1 担い手の確保、2 鳥獣対策、3 営農などの条件を満たさなくても交付金を返さなくてもすむ特例、4 交付金の事務手続きの簡素化、5 農地の基盤整備を求める声が挙がったので、熊本県は中山間地域対策の強化が必要として、農業機械の導入や協定期間の見直しを提案しているが、本市として早急な対策が必要と思うが見解はどうか。

○経済部長（吉田裕次君） 中山間交付金を使った農業機械の導入は既に行われております。コンバイン・トラクターなど大型機械導入集落や草刈り機等小規模のものまであり、集落の用途に応じたものを導入されているようです。

また、協定期間の見直しについては、集落からの要望もあっており、県としても国へ提言がしてあります。協定期間の短縮は、取組の継続に有効であると思われ、国の今後の対応、平成32年度より第5期対策で改正されるかを見守るしかない状況でございます。

○5番（坂下 勲君） 協定の見直しを第5期対策で是非改正されるよう、県・国に要

望をしてください。

再々質問に入ります。全国各地で中山間地域の魅力をいかした取組が行われています。中山間地域ならではの地場農産物を使用した料理、特色のある様々な農産物やその加工品を生産し、販売・製造するなど、6次産業化計画の認定を受け、加工施設と直売所を整備し、ブランド化、加工や直売に取り組むことで、さらに研修会を開催し周知することで、農家の意欲につながるとは思いますでしょうか。

○経済部長（吉田裕次君） 全国の先進例では、集落ぐるみで6次産業化に取り組んでいる例があり、6次産業化に係る補助事業に合わせて中山間交付金を活用している集落があるようです。このような6次産業化に取り組むには、販路開拓や市場調査、資金の確保などを行った上で根拠のある計画を策定することが重要となります。様々な事務手続きが必要で、ハードルの高い事業であり、中山間地域に限らず取り組もうとする農業者は少ないようであります。

また、中山間地の取組継続が困難である理由で多いのが、高齢化・担い手不足であります。この中に事務手続きが複雑であることも含まれると考えられ、中山間地域等直接支払において宇城市では、取り組みやすい8割単価での活動を選択する集落が多いのが現状です。その中でも地域ぐるみで農地集積、集落営農、法人化を目指している集落もあり、6次産業化に興味を示す集落があれば支援していきたいと考えております。

○5番（坂下 勲君） 農水省は、2019年度予算案で中山間地域等直接支払金を拡充、新たな人材の確保や集落の環境整備をした地区に対して200万円を上限に10㍊当たり3,000円加算するなど、最終評価では新たな措置を含め各種措置の効果を検証する予定ですので、本市としても今後とも強力に支援をしてください。

最後の質問に入ります。多面的機能支払交付金についてお尋ねします。日本型直接支払制度には、中山間地域等直接支払制度、環境保全型農業直接支払制度、多面的機能支払制度の3つがあります。多面的機能支払には農地維持支払と資源向上支払があり、農家組織などを対象に農地のり面の草刈りや水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動、農村の構造変化に対応した体制の拡充などを支援する農地維持支払、農家と地域住民でつくる組織による水路、農道、ため池の軽微な補修、植栽による景観形成、ビオトープづくり、施設の長寿命化のための活動などを支援する資源向上支払があります。農水省は、平成26年度から集落を支える体制の強化が図られ、新たに多面的機能支払制度として実施されております。本市では平成26年度は41の組織、平成30年度は52の組織が支援を受け、今年度は41の組織が終了します。なぜ増加しないのか、増加するために本市としての対策はどうかお尋ねします。

○経済部長（吉田裕次君） 宇城市における農振農用地面積は約7,000㌥であります。多面的機能支払交付金で約2,600㌥、中山間直接支払で約595㌥、重複が約120㌥ございますので、約3,080㌥においていずれかの交付金を受けており、宇城市内の農振農用地面積の約44％をカバーしている状況でございます。

多面的機能支払交付金の制度におきまして、交付を受けるためには、5年間の活動計画の策定が必要であり、活動状況の詳細な報告・検査が必要となり煩雑な事務が必要となっております。

また、地域住民の高齢化に伴い、5年間の活動が継続できない状況も見受けられ、事務の煩雑化も伴い事業取組を断念される場合もあり、増加が進まない原因の1つであると考えられます。

担当職員も、質問等があった場合や、中間検査等の機会を利用し、質問等にお答えする形で事務のお手伝いをしておりますが、全体で52地区ございますので、行き届かない現状にあります。

制度改正により、既存の組織が小規模集落を取り込んだ場合に、通常の単価に加算できるようになったり、経費区分の1本化等の事務簡素化もなされ、小規模集落の支援制度もできております。

市におきましても、土地改良区の合併等による広域活動組織への移行や、小規模集落支援制度を周知し、活動組織の増加と対象面積の拡大に取り組んでまいります。

○5番（坂下 勲君） 広域活動への移行や活動組織の増加と、対象面積の拡大に取り組んでいただきたいと思います。

最後の質問、再質問に入ります。農水省は146組織を対象に調査をし、地域コミュニティが活性化したと回答した組織は70％、変化なしは29％、悪化したは1％で、大半の組織が効果を実感している。また、1,409市町村を対象にした調査では、交付金をきっかけに活発な取組のうち、最も多い回答は子どもが参加する地域活動で49％、地域の行事やイベントが43％でした。交付金の目的は、農家だけでなく地域住民や農業に直接関係のない人が参加することも想定している。農地など保全活動の充実に加え、農村地域の住民交流を促すことも視野に入れ、農業に関係のない個人団体の参加割合は現在30％にとどまり、農水省は2020年度までに40％に増やす目標を立てております。本市においても多面的機能支払交付金を活用し、地域コミュニティの活性化に寄与するとともに、水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制強化費など、地域が一体となった防災・減災の強化に必要不可欠と思いますがどうですか。

○経済部長（吉田裕次君） 多面的機能支払交付金の活動組織の構成員の中には、農業者のみで構成される活動組織、または農業者と自治会や消防団等の他団体で構成さ

れる活動組織の設立が必要となっております。

特に、共同活動や長寿命化の活動を実施される場合は、農業者以外の団体の参加が必須となっており、５２組織中４４組織が他団体と共同活動等に取り組んでおります。

地域で水路の補修や泥上げ、ため池の点検等を実施されており、このような共同活動を通じて地域コミュニティの活性化と地域防災の強化に大変重要な役割を担っております。

今後は、広域化と小規模集落支援等による地区数の増加及び区域の拡大に伴い、更なる防災・減災につながるものと考えております。

○５番（坂下 勲君） 国は交付金の活動をとおして人が集まり、様々な地域活動が活発になっている。農業に直接関係のない個人・団体の参加を増やし、地域活動をさらに後押ししたいと考えており、市としても地域が一体となった地域コミュニティの活性化並びに防災・減災力の強化のため、広域支援を拡充してください。

最後になりますが平成３１年度市長の施政方針の中でも、災害に強い都市構造の構築、それらを構成する拠点やネットワークの整備、また子どもたちが幅広い知識と教養を身に付け、豊かな人間性と健やかな体をつくれるよう安全かつ教育環境の整備と、子育て支援が充実したまちづくりを進め、平成２９年３月に策定した第２次宇城市総合計画に基づき、今後本市が目指す将来都市像「ちょうどいい！住みやすさを実感できる都市（まち）・宇城」の実現に向けた６つのまちづくり「復興する」「育てる」「住み続ける」「持続する」「選ばれる」「活躍する」まちづくりの実現に向け、事業を展開してください。

最後になりましたが、今月末で退職される執行部の９人の皆様におかれましては、長きにわたり宇城市発展のため御尽力を賜り、衷心より感謝を申し上げます。今後、ますますの御健勝と御多幸をお祈り申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（長谷誠一君） これで、坂下勲君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問は全て終了しました。これで一般質問を終わります。

—————○—————

日程第２ 休会の件

○議長（長谷誠一君） 日程第２、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日１３日水曜日は、議事整理のため休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。したがって、明日１３日水曜日は休会す

ることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

来たる14日木曜日は、午前10時までに本会議場に御参集願います。

どなた様も御苦労様でした。

-----○-----

散会 午後2時09分

第 9 号

3 月 1 4 日 (木)

平成31年第1回宇城市議会定例会（第9号）

平成31年3月14日（木）

午前10時00分 開議

1 議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第11号 | 宇城市延滞金等徴収条例の制定について |
| 日程第2 | 議案第12号 | 宇城市森林環境譲与税基金条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第13号 | 宇城市営駐車場条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第14号 | 宇城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第15号 | 宇城市総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第16号 | 宇城市三角西港観光施設条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第17号 | 宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第18号 | 宇城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第19号 | 宇城市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第20号 | 宇城市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第21号 | 宇城市河川敷等占用条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第22号 | 宇城市立公園条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第23号 | 宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第24号 | 宇城市公民館条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第25号 | 宇城市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第26号 | 宇城市民プール条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第27号 | 宇城市立体育館条例の一部を改正する条例の制定について |

- 日程第 18 議案第 28 号 宇城市三角地域過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 19 議案第 29 号 指定管理者の指定について（松橋老人福祉センター）
- 日程第 20 議案第 30 号 指定管理者の指定について（不知火体育館、松合体育館、不知火温水プール、武道館、不知火グラウンド）
- 日程第 21 議案第 31 号 工事請負契約の変更契約の締結について（長崎久具線交付金橋梁上部工工事）
- 日程第 22 議案第 32 号 財産の無償譲渡について（不知火保育園）
- 日程第 23 議案第 33 号 財産の取得について（災害公営住宅建設用地）
- 日程第 24 議案第 34 号 平成 31 年度宇城市一般会計予算
- 日程第 25 議案第 35 号 平成 31 年度宇城市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 26 議案第 36 号 平成 31 年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 27 議案第 37 号 平成 31 年度宇城市介護保険特別会計予算
- 日程第 28 議案第 38 号 平成 31 年度宇城市奨学金特別会計予算
- 日程第 29 議案第 39 号 平成 31 年度宇城市水道事業会計予算
- 日程第 30 議案第 40 号 平成 31 年度宇城市下水道事業会計予算
- 日程第 31 議案第 41 号 平成 31 年度宇城市民病院事業会計予算
- 日程第 32 議案第 42 号 工事請負契約の締結について（松橋中学校屋内運動場改築工事）
- 日程第 33 議案第 43 号 工事請負契約の締結について（松橋西防災拠点センター新築工事）
- 日程第 34 議案第 44 号 工事請負契約の締結について（松橋東防災拠点センター新築工事）
- 日程第 35 議案第 45 号 工事請負契約の締結について（豊野防災拠点センター新築工事）
- 日程第 36 同意第 1 号 副市長の選任について（浅井 正文氏）
- 日程第 37 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第 38 各常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（22人）

1 番 原 田 祐 作 君
3 番 山 森 悦 嗣 君

2 番 永 木 誠 君
4 番 三 角 隆 史 君

5 番 坂 下 勲 君
 7 番 高 本 敬 義 君
 9 番 福 永 貴 充 君
 1 1 番 園 田 幸 雄 君
 1 3 番 福 田 良 二 君
 1 5 番 渡 邊 裕 生 君
 1 7 番 長 谷 誠 一 君
 1 9 番 豊 田 紀代美 君
 2 1 番 石 川 洋 一 君

6 番 高 橋 佳 大 君
 8 番 大 村 悟 君
 1 0 番 溝 見 友 一 君
 1 2 番 五 嶋 映 司 君
 1 4 番 河 野 正 明 君
 1 6 番 河 野 一 郎 君
 1 8 番 入 江 学 君
 2 0 番 中 山 弘 幸 君
 2 2 番 岡 本 泰 章 君

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 吉 澤 和 弘 君 書 記 山 本 裕 子 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長 守 田 憲 史 君	副 市 長 浅 井 正 文 君
教 育 長 平 岡 和 徳 君	総 務 部 長 成 松 英 隆 君
総 合 政 策 監 村 上 理 一 君	企 画 部 長 岩 清 水 伸 二 君
市 民 環 境 部 長 園 田 敏 行 君	健 康 福 祉 部 長 那 須 聡 英 君
経 済 部 長 吉 田 裕 次 君	土 木 部 長 成 田 正 博 君
教 育 部 長 蛇 島 浩 治 君	会 計 管 理 者 木 下 堅 君
総 務 部 次 長 天 川 竜 治 君	企 画 部 次 長 中 村 誠 一 君
市 民 環 境 部 次 長 村 上 雅 宣 君	健 康 福 祉 部 次 長 稼 隆 弘 君
経 済 部 次 長 杉 浦 正 秀 君	土 木 部 次 長 坂 園 昭 年 君
教 育 部 次 長 吉 田 勝 広 君	三 角 支 所 長 内 田 公 彦 君
総 括 審 議 員 原 田 文 章 君	不 知 火 支 所 長 村 上 伸 一 君
小 川 支 所 長 篠 塚 孝 教 君	豊 野 支 所 長 中 村 隆 文 君
市 民 病 院 事 務 長 伊 藤 博 文 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長 蔵 原 正 敏 君
監 査 委 員 事 務 局 長 横 山 悦 子 君	財 政 課 長 木 見 田 洋 一 君

開議 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） これから、本日の会議を開きます。

市長から追加議案が提出されております。提出議案はお手元に配布しております
議事日程記載の日程第 33、議案第 43 号工事請負契約の締結について（松橋西防
災拠点センター新築工事）から、日程第 35、議案第 45 号工事請負契約の締結に
ついて（豊野防災拠点センター新築工事）までであります。

-----○-----

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 11 号 | 宇城市延滞金等徴収条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第 12 号 | 宇城市森林環境譲与税基金条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 13 号 | 宇城市営駐車場条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 14 号 | 宇城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改
正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 15 号 | 宇城市総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定
について |
| 日程第 6 | 議案第 16 号 | 宇城市三角西港観光施設条例の一部を改正する条例の制
定について |
| 日程第 7 | 議案第 17 号 | 宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について |
| 日程第 8 | 議案第 18 号 | 宇城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 19 号 | 宇城市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制
定について |
| 日程第 10 | 議案第 20 号 | 宇城市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定
について |
| 日程第 11 | 議案第 21 号 | 宇城市河川敷等占用条例の一部を改正する条例の制定に
ついて |
| 日程第 12 | 議案第 22 号 | 宇城市立公園条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 13 | 議案第 23 号 | 宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定に
ついて |
| 日程第 14 | 議案第 24 号 | 宇城市公民館条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 15 | 議案第 25 号 | 宇城市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の制定に
ついて |
| 日程第 16 | 議案第 26 号 | 宇城市民プール条例の一部を改正する条例の制定につい |

て

日程第 17 議案第 27 号 宇城市立体育館条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 18 議案第 28 号 宇城市三角地域過疎地域自立促進計画の変更について

日程第 19 議案第 29 号 指定管理者の指定について（松橋老人福祉センター）

日程第 20 議案第 30 号 指定管理者の指定について（不知火体育館、松合体育館、不知火温水プール、武道館、不知火グラウンド）

日程第 21 議案第 31 号 工事請負契約の変更契約の締結について（長崎久具線交付金橋梁上部工工事）

日程第 22 議案第 32 号 財産の無償譲渡について（不知火保育園）

日程第 23 議案第 33 号 財産の取得について（災害公営住宅建設用地）

日程第 24 議案第 34 号 平成 31 年度宇城市一般会計予算

日程第 25 議案第 35 号 平成 31 年度宇城市国民健康保険特別会計予算

日程第 26 議案第 36 号 平成 31 年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算

日程第 27 議案第 37 号 平成 31 年度宇城市介護保険特別会計予算

日程第 28 議案第 38 号 平成 31 年度宇城市奨学金特別会計予算

日程第 29 議案第 39 号 平成 31 年度宇城市水道事業会計予算

日程第 30 議案第 40 号 平成 31 年度宇城市下水道事業会計予算

日程第 31 議案第 41 号 平成 31 年度宇城市民病院事業会計予算

日程第 32 議案第 42 号 工事請負契約の締結について（松橋中学校屋内運動場改築工事）

○議長（長谷誠一君） 日程第 1、議案第 11 号宇城市延滞金等徴収条例の制定についてから日程第 32、議案第 42 号工事請負契約の締結について（松橋中学校屋内運動場改築工事）までを一括議題とします。

去る 2 月 21 日及び 2 月 26 日の会議において、審査を付託しました各常任委員会から審査結果の報告がありますので、ただいまから各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長に報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

○総務文教常任委員長（高橋佳大君） おはようございます。総務文教常任委員会の審査報告をいたします。総務文教常任委員会に付託されました案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例案件 8 件、その他案件 3 件、予算案件 2 件、合計 13 件の議案であります。委員会を 2 月 27 日及び 2 月 28 日に大委員会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部局長、次長、各支所長

並びに関係課長の出席を求め審査を行いました。

議案の審査の過程で論議された主なものを要約して申し上げます。

まず、議案第14号宇城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員から「働き方改革の推進に伴う時間外勤務命令に関する改正の内容を具体的に説明願いたい」との質疑に対し、執行部から「1、上限時間を設定する。2、特別な業務が発生した場合における上限時間の特例を設け、職員の十分な健康管理を行う。3、時間外勤務による体調不良者に対する医師の面接指導を義務付ける。以上3点に関して、規則でも定めることができるように条例の改正をする」との答弁がありました。

次に、議案第16号宇城市三角西港観光施設条例の一部を改正する条例の制定について、委員から「三角西港浮栈橋と待合所の使用の利用者手続きを一本化し、利用者の増加と利便性の向上を図るとのことだが、これで三角西港周辺と合わせた観光推進の仕組みは全てできたのか」との質疑に対し、執行部から「県の遊歩道整備等が残っており、これで全てではないが一步前進と考えている」との答弁がありました。

次に、議案第23号宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、委員から「宇城市食物アレルギー対応委員会で、今後対応していく内容と開催頻度についてお尋ねしたい」との質疑に対し、執行部から「昨年11月より小中学校長、栄養教諭並びに養護教諭の代表者などによるアレルギー食の検討委員会を設置し、実務者協議が行われている。その協議内容を基に、医療・救急専門の方を加えた宇城市食物アレルギー対応委員会を設置し、市の基本方針やマニュアルを作成する予定である。各学校から学校給食課へ提出された学校給食食物アレルギー対応提供事業申請書の内容についての協議や、各学校への指導・助言を行うための組織づくりを図っていきたい。開催時期については、平成31年度は8月か9月頃に第1回目、10月頃に第2回目を開催する予定である」との答弁がありました。

次に、議案第34号平成31年度宇城市一般会計予算について、総務費の交通安全施設整備工事費について、委員から「前年度と同額の予算額ではあるが、具体的にカーブミラーを何基設置するとか、そういう見込みで予算を組んでいるのか。また、地域の要望を踏まえた積算なのか」との質疑に対し、執行部から「緊急時への対応や土木部の道路の拡張、交通安全の要望等も含め、カーブミラーの設置39基分及びガードレール総延長100延分の予算を計上している。予算計上に際しては、前年のうちに全行政区に対して要望の調査をすべきものと考えている」との答弁がありました。

次に、観光費の三角西港観光トイレ大規模改修工事費について、委員から「どの

ようなトイレを計画されているのか」との質疑に対し、執行部から「龍驤館とムルドルハウス 2 か所を計画している。既に洋式化はしているが、今の観光地のトイレとしては見劣りするのではないかと意見もある。トイレ機器メーカーと連携するなど世界遺産にふさわしいトイレにしたい」との答弁がありました。

次に、教育費のスクールバス運行業務委託料について、委員から「事故等に対する補償契約はどうなっているのか」との質疑に対し、執行部から「受託者が任意保険に加入することを原則としている。対人・対物賠償額は無制限、搭乗者については 1 千万円までとなっており、車両保険にも加入されている」との答弁がありました。

次に、議案第 38 号平成 31 年度宇城市奨学金特別会計予算について、委員から「奨学金の借り手が 22 人と少ないが、貸付額はどのような状況か」との質疑に対し、執行部から「貸付額については、ピークが平成 23 年度 3,214 万円で、平成 30 年度は 690 万円まで減少した。平成 23 年度当時はまだ所得制限がなく、誰でも借入れができる奨学金制度だったが、奨学金基金の減少に伴い日本学生支援機構と同じ所得制限を設けたことが貸付額が減少してきた主な理由と考える」との答弁がありました。

次に、議案第 42 号工事請負契約の締結について（松橋中学校屋内運動場改築工事）について、委員から「この後計画されている武道場の解体工事費も合わせるといくらぐらいになるのか」との質疑に対し、執行部から「武道場を含めると総額 16 億円になると見込んでいる」と答弁があり、さらに委員から「当初の予算額はいくらぐらいだったのか」との質疑に対し、執行部から「当初予算は、基本構想による屋内運動場の 9 億円に昨今の市場動向を見込み 11 億 5 千万円ほどとした。継続費の設定時点は基本設計の段階であったため、当初予算と同じ金額に設定したが、実施設計により実際の設計額は変わってきている」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁の主な点であります。これらの質疑を終結し、採決の結果、総務文教常任委員会に付託されました条例案件 8 件、その他案件 3 件、予算案件 2 件の合計 13 件については、全て可決すべきものと決定しました。

以上で、総務文教常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（長谷誠一君） 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設経済常任委員長に報告を求めます。

○建設経済常任委員長（福永貴充君） おはようございます。建設経済常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例案件 5 件、その他案件 2 件、予算案件 3

件であります。委員会を２月２７日と２８日に第３委員会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、次長並びに担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第１２号宇城市森林環境譲与税基金条例の制定について、委員から「法律の内容と基金の使い道は」との質疑に対し、執行部から「所有者が自ら管理できない、相続人が不明などの理由により放置されている森林の管理に、市町村が介入できるようにすることが目的。まずは所有権情報の整備と意向調査を進めていきたい」との答弁がありました。それに対し、委員から「森林管理のための伐採や林道整備により、災害が起こる危険性もある。危機感を持って取り組んでもらいたい」との意見がありました。討論においては、「システムや法の適用に不透明な部分が多く不安要素の後押しになりかねない。議論の判断材料が不足している」との反対意見や、「林業の振興、環境保全の両方の面においてこの条例は必要」との賛成意見がありました。

次に、議案第１３号宇城市営駐車場条例の制定について、委員から「有事の際の対応はどうなるのか」との質疑に対し、執行部から「防犯カメラを駐車場とは別に設置し、２４時間対応のオペレーターと通話できる機器も導入し、緊急時は１時間以内に現場に到着できる態勢を取る予定としている」との答弁がありました。それに対し、委員から「採算性はどれくらいを考えているのか」との質疑に対し、執行部から「３分の１の稼働で収支がゼロになる計算。年間５，８００台程度の利用があればと考えている」との答弁がありました。

次に、議案第３４号平成３１年度宇城市一般会計予算の土木費の道路橋りょう費について、委員から「リバーサイド・ロードは跨線橋の建設も予定に含まれていると思うが、踏切ではなく跨線橋とした理由は」との質疑に対し、執行部から「警察とも協議をした結果、踏切と交差点の距離が短く、渋滞を引き起こし、事故につながる危険性もあり、ＪＲとの協議も含め判断した」との答弁がありました。これに対して、委員から「リバーサイド・ロードの総合的な予定は」との質疑に対し、執行部から「長崎久具線を参考にすると、全長約３キロを３区間に分けておよそ１５年程度を要するのではないかと考えている。交付金の配分次第によって早くなったり遅くなったりする可能性もある」との答弁がありました。これに対し、委員から「１５年の中で人口減少、社会情勢の変化など様々な問題が起こると考える。全体構想の中でどのように考えているのか」との質疑に対し、執行部から「人口減少が進むから大規模なインフラ整備が必要ないという考え方ではない。人口が減っているからこそ移動の迅速性、安定性が重要になってくると考えている」との答弁があ

りました。

次に、水産業費の水産業振興費について、委員から「カキ養殖事業の予算は合併当初から毎年計上され取り組まれてきた。マガキの養殖は成功しつつあるがクマモト・オイスターは厳しい状況と聞いている。詳細はどうなっているのか」との質疑に対し、執行部から「マガキは平成30年に2.5ト、平成31年には1.5トの出荷を見込んでいる。クマモト・オイスターは、平成29年にゼロだった出荷数が、平成30年には300個となり、平成31年には2,000個となる見通し。長い試験養殖期間の中で海水温が産卵に大きく影響し、死滅につながる事が分かった。時期を調整することで成果が徐々に表れている」との答弁がありました。これに対し、委員から「以前から、カキ小屋の設置はできないかと議論してきた。カキ小屋は三角町の更なる交流人口増加を見込める。是非、漁協と協力しながら進めてほしい」との意見がありました。

次に、総務管理費の地方活性化事業費について、委員から「既存特産品のブラッシュアップ化事業とは具体的にどのようなことをするのか」との質疑に対し、執行部から「農作物や加工食品などの魅力向上のために、新たにラッピングの開発や統一した袋などで本市のPRを図り、販路を拡大していく」との説明がありました。それに対し、委員から「リピーターを増やすには、やはり商品自体の質を上げることも必要である。宇城市の特産品をたくさんの人に知ってもらうために周知方法も強化してほしい」との意見がありました。

次に、議案第39号平成31年度宇城市水道事業会計予算について、委員から「簡易水道事業と一本化したことで簡易水道の料金に変更はあるのか」との質疑に対し、執行部から「会計が一緒になっただけで事業としては別である。この一本化により料金に変更されることはない」との答弁がありました。また討論の中で「料金値下げのため、何か手を打たないといけない状況が続いている。議論が足りていない」という反対意見もありました。

次に、議案第40号平成31年度宇城市下水道事業会計予算について、委員から「処理場の改修計画はどうなっているのか」という質疑に対し、執行部から「松橋不知火浄水管理センターは、昭和60年代に建てられ耐用年数が経過している。今回は浄化槽タンク1基分の施工費を計上している。中長期的な改修計画は、ストックマネジメント計画策定の中で計画する予定である」との答弁がありました。また、委員から「八代北部流域下水道工事の進捗率は」との質疑に対し、執行部から「全体の整備率は9割弱で、整備済み人口は約8,500人である」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託されました、条例案件5件、その他案件2件、予算案件3件につきましては、全て可決すべきものと決定しました。

以上、建設経済常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（長谷誠一君） 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

次に、民生常任委員長に報告を求めます。

○民生常任委員長（豊田紀代美君） おはようございます。民生常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例案件4件、予算案件5件、その他案件2年の合計11件であります。委員会を3月1日及び4日に、大委員会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、次長並びに担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第19号宇城市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について、委員から「今回、宇城市不知火老人福祉センターが廃止となり、松橋にある老人福祉センターだけになってしまうが、今まであったニーズを1か所で代替できるのか」との質疑に対し、執行部から「合併当初は旧町に1か所ずつであったが、耐震不足や災害等により解体となった。高齢者の福祉の向上については代替施設の公民館や防災拠点センターで実施していきたいと考えている」との答弁がありました。

次に、議案第32号財産の無償譲渡について（不知火保育園）、委員から「この財政が厳しい中、なぜ無償譲渡なのか」との質疑に対し、執行部から「移管後直ちに園舎建替を条件としており、その際現園舎は解体されるため無償譲渡とし、その分保育の充実に充てていただくように考えている」との答弁がありました。それに対し、委員から「備品に関しては今後使えるものもあるため、園舎と分けて有償で譲渡すべきではないか」との意見がありました。また採決の際に、「無償譲渡ではなく園舎の解体までは賃料を取るべきではないか」といった反対討論がありました。

次に、議案第34号平成31年度宇城市一般会計予算の款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費について、委員から「窓口の民間委託による委託費が計上されているが、民間に委託したことによるメリットは」との質疑に対し、執行部から「平成30年度の人事異動で、市民課と支所を含めて7人が他部署へ異動になっている。また民間に委託したことのメリットとして、フロアに出での申請書の記入支援などが

挙げられる」との答弁がありました。それに対し、委員から「平成３２年度からの第２期の委託に向けて費用対効果を含めて再度検証を行うように」と意見がありました。

次に、民生費の児童館運営費について、委員から「萩尾児童館の解体工事設計委託料が予算計上されているが、どうして１か所分だけなのか」との質疑に対し、執行部から「平成３１年度いっぱい竹崎、萩尾、曲野の３児童館が閉館となるが、竹崎と曲野については園舎は地区で利用したいとの要望が挙がっているため、解体設計の予算は計上していない。萩尾についても今後そういった要望があればその都度対応していきたい」との答弁がありました。

次に、民生費の子ども・子育て支援費について、委員から「保育士の給与を上げるための処遇改善加算がきちんと支払われているかどうかの確認はどのような形で確認しているのか」という質疑に対し、執行部から「民間保育園の加算の確認については市も参加して監査時に確認を行っている」との答弁がありました。

次に、民生費の子育て支援について、委員から「現在、児童虐待による死亡事件が発生し、連日ニュース等で報道されているが、宇城市の発見件数とその内容はどうなっているか」との質疑に対し、執行部から「平成２９年度は２３件の通告があっており、そのうち心理虐待が１３件と最も多く、次いで身体虐待となっている。本年度も現在までに１１件の通告があっており全ての対応ができている」との答弁がありました。

次に、議案第３５号平成３１年度宇城市国民健康保険特別会計予算について、委員から「保険療養給付費が減少しているがその理由は何か」との質疑に対し、執行部から「国保の被保険者が平成２７年度は約１７，０００人だったのが、平成３１年度の試算では約１５，５００人と、ここ数年国保の一般被保険者が減少しているのが給付費が減少している理由ではないかと考える。また被保険者が減少している理由としては、宇城市の人口が減少している点と後期高齢者が増えているのが原因ではないかと考えている」との答弁がありました。

次に、議案第３７号平成３１年度宇城市介護保険特別会計予算について、委員から「保険料の歳入予算が、介護保険事業計画の保険料見込み額と相違があるのではないか」との質疑に対し、執行部から「平成３０年度の決算見込みから歳出予算を算定し積算しているため、それをもとに介護保険制度の負担割合により保険料の歳入予算額を算出し、予算に計上しているため計画値と相違がある」との答弁がありました。

次に、議案第４１号平成３１年度宇城市民病院事業会計予算について、委員から「現在のジェネリック医薬品の使用率、また使用についての公的病院としての考え

は」との質疑に対し、執行部から「ジェネリック医薬品について現在の使用率は低い、今後努力していく」との答弁がありました。それに対し、委員から「以前から国、県、市ではジェネリック医薬品を推奨しているので、なるべく検討するように」との意見がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託されました条例案件4件、予算案件5件、その他案件2件につきましては、全て可決すべきものと決定しました。

以上、民生常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（長谷誠一君） 民生常任委員長の報告が終わりました。

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第11号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第11号宇城市延滞金等徴収条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第11号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第12号の討論に入ります。通告がありますので発言を許します。

○15番（渡邊裕生君） ただいま議題になっております議案第12号宇城市森林環境譲与税基金条例の制定について、反対の立場で討論します。

この基金条例は森林経営管理法、いわゆる森林管理システムの財源ともなる条例です。森林経営管理法には、幾つかの問題があると指摘されています。パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成、災害防止を図るための森林整備等の地方財源を安定的に確保する観点から、森林現場の課題に対応するため、現場に最も近い市町村が主体となって森林を集積するとともに、自然条件が悪い森林について、市町村自らが管理を行う新たな森林管理システムを創設することになっています。この中で、自然的条件からみて経済ベースでの森林経営を行

うことが困難な森林等については、市町村が公的に管理を行うことになっています。環境譲与税を財源にして、どのようにして市町村が自然条件の悪い森林を公的に管理していくのか、その姿が見えていません。また、この法律では、森林所有者には伐採とその後の造林の実施に責任を持つように定めています。できない場合は市町村に委託させる内容になっていますが、委託に同意しない所有者に対して、市町村が勧告や意見書提出などプロセスを経れば同意したものとみなし、木を伐採してもいいことになっています。このことは、憲法が保障する財産権の侵害にあたりはしないかという指摘があります。さらに林業を営んでおられる方からの意見として、優良木材生産は50年から100年という長い年月をかけて生産されるもので、この法律では主伐期11齢級55年ですが、11齢級としていることから、質の高い木材生産ができなくなるという懸念の声があります。全ての林業経営者の意欲が低下していることと判断することもできませんし、優良木材生産に意欲のある方たちの意思を尊重することも大切だと思い、この法律の問題点を指摘し、反対の討論とします。

○議長（長谷誠一君） 以上で、通告による討論を終わります。

これから、議案第12号宇城市森林環境譲与税基金条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第12号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第13号宇城市営駐車場条例の制定についてから、議案第31号工事請負契約の変更契約の締結について（長崎久具線交付金橋梁上部工工事）までの討論に入りますが、通告はありません。したがって討論なしと認めます。

これから、議案第13号宇城市営駐車場条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第13号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第１３号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第１４号宇城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第１４号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第１４号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第１５号宇城市総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第１５号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第１５号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第１６号宇城市三角西港観光施設条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第１６号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第１６号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第１７号宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第１７号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第18号宇城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第18号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第19号宇城市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第19号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第19号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第20号宇城市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第20号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第21号宇城市河川敷等占用条例の一部を改正する条例の制定につい

てを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第２１号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第２１号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第２２号宇城市立公園条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第２２号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第２２号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第２３号宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第２３号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第２３号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第２４号宇城市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第２４号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第２４号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第２５号宇城市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第２５号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第２５号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第２６号宇城市民プール条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第２６号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第２６号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第２７号宇城市立体育館条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第２７号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第２７号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第２８号宇城市三角地域過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第２８号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第２８号は可決しました。

次に、議案第２９号指定管理者の指定について（松橋老人福祉センター）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第２９号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第２９号は可決しました。

次に、議案第３０号指定管理者の指定について（不知火体育館、松合体育館、不知火温水プール、武道館、不知火グラウンド）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第３０号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第３０号は可決しました。

次に、議案第３１号工事請負契約の変更契約の締結について（長崎久具線交付金橋梁上部工工事）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第３１号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第３１号は可決しました。

次に、議案第３２号の討論に入ります。通告がありますので発言を許します。

○１番（原田祐作君） ただいま議題になっております、議案第３２号財産の無償譲渡

について（不知火保育園）について、反対の立場で討論いたします。本議案は宇城市公立保育所の民営化に関連する議案であります。公立保育所の民営化とは、政府の三位一体の改革により、平成16年度から国の公立保育所に対する運営費の補助が廃止され、交付税に一本化されたことにより急速にその流れが広まってきたと考えております。これ以降民営化の議論の場では、保育の質に関することよりも、保育所の運営コストに対してより重きを置かれた議論がなされてまいりました。このことが現在保育環境を取り巻く様々な課題、特に保育士の身分保障等、保育の質に深く関わる部分についての課題が発生し、解決ができていないその原因であると考えております。本年実施予定の保育料無料化による国の運営費補助割合をみても、今後この流れは大きくなっていくと確信しております。ここで、保育所をコスト面だけで議論するような環境に歯止めをかけるため、また、財政状況が厳しい本市におきましては、有償譲渡や施設の貸与による歳入が見込まれるのであれば、当然それは実施されるべきである点を指摘いたしまして、反対の討論いたします。

○議長（長谷誠一君） 以上で、通告による討論を終わります。

これから、議案第32号財産の無償譲渡について（不知火保育園）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第32号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第32号は可決しました。

次に、議案第33号の討論に入りますが、通告はありません。したがって討論なしと認めます。

これから、議案第33号財産の取得について（災害公営住宅建設用地）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第33号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第33号は可決しました。

ここでしばらく休憩をいたします。

—————○—————

休憩 午前 11 時 03 分

再開 午前 11 時 15 分

—————○—————

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第 34 号の討論に入ります。通告がありますので、順番に発言を許します。まず、20 番、中山弘幸君。

○20 番（中山弘幸君） 20 番、中山です。ただいま議題になっております、議案第 34 号平成 31 年度宇城市一般会計予算につきまして、私は反対の立場で討論いたします。まずは、去る平成 31 年 3 月 8 日の一般質問において、渡邊裕生議員の質問に対して、市長から渡邊裕生議員の質問を揶揄する不適切な発言がありました。揶揄するとは、嫌な気分になるようなことを言う、皮肉を言う、嫌なことを言う、からかう、嫌みを言う、不快なことを言う、おちょくるという意味があります。そこで私たちうき未来 21 では、議長を通して文書で市長に対して発言の撤回と謝罪を求めました。その内容は以下のとおりです。1、万歳です、お手上げまでならまだしも、万歳というのは全く不適切であります。

○議長（長谷誠一君） ちょっと、中山議員。

○議会事務局長（吉澤和弘君） 質疑です、討論ですよ。

○20 番（中山弘幸君） いや、これに続きます。・・・議員に対しての全般的な話ですから。討論です。

○議会事務局長（吉澤和弘君） 一般会計予算ですよ。

○20 番（中山弘幸君） 討論です、この後に続きます。

○議長（長谷誠一君） ここでしばらく休憩します。

—————○—————

休憩 午前 11 時 17 分

再開 午前 11 時 19 分

—————○—————

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

○20 番（中山弘幸君） では、いろいろ言いたいこともございますが、それは別の機会で申し上げることにしまして、議長の叱責に敬意をはらいまして、この続きはまたの機会に発言をいたします。

さて、今回提出されました平成 31 年度宇城市一般会計予算につきましては、まずこの予算が消費税 10 % への引き上げを前提にしていること。これまでも発言し

てきましたが、消費税の１０％への引き上げは日本経済に致命的な打撃を与え、更なる増税へとつながり、日本経済は負のスパイラルに突入する可能性があります。また、どうしても賛成しかねる大野川リバーサイド・ロードの関係予算、また、不知火公民館解体予算が含まれております。よってこの予算には反対をいたします。議員各位におかれましては、御賛同賜りますようお願い申し上げ私の討論といたします。

○議長（長谷誠一君） 次に、１２番、五嶋映司君。

○１２番（五嶋映司君） １２番、日本共産党の五嶋でございます。ただいま議題になっております、議案第３４号平成３１年度宇城市一般会計予算に反対の立場で討論いたします。反対の第１は、先ほど中山議員からもありましたが、歳入歳出にわたって、国民生活に大打撃を与える可能性を含む消費税増税を前提とした予算になっていることです。１０月１日から消費税を１０％にするという方針が決まっているとはいえ、経済情勢は不透明な上、政府統計の改ざんなどの疑いで日本経済が本当にこの増税に耐えられるのか疑問です。また、国民の所得が増えていない上に貧富の差の拡大が言われる中、低所得者ほどその影響を受けるという消費税増税を前提とする予算案です。第２は、施設整備や災害復旧の名目で行われる解体費や建設費の問題です。建設される施設が解体される公民館や老人福祉施設の代替として使用できるということですが、代替利用計画に不十分さが感じられます。また、災害復旧修理した施設をわずかな期間で解体し、新たに建設する予算も問題です。またこれらの建設費をみても、資材費の高騰や人手不足で当初の見込みより大幅に金額が高くなっています。本予算においても一昨日の一般質問の答弁のとおり、当初設計費は平成３０年度の１８９億円に続き、平成３１年度も８７億円と例年の２倍程度となっています。このような膨大な建設予算は、市民の住宅復興に大きな影響をもたらすことは明かです。事業に対する財源対策などで、今でなければ市の財政負担はさらに拡大するという説明ですが、国の動向など将来にわたって検討できているのかにも疑問があります。その他、総務部の人件費の支出や教育部の施設・・・も適切と言えない予算が計上されています。このような理由から、議案第３４号平成３１年度宇城市一般会計予算には反対をいたします。議員諸氏の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（長谷誠一君） 以上で、通告による討論を終わります。

これから、議案第３４号平成３１年度宇城市一般会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第３４号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第35号の討論に入ります。通告がありますので発言を許します。

○12番（五嶋映司君） 12番、日本共産党の五嶋でございます。ただいま議題になっております、議案第35号平成31年度宇城市国民健康保険特別会計予算に反対の立場で討論いたします。この予算では、県が示した標準税率に従い、標準税率よりも宇城市の方が高い分を引き下げて、所得200万円、小中学生の子ども2人の夫婦では6,000円程度の引き下げが提案されていることは評価をしたいと思います。しかし、国保税は払いたくても払えないと言われるほど、負担感の大きな税であることに変わりがありません。今の宇城市の国保財政を見てみると、世帯当たり1万円から2万円程度の引き下げが可能な状況ではないかと思えます。執行部の健全な国保の運営という思いは分かりますが、低所得者層の加入が多く、協会けんぽや組合健保などの他の保険に比べると、倍以上に高いという国民健康保険の実態をみると引き下げが必要です。しっかりと検討をしてその実現に向かったの努力を強く要請するという意味も含め、議案第35号平成31年度宇城市国民健康保険特別会計予算には反対をいたします。議員諸氏の賛同をどうかよろしくお願いします。

○議長（長谷誠一君） 以上で、通告による討論を終わります。

これから、議案第35号平成31年度宇城市国民健康保険特別会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第35号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第36号の討論に入りますが、通告はありません。したがって討論なしと認めます。

これから、議案第36号平成31年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第36号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛

成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第37号の討論に入ります。通告がありますので発言を許します。

○15番（渡邊裕生君） ただいま議題になっております、議案第37号平成31年度宇城市介護保険特別会計予算について反対の立場で討論します。平成31年度の宇城市介護保険特別会計予算は、第7期介護保険事業計画の推計値とは一般質問で指摘したとおりかい離があり、市民に説明できないということで反対をします。議員諸氏の賛同をお願いいたします。

○議長（長谷誠一君） 以上で、通告による討論を終わります。

これから、議案第37号平成31年度宇城市介護保険特別会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第37号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第38号の討論に入りますが、通告はありません。したがって討論なしと認めます。

これから、議案第38号平成31年度宇城市奨学金特別会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第38号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第39号の討論に入ります。通告がありますので発言を許します。

○12番（五嶋映司君） 12番、五嶋でございます。ただいま議題になっております、議案第39号平成31年度宇城市水道事業会計予算に反対の立場で討論いたします。宇城市の水道料金が近隣市町村に比べて、さらには日本全国等の比較の中でも高い状態にあることは、一般質問などで度々申し上げてきました。水道事業は、人間が生きていくために最も大事である水を提供する社会資本を構築する事業の1つです。これはまた公共料金と言われ、できることならば、全国皆が平等に負担する金額となることが望ましいと思います。今回のこの水道会計予算が更なる負担増をもたらす予算ではないとはいえ、この予算を認めることは高い水道料金を容認することにつながります。一步でも半歩でも水道料金を近隣市町村並みに引き下げる努力の見られる予算の提出を要望して、議案第39号平成31年度宇城市水道事業会計予算に反対をいたします。

○議長（長谷誠一君） 以上で、通告による討論を終わります。

これから、議案第39号平成31年度宇城市水道事業会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第39号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第40号から議案第42号までの討論に入りますが、通告はありません。したがって討論なしと認めます。

これから、議案第40号平成31年度宇城市下水道事業会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第40号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第41号平成31年度宇城市市民病院事業会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。

議案第４１号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第４１号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第４２号工事請負契約の締結について（松橋中学校屋内運動場改築工事）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第４２号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第４２号は可決しました。

—————○—————

日程第３３ 議案第４３号 工事請負契約の締結について（松橋西防災拠点センター新築工事）

日程第３４ 議案第４４号 工事請負契約の締結について（松橋東防災拠点センター新築工事）

日程第３５ 議案第４５号 工事請負契約の締結について（豊野防災拠点センター新築工事）

○議長（長谷誠一君） 日程第３３、議案第４３号工事請負契約の締結について（松橋西防災拠点センター新築工事）から、日程第３５、議案第４５号工事請負契約の締結について（豊野防災拠点センター新築工事）までを一括議題とします。

市長から一括して提案理由の説明を求めます。

○市長（守田憲史君） 今回追加提出しますのは、工事請負契約の締結３件でございます。松橋西、松橋東、豊野の防災拠点センター新築工事に係る工事請負契約の締結になります。詳細につきましては総務部長から説明いたします。この案件につきましてよろしく御審議をいただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 提案理由の説明が終わりました。これから議案第４３号から議案第４５号までの詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） それでは、議案第４３号工事請負契約の締結について詳細説明を申し上げます。議案集の２ページと説明資料集の２ページから８ページをお願いいたします。今回の松橋西防災拠点センター新築工事に係る工事請負契約の締結につきましては、平成３１年３月１１日契約の相手方と仮契約を締結しています。契約の内容は、工事名、松橋西防災拠点センター新築工事。工事場所、宇城市松橋町松橋５６４番地２。契約金額、５億７６０万円税込みでございます。請負者、熊本市中央区大江４丁目１３番２０号、小竹・いさお建設工事共同企業体、代表取締役大堂正人。工期は平成３１年３月２９日までとしております。

工事の概要でございます。建築工事一式、鉄骨造の２階建てでございます。１階の延べ床面積が７６２．８８平方メートル、２階床面積が７１７．０８平方メートル、延べ床面積が１，４７９．９６平方メートル、これに電気設備工事一式、機械設備工事一式となります。入札参加者の条件としましては、条件付き一般競争入札で代表構成員、いわゆる親と言われるところが建築一式工事の総合評定値９９０点以上の県内に主たる営業所を有するもので、構成員にいわゆる子の方が、宇城市格付建築一式Ａ等級の２社によりＪＶ方式としております。県内での代表構成員の資格をお持ちは２５社、宇城市建築一式Ａ等級は５社になります。この条件は後ほど説明いたします議案第４４号、議案第４５号も同様となっております。施工実績、配置予定技術者の施工経験としましては、平成１６年度以降元請けとして請負金額１億５千万円以上としております。その結果、２組のＪＶが入札に参加し、３月８日の宇城市工事入札指名等審査会の審査を経て落札者を決定しています。その後３月１１日に落札者と仮契約をしております。予定価格は５億１，３２１万６千円、落札額は先ほど申しました５億７６０万円、落札率は９８．９１％となっております。

続きまして、議案第４４号工事請負契約の締結について説明いたします。議案集は３ページ、説明資料集は９ページから１５ページをお願いします。こちらは松橋東防災拠点センター新築工事に係る工事請負契約の締結につきましては、平成３１年３月１１日契約の相手方と仮契約を締結しています。契約の内容は、工事名、松橋東防災拠点センター新築工事。工事場所、宇城市松橋町豊福１７８６番地の一部。契約金額、６億３，６６６万円税込みでございます。請負者、八代市迎町２丁目９号１０番地、和久田建設・日置組建設工事共同企業体、代表取締役和久田数臣。工期は議案第４３号と同じでございます。

工事概要でございます。建築工事一式、鉄骨造２階建てでございます。１階の床面積が１，０２７．４５平方メートル、２階床面積が９７２．５２平方メートル、延べ床面積が１，９９９．９７平方メートル、それに電気設備工事一式、機械設備工事一式です。入札参加者の条件は、先ほどの議案第４３号で説明のとおりでございます。施工実績、配置

予定技術者の施工経験としましては、平成16年度以降元請けとして請負金額2億円以上としています。その結果、2組のJVが入札に参加しております。予定価格は6億4,314万円、落札額は6億3,666万円、落札率は98.99%です。

続きまして、議案第45号に移ります。議案集は4ページ、説明資料集は16ページから22ページにあります。豊野防災拠点センター新築工事に係る工事請負契約の締結です。契約の内容は、工事名、豊野防災拠点センター新築工事。工事場所、宇城市豊野町糸石3140番地3。契約金額、3億3,890万4千円税込みでございます。請負者、熊本市中央区坪井6丁目17番15号、木村・実栄建設工事共同企業体、代表取締役木村賢正。工期は先ほどと同じでございます。

工事概要でございます。建築工事一式、鉄骨造平屋建てでございます。延べ床面積が957.20平方メートル、そのほか電気設備工事一式、機械設備工事一式となっております。入札参加者の条件は、議案第43号と同様です。施工実績、配置予定技術者の施工経験としましては、平成16年度以降元請けとして請負金額1億円以上としています。その結果、2組のJVが入札に参加しております。予定価格は3億4,300万8千円、落札額は3億3,890万4千円、落札率は98.8%となっております。

○議長（長谷誠一君） 議案第43号から議案第45号までの詳細説明が終わりました。

これから、議案第43号工事請負契約の締結について（松橋西防災拠点センター新築工事）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

○12番（五嶋映司君） 12番、五嶋です。ただいま議題になっております議案第43号工事請負契約の締結について（松橋西防災拠点センター新築工事）について質疑をいたします。前回はこのきれいな資料をいただいて、かなり細かく説明をいただきました。最初の段階ですね。その後変更になっている点がどういう点が変わっているのか、まず幾つか挙げてあげます。設計の変更点は、2番目は、当初計画との金額の違いは。3番は、利用計画は。4番は、一般質問の中でこの施設は職員が常駐できないという答弁がございましたが、どういう状況で管理される施設なのか。ただ、管理室はございますからその辺はどうなのかという説明をいただきたい。それともう1つは、当然これを管理するためには条例が必要です。そのために条例はどのような条例になるのか。条例の使い方その他の条例のアウトラインが見えなければ、この建設が本当にいいのかどうかということも見えなくなります。いわゆる利用計画も含めての条例制定はどうなっているのか。一応、その点を質問いたしますので御答弁をよろしくお願いいたします。

○総務部長（成松英隆君） 工事の変更点ですけど、松橋西につきましては、これまで説明したものと余り変わってはおられません。職員というのは常駐できませんけれど

も、例えば管理人とかそういうところはいらっしゃっても構いません。利用計画ですけれども、元々申し上げておりましたが、平時につきましてはコミュニティ機能を持たせてございまして、いざというとき災害時には防災拠点として利用を計画しております。条例はどうするのという、今詳細について詰めておりますので、次の議会あたりで提案をしていきたいと考えております。

○12番（五嶋映司君） 余りにも課題が大きすぎて、今、ここでやったらきりがありませんね。ところが委員会付託されないものだからここでやらなきゃしょうがないんですよ。今日委員会付託が省略といういわゆる議運ではそういう形になっているみたいで、今日終わらせたいというような話ですから、これ、それでできるのかどうかというのは非常に疑問なんです。結局ここでやるのに、委員会質疑ならば多くいろいろできますね。ここは3回しかないんですよ。で、3回であってこんなに課題があって、まずはなんでこういうちゃんとした資料出さないんですか、ここで。これ見たって分からないですよ。これ見比べたら松橋西はほとんど変わらないです。ただし、変わっています、また。一生懸命みて、眼鏡かけて、虫メガネかけてみて初めて分かります。東は少し変わっています。今度は豊野にしては場所が変わったから大きく変わっていますよね。まあ、外観とか面積とかはほとんど、要するに変わったと言えないぐらいの変わり方です、面積はね。これはもうほとんど変わっていないと僕はそれは了解しますけれども、しかし、用途その他に関してはかなり変わっているんじゃないかと。例えばトイレをここにきて、こうしたとかこうしたとか話がありますね。管理室がこれにあったけれども、じゃあこれも管理室がどうなのかという話があったりなんかするんで、まずはね、こういう資料をちゃんとしたものを、こんな見にくい資料しかないんじゃないじゃなくて、ちゃんとしたここで比較できるような資料を出さないのかというのがまず第1点。それと、当初計画との金額の違いは御説明にならなかったから、その辺はもう一度説明してください。それと利用計画はというのは、前も言っていましたけどと言うけど、これは今までの質疑の中で、福祉センター潰すから福祉センターの代わりもやるんだよということをおっしゃっている。しかし常駐しないと福祉センターという意味はどういうのなのかと言われる。福祉部長は、市では福祉センターは設置要件ではないよとおっしゃるけれども、今までやったところをこれを福祉センターに使うんでしょ。使うと言っておられるのに福祉センターを使うにはそれなりの専門家がいる。そして公民館に使うなら公民館の条例がある。それなりの専門家がいる。常駐はしないとおっしゃるけど公民館の代用はできるのかということです。だから、今言った問題は福祉施設の部分にしては福祉の専門家がいなくて、福祉施設の代用ができるのかというのが1つと、公民館については公民館のちゃんとした専門家がいなくて、公民館につ

いてはちゃんと条例の中で公民館の専門家が幾つもあります。これは学問の一分野にもなっています。そういうのが、それができるのかということです。これはね、条例制定は後でやるとおっしゃっているけど、先にこれ条例を大体つくるのは後でもいいかもしれないけど、こういう条例に基づいてこの施設をつくりますというね、これはニワトリと卵かもしれませんから何とも言えませんけれども、少なくともこういう目的で、防災センターは今防災センターですよ。防災センターをつくりますというなら、そういう防災センターの条例を出しなさいと。そうすると代替施設としてはどうなのかという議論はできるけれども、ここではそういう議論もできないんじゃないかと。ちょっと余りにも多くてまとめきれませんので、その辺をちょっと説明をしていただきたい。

○市長（守田憲史君） まず、人員の件でございます。今回防災拠点センターの整備でございます。例えば支所をつくる予算と、防災センターをつくるときは9割補助でこれ全然違いますので、支所を置くわけにはいかない、職員を置くわけにはいかないという意味です。で、公民館でもない、公民館はおっしゃるとおり公民館法の人員を置く必要があるのかもしれませんが、そういう職員を置く必要がある。これは防災拠点センターなので、そういう国としては防災拠点センターをつくるにあたって支所はつくらせませんよ、公民館でもありませんよというのが趣旨でございます。ですから人員というのはそういう意味で、置けないというよりもそういう事情の中で、ただ管理室を置きまして、ここには正規職員もいるわけでございます。そして今後公民館みたいな使い方をするときには、すぐ近くに支所もございます。その中でやりますし、支所の職員はそこには常駐はいたしません、十分に公民館として使うときにもいろいろな会議に使うときにも、福祉の行事をするときにも、すぐ近くに支所があるわけでございますので、何ら問題はないと考えます。

○総務部長（成松英隆君） 金額の変更点は、ここについては資材の高騰とかそういうものになるので、全般的な話をさせていただいてよろしいですか。

○12番（五嶋映司君） 本来ならね、ちゃんとここで、正確に説明してください。概略ではしょうがないです。説明できないなら後で文書をいただいてもいいです。

○総務部長（成松英隆君） 分かりました。文書で回答いたします。あとは条例の制定については先ほど答弁したとおり、次の機会の時にしていきたいと考えております。

○12番（五嶋映司君） 全然、疑問が解けないし、今市長がおっしゃったように、これは資金としてそういう資金だからこれしかできないというのはよく分かります。しかし、ここでやってきているのは、施設整備の中でやってきているのは、住民サービスをやる拠点の部分で随分潰してきたわけですよ。で、そういう部分をここに代える、隣に支所があるからできるよというのは非常に便宜的で、それはそうか

もしもかもしれませんが、じゃあそういうのをちゃんと計画の中に入れてくださいと。ところが今の段階じゃ全然入っていないんですよ。市長の言葉で言われているだけであって。しかし、これはこういう形でこういう整備します、で、ここの部分を潰しますと。だから、特に支所があつてこうで、使い方はこうしますというのは文章には一切なっていない。だからそういう議論も、本来ならば今回は委員会の中でちゃんとできるはずなんですね。ところがここでは、もう僕はこれで最後です。この部分に関しては。それ以上議論ができない。で、まだ聞きたいことがいっぱいあります。これではこの問題の提起の仕方は、非常に問題があると思います。だから、今の部分について例えば、使い方には問題がない、予算がこの予算だからこれにしかならない。そういう予算でやったやつをほかのにも使えるけれども、じゃあ老人福祉センターなら老人福祉センターとか公民館とかには、どういふものが設備としてなきゃいけないのかというのはあると思うんですね。だから安易に、ここにも支所にもそれぞれ主事みたいなのを置いてするのか。それともそういうことはせずに一般職員にやらせるのか、公民館の行事というのはいわゆるその地域の人たちの知的なものを高めるとか、健康増進するとかいろんな要素を含んでいます。そういうものをやるために公民館主事は必要だというような状況がありますが、そういうのが実際に支所の中に置かれるのかということでこの運用というのが分かるわけですよ。ところが今はその運用が分からない中でこれを決めてくださいというのは、やっぱり非常に飛躍があり過ぎる。

○市長（守田憲史君）　今回、今日追加提案を出しておりますのは、請負契約の締結の問題でございまして、利用するうんぬんに関しましては予算の方に入っておりますので、その時の議論でございまして。それと公民館として使うわけではありませんので、公民館の使用を今ここでうたうわけにはいきません。公民館ではないもので。それともう1点、先ほどの予算うんぬんに関してですが、これは今、今年でないともらえない予算なんです。これをしないと延ばしなさいと言ったら延ばせて国からお金をもらえるものではありません。選択肢としてここで新築できないならば、あとは大規模改修というか、もう改修でやるしかないんです。その辺の緊急的な熊本地震における特別予算の中での予算であり、今回の建設でございまして。そして公民館法のうんぬんがどうのというそれは議論はできないところでございまして、支所に近いし今までの経験もありますので、しっかりと福祉センターとしても、いや、そこに福祉センターの拠点を置くわけではありませんが、市民サービスにはより新しい建物の中でしっかりとできると確信がございまして。

○12番（五嶋映司君）　発言はできないんですよ、3回目だから。だから、今の疑問については、次の議案の中で続きはやりたいと思います。異論はたくさんありま

す。一応、これでこの質疑は終わります。

○議長（長谷誠一君） ほかに質疑ありませんか。

○15番（渡邊裕生君） ただいま議題に上っております議案第43号から議案第45号まで一括した質疑をさせていただきたいと思いますが、まず、素朴な疑問です。最初この計画は、防災コミュニティセンターということで表に出てきたと思います。それが、いつからか防災拠点センターに名称が変わりました。なぜ、コミュニティセンターから防災拠点センターに名称が変わったのかという明確なお答えをいただきたいと思います。次に、資料集に図面が併せて載っております。字が小さくて読めません。言えば、先ほど市長はあくまで締結の話ですからということではあるんですが、図面の数字がもう平方メートルとかほとんど私の目では小さすぎて分からないという話で、例えば炊き出し室をこの3施設を比較したときに、対象となる人数に対して適正な面積が確保されているのかという問題等は、今回話ができるのか。あくまで、この契約締結のみの審議であろうか、先ほどのお答えではそうだったんですが。ここに図面が載っている以上、やっぱりその計画の妥当性とかそういったものに関して、少しはやっぱり質問をしてもいいのではないかと私は思っております。そこで、先ほど五嶋議員もおっしゃいましたが、今この時間帯の中で3回という限られたこの質疑という中で、十分なやりとりができるとも思いませんので、できたら委員会付託を本当はお願いしたいところではあります。それと、すみません、市長の言葉に対してどうこうという話ではないんですが、今回の3施設の中で豊野の場合は支所に近いというのがあります。ただ、松橋西、東は、本所からかなり距離があります。その公民館的機能若しくは老人福祉センター機能をこれで持たせるという話になったときに、近くに公民館の職員はどこにいらっしゃるのかな。社会福祉協議会の職員はどこにいらっしゃるのかな。当然社会福祉協議会は今回松橋の老人福祉センターに一本化ということで、東は割と近いと思いますが、西の方は隣にある施設はインダストリアル研修館ですね。それとの関係とか、いろいろやっぱりお尋ねしたいことってあると思うんです。そういったことで私が今3点ほど言いましたけれども、お答えをいただければと思いますが、その施設のあり方とこの契約締結の金額の問題との整合性がどうとれるのかというのは、今この質疑の中だけで了解できる話かどうかというのはちょっと疑問がありますので、一応そういうところをお含みおきいただきながら答弁をお願いします。

○総務部長（成松英隆君） まず、名称の変更ですけれども、これは補助金の関係でございます。それとインダストリアル研修館はまだ新しく残しております。

○市長（守田憲史君） 豊野は支所の近くであると。そして松橋東に関しましては、社協が入りますので、基本的に社協がほとんどやっておりますので、これは問題なか

ろうかと思います。そこで松橋が2か所になったときに、2か所にそれぞれのというのはなかなか難しいと思いますし、またインダストリアル研修館も残るところでございますし、すぐ近くでありますので本所から行くということで御了解をお願いするところです。

○総務部長（成松英隆君） 1つ忘れていました。これは五嶋議員の時のです。図面が小さいということですけど、大変申し訳ございません。これまで体育館等ずっとやっていたときに、議案に付するときの図面はこのタイプで今までやって慣例に従ってやってきたということで、大変申し訳ございません。今後は、その点は気を付けるように別途資料を出すということを考えたいと思います。

○15番（渡邊裕生君） その補助金との関係一言で終わると言えばそうなのかもしれませんがね、でもやっぱり防災コミュニティという言葉が付いていたから、公民館機能や老人福祉センターの機能がそこにきちんと担保されているというところで私たちは理解をしていました。しかし、防災拠点センターとなると何か防災のみの施設に取られてしまうというのがあって、地域のコミュニティというのが本当にできていくのかというのがちょっと不安になります。先ほどそれぞれの担当の職員がそばにいてと、じゃあ東は社協だけでいいのか、公民館機能を使うときにその公民館の職員はそばにいてもいいのかとかですね、逆の話になりますよね。西の場合は公民館職員は近くにいても、社協の職員はそばにいないとか。要するにその使い勝手の問題としてスムーズに使える体制ができるのかどうかというのが、先ほど五嶋議員が言われていたように、条例とやっぱり合わせて審議をした方がいいんじゃないかなと私も思いました。契約ありきでこのまま進んでいって本当にいいのかどうかというのは、本当に私疑問が残ります。本当にこの施設の中身を審議する時間というのがどうも今日はないんじゃないかと思いますので、やはりきっちり中身をこれ最終の図面ですから、本当にこれで良かったのかどうかというのは手前で全然議論できませんでしたから、今ここで議論ができるかというのとたぶんできないと思います。やっぱり時間の問題というのは非常に大事なかなと思いますので、委員会付託をお願いして質疑を終わります。

○総務部長（成松英隆君） 補助金の関係と申したのは、防災拠点に係る部分につきまして補助率2分の1でございます。コミュニティに係る部分は東北地方にも同じようなものがございまして、その中で会計検査の指摘等でそこが3分の1に抑えられたというところで、今回防災拠点センターですけどコミュニティ部分になるところは3分の1の補助金というところでやらせていただいております。

○議長（長谷誠一君） ほかにありませんか。

○1番（原田祐作君） 本件に関して質疑がありましたので、ここで発言をさせていた

できます。私も議員になりましてこの防災拠点センター、当初は渡邊議員から御指摘がありました防災コミュニティセンターという形で私も認識をして、これも宇城市が掲げる大きなプロジェクトの中の1つだよというところで私も認識をしておりました。ただ、当初御説明いただいたのが、かなり以前でその時の図面は先ほど五嶋議員からも御指摘がありましたカラーで非常に丁寧な御説明をいただきました。ただ、今回この議案に至るまでにその変更の部分があるということも本日分かりましたし、またそのやはり数字では表せないんですが、コミュニティから拠点というところの変化に関わる場所のやっぱり使い方のニュアンスも非常に疑義が残るところでもあります。そこでいろんなことを言いたいんですが、今回、今総務部長の答弁でございました。その災害拠点となる部分とコミュニティの部分で補助率が違うと今御説明がありましたけれども、その辺は、具体的にどの部分は何平方メートルあるのかというのをひとつお聞きしたいと思います。また、もう1つは今回図面を見させていただくと、松橋の東と西、また豊野に関しては、調理場のスペースが設けてありました。先日一般質問をした時に、小川の以前いただいた建設用のコミュニティセンターの図面を見ると室内に調理室がなかった。非常にせまい部分しかなかったと。それについてどういったその取扱いの違いがあるのかというのは、今回の議案と関係ないから説明できないよということであればいいんですが、もし説明できればそこをお願いしたいと思います。

○総務部長（成松英隆君） 部屋の使い方というのは基本的なところは両方名前がございいます。防災避難というときには、例えば大避難室、例えば集積倉庫とかそういうのはコミュニティが付いたらホールとかそういうことになります。中避難室が中会議室とかですね、そういうふうに分けておりまして、大きくあるのは情報共有スペースというのがよくホワイトボードを張り出すとかそういうところが通常のコミュニティホールでエントランスホールというふうになっております。できるだけ県と相談しながらここは防災でいいけど、ここは補助金の支給に引かかるからというところとかいろいろ検討しながら、部屋ごととかそういうのに分けて防災とコミュニティの対象は別途としております。

○1番（原田祐作君） 今回請負契約に関する議案ということで、適切じゃないというような話を先ほどからなされていますので、この辺で非常に多く疑問が残るんですけどやめようと思うんですが、やっぱりその請負契約の議案と言われましても、今回そのトータルで18億円近い、これは大切な皆さんの税金から頂いた予算ですよ、それとまたこの事業は宇城市の大きなプロジェクトの中の1つと言われていますし、また災害に関わることなので非常に大切なことだと私もそこは十分理解しているんです。ですから以前頂いた図面と全く変わりがなく、またその当時使われて

いた防災コミュニティセンターから防災拠点センターに変わったというところも、きちんと説明があって今回の議案が出されたのであれば、私もここまで申し上げませんが、その辺について、私素朴にちょっと疑問がありまして。今回金額の締結の話だよと言われてもなかなか納得できない部分がありましたので、この点を質問させていただきました。以上で、発言を終わります。

○議長（長谷誠一君） これで質疑を終結します。

次に、議案第44号工事請負契約の締結について（松橋東防災拠点センター新築工事）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

○12番（五嶋映司君） 先ほどの続きではないですけども、今市長がおっしゃった皆さんも気にされているけれども、この議案は工事請負契約のみとおっしゃられますが、この工事契約をやることによって、この図面が成立するんですよね。この図面は予算ではとっておいていません。この図面を基にこういう契約をしますということで初めてこの全容がはっきりします。ですから、この中でこの図面を含めてどうあるべきかと議論するのは絶対必要なことだと私は思います。その辺ではどういう具合にお考えになるかまず聞きたいということと、それともう1つは先ほど言いそびれたんですけども、何で今日、僕はこれに全て反対という意味じゃないんですよ。議会を軽視せずに議会にしっかり議論させると、議論して皆さんが納得したらそれでいいじゃないかと。じゃあ使い方はどうするんだとか何とかというのに関しても、議論してじゃあそういう形にするようにしようということが合意できれば、予算との関係で文字では書けないという部分もあると思います、当然。だからそういうところは議論することによってしっかりできる。しかし今の段階では、結局この前の答弁の中でも常駐はできないとか、これは何とかという話になると、おいおい待てよと、それは住民サービスの後退にならないのかというのが一番気になるところです。ですから、今はまず今回は2点だけ。この契約が工事請負契約のみとおっしゃっているけれども、じゃなくてこの内容が、実際に工事内容が決まるのがこれなんだと、これをここで議決するんだということですから、この内容に議論するのは当然のことということをどうお考えになるのか。もう1つはなんで今日、ここで、委員会付託をせずにこの大事な問題をここで議決してほしいのか。タイムリミットがあるとか何とかということがあったら正確に教えてください。

○総務部長（成松英隆君） もともと面積が1,986.04平方メートルで基本計画を立てております。今回が1,999.97平方メートルと増加させております。先ほども申しましたけれども、大きな変更点はここが福祉的避難所ということです。

○12番（五嶋映司君） 変更点じゃないんですよ。今市長がおっしゃったように、ここで議論するのは契約の問題だけだと、この内容の問題は必要ないんだとおっしゃ

やったから違うんだと、それは。それはどうなんですかと聞いているんです。

○市長（守田憲史君） 変更が大きなものではなく、その全体から見て今の面積がそう大きくないというところでは、その当初の説明の範囲内という理解でございます。それで、変更はない。そこで議論をしていただきたい。今の自分の解釈としては、今回の請負契約自体のそこを見ていただければと思うわけで、その使い方がどうだうんぬんに関しては、先ほどの予算の中の事前の中で御指摘いただきたいをお願いしたところでございます。

○総務部長（成松英隆君） なぜ追加議案なのかという点で、まず補助金の関係でございます。平成31年度の3月中に今年度予算ですので、契約することが望ましいということが1点でございます。それと工期が標準工期を考えますと11か月でございますので、予算繰り越しても来年度一杯までかかるというところで、一刻も早く契約をして着工したいというところがもう1点でございます。それと何でこの時期になったのかというと6月の28日に補助金の交付決定がございまして、すぐさま取り掛かりまして7月23日から1月31日までに実施設計業務を委託しております。それから実際の施工を考えまして、2月7日の指名審査会に諮って12日に公告をしております。それで見積り期間をとって3月5日に入札しておりますので、かなりタイトなスケジュールではございますけど、その中でやらせていただいて今回この時期に提案ということになりました。

○市長（守田憲史君） 常駐について独り歩きしているきらいがあるかと思います。公民館ではないので公民館の職員は置かない、支所ではないので支所の職員は置かない。その中で本来正規職員は置いてすべき管理かもしれませんが、できたらそれを民間にそれが指定管理者なのかうんぬんかは今後の議論でございまして、その常駐というのが、置かないとかそういう議論ではないというのは御理解いただけたらと思います。

○12番（五嶋映司君） 今おっしゃった中で、軽微な変更はできるとおっしゃったけれども、もしここで否決されることを前提におかれてないけれども、これはこの議会で否決される可能性だってあるわけですね、そういうときには変更というのは当然起こりうるわけなんです。だからそこで議論をして変更はないかもしれません。けれども変更する議論をするのは当たり前なんです。と僕は思います。ですから今市長がおっしゃったように、軽微の変更ならこのままいけますというけれども、今やったものはこれはこういう計画でいきますというのは説明があった段階で、それで議論は出ているかもしれませんが、それを最終的にはここで決めるわけですから、その変更の可能性は当然、その変更の可能性がなければ議会で議決する必要はないわけでしょう。金額だけの問題だったら。僕は1つその辺が疑問な点で、

先ほど総務部長がおっしゃった、いわゆるこれはなぜここかという部分については、事故繰越とか明許繰越とかそういう制度がいろいろありますね。そういうことはできないのか。そういうことができる可能性がなんでないのかも説明してくれなきゃ分からないでしょう。だから3月31日までと分かりますよ。3月31日までに予算化してやっていて、それでできなければ事故繰越、明許繰越ってあるわけでしょう。それができるなら議論の時間はあるんじゃないですか。その辺は財政課長もおいでになるから、財政含めて。

○市長（守田憲史君） 五嶋議員のおっしゃったその面積うんぬんについて、この場で議論をなされると、それは否定したわけではございません。大規模なうんぬんということであったと思ったもので、その後五嶋議員がおっしゃったように、この請負契約うんぬんの中で議論なすることを否定するものではございません。こちらの主張としてその大きな変更でない、よくこの建築の実際に行われる範囲内の変更であろうという認識でその旨をお伝えし、そこで改めて我々としては改めて議会にかけて皆さんに御判断をいただく大きな変更ではないという意味でございますので、申し訳ありません。

それと、また総務部長が説明いたしますが、今回のこの予算につきましては、熊本県でも7割8割を宇城市が頂いた予算でございます。それはこの忙しい中にもこのチャンスをいかしてうんぬんを出したからこそ、ここにタイムリーなところでもらえた予算でございまして、それなりに県と交渉もお願いし、急いであるからこそじゃあ分かりましたというところで、よその市はそこまで手が回っていなかった。その中でここで急がないといけない、ここをもらえなかったらこの9割の予算はもらえませんので、本来の建設そのものができない、そういう状況の中での今回の予算のお願いでもあり、今日の契約締結のお願いでもございます。よろしく願います。

○総務部長（成松英隆君） 予算の話でございました。明許繰越は議決をいただいております。ですから一旦これでやらせていただいて契約をしてから繰越をと考えております。で、あと事故繰越はどうだというお話だったんですけど、事故繰越は契約をしないと事故繰越は認められません。

○12番（五嶋映司君） 3回目ですからこれまでにしますけれども、今言われた中ではっきりとかなきゃいけないのは、議会の中は議論の場ですから、先ほどこれは契約の案件だからここで議論できないよというようなことは、是非、そういうことはなかったと、今お認めいただいたから分かりましたけれども、そういうことは僕らも素人ですから、そう言われると、あら、これここで言っちゃいけないのかなと思ったりもしますから、そういうことは是非ないようにしていただきたい。

○市長（守田憲史君） 素人じゃありませんよ。給料をもらってらっしゃる議員ですから素人じゃありません。プロですよ皆さんは。

○12番（五嶋映司君） いやいや、まあ、いいです。それと繰越は明許はできると、明許やると、それは確かにそうせざるを得ないと思うんですね。すぐ払えるわけじゃないんですから、契約しても3月31日までに。だからそうするならば、なぜこうなのかということに関しては、今日が14日ですね。これで臨時議会をやることは十分可能ですよね。議会を延長することだって可能です。だから1日あればいいわけですから委員会は。それだけを僕は言っているんです。そこで議論させなさいと。僕はそこで議論して、そして積み上げなさい。でないと今の提案の仕方は議会軽視につながるということを僕は強く言っています。是非その辺は御考慮というか御理解をいただきたい。

○市長（守田憲史君） 議会軽視という言葉が出ましたので、今まではちょっと表現を遠慮しておりましたが、一般会計予算をとおすときに、本来反対すべきであったところでしなかったという五嶋議員のそこについては、何のあれもなく、そしていきなり議会軽視と言われてもなかなか厳しいものがあると思います。

○議長（長谷誠一君） ほかにありませんか。

○1番（原田祐作君） 今、御答弁の中で1つ質疑が浮かびましたので、質問させていただきます。まず予算の中で検討しなければならないというところであれば、当初私たちが説明していただいた分と今回が変更の部分があると、変わった部分があるということはお認めになったという前提でお話をさせていただくと、その変更があったのにその変更後の図面を見ないでその数字だけで議論ができるという御認識をお持ちなのかという点が1点と、その変更は軽微であるという、大きな変更ではないというお話なんです。であるなら、私の中の判断で軽微な変更というのは、その建築基準法上その建築確認を出し直す変更を伴わない変更が軽微と捉えています。ですので、その例えば変更部分が何平方メートルで、それはその建築確認の申請を出し直すなくていいよというようなところがもしあれば、その辺の基準の判断があれば御説明願いたいと思います。

○総務部長（成松英隆君） 確認申請は現在のでやっております。予算をいただいたのが、当初予算だったと思いますので、そのときはまだ基本構想その後実施設計をして、ちゃんとくみ上げて図面にしたというところがございますので、その差異が出てきたということでございます。別途機会を設けて、一度は御説明を議員の皆さんにはしたところでございます。

○1番（原田祐作君） できれば、その辺の具体的な変更点がどれぐらいあってという話も聞きたかったんですが、その辺がやっぱり見えていないというところで私たち

も責任をもって住民の方たちに説明する上で、ちょっと材料が足りないなというところでの質疑というふうに捉えていただければと思います。以上で発言を終わります。

○議長（長谷誠一君） これで質疑を終結します。

次に、議案第45号工事請負契約の締結について（豊野防災拠点センター新築工事）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

○12番（五嶋映司君） 場所が変わりましたよね、いわゆる活断層の関係で。それで変わった部分をできればね、これはこういうのをちゃんと出していただくとね、ほんとうにありがたかった。本当に決まるときにこれを出してこないというのは、やっぱりまずいなと思いますから、それは先ほど出しますとおっしゃるから是非お願いしたい。だからこの部分の変わった部分だけ、形は変わっていませんから中の位置だけが変わったような感じですから、その辺だけ説明していただくとありがたいと思います。

○総務部長（成松英隆君） 位置はもともと現在の豊野の公民館のところに建てる予定でございましたけれども、国交省の方から活断層があるというお話でそこから正確な場所がどこに断層があるかというのは分かりませんが、割と近かったものですから、それをそのまま元の小学校のグラウンドの正門の近くに変更したというところでございます。

○議長（長谷誠一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第43号から議案第45号までにつきましては、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） ただいまの委員会付託省略について異議があります。この場合の申し立てには、会議規則第75条の規定により4人以上を必要とします。よって異議のある方の起立を求めます。

〔異議のある者起立〕

○議長（長谷誠一君） 4人以上であり、動議は成立しました。よって、委員会付託することについて起立により採決します。

賛成の方の起立を求めます。

ここでしばらく休憩します。午後1時から再開します。

—————○—————

休憩 午後0時40分

再開 午後１時００分

—————○—————

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員会付託を省略することに反対の動議が成立しましたので採決をします。

委員会付託をすることに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（長谷誠一君） 起立少数ですので否決されました。よって委員会付託を省略します。

次に、議案第４３号の討論に入ります。討論はありますか。五嶋映司君。

○１２番（五嶋映司君） １２番、五嶋でございます。ただいま議題になっております議案第４３号工事請負契約の締結について（松橋西防災拠点センター新築工事）について反対の討論をいたします。質疑の中で議論してきたように、この問題まだ皆さんと一緒にしっかり議論して、市民に納得できるような説明ができるようにすることが非常に大事だと思います。また、私はこの工事そのものに反対ではありません。公共施設がどんどん無くなった段階でこの施設を使い方によっては公民館だとか、いわゆる老人福祉センター的な役割で使うことができるそういう要素を持っているということは認めますし、工事自体について反対するものでありませんが、まずは議論をしっかりやる、そしてその使い方まで含めて皆さんが了解を得られるそういうようにすることが非常に大事だと思います。それと同時に今まで説明があった中で、じゃあ議会の中でその議論がなぜ今日採決なのかという問題についても、議会の延長も可能ですし、この休会をして今日少なくともまだ時間があります。この中での議論もできます。そういう意味では議会私どもにも責任があったように思います。なぜなら、このことを議会運営委員会が決めてしまってその方向を出したこと。そのことについては議会の我々も反省しなければいけない問題だと思います。そのことも含めてこの議案には反対をいたします。議員諸氏の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（長谷誠一君） ほかに討論はありますか。溝見友一君。

○１０番（溝見友一君） この議案に対して賛成の討論をさせていただきます。議案第４３号工事請負契約の締結について（松橋西防災拠点センター新築工事）についてです。私はこの議題に関しては、地震があったからこそ防災拠点センターが必要だというふうに私は認識しています。もしもなければ、防災拠点センターを建てることも議論することもなかったと思います。その有事の際に、やはり寄り添う場所が必要だと執行部の方々、市長はじめ思われて、そしてこの予算を持ってこられたと認識しています。それと、私どもこの防災拠点センターというのが一体何なのかと

いうのを、私どもが初め聞いたときに分かりませんでした。議論話し合いを進める中で、でもこれを市民に対していかに説明するかということも私も考えました。その中で、うちは松橋地区、西防災拠点センターの松橋校区地区では、連絡協議会を開いて、このことを4回から5回ほど執行部の方々と交えていろんな意味で説明を聞かせていただきました。そしてその中で市民の方々も、いや、それはどうだと、使い勝手はどうなるのかと、公民館とは違うのはどうなのかといろんな議論を5回ほどさせていただいた上で、そして皆さんが納得しているかどうかは分かりませんが、その中で議論した上で何度か図面を出してもらい、そして変わったときには変わったところも説明してもらい、それをその連絡協議会で話した上では、決して間違ったことでもありませんし、これが今まで何もなかった議論の中で全て決定することではないというふうに私は認識しているところです。議員皆さんの賛同を得られますことを願ひまして、討論の言葉と代えさせていただきます。

○議長（長谷誠一君） ほかにありませんか。原田祐作君。

○1番（原田祐作君） 1番、原田です。私は、今議題にされております議案第43号について反対の立場で討論させていただきます。前提といたしまして、これは私だけではなくて私の会派の皆さんもそうだと思うんですけれども、この施設自体の建設に反対をしているわけではありません。熊本県を襲った大きな震災、これによって大変多くの方が困られて、この地域も非常に疲弊した。その方たちを助けるためにもまた、この地域に力を戻すためにも、この建設工事はある一定の役割があるとそれは十分認識をしております。だからこそ、私たちはもっとこの施設を深く知り、その使い方を市民の皆様にも周知し、そしてこの建設費は、先ほどの溝見議員の賛成討論に対する言葉ではありませんが、その地域の方たちだけがお金を出して建てているんじゃないんです。豊野から三角まで広く皆様の税金からこの工事費は出されている。そしてまた広く言えば、国の補助金を頂いているのであれば、日本国皆様の税金からこの建設は行われる、こういうふうに捉えられるのであれば、せめてこの宇城市の代表である私たちこの議員は、たとえどこにある施設でも、私は小川ですが、三角の施設でも豊野の施設でもその内容を理解し、議論すべきだと思います。とても議論が深まっているとは思えません。先ほどの議会の混乱と言わせていただいたら言葉が悪いかもしれませんが、このような状況が市民の皆様方にカメラを通して放映される。そうしたときに市民の皆様がどう感じられるのか。その辺を十分に理解していただき、反対の立場なんです、施設の建設自体を反対しているのではなく、もうちょっと議論を深めたい、そういう意味で本議案に反対の立場から私は討論させていただきます。どうか議員の皆様、私のこの気持ち御理解いただき、御賛同いただけますことをお願い申し上げます。

○議長（長谷誠一君）　これから、議案第４３号工事請負契約の締結について（松橋西防災拠点センター新築工事）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。議案第４３号は、可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君）　ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君）　押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第４３号は可決しました。

次に、議案第４４号の討論に入ります。討論はありませんか。五嶋映司君。

○１２番（五嶋映司君）　この件も先の議案第４３号と同様に、十分な議論がなされているとは思いません。十分な議論がされることを求めてこの議案には反対をいたします。

○議長（長谷誠一君）　ほかにありませんか。豊田紀代美君。

○１９番（豊田紀代美君）　ただいま上程されております議案第４４号工事請負契約の締結について（松橋東防災拠点センター新築工事）について、賛成の立場で討論をいたしたいと思います。私はこれまで熊本地震以来、市長をはじめ、執行部の皆さん、議会の皆さんもそうですが、この地震に対して何とか地震の際のいろんなことが総括した施設ができないものだろうか、という大変な時期にそういう防災拠点センター、今考えればそれが防災拠点センターであったんですけれども、地域住民の方も避難しておられたり、仮設住宅に入られたりしながら、私どもに議員として私にもいろんな方がそういうことを、何とかできないですかというような形でおっしゃっていただきました。そして執行部の守田市長の御英断でしっかりとそこを県、国におっしゃっていただいてこの画期的な補助金できて、国の支援をいただくことになりました。そういうことで、この防災拠点センター、災害に強いみんなが安心してできる拠点が私は必要であったと思いますし、先ほど原田議員から我々は宇城市の議員だからと、そんな東、西とか豊野とか三角とかじゃなくして、宇城市全体の議員としてそれは考えるべきであるというふうな考えの発言がございました。全くそのとおりかもしれません。でも、溝見議員がおっしゃったのは、自分の地域で一番身近な地域の中で西の防災拠点センターをつくるのに、その団体長たちが集まられるところに執行部を呼んで、しっかりとその説明をされてするということは、私は議員として立派だったと思います。私も事あるごとに私の東の防災拠点センターの分につきましては、説明をさせていただいております。その中で、しっかりと頑張るってこの防災拠点センターをしてほしいと。これからはもっともっと

議論を深めるところについては、「紀代美ちゃん、話をするから、そのときはそういう要望をちゃんと上げてくれ」とおっしゃっていただいております。誰もが議員になった以上、責任を持ってやるのが当たり前。そして、それぞれがそれぞれの意見で、意見を言うことはいいと思います。ただ、私はこの今上程されているこの議案第４４号については賛成の立場で申し上げました。どうか議員の皆さん、御賛同をいただきますようによろしくお願い申し上げます。

○議長（長谷誠一君） ほかにありませんか。これで討論を終結します。

これから、議案第４４号工事請負契約の締結について（松橋東防災拠点センター新築工事）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。議案第４４号は、可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第４４号は可決しました。

次に、議案第４５号の討論に入ります。討論はありませんか。五嶋映司君。

○１２番（五嶋映司君） 議案第４５号工事請負契約の締結について（豊野防災拠点センター新築工事）に反対の立場で討論します。先の議案第４３号、議案第４４号と同様に、この問題についても十分な議論がなされていないと思い、反対をいたします。

○議長（長谷誠一君） ほかにありませんか。高本敬義君。

○７番（高本敬義君） 議案第４５号に反対の立場で発言させていただきます。基本的に本議会は、いろんな諸規定と合わせて議員の申合せによって運用がされてきている部分は多いと思います。本議会は、質疑は簡潔に行い、そして委員会に付託していかうとそういう申合せをしてあります。先だつての全員協議会の中でも、宇城市の議会は委員会主義だということがうたわれ、皆さん合意されました。であるならば、こういう事業にあたって議案にあたって、これまでの討論で各議員が話されたように、事業そのものに反対するものではありませんが、議事の議案の取扱い進め方として、やっぱり全うな正当な議会運営にあるべき委員会付託をして、きちんと議論をしてより良い事業を展開していくのが筋ではなかろうかと思います。そういう意味で議案第４５号には反対ということで、議員諸氏の賛同をよろしくお願いします。

○議長（長谷誠一君） ほかにありませんか。大村悟君。

○8番（大村 悟君） 8番、大村です。今議論されています議案第45号工事請負契約の締結について（豊野防災拠点センター新築工事）について賛成の立場で討論をさせていただきます。特に、豊野につきましては、新たな活断層の話が出まして、それを配慮していただきながら場所も変更していただいております。豊野だけでなく今回6か所防災拠点センターができるということになっておりますが、それを知った時点から、例えば公民館的要素も含むと、福祉センター的な要素も含むということを私は理解をいたしまして、機会あるごとに地区の方々には説明をしてきたところであります。それぞれのまちというよりも私が説明してきた地域住民は、この完成をまだなのかまだなのかということを、いつから取りかかるのかというのを、声を挙げながら期待して待っております。是非、この議案第45号を賛成の立場で討論させていただきましたので、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（長谷誠一君） ほかにありませんか。これで討論を終結します。

これから、議案第45号工事請負契約の締結について（豊野防災拠点センター新築工事）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。議案第45号は、可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第45号は可決しました。

—————○—————

日程第36 同意第1号 副市長の選任について（浅井 正文氏）

○議長（長谷誠一君） 日程第36、同意第1号副市長の選任について（浅井正文氏）を議題とします。

これから、討論に入ります。通告がありますので、順番に発言を許します。まず、20番、中山弘幸君。

○20番（中山弘幸君） 20番、中山でございます。ただいま議題となっております、同意第1号副市長の選任につきまして、私は反対の立場で討論いたします。私は議会人として28年間で助役、副市長の同意案件に反対するのは今回で2回目であります。できますなら、反対討論はしないで済ませたいと今日まで願ってきましたが、御本人を前にしてこのような結果になったことは非常に残念であります。私の質疑に対して市長は、副市長の責務について単なるトップの補佐役ではなく、トップマ

ネジメント政策の判断、企画に主体的に関わる責務を担っているという趣旨のことを述べられました。ということはナンバー２ではなく、ほとんどトップと同等という理解もいたします。今回の三角町振興株式会社における社員の売上金を私的に使ったという不祥事について、市長から報告がなされた後に、直属の上司である副市長から謝罪の言葉があつてしかるべきでありました。市長から、私が謝罪したことが全てですなどという発言があることが私には到底理解ができません。また、本人は損害を弁償され、会社も辞め、十分とは言えませんがそれなりの社会的制裁を受けておられます。それに比較し、直属の上司である浅井氏に対する文書訓告という処分が果たして妥当なのか。極めて疑問であります。文書訓告は国家公務員法８２条における懲戒処分には含まれず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律４３条を根拠として行われている。文書訓告は比較的軽い処分とされているが、昇給や給与などの取扱いに一時的に影響がある場合もあるとされております。また、人事院の懲戒処分の指針では、監督責任関係の中の指導監督不適正というところで部下職員が懲戒処分を受けたに等しい場合で、管理監督者としての指導監督に適性を欠いていた職員は、減給または戒告とするともあります。市長の説明では、三角町振興株式会社には、懲戒規定がないという説明でした。ないこと自体大問題であります。ないのであれば人事院の指針に準ずるということもできたはずであります。

私は、議会の権威を振りかざしているわけではありません。日本には連綿として受け継がれてきた美しい精神があります。それは、美德であり潔さであります。今回の不祥事において人の上に立つ人間として、宇城市民の皆様に対して少しでも申し訳なかったという気持ちがあるならば、この議場という公の場で議員からの質問に対してではなく、自ら進んで謝罪することに何のためらいがあるというのでしょうか。私が残念なのは、これまでに浅井氏から市民の皆様に対してという言葉が聞かれなかったことでもあります。私は格調高い宇城市議会の１議員として、これらのことをどうしても見過ごすことができません。よって、この副市長の同意案件には反対をさせていただきます。議員各位におかれましては、御賛同賜りますようによりしくお願い申し上げまして、私の討論を終わります。

○議長（長谷誠一君） 次に、１９番、豊田紀代美君。

○１９番（豊田紀代美君） １９番、豊田です。ただいま上程されている同意第１号副市長の選任について賛成の立場で討論をいたします。副市長の職務は、市長を補佐し、市長の命を受けて政策、企画をつかさどり、その補助機関たる職員の担任する事務を監督するとされ、市政において大変重要かつ重大な職務です。この副市長の職務を遂行されるためには、市民に寄り添った行政経験による判断力さらには市民職員の皆さんから信頼されることが重要だと思います。浅井副市長は、昭和５３年

松橋町役場に奉職され、4年前に退職され、約37年間は地方公務員として行政に携わり、その経験をいかされ最後の3年間は総務部長として市政発展のため、その職務を実直に遂行されてこられました。その後副市長に就任され、議員の皆様方も御承知のとおり、4年間身を粉にして副市長の職務を十分すぎるほど遂行されました。特に平成28年の熊本地震では、自宅が大きく損壊をしたにもかかわらず休むことなく朝から晩まで一生懸命守田市長を補佐し、守田市長と共に被災者支援や復旧の陣頭指揮にあたられました。そのおかげで宇城市は熊本地震からの復旧が進み、復興に向かうことができたというふうに確信をいたしております。また、副市長の職務の1つである職員の担任する事務を監督するために、市職員の信頼も重要でございます。浅井副市長の誠実、実直な人柄は皆さんも御承知のとおりです。この人柄により、多くの職員から副市長は暇なく業務を遂行されている、諸問題について適切な助言や判断をもらうなど信頼の声をよくお聞きいたしております。私も、平成3年に旧松橋町の議会議員に初当選して以来、浅井副市長が地方公務員として仕事に真摯に取り組まれる姿勢、さらには副市長としての身を粉にして働かれる様子を注視してまいりました。宇城市では5大プロジェクトも進行している中、熊本地震からの復興、国営基盤整備事業など新たな事業の開始、さらには人口減少、少子高齢化などの大きな諸問題に直面をいたしております。浅井副市長がこれまで市職員としてまたは副市長として行政に携われ、市民のため全力で諸問題にあたられた経験は、市にとっても財産に値すると考えます。この財産をいかし、これから市が直面する諸問題解決、市の発展のため、浅井副市長にもう1期頑張ってくださいことは願ってほしいことだと確信をし、本同意議案に賛成をするものでございます。本議案に対する議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げまして、賛成の討論を終わります。

○議長（長谷誠一君） 以上で、通告による討論を終わります。

これから、同意第1号副市長の選任について（浅井正文氏）を採決します。採決は、起立によって行います。同意第1号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（長谷誠一君） 賛成起立多数です。したがって、同意第1号はこれに同意することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。そのまま自席でお待ちください。

—————○—————

休憩 午後1時33分

再開 午後1時35分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第３７ 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（長谷誠一君） 日程第３７、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から議会運営委員会の調査中の事件について、会議規則第１１０条の規定によって、お手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第３８ 各常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（長谷誠一君） 日程第３８、各常任委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第１１０条の規定によって、お手元に配布しております所管事務の調査項目について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成３１年第１回宇城市議会定例会を閉会します。

どなた様もお疲れ様でございました。

-----○-----

閉会 午後１時３８分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

宇城市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

付 録

宇城市議第 7 9 7 号
平成 3 1 年 2 月 2 2 日

宇城市議会議長 長 谷 誠 一 様

総務文教常任委員長 高 橋 佳 大

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 1 0 9 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 1 号	工事請負契約の締結について（学校給食センター新築工事）	可 決
議案第 2 号	平成 3 0 年度宇城市一般会計補正予算（第 7 号）	原案可決
議案第 6 号	平成 3 0 年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
	【以下余白】	

宇城市議第 7 9 8 号
平成 3 1 年 2 月 2 2 日

宇城市議会議長 長 谷 誠 一 様

建設経済常任委員長 福 永 貴 充

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 1 0 9 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 2 号	平成 3 0 年度宇城市一般会計補正予算（第 7 号）	原案可決
議案第 7 号	平成 3 0 年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決
議案第 8 号	平成 3 0 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 2 号）	原案可決
議案第 9 号	平成 3 0 年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	原案可決
	【以下余白】	

宇城市議第 7 9 9 号
平成 3 1 年 2 月 2 2 日

宇城市議会議長 長 谷 誠 一 様

民生常任委員長 豊 田 紀代美

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 1 0 9 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 2 号	平成 3 0 年度宇城市一般会計補正予算（第 7 号）	原案可決
議案第 3 号	平成 3 0 年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決
議案第 4 号	平成 3 0 年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決
議案第 5 号	平成 3 0 年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決
議案第 1 0 号	平成 3 0 年度宇城市民病院事業会計補正予算（第 3 号）	原案可決
	【以下余白】	

宇城市議会議長 長 谷 誠 一 様

総務文教常任委員長 高 橋 佳 大

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 1 0 9 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 1 4 号	宇城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 1 5 号	宇城市総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 1 6 号	宇城市三角西港観光施設条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 2 3 号	宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 2 4 号	宇城市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 2 5 号	宇城市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 2 6 号	宇城市民プール条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 2 7 号	宇城市立体育館条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 2 8 号	宇城市三角地域過疎地域自立促進計画の変更について	可 決
議案第 3 0 号	指定管理者の指定について（不知火体育館、松合体育館、不知火温水プール、武道館、不知火グラウンド）	可 決
議案第 3 4 号	平成 3 1 年度宇城市一般会計予算	原案可決
議案第 3 8 号	平成 3 1 年度宇城市奨学金特別会計予算	原案可決
議案第 4 2 号	工事請負契約の締結について（松橋中学校屋内運動場改築工事）	可 決

宇城市議会議長 長 谷 誠 一 様

建設経済常任委員長 福 永 貴 充

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、
会議規則第 1 0 9 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 1 2 号	宇城市森林環境譲与税基金条例の制定について	原案可決
議案第 1 3 号	宇城市営駐車場条例の制定について	原案可決
議案第 2 0 号	宇城市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 2 1 号	宇城市河川敷等占用条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 2 2 号	宇城市立公園条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 3 1 号	工事請負契約の変更契約の締結について（長崎久具線交付金橋梁上部工工事）	可 決
議案第 3 3 号	財産の取得について（災害公営住宅建設用地）	可 決
議案第 3 4 号	平成 3 1 年度宇城市一般会計予算	原案可決
議案第 3 9 号	平成 3 1 年度宇城市水道事業会計予算	原案可決
議案第 4 0 号	平成 3 1 年度宇城市下水道事業会計予算	原案可決

宇城市議第 8 2 7 号
平成 3 1 年 3 月 1 4 日

宇城市議会議長 長 谷 誠 一 様

民生常任委員長 豊 田 紀代美

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、
会議規則第 1 0 9 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 1 1 号	宇城市延滞金等徴収条例の制定について	原案可決
議案第 1 7 号	宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 1 8 号	宇城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 1 9 号	宇城市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 2 9 号	指定管理者の指定について（松橋老人福祉センター）	可 決
議案第 3 2 号	財産の無償譲渡について（不知火保育園）	可 決
議案第 3 4 号	平成 3 1 年度宇城市一般会計予算	原案可決
議案第 3 5 号	平成 3 1 年度宇城市国民健康保険特別会計予算	原案可決
議案第 3 6 号	平成 3 1 年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
議案第 3 7 号	平成 3 1 年度宇城市介護保険特別会計予算	原案可決
議案第 4 1 号	平成 3 1 年度宇城市民病院事業会計予算	原案可決

平成31年第1回定例会 議案等賛否表

○:賛成

●:反対

欠:欠席

除:除斥

棄:棄権

件 名	議員名																						審議結果	賛成	反対
	1 原田祐作	2 永木誠	3 山森悦嗣	4 三角隆史	5 坂下勲	6 高橋佳大	7 高本敬義	8 大村悟	9 福永貴充	10 溝見友一	11 園田幸雄	12 五嶋映司	13 福田良二	14 河野正明	15 渡邊裕生	16 河野一郎	17 長谷誠一	18 入江学	19 豊田紀代美	20 中山弘幸	21 石川洋一	22 岡本泰章			
議案第1号 工事請負契約の締結について(学校給食センター新築工事)	●	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	●	○	議長のため表決には加わりません。	○	○	●	○	○	可決	16	5
議案第2号 平成30年度宇城市一般会計補正予算(第7号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第3号 平成30年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第4号 平成30年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第5号 平成30年度宇城市介護保険特別会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○		○	○	○	○	○	原案可決	20	1
議案第6号 平成30年度宇城市奨学金特別会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第7号 平成30年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第8号 平成30年度宇城市水道事業会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第9号 平成30年度宇城市下水道事業会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第10号 平成30年度宇城市民病院事業会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第11号 宇城市延滞金等徴収条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第12号 宇城市森林環境譲与税基金条例の制定について	●	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	●	○	○	○	○		○	○	●	○	○	原案可決	16	5
議案第13号 宇城市営駐車場条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第14号 宇城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第15号 宇城市総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第16号 宇城市三角西港観光施設条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第17号 宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第18号 宇城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	21	0

議案第19号 宇城市老人福祉センター条例の一部を 改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	棄	○		○	○	●	○	○	原案 可決	18	2
議案第20号 宇城市道路占用料徴収条例の一部を改 正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案 可決	21	0
議案第21号 宇城市河川敷等占用条例の一部を改正 する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案 可決	21	0
議案第22号 宇城市立公園条例の一部を改正する条 例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案 可決	21	0
議案第23号 宇城市附属機関設置条例の一部を改正 する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案 可決	21	0
議案第24号 宇城市公民館条例の一部を改正する条 例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○	○	○	原案 可決	19	1
議案第25号 宇城市生涯学習施設条例の一部を改正 する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案 可決	18	1
議案第26号 宇城市民プール条例の一部を改正する 条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案 可決	21	0
議案第27号 宇城市立体育館条例の一部を改正する 条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案 可決	21	0
議案第28号 宇城市三角地域過疎地域自立促進計画 の変更について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	可決	21	0
議案第29号 指定管理者の指定について(松橋老人 福祉センター)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	可決	21	0
議案第30号 指定管理者の指定について(不知火体 育館、松合体育館、不知火温水プール、 武道館、不知火グラウンド)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	○		○	○	○	○	○	可決	20	0
議案第31号 工事請負契約の変更契約の締結につい て(長崎久具線交付金橋梁上部工工事)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	○		○	○	○	○	○	可決	20	0
議案第32号 財産の無償譲渡について(不知火保育 園)	●	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	●	○	○	●	○	○	○	○	○	○	可決	17	4
議案第33号 財産の取得について(災害公営住宅建 設用地)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	可決	21	0
議案第34号 平成31年度宇城市一般会計予算	●	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○	○	●	○	○	●	○	○	○	○	○	○	原案 可決	16	4
議案第35号 平成31年度宇城市国民健康保険特別 会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○		○	○	○	○	○	原案 可決	20	1
議案第36号 平成31年度宇城市後期高齢者医療特 別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○		○	○	○	○	○	原案 可決	20	1
議案第37号 平成31年度宇城市介護保険特別会計 予算	棄	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○	○	●	○	○	●	○	○	○	○	○	○	原案 可決	16	3
議案第38号 平成31年度宇城市奨学金特別会計予 算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案 可決	21	0
議案第39号 平成31年度宇城市水道事業会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○		○	○	○	○	○	原案 可決	20	1

議案第40号 平成31年度宇城市下水道事業会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	棄	○		○	○	○	○	○	原案 可決	20	0
議案第41号 平成31年度宇城市市民病院事業会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案 可決	21	0
議案第42号 工事請負契約の締結について(松橋中学校屋内運動場改築工事)	棄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	可決	19	1
議案第43号 工事請負契約の締結について(松橋西防災拠点センター新築工事)	●	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	●	○	○	○	●	○		○	○	●	○	○	可決	16	5
議案第44号 工事請負契約の締結について(松橋東防災拠点センター新築工事)	●	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	●	○	○	○	●	○		○	○	●	○	○	可決	16	5
議案第45号 工事請負契約の締結について(豊野防災拠点センター新築工事)	●	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	●	○	○	○	●	○		○	○	●	○	○	可決	16	5